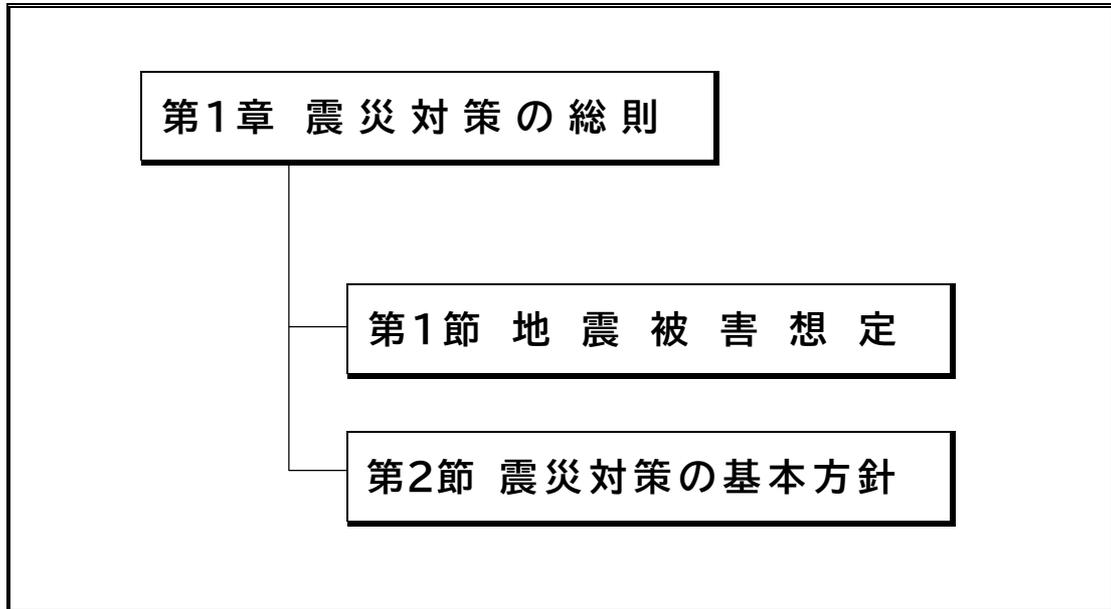


## 第2編 震災対策計画



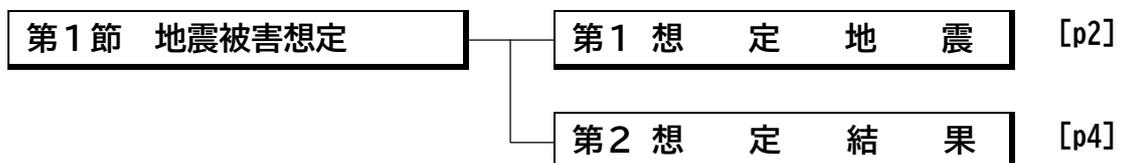
## 第1章 震災対策の総則



### 第1節 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、震災に対する防災計画を作成する場合、地震が起きたときに、どの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることができる。

\*\*\*\*\* 《 地震被害想定構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

## 第1 想定地震

---

本市に関係する地震被害想定としては、県が平成 24・25 年度に地震被害想定調査を実施して、その結果を公表している。その中で県は、東京湾北部地震、立川断層帯地震等、5 つの地震を想定して被害想定を実施している。そのうち、本市に最も大きな被害が発生すると想定される地震は、東京湾北部地震である。

この地震は、平成 19 年度の埼玉県地震被害想定調査でも想定されている地震であるが、フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映して再検証されている。この見直しや地盤モデルの見直し、建物被害や避難者の想定手法の見直し等により、本市の想定被害数量は平成 19 年度想定に比べて大きく減少している。

また、内閣府中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ及び首都直下地震モデル検討会が平成 25 年 12 月に公表している報告書では、首都直下の M7 クラスの地震について、「フィリピン海プレートと北米プレートの境界で発生するタイプである東京湾北部地震及び多摩地震を想定した領域は、大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定され、このタイプの地震の想定は、茨城県南部及び茨城・埼玉県境付近の領域に限定して検討することが妥当と考える。」として、東京湾北部地震と多摩地震は都心部の想定地震から除外されている。

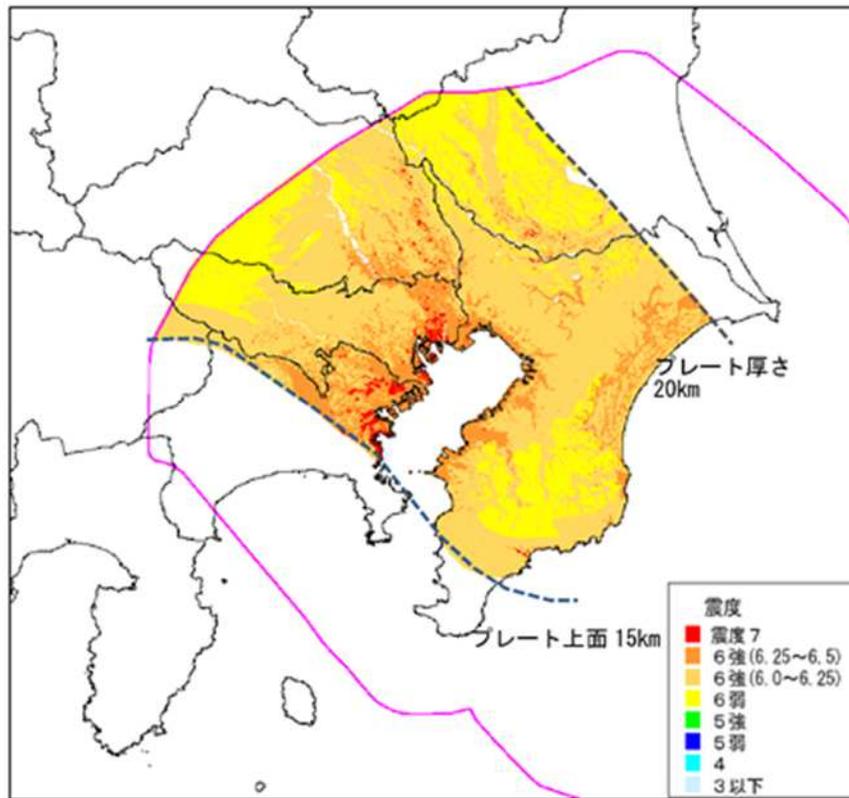
その上でワーキンググループ及び検討会では、首都直下の M7 クラスの想定地震は、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震 (Mw7.3)」、あるいは「地表断層が不明瞭な地殻内の地震 (Mw6.8)」のいずれかとしている。

そこで、本市は、中央防災会議が公表している、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震 (Mw7.3)」及び「地表断層が不明瞭な地殻内の地震 (Mw6.8)」を想定地震として、被害想定を行い、対策を検討していく。

中央防災会議の想定した震度分布を見ると、これらの地震による本市の震度は震度 6 強 (6.0~6.25) であるので、市内の計測震度を一律に 6.2 として被害想定を実施する。

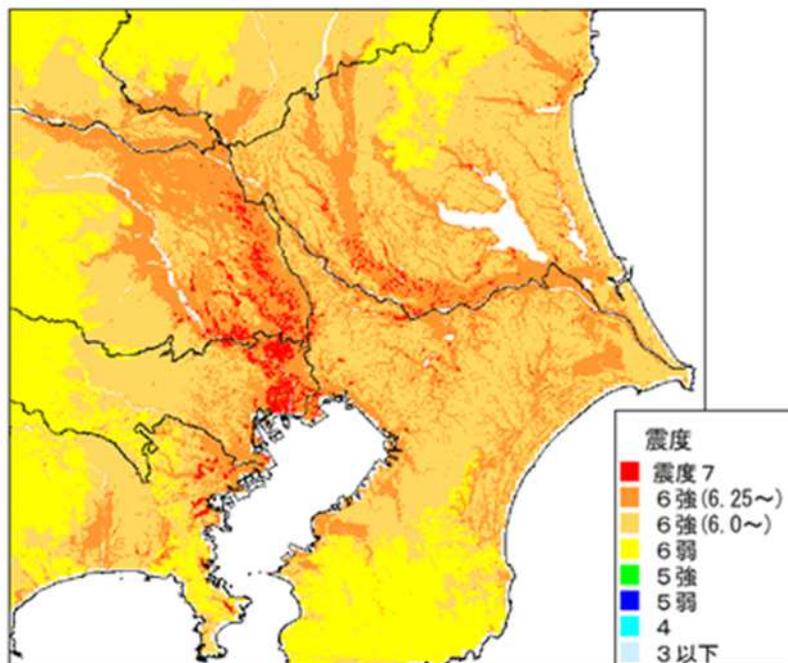
なお、実施する被害想定は、揺れによる建物被害、全半壊建物による死者・負傷者数、避難者数、災害廃棄物量についての想定である。その他の項目については、平成 24・25 年度の県地震被害想定調査結果を採用する。

■フィリピン海プレート内に一律にMw7.3の震源を想定した場合の震度分布図



出典) 「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」平成25年12月、中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ

■地殻内に一律にMw6.8の震源を想定した場合の震度分布図



出典) 「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」平成25年12月、中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ

## 第2 想定結果

中央防災会議が想定している、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（Mw7.3）」及び「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（Mw6.8）」が発生した場合、市域で最大震度6強の揺れが想定され、その揺れ等に起因する主な被害の数量は下表のとおりである。

### □被害想定結果（新座市）

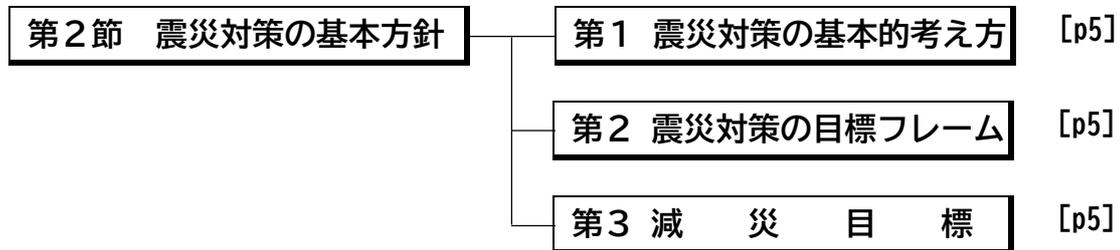
項目		被害内容		条件	単位	被害数量
建 物	木造	揺れによる	全壊数	—	棟	4,364
			半壊数	—	棟	8,468
	非木造	揺れによる	全壊数	—	棟	205
			半壊数	—	棟	562
		急傾斜地崩壊による	全壊数	—	棟	1
			半壊数	—	棟	3
	火災焼失		最大	棟	138	
ラ イ フ ラ イ ン	上水道	断水人口		1日後	人	12,861
	下水道	機能支障人口		直後	人	24,308
	都市ガス	供給停止件数		直後	件	6,890
	電力	停電世帯数		1日後	世帯	320
	電話	不通回線数		1日後	回線	88
人 的 被 害	死者数			朝5時	人	302
	負傷者数			朝5時	人	1,964
	避難者数（当日・1日後）			最大	人	12,458
	避難者数（1週間後）			最大	人	11,989
	避難者数（1か月後）			最大	人	9,702
	帰宅困難者数			最大	人	11,623
災 害 廃 棄 物 量 <sup>※</sup>	災害廃棄物重量			最大	トン	753,215
	災害廃棄物体積（保管容量）			最大	m <sup>3</sup>	640,767

注）一部想定結果は、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）より

※新座市災害廃棄物処理計画より（保管に必要な面積は約320,000m<sup>2</sup>） 第2編P.96参照

## 第2節 震災対策の基本方針

\*\*\*\*\* 《 震災対策の基本方針の構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

### 第1 震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、想定する地震による被害の内容及び規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的な「震災予防計画」かつ実践的な「震災応急対策計画」を策定する。

### 第2 震災対策の目標フレーム

本市の震災対策は、市内に震度6強の揺れをもたらすと想定している地震による被害に対する対策を実施する。

### 第3 減災目標

大規模な地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に様々な対策によって被害の発生の予防及び軽減を図ることが重要である。

県では、東京湾北部地震の発生を想定し、死者・負傷者を約4,000人（約50%）減少させる等の減災目標を定め、その目標を達成するための「埼玉県震災対策行動計画」を策定し、具体的な取組を掲げている。

本市でも、基本理念である「みんなが安心してくらするまちづくり」を実現するために、次のとおり減災目標を定め、対策を推進していく。本市は、この減災目標の達成目標年度を、総合計画の目標年度である令和14年度と設定して達成に努める。

#### 1. 死傷者数の半減

市内に震度6強の揺れをもたらすと想定している地震による死者及び負傷者を半減させることを目標に、次の具体的な個別目標を設定して、それぞれの対策を推進する。

- ① 建物倒壊等による死傷者数を半減
- ② 火災による死傷者数を0に

## 震災対策編

### 第1章 震災対策の総則

#### 第2節 震災対策の基本方針

##### ③ ブロック塀等の倒壊による死傷者数を0に

① 建物倒壊等による死傷者数を半減	ア 都市計画に基づく不燃化、耐震化の促進 イ 建築物耐震改修促進計画の推進 （住宅の耐震化率 95%以上を目標とし、多数の者が利用する建築物はおおむね解消を目標とする。） ウ 耐震診断・耐震改修の助成制度の周知・促進 エ リフォームに合わせた耐震改修の誘導 オ 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化の推進 カ 家具類の転倒防止対策の啓発 キ 消防団及び自主防災会等による、脱出困難者の救出・救助体制の確立 ク 医療施設等の災害時重要施設の耐震化の推進
② 火災による死傷者数を0に	ア 資機材増強等による消防団及び自主防災会による初期消火力の向上 イ 防火水槽の整備、自然水利の確保等による消防水利の充実 ウ 消防車両及び装備の充実 エ 都市計画に基づく不燃化、耐震化の促進及びオープンスペースの確保 オ 住宅用火災警報器の設置促進 カ 地域における防災訓練の強化 キ 感震ブレーカーの普及促進 ク 住宅用消火器の普及促進
③ ブロック塀等の倒壊による死傷者数を0に	ア ブロック塀の実態把握 イ 生け垣設置助成制度の周知・促進 ウ 安全な避難経路の確保・周知 エ 危険な状態のブロック塀に対する対策の推進

## 2. 避難者の減少

地震による住宅の倒壊やライフライン被害、火災による全体の避難者を3割程度減らし、かつ住宅の早期確保により、早期に避難所を閉鎖することを目標とし、以下の対策を推進する。

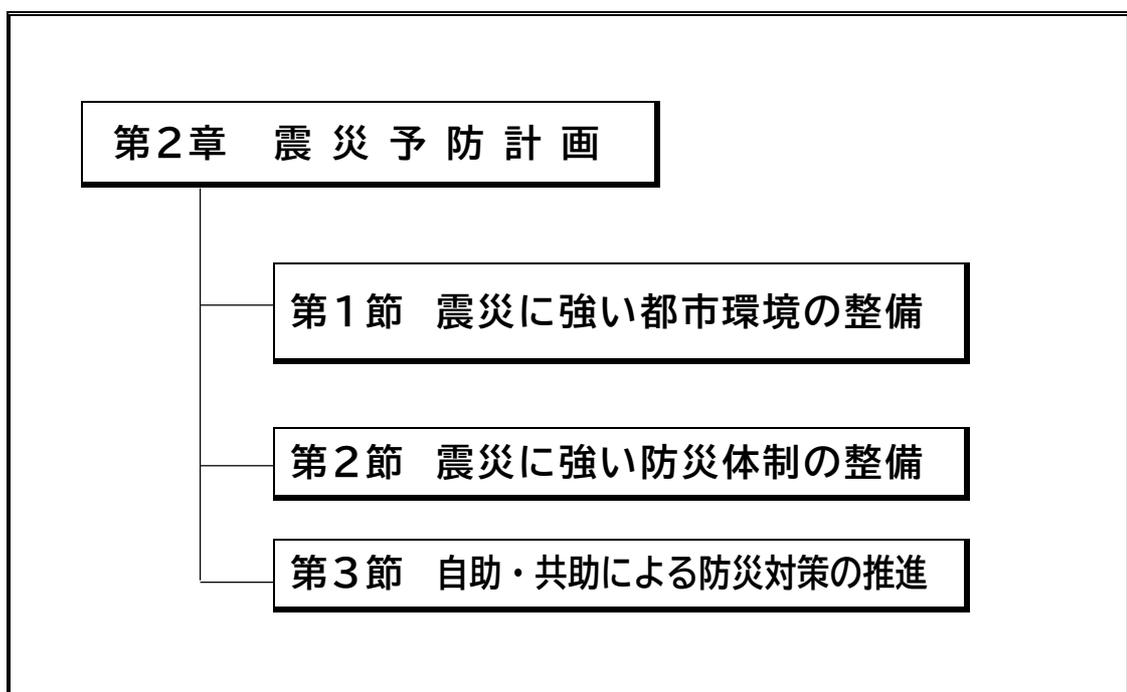
ア 耐震改修促進等による建物耐震化の推進 イ 都市計画に基づく不燃化の推進 ウ 装備の充実等による消防力の充実・強化 エ 地域防災力向上による初期消火・火災対応力の強化 オ 被災住宅に対する応急危険度判定体制の整備 カ 住家の被害認定調査と応急住宅供給に関する速やかな体制整備 キ 上下水道設備の耐震化の推進 ク 上下水道設備の応急復旧体制の整備 ケ ライフライン企業への設備耐震化の促進と復旧迅速化方策確立の要請 コ 土砂災害警戒区域の安全化対策推進 サ 家庭内備蓄の推進
---

## 第2章 震災予防計画

海に囲まれ、4つのプレートがぶつかり合う日本列島は、世界的にも地震発生の多い地域であり、大規模地震の切迫性が高まっている東海地域や、人口が過密で高度に都市化された本市を含む首都圏地域は、特に地震災害の危険性が高い地域と言える。

震災対策で最も必要とされることは事前予知であるが、現状では困難であるため、平常時における対策により被害をいかに軽減するかが重要となる。

本市の震災予防計画は、以下の施策により整備、推進する。



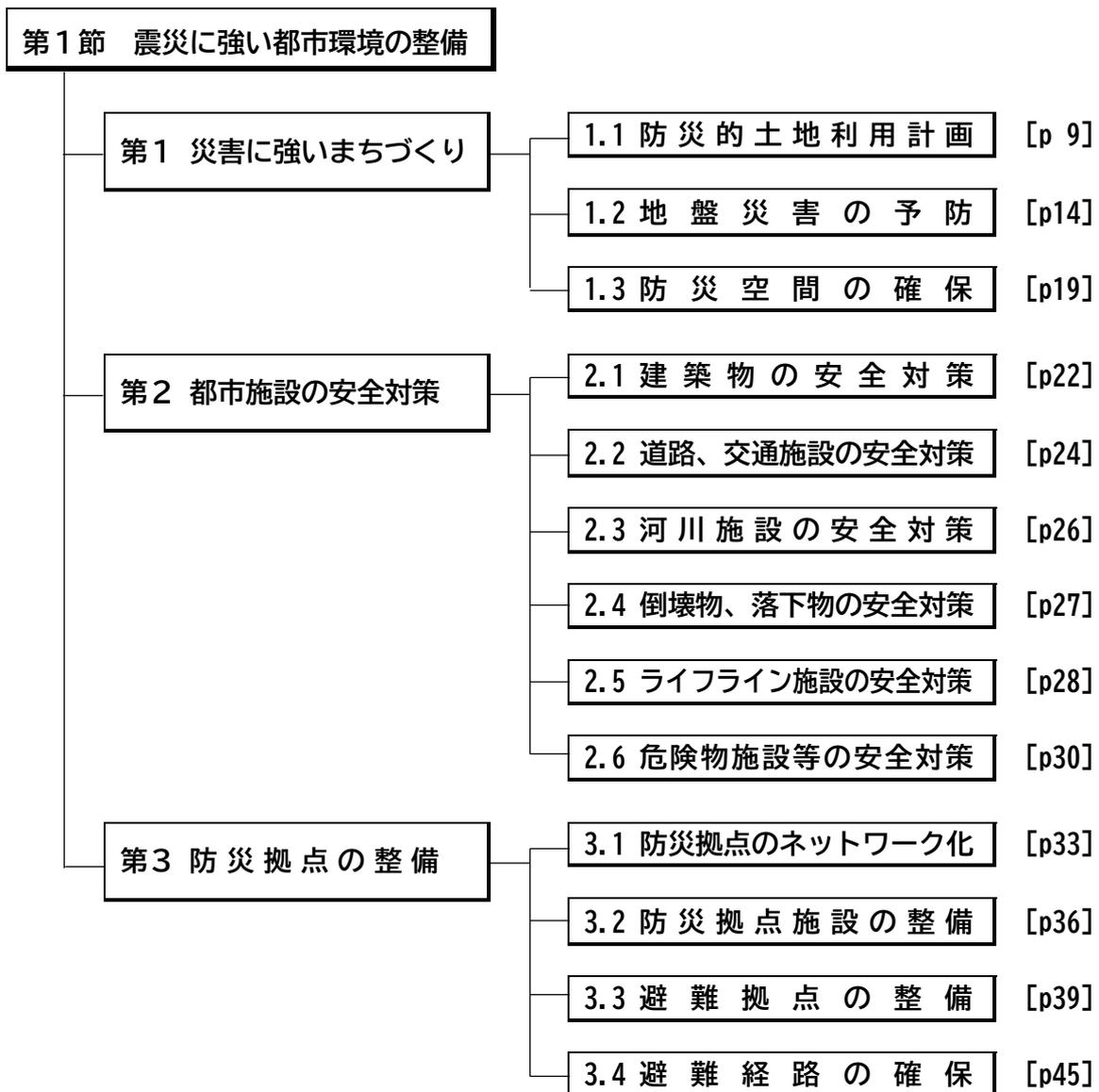
## 第1節 震災に強い都市環境の整備

地震災害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や震災応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

そのため、本市はもとより、防災関係機関、市民及び事業所が災害予防に果たすべき責務や災害時の役割を明確にし、防災都市づくりを促進する仕組みづくりの一環として、防災まちづくりに関する対策の整備を進める。

震災に強い都市環境の整備は、以下に示す施策により整備、推進する。

\*\*\*\*\* 《 震災に強い都市環境の整備の構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

## 第1 災害に強いまちづくり

市民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、被害を出さないようにする「災害予防」に加え、被害を最小限に減らす「減災」などを踏まえ、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地の整備を推進していく。

### 1.1 防災的土地利用計画

【都市計画課】

#### 【現状】

本市の土地利用の現状と防災上の課題を、新座市都市計画マスタープランに従い、以下に示す。

#### □土地利用の現状と課題

地域名	土地利用状況	
北東地域	現状	○老朽建物率は、工業系市街地にあたる野火止七・八丁目や、住居系市街地では東一～三丁目などで高くなっています。
	課題	○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。
北西地域	現状	○老朽建物率は、市街化区域では主に新座一～三丁目や大和田一・四丁目などで高くなっており、市街化調整区域では主に中野一・二丁目で高くなっています。 ○洪水浸水想定区域は、柳瀬川沿いの広い範囲で想定浸水深0.5～3.0m未満のエリアがみられます。 ○土砂災害特別警戒区域は、中野二丁目に1か所、土砂災害警戒区域は、中野二丁目及び大和田五丁目に各1か所ずつ指定されています。
	課題	○柳瀬川については、治水安全の向上に向けた取組が求められます。 ○土砂災害の危険性が高いエリアについては、安全の向上に向けた取組が求められます。 ○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。
西部地域	現状	○老朽建物率は、市街化区域では主にあたご三丁目が高くなっており、市街化調整区域では主に野火止二・三丁目、あたご一～三丁目で高くなっています。
	課題	○狭あい道路が残る地区や建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保が求められています。

□土地利用の現状と課題（つづき）

地域名	土地利用状況	
中央地域	現状	<p>○老朽建物率は、市街化区域では主に野火止一・四丁目、畑中一丁目などで高くなっており、市街化調整区域では主に野火止一・二・四丁目、馬場四丁目で高くなっています。</p> <p>○洪水浸水想定区域は、黒目川沿いの低地部に、想定浸水深0.5～3.0m未満及び0～0.5m未満のエリアがみられます。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域は、畑中一丁目に2か所、馬場一丁目及び二丁目（新座市営西）に各1か所の計4か所指定されています。</p> <p>○畑中二丁目、馬場二、三丁目では木造率が高くなっています。</p>
	課題	<p>○黒目川については、治水安全の向上に向けた取組が求められます。</p> <p>○土砂災害の危険性が高いエリアについては、安全の向上に向けた取組が求められます。</p> <p>○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。</p>
東部地域	現状	<p>○老朽建物率は、栄三～五丁目などで高くなっています。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域は、黒目川及び中沢川沿いの斜面地に5か所、土砂災害警戒区域は、同じく河川沿いの斜面地に6か所指定されています。</p> <p>○木造率は栄一～三、五丁目や池田三～五丁目などで高くなっています。</p>
	課題	<p>○土砂災害の危険性が高いエリアについては、安全の向上に向けた取組が求められます。</p> <p>○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。</p>
南部地域	現状	<p>○老朽建物率は、市街化区域では主に片山二・三丁目、栗原一丁目などで高くなっており、市街化調整区域では堀ノ内一～三丁目、道場一丁目などで高くなっています。</p> <p>○木造率は、主に市街化区域内の石神一～五丁目、片山一～三丁目、野寺一～五丁目、栗原一～四丁目、市街化調整区域の堀ノ内二丁目、道場一丁目などで高くなっています。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域は、堀ノ内一丁目、石神四丁目、栗原三丁目に各1か所の計3か所指定されています。土砂災害警戒区域は、土砂災害特別警戒区域の周辺及び堀ノ内二丁目及び片山二丁目の計5か所に指定されています。</p> <p>○大規模盛土造成地は、堀ノ内二丁目、野寺三丁目の2か所にあります。</p>
	課題	<p>○土砂災害の危険性が高いエリア及び大規模盛土造成地については、安全の向上に向けた取組が求められます。</p> <p>○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。</p>

南西地域	現状	○老朽建物率は、市街化区域では主に新堀三丁目、市街化調整区域では本多一・二丁目で高くなっています。 ○木造率は、主に市街化区域の西堀一・二丁目、新堀一・二丁目で高くなっています。
	課題	○建物密度が高い地区や木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。

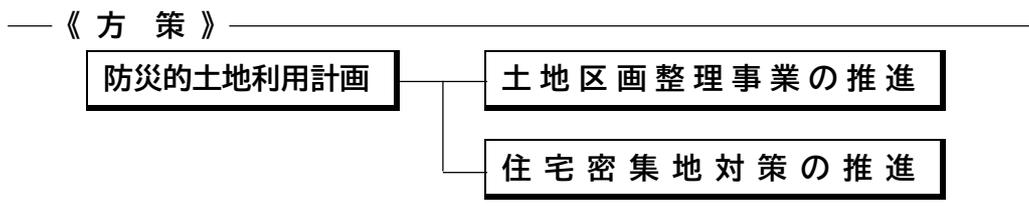
参考)「新座市都市計画マスタープラン」(一部抜粋)

□都市計画マスタープランにおける地域区分

地域名	対象町丁目
北東地域	東北一・二丁目、北野一～三丁目、東一～三丁目、野火止五～八丁目、畑中三丁目
北西地域	新座一～三丁目、中野一・二丁目、大和田一～五丁目
西部地域	野火止二丁目(野火止用水本流の西側)、野火止三丁目(野火止用水本流の西側)、野火止四丁目(野火止用水本流の西側)、菅沢一・二丁目、あたご一～三丁目
中央地域	畑中一・二丁目、馬場一～四丁目、野火止一丁目、野火止二丁目(野火止用水本流の東側)、野火止三丁目(野火止用水本流の東側)、野火止四丁目(野火止用水本流の東側)
東部地域	新塚一丁目、新塚、栄一～五丁目、池田一～五丁目
南部地域	堀ノ内一～三丁目、道場一・二丁目、片山一～三丁目、石神一～五丁目、野寺一～五丁目、栗原一～六丁目
南西地域	本多一・二丁目、西堀一～三丁目、新堀一～三丁目

【方策】

本市では、土地区画整理事業を行い、地震災害に強い安全な市街地の整備を図る。  
また、都市計画マスタープランにおいて地区ごとに示されている防災的土地利用の方針を以下に表示する。



(1) 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものであり、市街地再開発事業と並んで都市整備の中核的な手法である。

本市では、従来土地区画整理事業を実施し一般市街地の体系的な住環境の改善・整備を図るとともに、良好な市街地空間の形成を計画的に推進している。

(2) 住宅密集地対策の推進

密集した住宅地については、安全な避難経路の確保等により防災機能の向上を図る。

□本市の防災的土地利用の方針

地域名	方 針
北東地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。</li> <li>○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。</li> </ul>
北西地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域※の指定を検討します。</li> <li>○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。</li> <li>○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定エリアについては、法令に基づく安全対策を進めます。また、指定エリア内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。</li> <li>○柳瀬川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。</li> <li>○大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、多様な手段を活用し、市民へ迅速な情報提供を行います。</li> <li>○中野川及び坂之下川については、治水安全の維持・向上に向けた改修・整備を検討します。</li> </ul>
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物密度が高い、狭あい道路が残る地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。</li> </ul>
中央地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。</li> <li>○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。</li> <li>○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定エリアについては、法令に基づく安全対策を進めます。また、指定エリア内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。</li> <li>○黒目川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。</li> <li>○大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、多様な手段を活用し、市民への迅速な情報提供を行います。</li> </ul>

□本市の防災的土地利用の方針（つづき）

地域名	方 針
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。</li> <li>○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。</li> <li>○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定エリアについては、法令に基づく安全対策を進めます。また、指定エリア内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。</li> <li>○黒目川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。</li> <li>○中沢川については、河川の適正な維持管理を実施します。また、治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。</li> </ul>
南部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造率及び建物密度が高い地区や商業集積地については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。</li> <li>○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。</li> <li>○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定エリアについては、法令に基づく安全対策を進めます。また、指定エリア内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。</li> <li>○一定の要件を満たす大規模盛土造成地を対象に、安全性に関する調査を実施し、調査の結果危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進します。</li> <li>○黒目川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。</li> <li>○中沢川などについては、河川の適正な維持管理を実施します。また、治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。</li> </ul>
南西地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。</li> </ul>

参考) 「新座市都市計画マスタープラン」(抜粋)

## 1.2 地盤災害の予防

【 危機管理室、建築審査課、都市計画課、インフラ整備部 】

### 【現状】

本市の地形・地質条件等から、地震動による危険区域及び液状化による危険区域について以下に示す。

#### (1) 地震動による危険区域

地震動による危険区域は、段丘崖に造成された階段状の切盛土地に立地する住宅地などである。既往の災害は認められていないが、大きな地震動（本市における最大震度が6強）では、擁壁の崩壊などにより大きな被害が発生すると考えられる。降雨時など地盤がゆるんだ時と重なると更に危険な状態となる。また、黒目川沿いの旧河道を造成して建設されている住宅は、軟弱地盤上に立地していることから地震動による被害を受けやすいと考えられる。

本市における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、以下のとおりである。

なお、妙音沢の傾斜地については、県が平成14年度に対策工事を行っている。

#### □急傾斜地崩壊危険区域の指定状況（本市関連）

区域名	所在地		指定面積 (ha)	告示番号 指定年月日
	郡市	大字		
妙音沢	新座市	栄一丁目	0.51	埼玉県告示第115号 平成14年1月25日

□急傾斜地崩壊危険箇所一覧（本市関連）

No.	箇所名	所在地	備考
1	新座高校	栄一丁目	自然斜面
2	妙音沢	栄一丁目	自然斜面
3	栗原三丁目	栗原三丁目5-31~36	自然斜面
4	野寺三丁目	野寺三丁目12-5~8	自然斜面
5	野寺三丁目	野寺三丁目7-27	自然斜面
6	片山二丁目	片山二丁目11-24	自然斜面
7	片山二丁目	片山二丁目11-24	自然斜面
8	池田三丁目	池田三丁目3-39	自然斜面
9	栄一丁目	栄一丁目9	自然斜面
10	畑中三丁目	畑中三丁目1-1	自然斜面
11	中野二丁目	中野二丁目8-26	自然斜面
12	新座市営西	新塚5193	自然斜面
13	大和田	大和田五丁目	人工斜面
14	畑中	畑中三丁目	人工斜面
15	野寺三丁目	野寺三丁目9-15	人工斜面
16	石神四丁目	石神四丁目9-31	人工斜面
17	畑中一丁目	畑中一丁目9-26~40	人工斜面
18	新座一丁目	新座一丁目8	人工斜面
19	池田一丁目	池田一丁目	自然斜面
20	馬場一丁目	馬場一丁目	自然斜面
21	堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目	自然斜面
22	野寺三丁目	野寺三丁目	自然斜面
23	池田一丁目-1	池田一丁目	自然斜面
24	池田一丁目-2	池田一丁目	自然斜面
25	池田三丁目	池田三丁目	自然斜面
26	馬場一丁目	馬場一丁目	自然斜面
27	片山二丁目-1	片山二丁目	自然斜面
28	片山二丁目-2	片山二丁目	自然斜面
29	堀ノ内二丁目-1	堀ノ内二丁目	自然斜面
30	堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目	自然斜面
31	野寺三丁目	野寺三丁目	自然斜面

資料）「埼玉県地域防災計画 資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議

(2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所について基礎調査を実施しており、その結果、市域には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所が16か所（うち12か所は、土砂災害特別警戒区域を含む）ある。

なお、土砂災害特別警戒区域については、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造の規制が行われる。

□土砂災害警戒区域一覧（本市関係）

No.	土砂災害警戒区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	特別警戒区域	告示年月日
1	新座高校	栄1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
2	妙音沢	栄1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
3	栗原3丁目	栗原3丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
4	池田3丁目	池田3丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
5	中野2丁目	中野2丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
6	新座市営西	新塚1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
7	大和田	大和田5丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
8	石神4丁目	石神4丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
9	畑中1丁目-1	畑中1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
10	畑中1丁目-2	畑中1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
11	池田1丁目-1	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
12	池田1丁目-2	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
13	馬場1丁目	馬場1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
14	堀ノ内1丁目	堀ノ内1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
15	片山2丁目-1	片山2丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
16	堀ノ内2丁目-2	堀ノ内2丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日

資料)「埼玉県地域防災計画 資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議

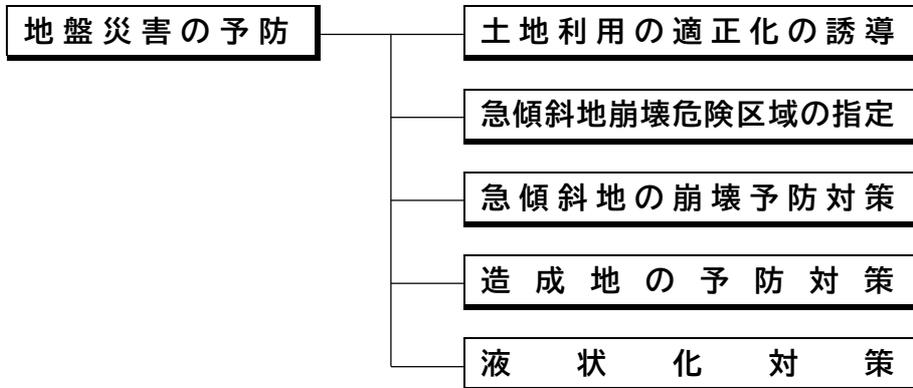
(3) 液状化による危険区域

液状化による危険区域は、一般的には谷底平野や旧河道部分で砂層が存在しN値(地盤の固さや締まりの程度を評価したもの)も低い箇所であるとされており、本市では黒目川や柳瀬川流域がこれらに該当する地域である。

**【方策】**

本市の地盤災害の予防は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 土地利用の適正化の誘導**

土地利用による災害を防止し、市民の安全を確保するため、土地利用の適正化の誘導を図っていく。

**□都市的土地利用の誘導**

- 市街化区域については、適正な規模の区域の設定、用途地域に基づく建築規制等を行い、また、地区計画制度や建築協定、緑化協定により良好な市街地環境形成を図る。
- 土地区画整理事業、道路、公園、公共下水道等の整備による都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を備えた市街地を形成していく。
- 市街化調整区域から市街化区域に編入する場合は、原則的に秩序ある面整備とし、適正な規制・誘導により快適で良好な環境を創出するとともに、計画的な土地利用転換に努める。
- 市街化区域内の都市基盤が未整備の集団的未利用地については、土地区画整理事業等の施策を推進して、計画的な住宅地の形成を図る地域と、緑地環境として保全する地域とに区分し、秩序ある土地利用の促進を図る。

**□自然的土地利用の誘導**

本市に残されている森林や緑地の保全を図り、環境保全、防災、レクリエーション等、都市の安全性や快適性を支える空間として、保全・活用に努める。

**(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定**

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする場合は関係市町村長の意見をきいて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として、指定することができる。

**□急傾斜地崩壊危険区域指定基準**

- 急傾斜地の高さが5m以上
- 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

**□指定の効果**

急傾斜地崩壊危険区域の指定の主なる効果は次のとおりである。

- ① **行為制限**  
水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、知事の許可を受けなければならない。
- ② **土地所有者等の土地保全の努力義務**
- ③ **改善措置の命令**
- ④ **急傾斜地崩壊防止工事の施工**
- ⑤ **災害危険区域の指定**

**(3) 急傾斜地の崩壊予防対策**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて指定されている急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者に対して、以下の指導を行う。

**□急傾斜地崩壊危険区域内における崩壊予防対策**

- 区域内の土地における切土、盛土等の安全性を確保する（許可制）。
- 地震発生時や大雨時にパトロールを実施し、危険箇所付近の住民に注意を促す。

**(4) 造成地の予防対策**

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、盛土規制法に基づく許可、建築確認等の審査並びに当該工事に関する指導監督を行う。

また、造成地では、梅雨期や台風期に注意の呼び掛けを実施する。

災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、調査の結果危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進する。

**(5) 液状化対策**

液状化のおそれがある地域については、上下水道施設等のライフラインを必要に応じて改修及び耐震化していく。

また、平成21年5月に本市が作成した新座市地震ハザードマップにより、液状化のおそれがある地域の周知を図る。

### 1.3 防災空間の確保

【 みどりと公園課、産業振興課 】

#### 【現状】

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造・耐（防）火壁及び注水等消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。

これは、都市公園や緑地が、子どもの遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における火災の延焼防止のための空間、また、指定緊急避難場所から離れている地域の一時的な退避場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保は地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

本市の場合、公園については一定の整備を進めてきているが、まだ市街化区域において比較的大きな公園が不足しており、防災的な見地からも地域の核となる公園・緑地の整備が求められている。

また、農地については、本市の中心部が市街化調整区域であることから多く残っている。また、市街化区域にも生産緑地として多くの農地が残っており、これらの農地は、都市の緑・景観・防災空間、雨水の浸透等の多面的機能を果たしている。

#### □新座市の公園

[各年4月1日現在]

区分	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	面積(㎡)	公園数								
総計	523,704	255	532,319	257	531,977	257	534,091	256	549,620	256
都市公園	263,495	44	289,332	47	289,332	47	295,581	48	312,477	49
街区公園	77,978	35	104,313	38	104,313	38	110,562	39	124,763	40
歴史公園	6,640	1	6,640	1	6,640	1	6,640	1	6,640	1
緑地	21,350	6	20,852	6	20,852	6	20,852	6	23,547	6
緑道	35,518	1	35,518	1	35,518	1	35,518	1	35,518	1
運動公園	122,009	1	122,009	1	122,009	1	122,009	1	122,009	1
児童遊園	50,606	60	50,606	60	50,138	59	50,115	59	50,115	59
その他	209,603	151	192,381	150	192,507	151	188,395	149	187,028	148
公園	89,815	131	73,980	130	74,106	131	69,994	129	68,465	128
緑地	119,788	20	118,401	20	118,401	20	118,401	20	118,563	20

#### 資料) みどりと公園課

注) その他の公園は、ポケットパーク・準公園である。

その他の緑地は、憩いの森・保全緑地である。

□農業経営耕地面積（単位：a）

[各年2月1日現在]

	総数	田	樹園地	畑	自給
平成7年	44,153	597	4,474	39,082	-
平成12年	39,228	89	3,766	35,373	-
平成17年	33,911	74	2,973	30,864	3,119
平成22年	32,608	15	2,761	29,832	2,770
平成27年	28,073	95	2,563	25,415	2,599
大和田地区	18,701	42	1,797	16,862	1,643
片山地区	9,372	53	766	8,553	956
令和2年	30,648	113	1,582	28,953	-
大和田地区	23,511	103	974	22,434	-
片山地区	7,137	10	608	6,519	-

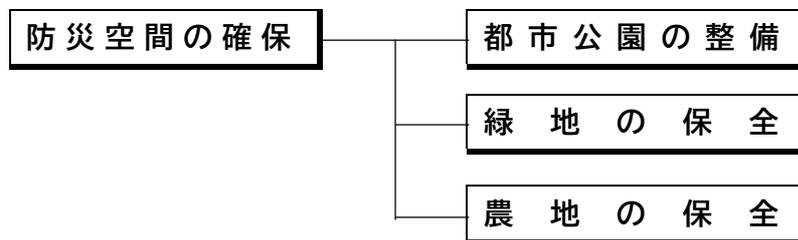
資料) 産業振興課

注) 総数に自給数は含めない。

【方策】

本市では、公園・緑地の整備や公共空地の確保に努めてきているが、今後も以下に示すように、都市公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地の保全等により市街地における防災空間の確保を図る。

— 《 方 策 》 —



(1) 都市公園の整備

本市は、市内の都市公園を、地震災害時における火災の延焼防止のための空間、また、指定緊急避難場所から離れている地域の一時的な退避場所として位置付ける。

ただし、総合運動公園及び西堀公園は広域避難場所として指定している。

今後、都市公園の新設、既設公園の整備に当たっては、指定緊急避難場所への避難が困難な地域の解消に資する場所にあり、地域住民が避難しやすく安全な場所にある公園について、防災行政無線子局、防災倉庫、防火水槽、かまどベンチ、トイレ用マンホール等の防災機能設備の充実を図る。

(2) 緑地の保全

市街地の緑地は、市民の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、地震災害時の火災の延焼遮断帯や一時の避難スペースなどとして重要な役割を担っていることから、緑地の保全に努める。

### (3) 農地の保全

本市には、宅地化する農地、生産緑地、市街化調整区域内の農地（農業振興地域指定なし。）がある。

このうち、宅地化農地については、計画的な宅地開発へ誘導するとともに、営農を続けることが確実な生産緑地については、極力農地としての保全を優先し、相続などで買取り請求が発生した場合は、公共用地として買い取ることを検討する。市街化調整区域における農地は、農業振興地域の指定がないことから、逆にその維持が難しい状況にある。農地としての維持を図るために、営農環境を支える方策を検討する。

## 第2 都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため、本市及び関係機関は、発災後直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、各施設の耐震性の強化や被害の軽減を図るため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講じる。

### 2.1 建築物の安全対策

【 建築審査課、都市計画課、管財契約課、公共施設マネジメント課、教育総務課 】

#### 【現状】

本市では、公共建築物の耐震不燃化を進めており、主な公共建築物は全て耐震性が確保されている。

#### □主な公共建築物の耐震状況等

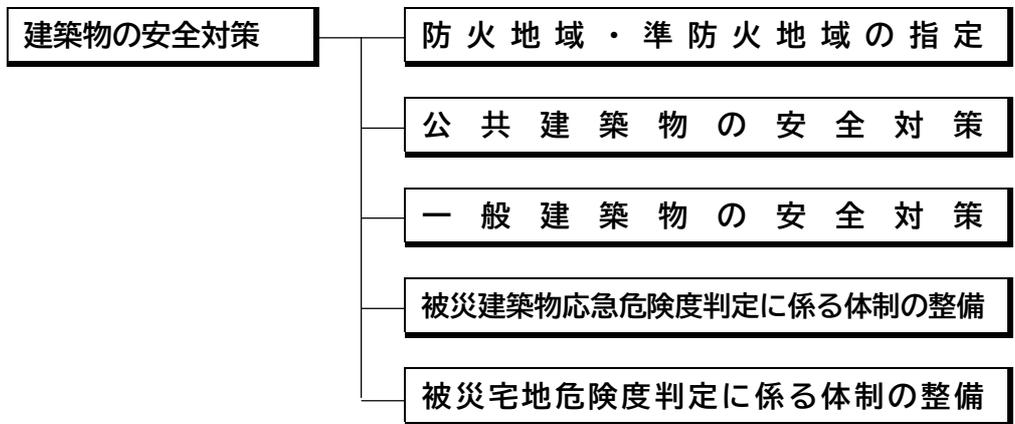
名称	状 況
市役所本庁舎	平成29年建築（免震構造）
市役所第二庁舎	平成9年建築
市役所第三庁舎	平成29年建築 （分室は昭和57年及び平成18年建築、増築棟は令和6年建築）
市役所第四庁舎	平成14年建築
市役所第五庁舎	昭和63年建築
小学校 中学校	校舎及び体育館の耐震補強工事は、平成17年度までに全て完了している。 また、非構造部材（吊り天井）の耐震化は、平成27年までに完了しており、その後の非構造部材（照明器具、窓ガラス、設備機器等）の耐震化は改修工事に併せて進めている。
新座市民総合体育館	昭和63年建築 非構造部材の耐震化を進める。

注) 昭和56年6月1日以降は、建築基準法に基づき新耐震基準が適用されている。

**【方策】**

本市の建築物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 防火地域・準防火地域の指定**

防火地域及び準防火地域は、火災が起きた場合にその火災が極力他の建物に影響を及ぼさないように、地域によって集団的な防火に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである（都市計画法）。

燃えにくい市街地の形成に向けて、木造率及び建物密集度の高い市街地、商業施設の集積地、緊急輸送道路の沿道、広域避難場所の周辺地区などを中心に、防火地域及び準防火地域の指定を検討していく。

**(2) 公共建築物の安全対策**

公共建築物は、災害応急対策活動や行政サービスの提供の場として重要な役割を担うことから、建築物の耐震不燃化対策、非構造部材の耐震化対策等の安全対策を引き続き推進していく。

**(3) 一般建築物の安全対策**

一般建築物の耐震化等の安全対策は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、本市は、一般建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、次の耐震化対策を講じる。

□耐震化対策

○耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応じるため、相談窓口を設置する。

○耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及に努める。

○関係情報の公開

建築物の耐震化のために必要な情報の提供を実施する。

(4) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

本市は、震災後の応急復旧が円滑に行われるように、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等を決定するための判定を行う必要があることから、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制を築き、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

(5) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

本市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保する。

2.2 道路、交通施設の安全対策

【都市計画課、道路管理課、道路河川課、危機管理室】

【現状】

道路、鉄道等は、震災時においては救急救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担う。

これらの施設が地震で大きな被害を被った場合、人命に関わる大事故が多発することが予想されるのみならず、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能がまひすることも考えられる。

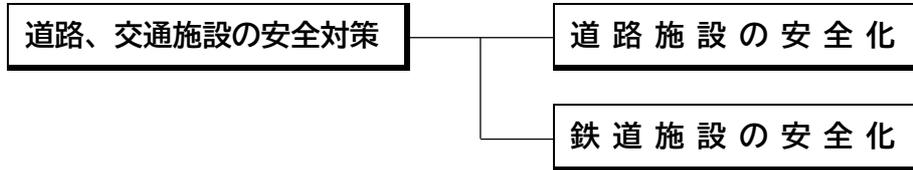
本市の道路、交通施設の現状は、急激な都市化により、幹線道路網の整備が遅れたまま今日に至っている。このため、国道254号をはじめとして市内では渋滞が慢性的に発生しており、この渋滞が原因で、地区内の生活道路が抜け道として利用され、地区住民の安全に影響を及ぼしている。

そのため、今後は幹線道路を広域・地域・地区（・シンボルロード）の各レベルに整理して、市内の渋滞解消や周辺市区町との連絡、市内の各生活圏に点在する公共公益施設間相互の連絡を考慮した幹線道路体系の整備を図るとともに、適切な誘導が図られるよう、交通案内機能の強化が望まれている。

**【方策】**

本市の道路、交通施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 道路施設の安全化**

**【 東日本高速道路(株)、国、県、市(道路管理課、道路河川課、都市計画課、危機管理室) 】**

高速道路、国道、県道及び市道の各道路管理者は、管理道路に対して、土砂崩落・落石等の危険箇所については法面防護工の施工、老朽化した橋梁については架替え補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障がないようにする。

なお、本市は防災対策を考慮し、幹線道路のレベルに応じて以下に示す道路整備を図る。

**① 広域幹線道路の整備**

国道 254 号を中心に保谷朝霞線などの広域の都市間を結ぶ主要な道路を広域幹線道路に位置付け、未整備の路線については関係機関への整備を要望する。

**② 地域幹線道路**

東久留米志木線(新座中央通り、平林寺大門通り)等の周辺都市や市内の地域・各拠点間を結ぶ主要な道路を地域幹線道路に位置付け、未整備の区間については、社会経済状況や市民ニーズを踏まえ、柔軟な検討を進める中で、効率的な整備を進めるとともに、地域の状況に応じて、整備に向けた関係機関への働きかけを行う。

**③ 地区幹線道路**

東北通り線等の広域・地域幹線道路を補完する、又は市内の地区間を結ぶ主要な道路を地区幹線道路に位置付け、歩行者や自転車の安全確保を図るため、道路の整備状況などを踏まえつつ、必要な個所について改良整備を進める。

**(2) 鉄道施設の安全化**

**【 東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東武鉄道(株)、市(関係各課) 】**

災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留等の路線構造物の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取替え等の事業を行う。

なお、本市は高齢者や障がい者の利便性向上を図るため、駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進めるとともに、各鉄道会社にも要望していく。

2.3 河川施設の安全対策

【関係各課】

【現状】

本市には、荒川水系新河岸川に注ぐ一級河川の黒目川と柳瀬川、黒目川の支川で準用河川の中沢川が流れている。各河川の概要は、以下に示すとおりである。

また、本市を流れる河川及び水路の改修状況は、以下に示すとおりである。

□朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）

[令和7年7月1日現在]

水系	河川名	管理延長 (m)	保全区域 (m)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	管理者
一級河川（知事管理）					
荒川水系	黒目川	右岸 10,670 左岸 10,670	30	18.54	朝霞県土整備事務所
	柳瀬川	右岸 5,600 左岸 1,800	20	14.28	〃
準用河川（市管理）					
荒川水系	中沢川	右岸 1,430 左岸 1,430	-	1.85	新座市

資料）朝霞県土整備事務所

□河川、水路改修状況

[令和7年7月1日現在]

河川・水路名		延長 (m)	改修済延長 (m)	未改修延長 (m)	
合計		19,530	15,036	4,494	
一級河川	黒目川	5,500	5,500	—	
	柳瀬川	右岸	2,380	2,380	—
		左岸	1,020	1,020	—
準用河川	中沢川	1,430	1,430	—	
野火止用水（本流）		9,200	4,706	4,494	

注）改修済延長には暫定改修を含む。

柳瀬川は、行政境界の関係から右岸、左岸の延長の差が大きいため分けて記載した。

【方策】

本市の河川施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —

河川施設の安全対策

市管理河川の安全化

各河川管理者との連携

**(1) 市管理河川の安全化【道路河川課】**

本市は、準用河川である中沢川については暫定改修済みであるが、引き続き中野川等普通河川の改修の促進等の治水安全度の向上を図っていく。

**(2) 各河川管理者との連携【県、市（道路河川課）】**

本市は、県が実施する地震等による水害の防止対策等に積極的に協力し、本市域に関わる黒目川及び柳瀬川の河川施設の安全化を促進する。

**2.4 倒壊物、落下物の安全対策**

【建築審査課、都市計画課、みどりと公園課】

**【現状】**

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度5弱程度の地震でも倒壊死傷者が発生することが昭和53年の宮城県沖地震で明らかになった。その後の地震においてもブロック塀の倒壊による被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

**【方策】**

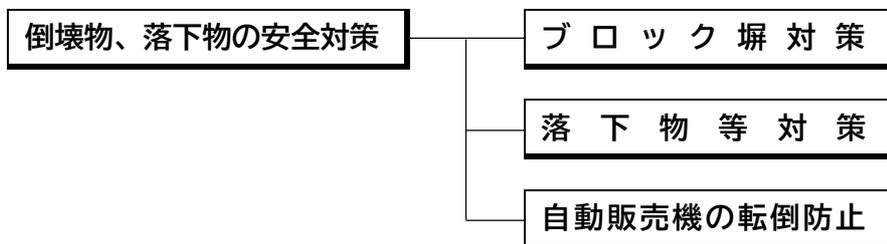
新設ブロック塀の安全性については、建築確認行政の中で指導の強化を図る一方、既存のブロック塀についても安全対策を実施できるよう、既存のブロック塀の補強方法を含む適切な指導の徹底を図る。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建て以上の既存建築物を対象に、落下の危険性のある看板、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装、屋外空調機等の実態調査を実施し、安全対策の指導を行い、安全を確保していく。

特に、緊急輸送道路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底して確認作業を行う。

本市の倒壊物、落下物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



(1) ブロック塀対策

- ① ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、パンフレット、ポスター、市広報誌等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の点検方法、補強方法等について知識の普及を図る。
- ② ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては改修、生け垣化等を奨励する。
- ③ 地域のまちづくりである地区計画を定める場合、垣又は柵の構造は生け垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。

(2) 落下物等対策

① 安全性確保の周知徹底

設置者に対し、適宜、耐震、防災診断等を実施し、安全性を確保するよう周知を図る。

② 屋外広告物等の規制

屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

(3) 自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定しているが、単なるコンクリートへのボルト止め程度では必ずしも安全とは言えず、補強が必要である。

設置者に対し、適切な設置方法及び設置後の維持管理の方法について啓発を図る。

---

## 2.5 ライフライン施設の安全対策

---

【水道施設課、下水道課、東京ガスグループ（東京ガス株、東京ガスネットワーク株）、東京電力パワーグリッド株、NTT東日本株埼玉事業部】

【現状】

本市の上水道は、昭和30年から公営水道として事業を開始しており、昭和36年から昭和54年までに拡張事業はほぼ完了した。昭和55年度から昭和60年度には施設整備事業を実施したところであり、平成3年度からは、断水・濁り水防止及びダクタイル鑄鉄管への布設替えを推進しており、市内の全ての給水区域を高架水槽による自然流下方式に改めて、安定供給を実現している。

ただし、平成18年度から、受・配水池等水道施設の耐震補強を進め改善が図れたが、管路については、耐震性に脆弱な老朽管が存在しており、早急な布設替が求められる。

本市の公共下水道は、荒川右岸流域関連公共下水道として、昭和49年度事業着手、昭和57年に処理を開始し、本市の重点施策として整備を進め、全体計画面積2,045haのうち事業認可区域1,601haの整備を進めてきた。この結果、市街化区域内の汚水整備については、ほぼ全域の整備を完了した。

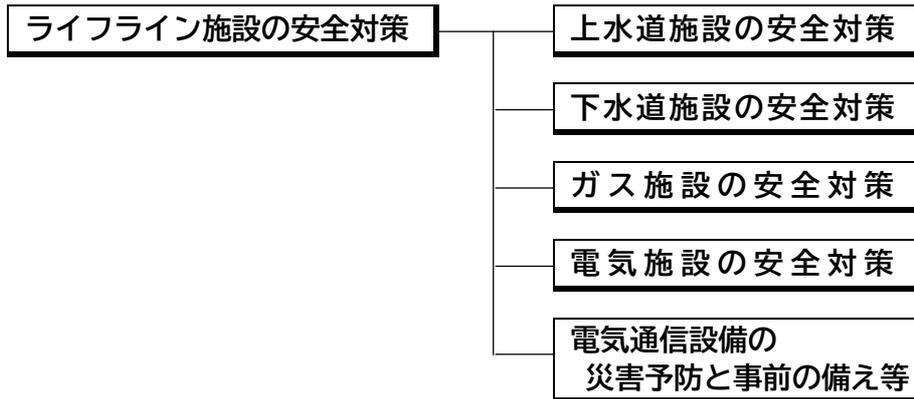
浸水対策については、公共下水道雨水及び都市下水路の整備を併せて進め、現在は、公共下水道事業として浸水区域の解消を図りつつ認可区域の約59%が完了しているが、引き続きいっ水箇所などの改善や環境にも配慮した整備が課題となっている。

**【方策】**

市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は極めて重要であり、震災直後における情報の伝達・確認、消防活動、救急・救護等の応急対策を進める上で、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことができない。このため、ライフライン施設については、従来から施設の整備を行ってきたが、今後も、より一層の施設強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。

本市のライフライン施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 上水道施設の安全対策【水道施設課】**

地域の地盤の状況等を考慮し、軟弱地盤に布設されている配水管の耐震管への布設替、救急告示医療機関等重要施設までの管の耐震化、配水本管の耐震化等の整備及び浄水施設の耐震強化を樹立し、耐震強化対策を実施する。

また、災害時対応マニュアルに基づき、応急給水と復旧体制を確立するための訓練の実施に努める。

『【資料編】第2.1「受・配水池等耐震化状況」』参照

**(2) 下水道施設の安全対策【下水道課】**

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。

下水管渠、マンホールポンプ等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が行えるよう、調査体制の整備に努める。

また、地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、老朽化した施設及び重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行うとともに、被害発生に備え、埼玉県及び（公社）日本下水道管路管理業協会との連絡体制を確立するための訓練の実施に努める。

(3) **ガス施設の安全対策【東京ガスグループ(東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱)】**  
 ガス施設における災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

- ①防災体制の確立 ②災害予防対策 ③災害応急対策 ④災害復旧対策

(4) **電気施設の安全対策【東京電力パワーグリッド(株)】**

地震等に対して、過去の災害なども参考とした予防措置を講ずるとともに、災害時に迅速な対応ができるよう災害復旧訓練など体制整備を進める。

(5) **電気通信設備の災害予防と事前の備え等【NTT東日本(株)埼玉事業部】**

地震等の災害時において電気通信サービスを確保するため、平時から設備の防災構造化を実施するとともに、地震等の災害が発生した場合には早期復旧を図るため、組織・要員・資機材及び輸送力等の万全の体制を期する。

## 2.6 危険物施設等の安全対策

【 県、消防局、保健所 】

### 【現状】

本市の危険物施設、高圧ガス施設等及び毒物劇物業務上取扱施設は以下のとおりである。

#### □危険物施設等設置の状況

[令和7年4月1日現在]

危険物施設等		新座消防署管内
<危険物施設>		
危険物施設を有する事業所数		69
総 数		98
貯蔵所	屋内貯蔵所	21
	屋外タンク貯蔵所	2
	屋内タンク貯蔵所	1
	地下タンク貯蔵所	16
	移動タンク貯蔵所	13
	屋外貯蔵所	4
取扱所	給油取扱所	26
	移送取扱所	0
	販売取扱所	1
	一般取扱所	14
その他	少量危険物取扱所	298

#### <高圧ガス施設等>

高圧ガス製造事業所	6
高圧ガス貯蔵所	-

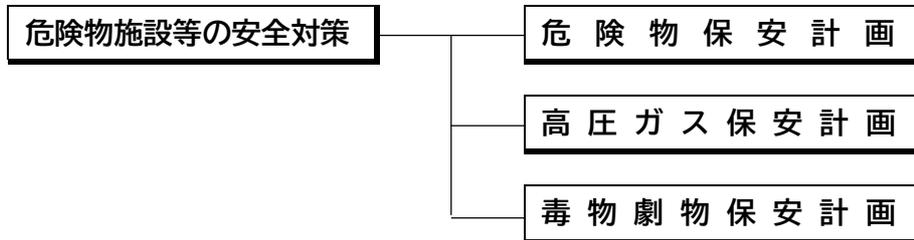
#### <毒物劇物業務上取扱施設>

毒物劇物取扱事業場	48
-----------	----

**【方策】**

市内にある危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため以下の方策をもって指導し、地震時の災害を防止する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 危険物保安計画**

- ① 法令に基づく立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造、設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。
- ② 事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。
- ③ 事業所等における危険物取扱者の有資格者の養成を指導し、危険物による災害防止を図る。
- ④ 危険物施設における自主管理体制の確立を図る。

**(2) 高圧ガス保安計画**

**① 県危機管理防災部化学保安課による対応**

- ア 高圧ガス取扱事業所に対し、立入検査等により法令の基準に適合するよう指導を行い、高圧ガスによる災害の防止を図る。
- イ 高圧ガス関係保安団体に対し、防災訓練の実施等の防災活動に関する助言・指導を行い、育成・強化を図る。

**② 消防局による対応**

- ア 施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
- イ 立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。
- ウ 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

**(3) 毒物劇物保安計画**

**① 朝霞保健所による対応**

- ア 毒物劇物営業者等の製造所、店舗等に定期的に立入検査を実施し、毒物劇物営業者等に対し、毒物劇物の適正な取扱い、保管管理等について指導し、保健衛生上の危害の防止を図る。
- イ 毒物劇物等の飛散、流出などにより住民に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある

## 震災対策編

### 第2章 震災予防計画

#### 第1節 震災に強い都市環境の整備

---

あるときは、毒物劇物営業者等に対し、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講じるよう指導する。

ウ 毒物劇物営業者等に対し、毒物劇物危害防止規定を作成するよう指導し、毒物劇物の製造所、販売店舗等における管理、責任体制を明確にすることにより保健衛生上の危害の防止を図る。

#### ② 消防局による対応

ア 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。

イ 必要に応じて防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

### 第3 防災拠点の整備

本市が災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、防災拠点に  
応急・復旧対策に必要となる機能が集約されていることが必要である。

このため、本市は防災拠点を整備するとともに、それら拠点を有機的に結び付け、  
防災拠点のネットワーク化を図る。また、地震時には、家屋の倒壊、火災の発生、  
ライフラインの途絶等により被災者が発生し、住民の避難を要する場面が多く出現  
することが予想されるが、これら住民の迅速かつ安全な避難を可能とするために、  
平常時から避難に必要な体制の整備を図る。

#### 3.1 防災拠点のネットワーク化

【 危機管理室 】

##### 【目標】

防災拠点は、地震災害が発生した場合には、本市の防災活動の拠点として災害情報の  
収集伝達を行うことはもとより、市民の避難場所、負傷者の救護場所としての役割を持  
つ。

これらの防災拠点は、地域の社会特性や想定される被害特性を基に、市全体から見て  
適切な配置となるように、計画的に整備する必要がある。

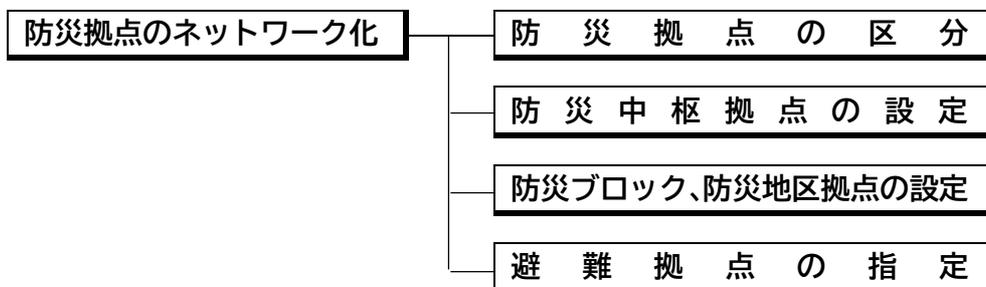
また、地震災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災  
等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的な避難の必要が  
生じることもある。この場合には、避難経路が安全であるとともに、個々の防災拠点が  
有機的に結び付いていることが重要である。

このため、本市は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するた  
め、次の方針に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

##### 【方策】

本市は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、次の方  
策に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

#### 《 方 策 》



**(1) 防災拠点の区分**

防災拠点を防災中枢拠点、防災地区拠点、避難拠点到区分し、各防災拠点間の連携を図るようにする。

**(2) 防災中枢拠点の設定**

市役所を防災中枢拠点と位置付け、本市の統括的防災活動を担う。

このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点を形成するようにする。

なお、平成 29 年に建築し、平成 30 年 1 月に供用開始した市役所本庁舎は、免震構造の採用による高い耐震性能、防災拠点機能（自家発電設備最大 72 時間対応、備蓄スペース、代替給排水設備、避難誘導設備、オープンスペース等）を確保している。

また、緊急時にはヘリコプターが離着陸することも考慮する。

**(3) 防災ブロック、防災地区拠点の設定**

本市を 8 つのブロック（消防団の区分に対応）に分け、防災ブロックごとに応急復旧対策の拠点となる防災地区拠点を設置する。

**□防災ブロック区分と町丁目**

防災ブロック名	対象町丁目
第1ブロック	畑中一～三丁目、馬場一～四丁目
第2ブロック	栄一～五丁目、池田一～五丁目、堀ノ内一～三丁目、道場一・二丁目、片山一～三丁目、新塚一丁目、新塚
第3ブロック	石神一～五丁目、野寺一～五丁目、栗原一～六丁目
第4ブロック	本多一・二丁目、西堀一～三丁目、新堀一～三丁目
第5ブロック	野火止一～四丁目、菅沢一・二丁目、あたご一～三丁目
第6ブロック	大和田一～五丁目、中野一・二丁目、新座一～三丁目
第7ブロック	東北一・二丁目、北野一～三丁目、東一～三丁目
第8ブロック	野火止五～八丁目

**(4) 避難拠点の指定**

本市は、避難拠点として、災害が差し迫った状況や発災時において、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所として、41 か所の指定緊急避難場所を指定し、また、被災者が一定期間滞在することができる施設として、32 か所の一般市民用の指定避難所を指定している。

■防災ネットワークの概念図



### 3.2 防災拠点施設の整備

【関係各課】

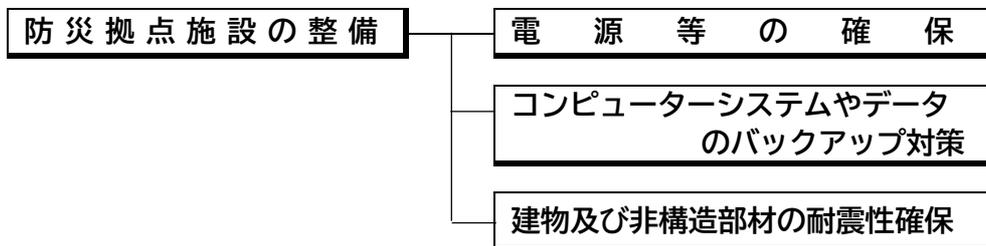
#### 【目標】

地震災害時の応急復旧対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急復旧対策に必要な機能ができる限り集約されていることが必要である。

#### 【方策】

本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携する地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に備える避難拠点や物資拠点、後方医療である医療拠点等の施設の整備を進める。

#### 《方策》



#### (1) 電源、非常用通信手段等の確保

防災拠点施設については、大規模災害による長期停電等が発生した場合にも、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の多重化を進め、応急対策活動を継続できるよう必要な電源・燃料の十分な期間（最低3日間）の発電が可能となっている。また、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

#### (2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策

防災中枢拠点となる市役所庁舎については、保有する各種情報システムについて、新座市 ICT 業務継続計画に基づき、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

#### (3) 建物及び非構造部材の耐震性確保

防災拠点施設については、大規模地震災害が発生した場合にも、建物及び非構造部材の耐震性を確保できるよう、対策を講じる。

□新座市の各種防災拠点（その1）

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部拠点として各防災地区拠点への指示</li> <li>・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整</li> </ul>	<p>災害対策本部は、市役所本庁舎3階に設置する。</p> <p>ただし、市役所本庁舎が被災し、使用不可の場合は、市役所第二庁舎、新座消防署の順位で設置箇所を決定する。</p>
防災地区拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災中枢拠点との連携</li> <li>・各地区の応急対策の拠点</li> </ul>	<p>防災ブロックごとに地区拠点を定める。</p> <p>第1 第四小学校 第2 片山小学校 第3 栗原小学校 第4 西堀小学校 第5 新座中学校 第6 新座小学校 第7 東北小学校 第8 第二中学校</p>
消防活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の消火活動</li> <li>・傷病者の救急・救護活動</li> </ul>	<p>埼玉県南西部消防局 新座消防署 消防団分団車庫</p>
警察活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の救出救助活動</li> <li>・避難誘導、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止</li> </ul>	<p>新座警察署</p>
自衛隊拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の活動拠点</li> <li>・臨時ヘリポート基地</li> </ul>	<p>陸上自衛隊朝霞駐屯地 (新座市新塚)</p>
県外の消防・警察要拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画』における救助活動拠点（候補地）</li> </ul>	<p>総合運動公園（多目的広場、少年サッカー場、こもれび広場及びはらっぱ広場） 馬場運動場</p>

□新座市の各種防災拠点（その2）

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
避難拠点	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	○指定避難所 32 か所 ○指定緊急避難場所 41 か所
	<p>※ 「新座柳瀬高校」は、県が防災拠点施設と位置付け、避難拠点としての機能を持たせるため整備した防災拠点校37校のうちの1つ。避難拠点としての整備内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○トイレ・シャワー棟を整備</li> <li>○備蓄倉庫、耐震性貯水槽、浄水装置(備品)の設置</li> <li>○自家発電設備の整備</li> <li>○太陽光発電設備の整備（避難所の非常用照明用。日中のみ有効）</li> <li>○ソーラーシステムによる給湯設備の整備</li> <li>○グラウンドの夜間照明の設置</li> </ul>	
物資拠点	・非常用物資の備蓄 ・避難所への物資の供給	○指定避難所32か所 ○福祉の里 ○新座消防署
物資輸送拠点	・中継物流施設	○新座市民総合体育館サブアリーナ
医療拠点	・傷病人に対する医療拠点	<救急病院> ○新座志木中央総合病院(東北1-7-2) ○高田整形外科病院(野火止6-5-20) ○堀ノ内病院(堀ノ内2-9-31)

□新座市内の県関係防災基地

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
食料保管場所	以下に示す食料等の備蓄 乾パン、アルファ米、 おかゆ缶、クラッカー、 ほ乳瓶等	埼玉県新座防災基地 (新座市新塚5077-5) TEL048-482-2575
	以下に示す食料等の備蓄 乾パン、アルファ米、 乾燥がゆ	新座柳瀬高校 (新座市大和田4-12-1) TEL048-478-5151
医療品等 備蓄場所	薬品庫	埼玉県新座防災基地 (新座市新塚5077-5) TEL048-482-2575
※ 備蓄内容の詳細は、第2節「第5 災害時医療体制の整備」(p78)参照		

### 3.3 避難拠点の整備

【危機管理室、長寿はつらつ課、介護保険課、障がい者福祉課】

#### 【目標】

避難拠点は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行えるようにするためには欠かすことのできないものである。そこで、地震災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として、また、平常時は市民の防災及び地域コミュニティの活動場所として整備を図る必要がある。

本市では避難拠点として、学校の屋内運動場等を利用した32か所の「指定避難所」、市内の学校施設、公民館等を利用して41か所の「指定緊急避難場所」、総合運動公園、西堀公園及び西堀庭球場を利用した2か所の「広域避難場所」を指定している。

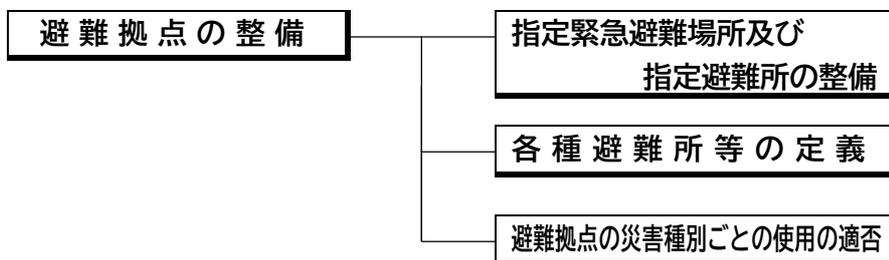
本市の避難拠点については、市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市直下の地震における避難者数のピーク時の人数である約12,500人に対応可能な整備を行うことを目標とする。

なお、想定外の災害発生による避難者数の増加や帰宅困難者への一時的な施設の提供も考慮して、避難所の整備はある程度の余裕を持たせて行う。

#### 【方策】

本市の避難拠点の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —



#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

本市では、災害が差し迫った状況や発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保する事ができる場所として、指定緊急避難場所を設ける。

また、災害により避難した住民等をその災害の危険性がなくなるまでの期間滞在させることができる施設として、指定避難所を設ける。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況及び収容能力は、第2編42～43頁の表に示すとおりである。

指定緊急避難場所及び指定避難所は、震災時に安心して活用できるよう、建物や非構造部材、ブロック塀等の耐震性の確保・維持管理に努めるとともに、バリアフリー化や、自家発電設備や太陽光発電設備といった発電設備、耐震性受水槽などの非常時給水設備等の防災機能設備の充実化を図る。また、震災時に速やかに避難場所及び避

難所の運営を行うことができるよう、必要な資機材（発電機、LEDパイプライト、トイレ関連備蓄品、感染症対策備蓄品等）を避難場所及び避難所内に配備する。さらに、避難所の良好な環境を確保するため、避難スペースにおける冷暖房設備の設置を推進し、公立小・中学校の体育館及び武道場並びに市民総合体育館にエアコンを整備していく。

加えて、避難者の良好な健康状態や衛生環境を確保するため、公立小・中学校及び市民総合体育館の屋外トイレの整備・改修を推進することとし、バリアフリー化にも配慮する。

## (2) 各種避難所等の定義

### ① 福祉避難所

バリアフリー化されており、地域の住民と同じ空間あるいは地域における福祉避難スペース（室）では避難生活が困難な、専門性の高いサービスを必要とする要配慮者を収容するための設備・体制が整っている施設等とする。

現在、民間施設及び公共施設を含めて9施設を福祉避難所の候補としているが、特に、障がいのある方の受入れについて拡充する必要があることから、今後も協定等により候補施設を増やしていく。

なお、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保については、他自治体との相互応援協定による職員派遣のほか、新座市社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平時から連携を確保しておく。

酸素・吸引・透析等、重度の治療を要する者は、病院へ搬送する。

福祉避難所9施設では、原則、「寝たきり等、日常生活に全介助が必要な者」や、「知的障がい者」、「発達障がい者」、「付き添いがおらず、食事・排泄・移動のいずれかに介助が必要な者」、「付き添いがおらず、精神障がい等配慮を要する者」を受け入れる。

### ② 地域における福祉避難スペース（室）

専門性の高いサービスは必要としないものの、災害時に一般避難者との共同生活が困難と思われる要配慮者を収容するために、一般の避難所の中に確保する、介護や医療相談等を受けることができる空間（個室等）とする。特にバリアフリー化の有無は問わない。

対象となる指定避難所32か所については、発災後に現場の状況に応じて医療相談等の体制構築を検討する。体制を構築する際、要配慮者支援班及び医療班を中心に、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等の協力を得て実施する。なお、市は、事前に関係団体・事業者と協定締結を含めた協力体制の構築を図る。

福祉避難スペースについては、武道場やその他の空き部屋など、平時から施設管理者と協議し、事前想定箇所の検討を行うとともに、災害時においても施設管理者と緊密に連携を図り、必要数の確保に努める。

また、福祉避難スペースに避難する要配慮者のうち、個々の事情により福祉避難スペースでの対応が困難な場合、福祉避難所へ移送する。なお、福祉避難所へ移送

する避難者の状態を判断するための基準についても、今後、作成を検討する。

福祉避難スペースでは、原則、「付き添いがおり、食事・排泄・移動のいずれかに介助が必要な者」、「付き添いがおり、精神障がい等配慮を要する者」、「産前」、「授乳中」、「3歳以下とその親」、「インフルエンザ等感染症罹患者」を、可能な限り個別に受け入れる。

「自立している高齢者」や「安定している妊婦」、「視覚障がい者」、「聴覚障がい者」は、原則、避難所の共同生活スペースとする。

**□福祉避難所一覧**

名称	所在地	電話番号
菜々の郷	馬場一丁目 2-35	480-7310
福祉の里	新塚一丁目 4-5	481-5002
老人福祉センター	堀ノ内二丁目 3-45	477-0311
殿山亀寿苑	堀ノ内三丁目 13-1	481-2161
児童発達支援センター 「アシタエール」	堀ノ内二丁目 3-47	485-9783
そらーれ新座	野火止一丁目 19-15	483-7330
第二老人福祉センター	大和田四丁目 18-41	458-3300
みかんの里	中野一丁目 17-33	482-2947
晴和苑	東三丁目 7-26	473-3388

(特記事項)

※ 福祉避難所及び福祉避難スペースに移送に関する避難者の状態を判断するための基準については、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を参考とする。

**③ 広域避難場所**

本市は、火災の延焼等に対し一時的に避難し安全を確保するため、総合運動公園、西堀公園及び西堀庭球場を広域避難場所として指定している。

**□広域避難場所**

防災ブロック	名称	所在地	空き地面積	収容可能人口
第4	総合運動公園	本多2-8-16	120,000㎡	60,000人
	西堀公園及び西堀庭球場	本多2-5-15地先	6,797㎡	3,398人

注)「収容可能人口」は、2㎡当たり1人として設定した。

震災対策編

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

□指定避難所一覧

番号	防災ブレイク		名称	所在地	電話番号	収容可能	
	区分	拠点				人口(人)	感染対策 収容人口(人)
						2㎡/区画の収容数	4㎡/区画の収容数
1	第1	●	第四小学校	馬場三丁目6-1	048-478-3192	204	163
2	第2		栄小学校	新塚一丁目1-1	048-478-3168	198	158
3			池田小学校	池田四丁目8-49	048-479-4051	212	170
4		●	片山小学校	片山一丁目8-31	048-477-0312	234	187
5			第三中学校	池田一丁目1-1	048-479-4052	320	256
6			第六中学校	堀ノ内三丁目11-1	048-478-2764	356	285
7			新座総合技術高校	新塚一丁目3-1	048-478-2111	514	411
8			新座高校	池田一丁目1-2	048-479-5110	456	365
9		第3		八石小学校	野寺二丁目8-45	048-477-6701	272
10			野寺小学校	野寺五丁目1-24	042-473-9453	268	214
11			石神小学校	石神一丁目10-20	048-477-2152	206	165
12	●		栗原小学校	栗原一丁目5-1	042-473-7070	222	178
13			第五中学校	野寺四丁目8-1	048-478-2010	486	389
14	第4	●	西堀小学校	西堀二丁目18-3	042-491-6671	250	200
15			新堀小学校	新堀一丁目16-5	042-493-7551	194	155
16			市民総合体育館	本多二丁目1-20	048-478-8011	688	550
17	第5		野火止小学校	野火止四丁目9-1	048-477-1211	294	235
18			陣屋小学校	野火止一丁目18-20	048-479-7231	258	206
19		●	新座中学校	野火止二丁目4-1	048-478-3668	380	304
20			十文字学園女子大学	菅沢二丁目1-28	048-477-0555	272	218
21	第6	●	新座小学校	新座三丁目4-1	048-478-2760	224	179
22			新開小学校	大和田一丁目22-10	048-477-6370	240	192
23			大和田小学校	大和田一丁目1-30	048-477-2021	384	307
24			第四中学校	大和田四丁目17-1	048-477-6053	386	309
25			西武台高校	中野二丁目9-1	048-481-1701	376	301
26			新座柳瀬高校	大和田四丁目12-1	048-478-5151	578	462
27			跡見学園女子大学	中野一丁目9-6	048-478-3333	314	251
28	第7	●	東北小学校	北野三丁目1-1	048-471-2022	238	190
29			立教新座中学・高校	北野一丁目2-25	048-471-2323	564	451
30			立教大学新座キャンパス	北野一丁目2-26	048-471-6676	568	454
31	第8		東野小学校	野火止六丁目22-12	048-479-7280	206	165
32		●	第二中学校	野火止七丁目17-10	048-477-1212	356	285
合計						10,718	8,574

注1) 指定避難所の収容可能人口は、屋内運動場の居住が可能なスペース（アリーナ等）及び福祉避難スペースの5割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2.0㎡として設定した。同様に感染対策収容人口は、1人当たりの占有面積を4㎡として設定した。

注2) 市立各中学校においては、このほか武道場も使用する。

注3) 令和2年国勢調査に基づき、1区画（4㎡）につき1世帯当たりの人数（1.6人）を乗じた。

□指定緊急避難場所一覧

番号	防災ブロック		名称	所在地
	区分	拠点		
1	第1	●	第四小学校	馬場三丁目6-1
2			畑中公民館	畑中一丁目 15-58
3	第2		栄小学校	新塚一丁目1-1
4			池田小学校	池田四丁目8-49
5		●	片山小学校	片山一丁目8-31
6			第三中学校	池田一丁目1-1
7			中央公民館	道場二丁目 14-12
8			第六中学校	堀ノ内三丁目11-1
9			新座総合技術高校	新塚一丁目3-1
10			新座高校	池田一丁目1-2
11	第3		八石小学校	野寺二丁目8-45
12			野寺小学校	野寺五丁目1-24
13			石神小学校	石神一丁目10-20
14		●	栗原小学校	栗原一丁目5-1
15			栗原公民館	栗原三丁目 8-34
16			栗原ふれあいの家	栗原五丁目 2-15
17			第五中学校	野寺四丁目8-1
18	第4	●	西堀小学校	西堀二丁目18-3
19			新堀小学校	新堀一丁目16-5
20			西堀・新堀コミュニティセンター	新堀一丁目 5-9
21			市民総合体育館	本多二丁目1-20
22	第5		野火止小学校	野火止四丁目9-1
23			陣屋小学校	野火止一丁目18-20
24			市民会館	野火止一丁目 1-2
25		●	新座中学校	野火止二丁目4-1
26			十文字学園女子大学	菅沢二丁目1-28
27	第6	●	新座小学校	新座三丁目4-1
28			新開小学校	大和田一丁目22-10
29			大和田公民館	大和田一丁目 26-16
30			大和田小学校	大和田一丁目1-30
31			第四中学校	大和田四丁目17-1
32			西武台高校	中野二丁目9-1
33			新座柳瀬高校	大和田四丁目12-1
34			跡見学園女子大学	中野一丁目9-6
35	第7	●	東北小学校	北野三丁目1-1
36			立教新座中学・高校	北野一丁目2-25
37			立教大学新座キャンパス	北野一丁目2-26
38			東北コミュニティセンター	東北二丁目 28-5
39	第8		ふるさと新座館（野火止公民館）	野火止六丁目1-48
40			東野小学校	野火止六丁目22-12
41		●	第二中学校	野火止七丁目17-10

震災対策編

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

(3) 避難拠点の災害種別ごとの使用の適否

指定緊急避難場所及び指定避難所について、災害種別ごとに、使用に当たっての適否を示す。

□災害種別ごとの指定状況（指定緊急避難場所）

番号	防災ブロック		名称	指定避難所を兼ねる施設	災害種別				
	区分	拠点			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火災	内水氾濫
1	第1	●	第四小学校	●		●	●	●	
2			畑中公民館		●	●	●	●	●
3	第2		栄小学校	●	●	●	●	●	●
4			池田小学校	●	●	●	●	●	●
5		●	片山小学校	●	●	●	●	●	●
6			第三中学校	●		●	●	●	
7			中央公民館		●	●	●	●	●
8			第六中学校	●	●	●	●	●	●
9			新座総合技術高校	●	●	●	●	●	●
10			新座高校	●	●		●	●	●
11	第3		八石小学校	●	●	●	●	●	●
12			野寺小学校	●	●	●	●	●	●
13			石神小学校	●	●	●	●	●	●
14		●	栗原小学校	●	●	●	●	●	●
15			栗原公民館		●	●	●	●	●
16			栗原ふれあいの家		●	●	●		●
17			第五中学校	●	●	●	●	●	●
18	第4	●	西堀小学校	●	●	●	●	●	●
19			新堀小学校	●	●	●	●	●	●
20			西堀・新堀コミュニティセンター		●	●	●	●	●
21		市民総合体育館	●	●	●	●	●	●	
22	第5		野火止小学校	●	●	●	●	●	●
23			陣屋小学校	●	●	●	●	●	●
24			市民会館		●	●	●	●	●
25		●	新座中学校	●	●	●	●	●	●
26		十文字学園女子大学	●	●	●	●	●	●	
27	第6	●	新座小学校	●	●	●	●		
28			新開小学校	●	●	●	●	●	●
29			大和田公民館			●	●	●	
30			大和田小学校	●	●	●	●	●	●
31			第四中学校	●		●	●	●	
32			西武台高校	●			●	●	
33			新座柳瀬高校	●		●	●	●	
34		跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	●	
35	第7	●	東北小学校	●	●	●	●	●	●
36			立教新座中学・高校	●	●	●	●	●	●
37			立教大学新座キャンパス	●	●	●	●	●	●
38			東北コミュニティセンター		●	●	●	●	●
39	第8		ふるさと新座館（野火止公民館）		●	●	●	●	●
40			東野小学校	●	●	●	●	●	●
41		●	第二中学校	●	●	●	●	●	●

注1) 浸水想定区域内にある避難拠点については、洪水からの避難のためには使用しない。

注2) 木造住宅密集地にあり、かつ、敷地内に空地の少ない避難拠点については、延焼火災のおそれがあるため、大規模な火災からの避難のためには使用しない。

注3) 急傾斜地崩壊危険箇所の付近にある避難拠点については、崖崩れからの避難のためには使用しない。

注4) 令和7年度に作成した内水ハザードマップの浸水想定区域内にある避難拠点については、災害時の浸水状況によっては使用しない場合がある。

### 3.4 避難経路の確保

【 危機管理室、道路管理課、道路河川課 】

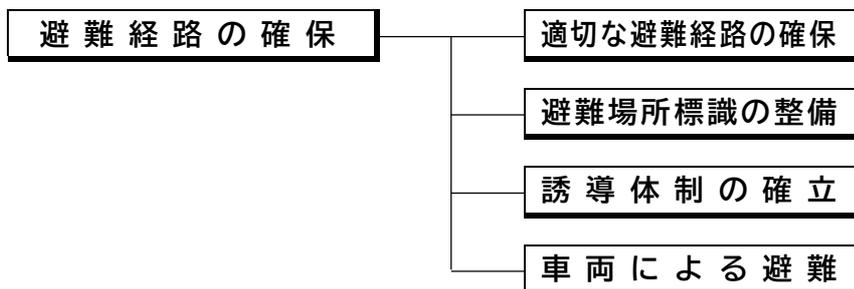
#### 【目標】

安全な避難活動を実施するためには、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に伴い、適切な避難経路を確保し、加えて、標識の整備及び誘導體制の確立等避難誘導體制の整備を図る必要がある。

#### 【方策】

本市の避難経路の確保は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



#### (1) 適切な避難経路の確保【 道路管理課、道路河川課 】

本市は、自助の観点から、市民自身が適切な避難経路を設定するように普及啓発を行うとともに、要配慮者も避難経路として安心安全に利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づく道路整備を推進する。

なお、本市の避難路の指定の要否についてであるが、沿岸部や山岳地帯等の遠距離避難を余儀なくされる地域においては避難路の指定は有効であるが、道路整備の進んでいる本市においては適さないとの考えから指定は行わない。

#### (2) 避難場所標識の整備【 危機管理室 】

避難場所の周知を図るため、設置済みの避難場所標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて外国語を併記する等、外国人に配慮した整備に努める。

#### (3) 誘導體制の確立【 危機管理室 】

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難の指示等を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

本市は、避難者の安全を確保するため、消防、消防団、警察、自衛隊、あるいは自主防災会等の協力を得て、次の事項に留意して市民の避難誘導を行う。

□避難誘導の留意事項

○避難順位

避難行動要支援者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

○集団避難

避難は、できるだけ地区単位での集団避難を行うよう誘導する。

○誘導者の配置

集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につくこと。

ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

(4) 車両による避難【 危機管理室 】

車両による避難を行った場合、本市の交通状況を考慮すると、著しい渋滞を助長し、緊急車両等の通行を阻害し、災害対策に影響することが懸念されるため、市として、車両での避難を原則、推奨しない。

ただし、徒歩移動が困難な者の避難についてはその限りでないことに留意する。

避難場所・避難所での車中泊については、前述の災害対策への影響や被災者の物資需要や健康状態の把握が困難となる一方で、感染症予防の観点から避難手段の一つとなることに留意する。車中泊避難者が発生した場合、市として、包括的な避難者支援の一環として対応を図る。

また、エコノミークラス症候群の予防のためのストレッチの実施や熱中症対策としてのこまめな水分補給、一酸化炭素中毒対策としての換気など平常時から市民に周知・啓発を図る。

なお、車中泊の候補地は下表のとおりとするほか、各避難所敷地内の空きスペースの活用も検討する。

<車中避難の候補施設名と所在地>

施設名	所在地
市民総合体育館	本多二丁目1-20
総合運動公園	本多二丁目8-16

## 第2節 震災に強い防災体制の整備

阪神・淡路大震災では、これまでの想定を上回る地震が発生したため、職員の動員、情報の収集・伝達等の初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする応急対応、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送等の様々な面で混乱が生じた。本市においても、市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市直下の地震が発生した場合、死者数302人、建物全壊数4,570棟等の大きな被害の発生が予想されている。

そのため、今後、本市で起こりうる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災や東日本大震災が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的かつ一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

\*\*\*\*\* 《 震災に強い防災体制の整備 》 \*\*\*\*\*

<b>第2節 震災に強い防災体制の整備</b>		
<b>第1 災害活動体制の整備</b>	1.1 職員の初動体制の整備	[p49]
	1.2 動員体制の整備	[p50]
	1.3 受援体制の整備	[p53]
	1.4 災害応援体制の整備	[p57]
<b>第2 災害情報の収集・伝達体制の整備</b>	2.1 災害情報連絡体制の整備	[p59]
	2.2 被害情報の早期収集体制の整備	[p62]
	2.3 情報伝達体制の整備	[p63]
<b>第3 非常用物資の備蓄</b>	3.1 食料供給体制の整備	[p65]
	3.2 給水体制の整備	[p68]
	3.3 生活必需品供給体制の整備	[p70]
	3.4 防災用資機材の備蓄	[p72]
	3.5 国による物資の確保	[p72]
<b>第4 消防救援体制の整備</b>	4.1 出火防止対策の推進	[p73]
	4.2 初期消火体制の強化	[p75]
	4.3 火災の拡大防止対策	[p76]
<b>第5 災害時医療体制の整備</b>	5.1 初動医療体制の整備	[p78]
	5.2 後方医療体制の整備	[p83]
	5.3 要配慮者に対する医療対策	[p86]
<b>第6 避難所運営体制の整備</b>	6.1 避難所施設利用計画の策定の推進	[p88]
	6.2 避難所の自主運営対策	[p88]
<b>第7 帰宅困難者対策</b>	7.1 帰宅困難者の把握	[p89]
	7.2 帰宅困難者発生に伴う影響	[p89]
	7.3 帰宅困難者への啓発等	[p90]
<b>第8 緊急輸送体制の整備</b>	8.1 緊急輸送路の確保	[p92]
	8.2 緊急車両の確保	[p95]
<b>第9 災害廃棄物処理対策</b>	9.1 仮置場の確保	[p96]
<b>第10 応急仮設住宅対策</b>	10.1 応急仮設住宅用地の確保	[p97]
	10.2 応急仮設住宅用資機材の確保	[p98]

\*\*\*\*\*

## 第1 災害活動体制の整備

本市で最大震度6強の地震が発生した場合、市内の特に住宅密集地等では人的被害、建物倒壊等の被害が発生し、救急・救助事象が発生するとともに、幹線道路網の整備が遅れていることから交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

### 1.1 職員の初動体制の整備

【 危機管理室、関係各課 】

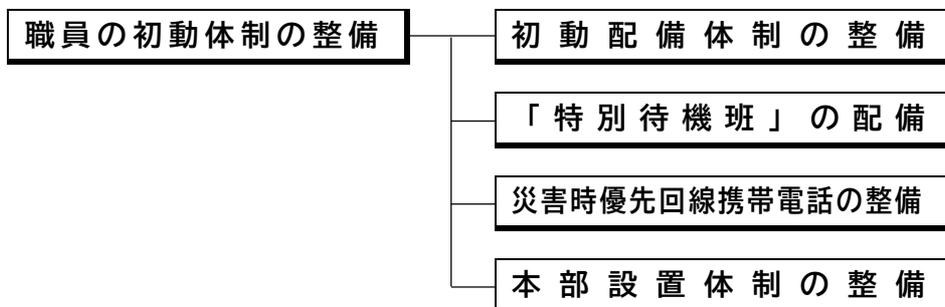
#### 【目標】

本市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和6年能登半島地震の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信のふくそうにより職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

#### 【方策】

本市の職員の初動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —



#### (1) 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災では、閉庁時の発災、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災という悪条件の中で、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。そこで、本市では、閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合は、迅速に自主参集し、自動的に防災体制を立ち上げるべく初動体制の整備を図る。

また、震災時に電話が使用できない状況を想定した職員の安否確認の具体的方策について、一斉情報伝達・収集システムを活用する。

#### (2) 「特別待機班」の配備

危機管理室は、本市に震度4の地震又は長周期地震動階級3以上が発生した場合、

市役所庁舎に自主参集して県災害オペレーション支援システムからの地震情報の確認及び本市域内での被災情報の有無の確認を行うため「特別待機班」を編成して対応する。

### (3) 災害時優先回線携帯電話の整備

本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員等に対しては災害時優先回線携帯電話を携帯させるなどの対応を図るとともに、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進する。

### (4) 本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する本市の中核組織であるため、市役所庁舎の中でも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部を設置する予定の場所の耐震性に関する維持管理が重要であり、また、通信機材をはじめ情報収集の機具及び設置に必要な器材、文房具等災害対策本部に必要なものを耐災害性の確保された場所に保管しておくことが必要である。

また、防災関係機関や自主防災会等の代表者名簿は、平常時から、保管してある場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

## 1.2 動員体制の整備

【 関係各課 】

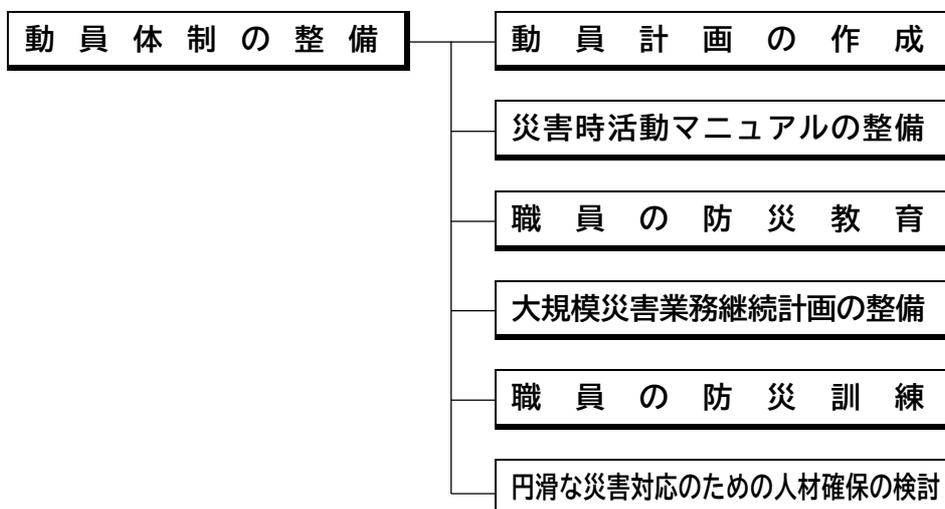
### 【目標】

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

### 【方策】

本市の動員体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

### — 《 方 策 》 —



### (1) 動員計画の作成【 人事課、危機管理室 】

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類・規模を勘案し、実戦的な動員体制を整備しておく。

各所属長は、「本編 第3章 第1節 第5『□配備体制別動員計画表』(P132 参照)」に基づき所管の部班ごとに動員計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、危機管理室長に報告しておく。「危機管理室」は「人事課」の協力の下、この報告を基に災害発生時の参集率や参集に要する時間（特に、重要意思決定者）を推定し、応急対策活動の円滑な遂行について検証し、支障が生じると予想される場合は、参集できない場合の非常連絡体制や広域応援体制の整備に基づく対応計画を定めなくてはならない。

### (2) 災害時活動マニュアルの整備【 各課共通 】

個々の職員が、地震発生直後の初動期及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、応急対策活動時の班ごとに実践的な災害時活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、災害時活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

災害時活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

#### □災害時活動マニュアルの記載事項

- 災害対策本部における各班が果たすべき役割・任務・編成
- 災害時活動の流れ（実践行動フロー）
- 各活動項目の内容（実施時期・実施目的・必要人員）
- 関係機関リスト

### (3) 職員の防災教育【 人事課、危機管理室 】

「人事課」及び「危機管理室」は、新任研修等の場を通じて、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、応急対策活動時の各班の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点を置くようにする。

#### □職員の防災教育

- 方法及び機会
  - ・ 新任研修
  - ・ 職場研修
  - ・ 市が開催する防災訓練への参加
- 習熟内容
  - ・ 本市の地域の災害特性
  - ・ 地域防災計画の概要
  - ・ 災害時活動マニュアルの内容
  - ・ 緊急時初動マニュアルや避難所運営マニュアルの内容

□防災担当職員の教育

「危機管理室」の職員は、「特別待機班」及び災害対策本部の事務局として本市の防災活動の中枢を担わなければならない。そのため、日頃から地域防災計画に習熟することはもとより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

(4) 大規模災害業務継続計画の整備【 危機管理室 】

災害時、限られた業務資源で災害対応を行う状況においても、行政機能を確保し、市民への影響を最小限にとどめるため、実行性のある大規模災害業務継続計画を作成し、職員への周知徹底を図る。

なお、大規模災害業務継続計画は、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

大規模災害業務継続計画に記載すべき主な内容を以下に示す。

□業務継続計画の特に重要な6要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、ふくそう等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

出典) 「市町村のための業務継続計画作成ガイド(内閣府・平成27年5月)」

(5) 職員の防災訓練【 人事課、危機管理室 】

市職員の訓練として、災害時活動マニュアル、避難所運営マニュアル、緊急時初動マニュアル及び大規模災害業務継続計画等に沿った訓練を企画し、これらを実施することで、震災時の職員の対応行動の確認及び習熟を図る。

なお、訓練で明らかになった問題点等は、災害時活動マニュアルや大規模災害業務継続計画への反映を行う。

(6) 円滑な災害対応のための人材確保の検討【 人事課、危機管理室 】

本市は、応急対策全般への対応力を高めるため、教育や訓練等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することを検討する。

### 1.3 受援体制の整備

【 危機管理室、人事課、関係各課 】

#### 【目標】

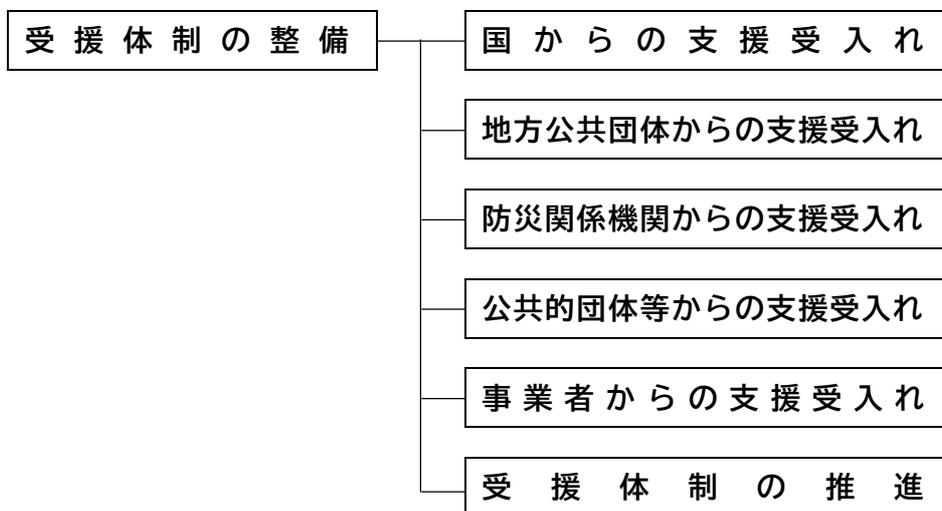
本市に最大震度6強の揺れが想定される地震が発生した場合、本市に大きな被害が発生するだけでなく、本市の中核部に大きな被害を受けることも考えられるため、本市の通常の防災体制のみでは、発生災害の全てに対応できないことが予想される。

このため、大規模地震災害時の受援を目的として「新座市受援計画」に基づき、国や県、他市区町村及び防災関係機関等からの支援受入体制の整備を推進する。

#### 【方策】

本市の受援体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —



#### (1) 国からの支援受入れ【 危機管理室 】

##### ① 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。そのため本市は、埼玉県との相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

国が行う活動は以下のとおりである。

- 自衛隊の災害派遣
- 警察の広域緊急援助隊
- 消防の緊急消防援助隊
- 医療の広域医療支援
- その他災害応急対策

本市は、国の支援を受け入れるための埼玉県への要請方法の確認、応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定、支援受入窓口の設置等の活動を事前に実施する。

**(2) 地方公共団体からの支援受入れ【 危機管理室、人事課 】**

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れる必要があるため、そのための対策をあらかじめ定める。

**① 受入体制の確立**

他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受け入れるため、県及び本市が連携し、体制を確立する必要がある。

**ア 受け入れる支援体制の種類**

- 法律に基づく都道府県、市町村からの支援受入れ
- 全国市長会からの支援受入れ
- 協定等に基づく都道府県、市・区町村、企業からの支援受入れ

**イ 受け入れる支援の種類**

- 災害救助に関連する業務
- 医療支援に関連する業務
- 被災生活の支援等に関連する業務
- 災害復旧・復興に関連する業務

**② 受入体制の整備**

受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受け入れるため、次の体制の検討を行う。

**ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制**

**イ 他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有**

**ウ 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施**

**エ 支援が想定される業務の抽出と必要資機材・装備品の検討**

**③ 協定締結の推進**

本市では、近隣自治体や遠距離自治体等と協定を締結しており、その締結状況は以下のとおりである。

本市は、今後も他自治体等との協定締結を検討していく。

□自治体との協定締結状況

No	協定事項	締結機関等	締結日
1	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	平成3年2月29日
2	災害時における五市相互応援に関する協定	埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市	平成8年7月30日
3	災害時相互応援に関する協定書	朝霞市、志木市、和光市	平成8年8月29日
4	災害時における相互応援に関する協定書	栃木県那須塩原市 (当初 西那須野町)	平成17年11月1日 (当初平成7年11月1日)
5	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内全市町村	平成19年5月1日
6	災害時における相互応援に関する協定	新潟県十日町市 (当初 中里村)	平成20年4月1日 (当初平成7年11月1日)
7	西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定	東京都西東京市	平成23年8月16日
8	練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書	東京都練馬区	平成23年9月2日
9	埼玉県防災行政無線市町村局の管理運営に関する協定書	埼玉県	昭和51年9月1日
10	災害時の情報交換及び支援に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成24年5月29日
11	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県	平成26年4月1日
12	災害時相互応援に関する協定	茨城県日立市、栃木県小山市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、東京都東村山市、愛知県安城市	平成30年11月1日 (当初平成28年3月18日)

- 『【資料編】第1.2「災害時相互応援に関する協定書」』参照  
『【資料編】第1.3「災害時における五市相互応援に関する協定」』参照  
『【資料編】第1.4「西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定」』参照  
『【資料編】第1.5「練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書」』参照  
『【資料編】第1.6「災害時における相互応援に関する協定書(那須塩原市)」』参照  
『【資料編】第1.7「災害時における相互応援に関する協定(十日町市)」』参照  
『【資料編】第1.8「災害時相互応援に関する協定」』参照

**(3) 防災関係機関からの支援受入れ【危機管理室】**

地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

**(4) 公共的団体等からの支援受入れ【関係各課】**

市内又は所掌事務に関係する社会福祉協議会や防災協力会などの公共的団体に対し、大規模災害時において応急対策等に積極的な協力が得られるように、防災に関する組織の充実を図るよう助言し、また、相互の連絡を密にし、協力体制を整える。

これらの団体が市に協力する業務は、主に次のとおりである。

□協力業務の主要内容

- 異常現象、危険な場所等を発見した時に関係機関へ連絡すること。
- 地震災害時における広報等に協力すること。
- 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- 避難誘導及び避難場所内での救援に協力すること。
- 被災者の救助業務に協力すること。
- 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- 被害状況の調査に協力すること。
- 医療品・衣料品・寝具の調達に協力すること。

(5) 事業者からの支援受入れ【 関係各課 】

被災者に必要な飲料水、食料、医療品等を事業者から積極的かつ優先的に供給を得られる体制を平常時に確立しておく。

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

(6) 受援体制の推進【 人事課、関係各課 】

災害時に外部からの支援を円滑に受け入れるため、本市の受入体制、支援を想定する業務及び各業務担当部署における受援担当者等をあらかじめ検討しておく。

受援業務の受入窓口として、「受援班」を設置し、受援班が想定する業務として、「庁内の必要人員や必要資機材の取りまとめ」、「応援団体との調整・支援（事務スペース、資機材確保、宿泊先のリスト化、情報提供等）」を位置づける。

また、本市として受援を想定する業務として、「応急危険度判定」、「宅地危険度判定」、「住家被害認定調査」、「避難所運営」、「物資管理・輸送」等を位置づける。

---

## 1.4 災害応援体制の整備

【 関係各課 】

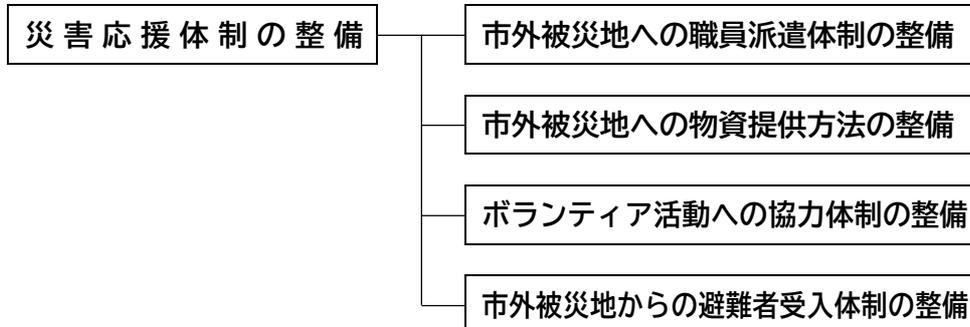
【目標】

市域外において大規模な地震災害が発生した場合、災対法第67条及び第74条の2第2項に基づく被災都道府県からの応援の求めに応じるための埼玉県知事からの応援要請に関する災害派遣及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して、職員の派遣や物資の提供、避難者の受入れ等の支援を実施するため、地震災害時の災害応援体制を整備する。

**【方策】**

本市の災害応援体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 市外被災地への職員派遣体制の整備【 危機管理室、人事課 】**

震災時には、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」に基づく被災自治体からの要請により、応急対策や災害復旧などの業務に従事させるため、本市の職員を派遣する。本市は、そのための要員や対応可能な業務について、埼玉県が行っている8日間の短期派遣を基本とした名簿整理を基本とし、埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアルの名簿を整理する。その際には、派遣が長期間に及ぶことも想定して、派遣者以外での本市の業務遂行体制や交代要員の検討など、長期的に職員を派遣できる体制を検討する。

**(2) 市外被災地への物資提供方法の整備【 危機管理室 】**

被災地において、災害用資機材や生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する物資については、本市で保有する市備蓄物資を提供するものとし、一般市民からの支援受付については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見して分からない物品、古着及び保存性のない物品等は義援物資として受け付けない。

**(3) ボランティア活動への協力体制の整備【 危機管理室、福祉政策課 】**

被災自治体からボランティア活動に対する要請があった場合、新座市社会福祉協議会と協力して、ボランティアの募集や被災地への派遣支援、ボランティアへの被災地の情報の提供を行うこととし、そのための体制等についてあらかじめ検討する。

**(4) 市外被災地からの避難者受入体制の整備【 危機管理室 】**

県を通じての要請や災害協定に基づく要請があった場合、被災自治体からの避難者を市内の施設において受け入れるため、その際の受入体制や受入施設についてあらかじめ検討する。

## 第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、本市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

特に、勤務時間外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

### 2.1 災害情報連絡体制の整備

【 危機管理室、シティプロモーション課 】

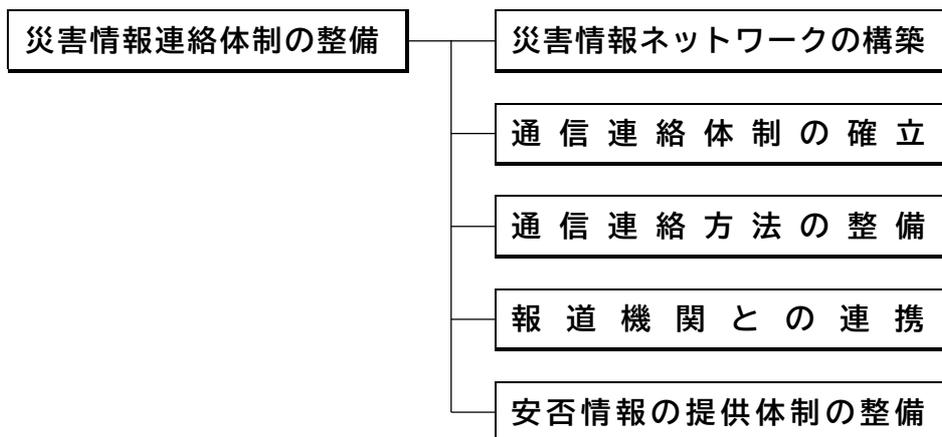
#### 【目標】

災害時における本市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

#### 【方策】

本市の災害情報連絡体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —

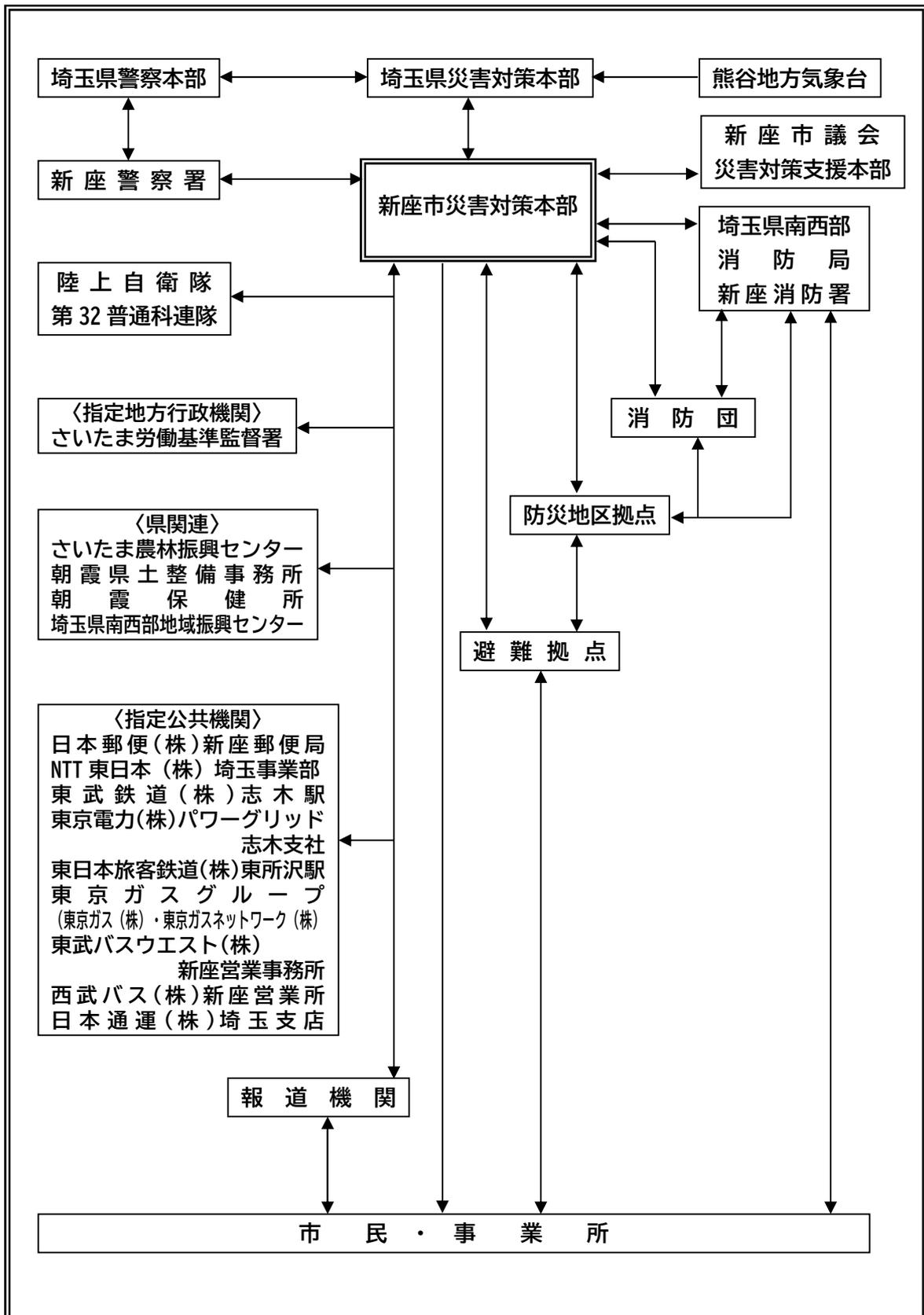


#### (1) 災害情報ネットワークの構築【各課共通】

本市は、市災害対策本部、市全域の防災拠点及び防災関係機関が、情報を迅速に収集・伝達するとともに、県災害オペレーション支援システム等を活用した情報ネットワークの構築に努める。

災害情報ネットワークは、以下に示す全体構成図及び通信手段のとおりである。

■災害情報の連絡網



□本市の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク ((財)自治体衛星通信機構)	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
	市防災行政無線(固定系)	災害対策本部→市内各所
	IP無線	災害対策本部～防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立【危機管理室】

本市は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。

(3) 通信連絡方法の整備【危機管理室】

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。通常の携帯電話は、災害時、ふくそうにより通話できない可能性があるため、東日本大震災時にも災害対応で役立つ衛星携帯電話の活用についても検討する。

(4) 報道機関との連携【シティプロモーション課】

地震災害時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、市民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。この点、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。実際の災害時において、コミュニティ FM が被災地の住民への情報提供の点で有効であったという事例もある。

このことから、本市は、地震災害時における各報道機関への連絡体制の整備を行う。なお、本市では、コミュニティシェア FM と防災協定を締結している。

(5) 安否情報の提供体制の整備【危機管理室】

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地に居た者の安否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである。

しかし、東日本大震災の際には、各自治体が個人情報保護条例等による制限から、安否情報の提供についてためらう事例があり、混乱が生じた。

これを受けて、災対法第 86 条の 15 において、市は、市民等から被災者の安否情報に係る照会を受けた場合、安否情報を提供できる旨が規定されたことから、本市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」を基に、災害時の被災者の安否情報に係る照会・回答に関する手続等について検討し、安否情報の提供体制を整備する。

## 2.2 被害情報の早期収集体制の整備

【 関係各課 】

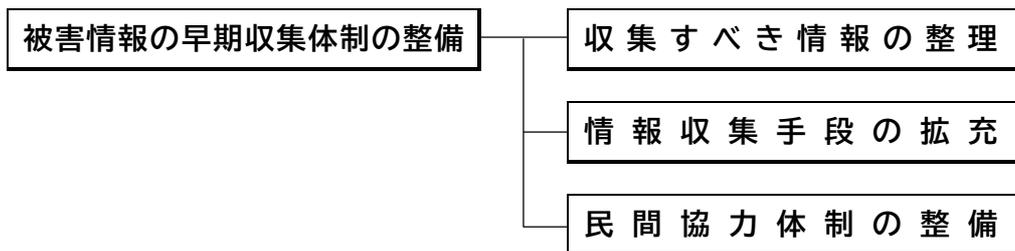
### 【目標】

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告システムの整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

### 【方策】

本市の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —



#### (1) 収集すべき情報の整理【各課共通】

災害時の情報収集を円滑に行うためには、収集すべき情報について、職員が十分理解していかなければならない。

特に災害発生直後においては、住家被害数よりも要救出現場数及び火災発生現場数等の人命に係る情報の把握が最も重要であることを認識しておく必要がある。

したがって、どの時点でどんな情報を収集すべきかを平常時から整理しておく。

#### (2) 情報収集手段の拡充【危機管理室】

大規模な地震発生直後には、交通路の遮断、電話の不通及び防災行政無線の一部不通等が予想されるため、応急対策を効果的に実施するに十分な情報が得られないことが考えられる。

そのため、被災現場の情報を収集するためには、IP無線を装備して被害状況等の情報収集及び情報伝達を行うものとし、今後は、装備機器等の充実を図るとともに実践的訓練により活動能力の向上に努める。

また、情報収集手段を拡充するために、庁内LAN、総合行政ネットワーク(LGWAN)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)等を活用していく。

#### (3) 民間協力体制の整備【危機管理室】

被害状況の調査には、市民や防災関係機関の協力に加えて、民間団体の協力が不可欠である。民間協力者等から災害時に迅速かつ的確な情報提供を得るため、平常時から、災害時における情報連絡体制の充実を図るとともに、広く災害時協力協定の締結等を行う。

## 2.3 情報伝達体制の整備

【 危機管理室 】

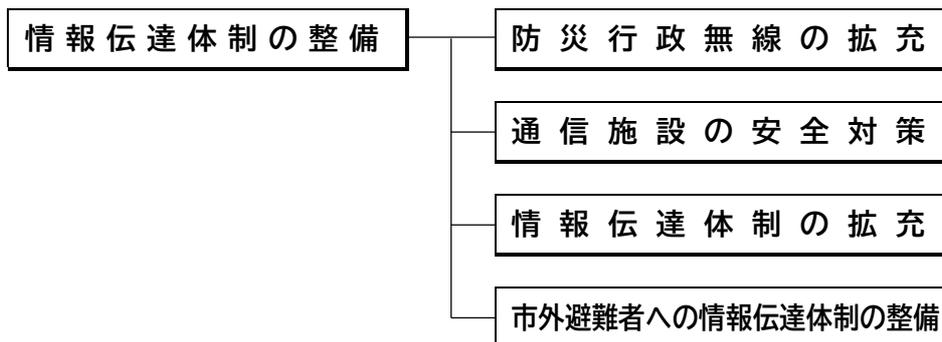
### 【目標】

本市及び防災関係機関は、消防団及び自主防災会等の協力を得ながら、市民や事業者等に対し、迅速かつ適切に災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

### 【方策】

本市の情報伝達体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —



### (1) 防災行政無線の拡充

本市は、昭和56年3月の防災行政無線免許を受けて以来、平常時における行政放送、地震災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきた。東日本大震災以降、難聴地域を把握し、順次、防災行政無線のデジタル改修及び増設を行ってきた。

また、平成22年度には、総務省消防庁の定める全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備し、緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に、本市の防災行政無線を自動起動し、国から住民までの緊急情報を直接そして瞬時に伝達できるシステムを確立している。

今後、防災行政無線施設の維持管理に努めるとともに、公共施設や要配慮者利用施設を中心に、防災行政無線の戸別受信機の拡充を図る。

なお、同システムにより伝達される緊急地震速報のうち、特に、震度6弱以上の地震発生が予想される場合には、特別警報として伝達される。

### (2) 通信施設の安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進する。

**□通信施設の安全対策**

**○非常用電源の確保**

停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

**○地震動への備え**

災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施す。

**(3) 情報伝達体制の拡充**

本市は、市民や市内事業所等への情報伝達体制を拡充させるため、公共施設、病院、鉄道駅等への防災行政無線戸別受信機の設置を推進する。

また、埼玉県防災情報メールやエリアメール／緊急速報メールなど情報受信機能についても、併せて市民に周知を図る。

さらに、本市が被災した場合、本市のホームページにアクセスが集中し、つながりにくくなることが想定されることから、本市の友好姉妹都市のホームページに本市の災害情報を代理に掲載する体制づくりに努める。

加えて、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者と協議し、避難情報をサイトのトップページに掲載するなど情報提供体制の更なる強化を図る。

**(4) 市外避難者への情報伝達体制の整備**

本市は、被災者等に災害情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、本市に避難する被災者だけでなく、本市以外に避難する被災者に対しても必要な情報を容易かつ確実に伝達できるよう市ホームページ等の情報ツールを活用する。

### 第3 非常用物資の備蓄

本市は、地震災害時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

地震発生の季節及び時間帯等は、現状では事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。

さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性及び性的少数者に配慮した品目の補充にも積極的に努める。

#### 3.1 食料供給体制の整備

【関係各課】

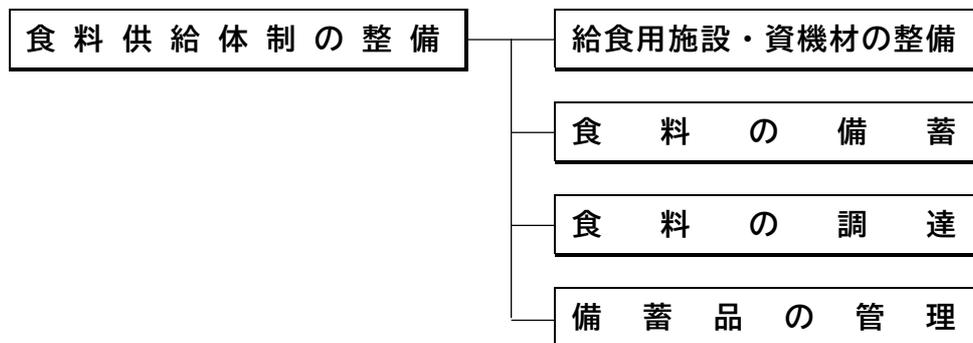
##### 【目標】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から備蓄を行うとともに、災害が長期化した場合等の食料確保のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。また、「新物資システム(B-PL0)」を活用し、備蓄物資の効率的な管理を行う。

##### 【方策】

本市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

##### — 《 方 策 》 —



##### (1) 給食用施設・資機材の整備【教育総務課、学務課、関係各課】

指定避難所である市立小・中学校には給食用施設・資機材を配備し、避難者に適温食を提供できる体制を整備する。

また、防災拠点となる公共施設については、備蓄場所の確保を検討していく。

(2) 食料の備蓄【危機管理室】

① 食料の備蓄現況

本市の備蓄食料の種類及び数量は次のとおりである。

(令和7年8月1日現在)

品目	クラッカー（食）	アルファ米、米類（食）
数量	60,200	44,300

『【資料編】第2.3「新座市の防災備蓄品」』参照

② 本市の備蓄目標

供給対象者	本市
避難者	12,458人・2日分
帰宅困難者	11,623人・1食分
災害救助従事者	2,000人・3日分

③ 本市の備蓄目標数

市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市直下の地震でのピーク時避難者人口12,458人の2日分、帰宅困難者11,623人の1食分、災害救助従事者2,000人の3日分に相当する量を本市の備蓄目標数とする。

供給対象者	備蓄目標数
避難者	主食：75,000食（12,500人×2日×3食）
帰宅困難者	主食：11,700食（11,700人×1食）
災害救助従事者	主食：18,000食（2,000人×3日×3食）
合計	主食：104,700食

※賞味期限5年のため年間約20,000食ずつ購入

④ 備蓄計画

自らの安全は自ら守るという理念を基本とし、市民や事業者等に対し、平常時から最低3日間（推奨1週間）分は備蓄するよう啓発に努める。しかし、災害時に住家が全壊等した被災者への支援が必要となるため、本市で避難所避難者想定人数等に基づく備蓄を行う。

本市で現在備蓄している食料は、備蓄目標を満たしており、今後、その維持に努める。

なお、想定を超える災害時については、埼玉県地域防災計画によって県民1.5日分を備蓄している県への要請の他、協定等による調達を行い、必要な食料の確保に努める。

⑤ 要配慮者への配慮

乳幼児、高齢者、慢性疾患の方、介護を要する方、食物アレルギーの方は、食事に特別な配慮が必要となる。そこで、本市は、食料の供給体制を整備するに当たり、口に入れやすく日常生活に近い食事等が提供できるよう、備蓄品目の検討を行う。

しかし、市の備蓄のみでは、全ての方に対応することは不可能であることから、市民に対して、各家庭に応じた十分な備蓄を進めるよう普及・啓発を図る。

**(3) 食料の調達【 危機管理室、関係各課 】**

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を把握する。また、新物資システム（B-PLo）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

特に備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者や流通業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなどし、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

また、地震災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、市民総合体育館サブアリーナを指定しており、震災対応に必要な施設の整備を図るとともに、災害時等における救援物資の避難所等への配送及び緊急物資拠点の運営に関する協定締結事業者と適宜協議し、輸送力の確保に努める。

**□食料調達の方法**

- |   |
|---|
| ○米 穀：備蓄食料の活用（防災倉庫からのアルファ米等の供出）<br>業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 |
| ○乾 パン：備蓄食料の活用、業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用                     |
| ○おにぎり：学校給食室の利用  |
| ○パン、粉ミルク：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用                          |
| ○その他の食材、調味料等：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用                      |

**(4) 備蓄品の管理・公表【 危機管理室 】**

備蓄品の点検を定期的実施するとともに計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

また、市の備蓄状況を市ホームページ等で公表し、各家庭等での備蓄を啓発する。

### 3.2 給水体制の整備

【 水道業務課、危機管理室 】

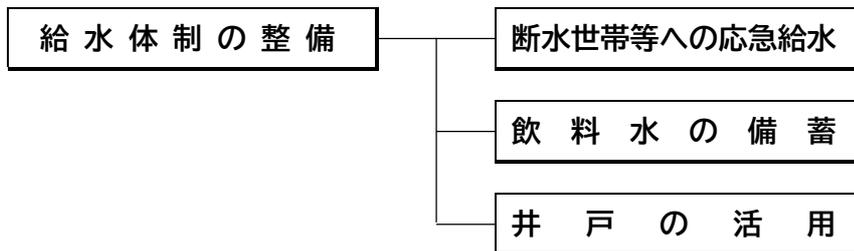
**【目標】**

震災時は広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

**【方策】**

本市の給水体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 断水世帯等への応急給水**

**① 応急給水の対象者**

応急給水活動の対象者は、罹災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

**② 目標給水量**

飲料水の目標水量を以下に示す。

地震発生から3日間は1人1日3リットルを目途とする。その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

**□一日当たりの目標水量**

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

本市において必要となる飲料水の給水目標量は、埼玉県地震被害想定調査における東京湾北部地震での断水人口（1日後で約13,000人）を基に推定する。東日本大震災時の仙台市の事例より、発災から約3週間で応急復旧が完了し、その間は線形で給水が回復していくと仮定する。この場合、各時点での本市の最大必要水量は、次のとおりである。

□給水目標

災害発生からの期間	目標とする給水量	想定（東京湾北部地震）
災害発生から3日	3 l/人・日	3 l/人・日×13,000人・日＝ 39,000 l
4日から10日	20 l/人・日	20 l/人・日×11,000人・日＝ 220,000 l
11日から15日	100 l/人・日	100 l/人・日×6,200人・日＝ 620,000 l
16日から21日	250 l/人・日	250 l/人・日×3,100人・日＝ 775,000 l

本市は、非常用浄水装置の備蓄や、供給可能な飲料水を適切に運搬・給水できるよう給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、不測の事態に備え、個人備蓄の推進や井戸の活用、災害用貯水設備設置の推進等の対策を推進する。

『【資料編】第2.5「浄水場施設（貯水能力）」』参照

③ 飲料水関連施設・設備の整備

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、災害用貯水タンク及び災害用井戸の整備を推進する。

また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の推進に努める。

④ 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

⑤ 水質検査体制の整備

井戸、プール、防火水槽、ため池、河川などの比較的汚染が少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備する。

(2) 飲料水の備蓄

食料と同様に、自らの安全は自ら守るという理念を基本とし、市民や事業者等に対し、平常時から最低3日間（推奨1週間）分は備蓄するよう啓発に努める。

また、避難場所や避難所については、受水槽が設置されており、直ちに飲料水に困

る事態とはならないが、被害によっては使用できないことも想定するとともに、帰宅困難者対応も含め、応急給水を開始するまでの緊急対応分として、以下のとおり飲料水の公的備蓄を行う。

**□飲料水の公的備蓄**

避難者 982人 (=12,458人×断水人口約13,000人/市全人口約165,000人)
帰宅困難者 11,623人
一人当たり500mlを1本として、合計 500mlを12,605本備蓄

**(3) 井戸の活用**

市民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、災害用井戸としての指定を行い、地震災害時の市民の生活用水の確保を図る。

また、市内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

『【資料編】第2.6「災害用指定井戸」』参照

**3.3 生活必需品供給体制の整備**

【危機管理室、福祉政策課】

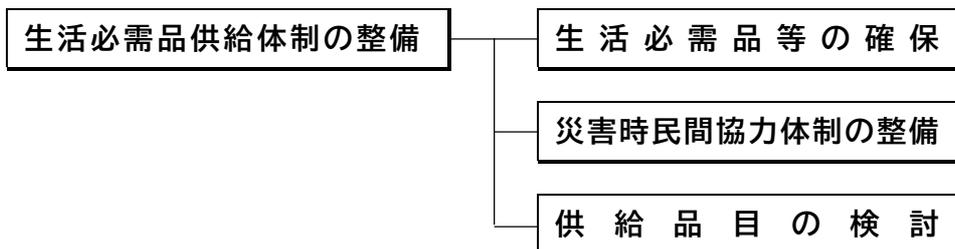
**【目標】**

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時から、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

**【方策】**

本市の生活必需品供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 生活必需品等の確保**

生活必需品の備蓄についても、自らの安全は自ら守るという理念を基本とし、市民や事業者等に対し、平常時から最低3日間（推奨1週間）分は備蓄するよう啓発に努めるとともに、避難所避難者等のための公的備蓄を行う。

現在、本市で備蓄している生活必需品のうち、毛布は避難者分の確保がされておら

ず、早急な対応が必要である。なお、災害救助従事者 2,000 人及び帰宅困難者 11,623 人分についても、対応が必要である。トイレ関連備蓄については、マンホールトイレの備蓄を計画的に進めているが、下水道が使用できない場合を想定した携帯トイレの備蓄も必要である。

#### □備蓄目標

アルミブランケット	【災害救助従事者 2,000 人、帰宅困難者 11,500 人分】
マンホールトイレ	【指定避難所 5 基、指定緊急避難場所 2 基、福祉避難所 2 基】
携帯トイレ	183,000 回分 【避難者 2 日分、帰宅困難者 1 日分】

※携帯トイレは、1日5回分とする。

(避難者 12,458 人×2日×5回+11,623 人×5回=183,000 回)

災害時は必要に応じて、県や協定締結団体等へ応援を要請し、それでもなお不足する場合、義援物資として広く援助を求める。ただし、個人からの義援物資受付については、管理が困難であるため、原則、お断りする。

### (2) 災害時民間協力体制の整備

生活必需品の公的備蓄の不足分を補うため、本市は、あらかじめ調達先を確保するために民間事業者等との協定締結について検討を行う。また、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

### (3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

その際には、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレ等の衛生用品など、避難所生活を想定した物資や、子ども用・大人用おむつや下着類など、乳幼児や高齢者等の要配慮者、女性及び性的少数者にも配慮した物資等についても検討する。

### 3.4 防災用資機材の備蓄

【 危機管理室 】

#### 【目標】

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図る。

#### 【方策】

本市の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

#### (1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図る。

備蓄の数量については、各避難所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

#### (2) 良好な避難所環境整備のための備蓄

災害関連死防止やプライバシーの確保など、良好な避難所環境を形成するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄を推進する。また、良好なトイレ環境を提供する取組の一つとして、トイレカー等を配備する。

### 3.5 国による物資の確保

【 危機管理室 】

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、東京23区で震度6強以上が観測された場合又は1都3県（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）において相当程度の被害が見込まれる場合、発災後4日目から7日目までに必要な物資について、プッシュ型支援で被災都県の拠点へ緊急輸送されることとなっている。

なお、飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が実施する応急給水により対応する。

#### □プッシュ型支援時に緊急輸送される物資

- |         |           |            |            |
|---------|-----------|------------|------------|
| ○食料     | ○毛布       | ○育児用調製粉乳   | ○乳児・小児用おむつ |
| ○大人用おむつ | ○簡易・携帯トイレ | ○トイレットペーパー | ○生理用品      |

## 第4 消防救援体制の整備

地震に伴い発生する火災の特徴は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがあることである。そのため、地震火災による被害を最小限にするため、出火の防止、初期消火及び延焼拡大の防止のため消防救援体制を整備する。

### 4.1 出火防止対策の推進

【 消防局、消防団、危機管理室 】

#### 【目標】

地震発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、市民の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、地震発生直後における出火をできる限り防止する。

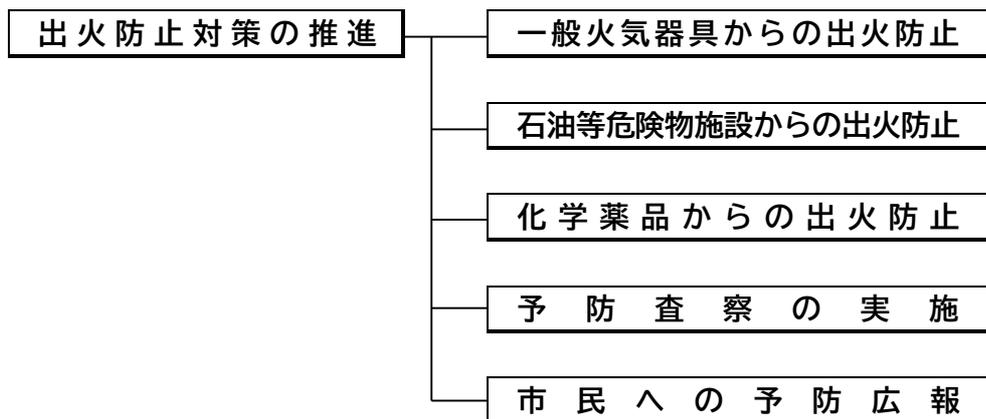
#### 【方策】

地震火災の予防は、対震自動ガス遮断装置等のハード的な予防対策のみならず、学校や研究機関における化学薬品の適正管理等のソフト的な予防対策も併せ、総合的な出火防止対策を推進する必要がある。

また、阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、ライフライン復旧後に電熱器具及び電源コード類の発火を原因とする火災が発生した。こうした要因による火災に対する配慮も必要である。

本市の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —



**(1) 一般火気器具からの出火防止**

「地震が起きたらまず身の安全」「揺れが収まったらすぐ火を消す」の意義を啓発するとともに、ライフライン復旧に伴う電気器具等から出火を防止するため、地震発生後に避難する時は「ブレーカーを落とす」等の方法を含めた出火防止対策の普及を積極的に推進する。

また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動ガス遮断装置、対震自動消火装置等、安全装置付き製品の更なる普及に努める。

**(2) 石油等危険物施設からの出火防止**

市内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物の安全確保を図るため指導する。

**(3) 化学薬品からの出火防止**

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震により棚等からの落下や、容器の破損による出火の危険性が大きいいため、これらの安全策を講じるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理をするように指導する。

**(4) 予防査察の実施**

消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）に掲げる防火対象物等及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に掲げる指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項については是正指導を行う。

また、高齢者住宅等の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

**(5) 市民への予防広報**

市民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、市広報紙及びホームページへの掲載、立看板、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、市内の生徒を対象とした防火ポスターコンクールの実施、消防体験学習の開催等を実施する。

## 4.2 初期消火体制の強化

【 消防局、消防団、危機管理室 】

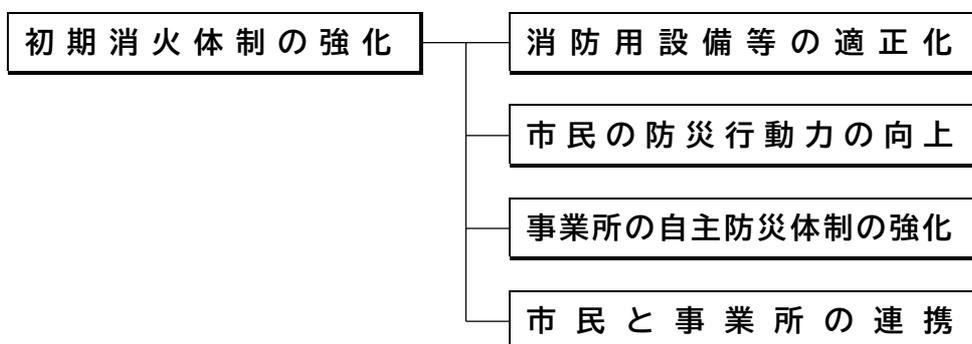
### 【目標】

地震直後の火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに防災教育、防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

### 【方策】

本市の初期消火体制の強化は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



#### (1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

#### (2) 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、市民一人ひとりの防災行動力を高め、自主防災会の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

#### (3) 事業所の自主防災体制の強化

消防局は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、一定規模以上の事業所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

防火管理者の選任が必要となる事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

#### (4) 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、市民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災会及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

#### (5) 消防団の活動体制の充実

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、処遇の改善や必要な資格の取得など、実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層や女性層をはじめとした幅広い層への入団促進に取り組む。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。

### 4.3 火災の拡大防止対策

【 消防局、消防団、危機管理室 】

#### 【目標】

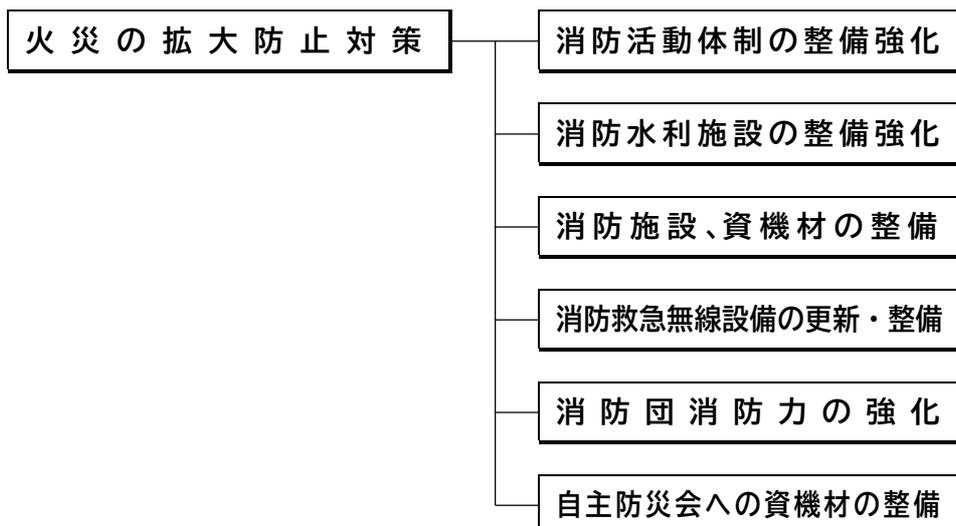
大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、市民及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の制約が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、消防体制の整備を推進する。

#### 【方策】

本市の火災の拡大防止対策は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



**(1) 消防活動体制の整備強化**

大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隣接地域の市区町との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

**(2) 消防水利施設の整備強化**

地震発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情に合った消防水利の増設と機能の確保を図る。

**□防火水槽の整備**

既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

『【資料編】第2.7「消防水利の現況」』参照

**□自然水利の確保**

河川、水路、ため池等については、地震災害時に消防用水として流水を活用できるよう整備の検討及び公園等整備事業に併せた、せせらぎ用水の確保や雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

**(3) 消防施設、消防車両、資機材の整備**

消防施設の増強とともに、消防車両や救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

『【資料編】第2.8「消防団車庫等の現況」』参照

『【資料編】第2.9「消防団保有車両の現況」』参照

『【資料編】第2.10「消防・救出機器（新座市消防団）」』参照

**(4) 消防救急無線設備の更新・整備**

災害時における消防局・消防団の災害通信手段を確保し適切な消防活動を行うため、消防局と危機管理室が連携し、消防救急デジタル無線の整備を行った。

今後は必要に応じて更新する。

**(5) 消防団消防力の強化**

地震災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災会等との協力体制の充実を図るとともに、地震災害時に常備消防隊と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団器具庫の整備及び火災、人命救助事案の多発に対処するため、簡易救助資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

『【資料編】第2.11「消防団員配置状況」』参照

(6) 自主防災会への資機材の整備

本市は、自主防災会へ軽可搬動力ポンプを配備し、自主防災会の消防活動力を強化することにより、地震災害時において消防局等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災会による迅速な初期消火活動及び地域の実情に合った細やかな対応を図る。

## 第5 災害時医療体制の整備

本市は、大地震の際に発生が予想される多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。

また、医療機関についても、特定の医療機関に負傷者が集中した場合等は、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

以下に、医療体制の整備を推進するための必要な施策を示す。

### 5.1 初動医療体制の整備

【危機管理室、保健センター】

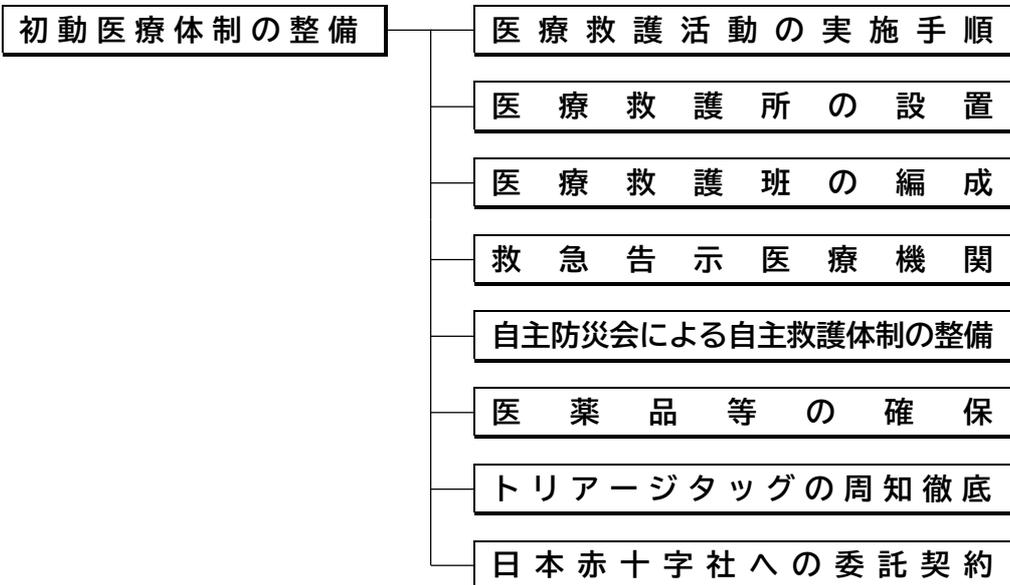
#### 【目標】

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な措置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

#### 【方策】

本市の初動医療体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —



(1) 医療救護活動の実施手順

① 被災地内の医療救護班活動の基本的な活動方針

被災地内における医療救護班の編成・出動の有無は、所属する病院又は診療所の被災の程度によって異なる。

基本的には、被災地内において診療可能な病院又は診療所は、少なくとも発災後3日間は、24時間の負傷者受入体制を整え、病院又は診療所内での診察を継続する。

病院又は診療所が被災し、診療が不可能である場合には、市町村及び保健所等において設置されている医療救護所又はその他の診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。

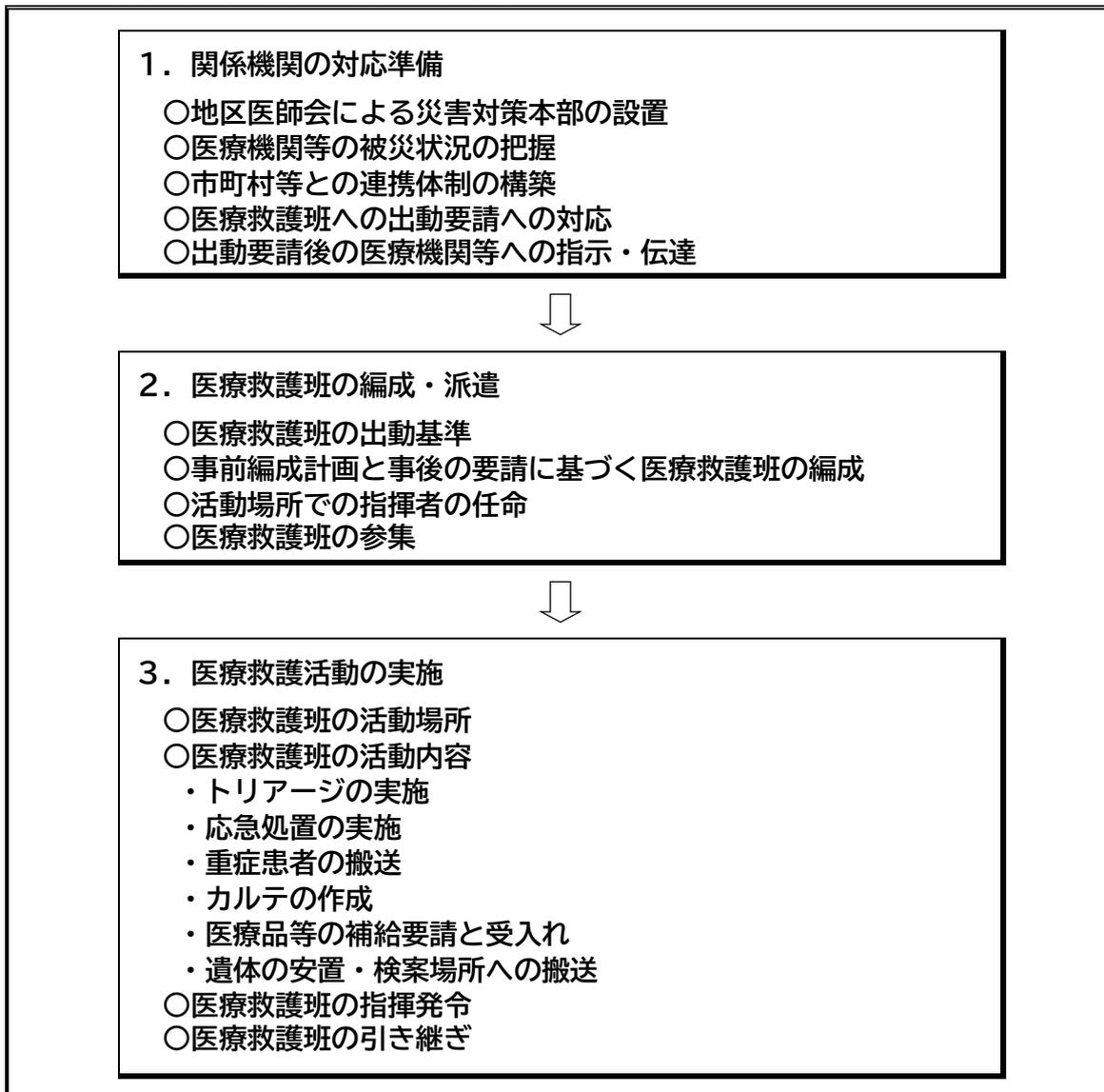
□被災地内における医療救護班の活動方針

病院等の被災度	基本的な活動方針
被災度が大きく 診療不能な医療機関	市町村及び保健所等において設置される医療救護所又はその他の診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。
被災度が小さく 診療可能な医療機関	少なくとも発災後3日間は、24時間の負傷者受入体制を整え病院又は診療所内での診療を継続し、医療救護班としての活動は、原則として行わない。
被災地外（東京都等） に勤務する医療関係者	交通機能障害等により勤務先病院に行けない場合には、できる限り居住地の最寄りの救護所等に参集することを求める。

② 被災地内の医療救護活動の手順と内容

被災地内において医療救護班を派遣する関係機関による活動内容は、以下のとおりである。

■被災地内の医療救護班の活動実施手順



(2) 医療救護所の設置

本市は、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、日本赤十字社、公的医療機関及び地域の自主防災会と協議を行い、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置等の予防対策を推進する。

① 医療救護所の設置基準

医療救護所は、防災地区拠点8か所のうち、被災状況により、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、日本赤十字社及び公的医療機関等と協議の上、設置箇所を選定し、設置する。ただし、被災状況によっては代替箇所を検討する。

防災地区拠点	所在地
第四小学校	馬場三丁目6-1
片山小学校	片山一丁目8-31
栗原小学校	栗原一丁目5-1
西堀小学校	西堀二丁目18-3
新座中学校	野火止二丁目4-1
新座小学校	新座三丁目4-1
東北小学校	北野三丁目1-1
第二中学校	野火止七丁目17-10

② 必要資機材の備蓄

医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の備蓄を図る。

(3) 医療救護班の編成

① 医療救護班の確保

地震災害時における負傷者数に基づき、必要な医療救護班の確保に努める。  
なお、本市域の医療救護班では対応が困難な場合、埼玉県に応援要請する。

□災害時における医療救護活動等に関する協定締結団体

区分	名称
医師会	朝霞地区医師会
歯科医師会	朝霞地区歯科医師会
薬剤師会	朝霞地区薬剤師会

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

② 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、次のとおりである。

- 救護所等において傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供
- トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- 死亡の確認及び死体の検案
- 避難所等の巡回による必要な医療の提供
- その他必要な措置

(4) 救急告示医療機関

朝霞地区4市の県指定救急告示医療機関は、以下のとおりである。

□救急告示医療機関（埼玉県指定（朝霞地区4市））

[令和7年7月1日現在]

医療機関名	所在地	電話番号 (048)	診療科目	総病床数
朝霞厚生病院	朝霞市浜崎703	473-5005	内・外・消・整・脳・皮・放	85
医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	466-2055	内・消内・呼内・腎臓内科・循内・小・小外・外・消化器外科・呼外・整・皮・泌・耳・眼・脳・婦・麻・形・リハ・放・精・神内・心療・救急科・緩和ケア内科・歯外・肛外・血液内科・糖尿病内科・乳腺外科・小児泌尿器科・病理診断科	454
医療法人山柳会 あさか相生病院	朝霞市溝沼 3-2-33	467-0016	内・消内・神内・循内・リハ・整・呼内・内分泌内科・乳腺外科・糖尿病内科・肝臓内科・皮・歯	100
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	474-7211	内・神内・消内・循内・外・消化器外科・呼外・整・脳・皮・形・小・泌・肛・眼・耳・婦・麻・リハ・救・リウ・放・腎臓内科	402
医療法人向英会 高田整形外科病院	新座市野火止 6-5-20	478-5222	整・形・リハ・内・呼	40
堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31	481-5168	外・整・内・呼内・循内・糖尿病内分泌内科・腎臓内科・神内・乳腺外科・消化器外科・小・皮・泌・リハ・歯・耳・眼・形・精・歯外	199
独立行政法人 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	462-1101	内・精・神内・呼内・消内・循内・小・外・消化器外科・乳腺外科・整・形・脳神経外科・脳・呼外・小外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・内視鏡内科・内視鏡外科・麻・リハ・病理診断科・緩和ケア内科・心臓総合診療科・救急科・歯外・腫瘍内科・血液・膠原病内科・腎臓内科・糖尿病内科	550
坪田和光病院	和光市白子 2-12-15	465-5001	整・外・皮・リハ・内・泌・肛・麻	51
医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	志木市上宗岡 5-14-50	472-9211	内・外・小・整・リハ・泌・脳	100

資料)「埼玉県地域防災計画 資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議を基に一部加筆

(5) 自主防災会による自主救護体制の整備

自主防災会等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

(6) 医薬品等の確保

① 医薬品等の備蓄

本市は、地震災害時に医療救護班や医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、朝霞地区医師会等関係機関と協議の上、整備を図る。

② 医薬品等の調達

本市は、地震災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、朝霞地区薬剤師会等と協議し、また、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどして調達体制の整備を図る。

□県医薬品等備蓄場所

名称/所在地/電話	保管ケース区分	内容品
埼玉県新座防災基地 (薬品庫) 新座市新塚5077-5 TEL 048-482-2575	診療・創傷ケース	聴診器、血圧計、注射器 他
	蘇生・気管ケース	蘇生器、喉頭鏡、気管内チューブ 他
	医薬品ケース	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他
	衛生材料ケース	包帯、ガーゼ、ばんそうこう、カット綿 他
	事務用品ケース	ボールペン、マジック、カルテ 他

(7) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

本市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

(8) 日本赤十字社への委託契約

県は日本赤十字社埼玉県支部との間で、災害救助法の規定による救助、又はその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいる。

委託事務の種類は、避難所設置の支援、医療、助産及び遺体の処理である。

5.2 後方医療体制の整備

【保健センター、危機管理室】

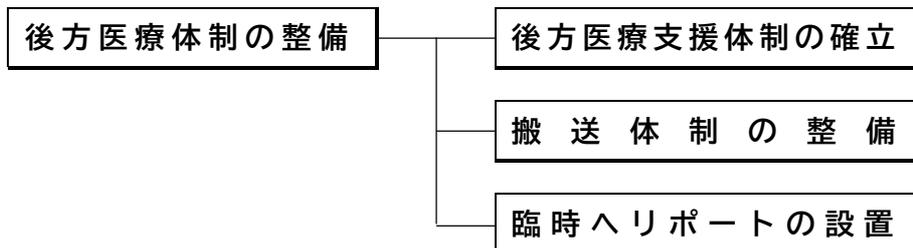
【目標】

医療救護所や救急告示医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、後方医療施設に搬送して治療を実施する必要があることから、重傷者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を推進する。

【方策】

本市の後方医療体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



(1) 後方医療支援体制の確立

本市は、医療救護所や救急告示医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、県との協議の上、確立を図る。

なお、県の高度救命救急センター、救命救急センター、災害拠点病院、災害時連携病院は以下のとおりである。

震災対策編

第2章 震災予防計画

第2節 震災に強い防災体制の整備

□災害拠点病院（埼玉県）

[令和6年4月1日現在]

区分	二次保健医療圏名	医療機関名	病床数	所在地	電話番号
基幹	—	○ 川口市立医療センター	539	川口市西新井宿 180	048-287-2525
地域	さいたま	○ 自治医科大学附属 さいたま医療センター	628	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048-647-2111
基幹	—	◎ 埼玉医科大学総合医療センター	1,063	川越市鴨田 1981	049-228-3400
地域	県央	北里大学メディカルセンター	372	北本市荒井 6-100	048-593-1212
地域	利根	○ 埼玉県済生会加須病院	399	加須市上高柳 1680 番地	0480-52-3611
地域	北部	○ 深谷赤十字病院	474	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
基幹	—	◎ さいたま赤十字病院	638	さいたま市中央区 新都心 1-5	048-852-1111
地域	東部	○ 獨協医科大学埼玉医療センター	928	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
地域	さいたま	○ さいたま市立病院	637	さいたま市緑区 三室 2460	048-873-4111
地域	西部	○ 防衛医科大学校病院	638	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
地域	南部	埼玉県済生会川口総合病院	424	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
地域	西部	○ 埼玉医科大学国際医療センター	722	日高市山根 1397-1	042-984-4111
地域	利根	社会医療法人壮幸会行田総合病院	520	行田市持田 376	048-552-1111
地域	利根	新久喜総合病院	401	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
地域	南西部	○ 独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	550	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
地域	東部	草加市立病院	380	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
地域	川越比企	埼玉医科大学病院	965	入間郡毛呂山町 毛呂本郷 38	049-276-2107
地域	さいたま	さいたま市民医療センター	340	さいたま市西区 島根 299-1	048-626-0011
地域	県央	上尾中央総合病院	733	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
地域	利根	羽生総合病院	341	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
地域	さいたま	○ 地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	316	さいたま市中央区 新都心 1-2	048-601-2200
地域	南部	戸田中央総合病院	517	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注1) 「医療機関名」欄の「◎」は高度救命救急センター、「○」は救命救急センター、  
「○児」は小児救命救急センターを示す。

注2) 埼玉県医療整備課のホームページを基に作成

□災害時連携病院(南西部医療圏のみ)

[令和7年4月1日現在]

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人社団武蔵野会 TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	048-466-2055
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	048-474-7211
ふじみの救急病院	三芳町北永井 997-5	049-274-7666
医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬 1967-1	049-251-3060
医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	三芳町藤久保 974-3	049-258-2323

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から市内の医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市有車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、県には平成3年4月1日から運航を開始した埼玉県防災航空隊があり、傷病者の搬送等にも活用されている。

□埼玉県防災航空隊の概要

所在地	〒350-0141 比企郡川島町出丸下郷53-1 本田航空(株)本社ビル内3F
連絡方法	電話：(通常用) 049-297-7810、049-297-7811 (緊急用) 049-297-7905
	FAX： 049-297-7906
活動体制	埼玉県では県内消防本部と埼玉県防災ヘリコプター応援協定を締結し、消防活動については地元消防本部からの応援要請を受けて行う。また、24時間体制で、火災だけでなく、山岳地域等からの救出活動及び傷病者搬送、高度医療機関等への転院搬送、医師、資機材の緊急搬送なども行っている。
運航形態	県と市町村と民間の三者一体による管理運営方式をとっている。 埼玉県 財政負担（機体の購入、運行維持管理） 市町村 人的負担（消防職員を派遣） 民間 技術力の提供（ヘリコプターの操縦及び整備、格納）

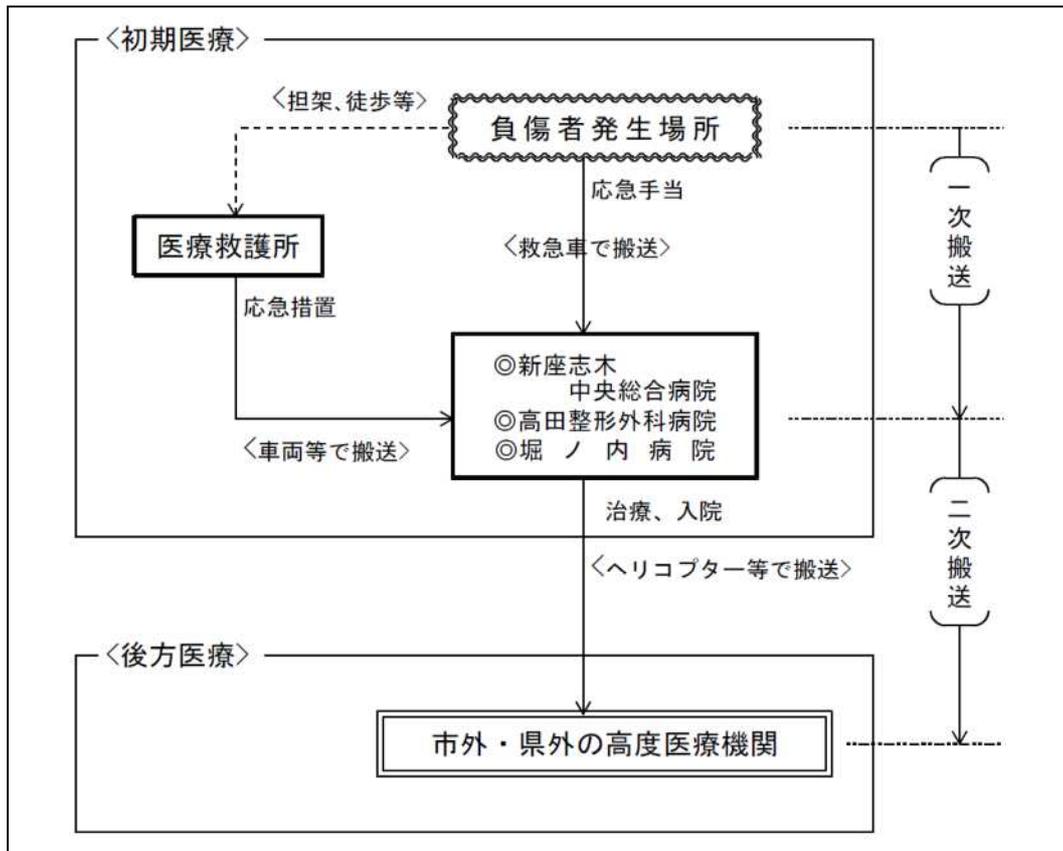
(3) 臨時ヘリポートの設置

本市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、以下に示す市内の2か所に臨時ヘリポート基地を設置する。

□新座市臨時ヘリポート

施設名	所在地	発着場面積 (m <sup>2</sup> )	電話番号
埼玉県新座防災基地	新塚5077-5	12,484	048-482-2575
総合運動公園	本多2-8-16	12,000	048-479-5515

■負傷者搬送体制の流れ



### 5.3 要配慮者に対する医療対策

【保健センター、長寿はつらつ課、介護保険課、障がい者福祉課】

#### 【目標】

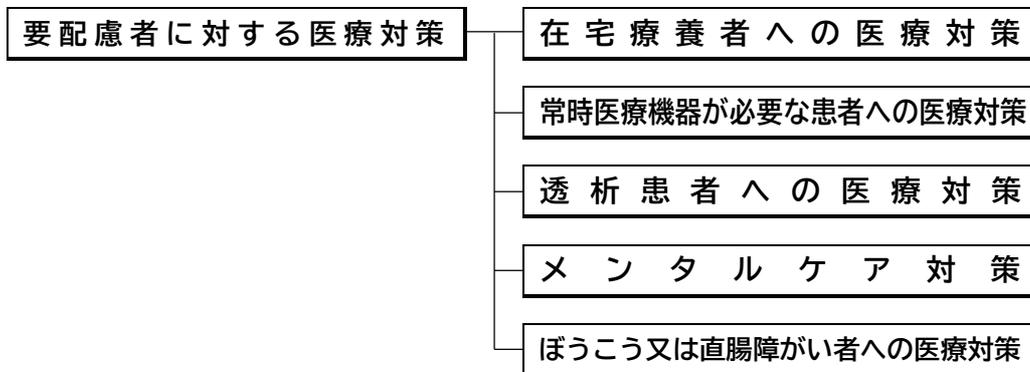
避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。その中でも、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の要配慮者への影響は特に大きいものと考えられる。

このため、本市は、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐため、要配慮者に対する医療対策の推進に努める。

#### 【方策】

本市の要配慮者に対する医療対策は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



#### (1) 在宅療養者への医療対策

##### ① 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

また、利用医療機器（在宅酸素、人工呼吸器、痰吸引器、自己腹膜灌流装置、中心静脈栄養自己注射等）の把握に努める。

##### ② 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

#### (2) 常時医療機器が必要な患者への医療対策

利用医療機器の把握から必要な装置の提供、必要時の医療機関の受入体制の整備を図る。

#### (3) 透析患者への医療対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

**(4) メンタルケア対策**

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

また、精神障がい者、知的障がい者、認知症患者等、環境の変化に順応することが困難な方に対する専門的な支援体制の整備を図る。

**(5) ぼうこう又は直腸障がい者への医療対策**

ぼうこう又は直腸障がい者に対するストーマ装具及び胃ろう造設者に対するケア体制を整える。

## 第6 避難所運営体制の整備

本市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市直下の地震が発生した場合、避難者数は最大で約12,500人になると想定されている。そのため、本市は、発災時に速やかに避難所の運営が行えるよう、避難所運営体制を整備する。

### 6.1 避難所施設利用計画の策定の推進

【 危機管理室、関係各課 】

避難所となる施設について、災害時に円滑な運営を行うためには、市、自主防災会、施設管理者との間で、使用するスペースや開設手続等について、事前に共通認識を図ることが重要である。

特に、要配慮者へ配慮した共同生活スペース以外の個室の確保（福祉避難スペースを含む。）や、ペット対応、ライフライン・通信設備の確認、トイレ対応等について、確認しておくことが想定される。

市は、令和2年度から施設ごとの具体的な施設利用計画の策定を進めており、策定した計画は施設管理者等の意見を踏まえ、適宜見直す。

### 6.2 避難所の自主運営対策

【 危機管理室 】

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。

そうした中でも市は発災当初、避難所運営を主体となって実施するが、避難が中・長期化する場合には、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行う。これらのことについて、出前講座や防災訓練、HUG訓練、防災組織連絡協議会等の機会を捉え、周知・啓発する。

## 第7 帰宅困難者対策

本市からは、毎日約52,200人の市民が市外に就業・通学しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。そのため、本市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を埼玉県及び東京都など関係機関と研究・協議し、実施していく。

また、本市内で帰宅困難となった他市町村の住民や徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

### 7.1 帰宅困難者の把握

【 危機管理室 】

#### (1) 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。

徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

#### (2) 帰宅困難者数の把握

本市から市外に就業・通学している人は、約52,200人であるが、そのうち県外に就業・通学している人は約34,000人となっている（令和2年国勢調査の結果より）。

東京湾北部地震が発生した場合、本市の帰宅困難者数は、県内、県外合わせて、平日昼間は約11,600人、休日昼間は約7,900人にのぼると想定されている。

□東京湾北部地震による帰宅困難者数（新座市）

平日 12時（人）	平日 18時（人）	休日 12時（人）	休日 18時（人）
11,623	7,004	7,898	5,971

### 7.2 帰宅困難者発生に伴う影響

【 危機管理室 】

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

#### (1) 地域の災害対応力の低下

約52,200人の新座市民が帰宅できなくなる可能性があることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

#### (2) 非居住者の増加

鉄道の運行停止により、市内において帰宅困難となる他市町村の住民が発生し、市外に居住している者も市内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

### (3) 都内帰宅困難者

本市から県外に就業・通学している人のうち、ほとんどが都内に就業・通学していることから、帰宅困難者となる新座市民 32,618 人の大部分は都内で帰宅困難となると考えられるが、都内全体では約 650 万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

### (4) 市内主要駅等での帰宅困難者

鉄道の運行停止により、市内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者（他市町村の住民）が発生し混乱する。

## 7.3 帰宅困難者への啓発等

【 危機管理室、県 】

### (1) 市民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- ・むやみに移動を開始しないこと
- ・徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ・災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

### (2) 災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等を利用した安否等の確認方法についてのPR

### (3) 企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- ・施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- ・災害時の飲料水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保
- ・企業内での一時滞在等、帰宅困難者発生抑制方策の検討

### (4) 徒歩帰宅の心得 7 カ条

県が広報している、大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得 7 カ条」の普及を図る。

### (5) 関係機関等との連携

#### ① 埼玉県石油業協同組合との協定

県では、ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

② フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定（九都県市で協定締結）

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、徒歩帰宅者へトイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む。）内容の協定を締結している。

(6) 帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、市民への啓発のほか、隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

(7) 鉄道会社との連絡体制の構築

新座市内で帰宅困難者となる他市町村の住民に対して、市からの情報を速やかに提供する体制を整備するため、鉄道駅に防災行政無線戸別受信機を設置している。

(8) 帰宅困難者への一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設としての公共施設の活用や、一時滞在施設として民間施設を活用するための協定締結を検討する。また、一時滞在施設において、必要に応じ飲料水、食料等を提供するものとし、必要な物資の備蓄等、その体制整備に努める。

なお、帰宅困難者の一時滞在施設の開設に当たっては、緊急初動職員の動員により実施する。

□帰宅困難者の一時滞在施設

名称	所在地	電話番号
東北小学校	北野3-1-1	048-471-2022
第二中学校	野火止7-17-10	048-477-1212
東北コミュニティセンター	東北2-28-5	048-474-2577
ふるさと新座館（野火止公民館）	野火止6-1-48	048-478-4523

## 第8 緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市区町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、市内の各防災拠点をつなぐ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

### 8.1 緊急輸送道路の確保

【危機管理室、道路管理課、道路河川課】

#### 【目標】

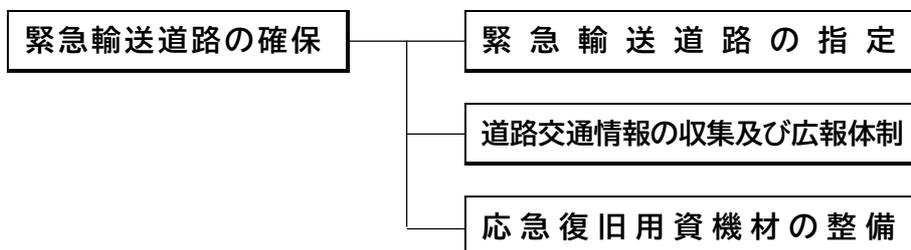
地震災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市は、地震災害時に緊急輸送に用いる道路の指定を検討し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧用資機材に関する整備を推進する。

#### 【方策】

本市の緊急輸送道路の確保は、以下の方策をもって推進する。

— 《 方 策 》 —



#### (1) 緊急輸送道路の指定

##### ① 本市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

以下に本市指定の緊急輸送道路の選定基準及び指定した緊急輸送道路を示す。

□緊急輸送道路の指定要件

- 市内で幹線道路になっている道路。
- 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路
  - ・市役所
  - ・市の出先機関
  - ・市の関係機関施設
  - ・防災活動拠点
  - ・避難拠点
  - ・物資拠点
  - ・輸送の拠点となる施設
  - ・臨時ヘリポート

□本市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
国道254号	新座市全域
国道463号	新座市全域
主要地方道 さいたま東村山線	新座市全域
主要地方道 保谷志木線	新座市全域
一般県道 川越新座線	新座市全域
一般県道 東京朝霞線	新座市全域
市道第1号線	新座中央通り、平林寺大門通り、並木産業スマイルロード
市道第2号線	東北通り
市道第5号線	水道道路
市道第7号線	産業道路
市道第8号線	陣屋通り
市道第9号線	市場坂通り
市道第113号線	富士見新道、馬喰橋通り
市道第117号線	関越側道（新座消防署～馬場運動場） 黒目川沿い（馬場運動場～大橋）

② 県指定の緊急輸送道路

県は、本市域における地震災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

□県指定緊急輸送道路（新座市関連）

区分	基準	該当道路
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	○関越自動車道 ○国道254号 ○国道463号
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	○国道254号 ○主要地方道 さいたま東村山線（国道254号との交点～都県境） ○一般県道 東京朝霞線
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	○主要地方道 保谷志木線 ○市道第1号線（新座警察署～新座市役所） ○市道第3001号線～3005号線 ○市道第3058号線（国道254号との交点～清瀬市境） ○市道第5028号線（東京朝霞線との交点～和光市境） ○川越新座線（国道254号線との交点～新座柳瀬高等学校） ○練馬所沢線（今後指定予定）

③ 緊急輸送道路及び沿線の整備

本市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

④ 応急復旧時の活動体制の整備

本市は、地震災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市区町、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

⑤ 市民への周知

本市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・報道機関等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

本市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関と連携し整備する。

(3) 応急復旧用資機材の整備

本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

## 8.2 緊急車両の確保

【管財契約課、危機管理室】

### 【目標】

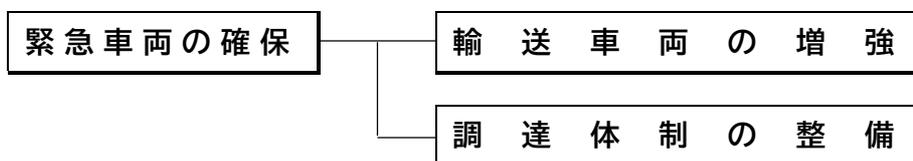
地震災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

### 【方策】

本市の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —



#### (1) 輸送車両の増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、本市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

#### (2) 調達体制の整備

本市は、緊急輸送をはじめとする震災応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるように関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

## 第9 災害廃棄物処理対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により発生するがれき等の災害廃棄物进行处理するためには、廃棄物の選別・一時保管を行う仮置場を確保することが必要である。

そのため、あらかじめ災害廃棄物発生量を想定し、迅速に廃棄物の搬入等の処理ができるように仮置場を確保するとともに、容量が不足する場合の対策について検討することも重要である。

### 9.1 仮置場の確保

【 環境課 】

#### (1) 仮置場の選定

本市は、速やかに災害廃棄物の搬入や選別・一時保管を行うため、市有地等から災害廃棄物の仮置場をあらかじめ確保する。

本市の仮置場の予定地は、以下のとおりである。

○市の施設

名称	所在地	敷地面積 (㎡)
殿山運動場	堀ノ内3-4-16	11,991
大和田運動場 (STECフィールド大和田)	大和田3-8	6,376
野火止運動場	野火止4-2-5	13,351

○協定による民間の施設

名称	所在地	敷地面積 (㎡)
株式会社ホープ 第2資材置場	馬場1-1	約9,000

#### (2) 仮置場の容量と推定される廃棄物量の関係

市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市直下の地震時の災害廃棄物量は、最大で753,215トン、それに必要な保管容量は640,767㎡と想定される。

一方、本市が予定している仮置場の合計面積は約40,700㎡であるので、一時保管許容量は、『仮置場面積×有効面積率(0.5)×積み上げ高さ(4m)』により、約81,400㎡となる。このため、想定される災害廃棄物量は、本市の保管許容量を大幅に超えている。

#### (3) 災害廃棄物処理計画の整備

平時の備え(体制整備等)や発生した災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめた、災害廃棄物処理計画を令和6年度に策定した。

具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等について示されており、実効性の確保に努める。

## 第10 応急仮設住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない罹災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、あらかじめ罹災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備することも重要である。

### 10.1 応急仮設住宅用地の確保

【危機管理室、都市計画課、建築審査課】

#### 【目標】

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておく。

なお、仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

#### 【方策】

本市の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。

#### — 《 方 策 》 —

応急仮設住宅用地の確保

応急仮設住宅用地の選定

応急仮設住宅の建設戸数の検討

#### (1) 応急仮設住宅用地の選定

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保する。そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、より多くの建設に適当な予定地を選定しておく。

#### □予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所

□ 応急仮設住宅用地の候補地

名称	所在地	面積(㎡)	備考
総合運動公園	本多2-8-16	8,454	120戸
栄緑道	新塚5061-2	11,840	169戸

注) 「備考」欄の戸数は、1戸当たりの面積を70㎡として推定した。

(2) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた建物全壊数及び火災焼失数を参考に検討する。

本市が本計画で前提としている本市に最大震度6強の揺れが想定される地震(火災については東京湾北部地震)の場合、建物全壊数及び火災焼失数は、火災が発生しない場合で4,570棟、火災が発生した場合の最大で4,708棟以上と想定されている。

現在、本市で応急仮設住宅用地の候補地として選定している用地では、最大289戸の確保であるため、大幅に不足する。

そのため、民間の私有地を含めた更なる応急仮設住宅用地の選定とともに、出火防止対策による焼失棟数の削減や、公営住宅や民間賃貸住宅の仮設住宅としての活用も併せて検討する。

10.2 応急仮設住宅用資機材の確保

【 都市計画課、建築審査課 】

本市は、(社)プレハブ建築協会、(社)埼玉県建設業協会及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

## 第3節 自助・共助による防災対策の推進

市民や事業者の日頃の災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。

そのため、本市は、自主防災会の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業者の連携による防災体制の構築を推進する。

また、地震災害時に被害を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

以下に、本市が実施する市民の協力による防災対策に係る施策を示す。

\*\*\*\*\*

<b>第3節 自助・共助による防災対策の推進</b>		
<b>第1 防災意識の高揚</b>	1.1 啓発活動の推進	[p100]
	1.2 防災教育の推進	[p101]
	1.3 防災訓練の充実	[p103]
<b>第2 自主防災組織の育成強化</b>	2.1 自主防災会の育成	[p106]
	2.2 企業等の自主防災組織の育成	[p111]
<b>第3 要配慮者の安全確保</b>	3.1 在宅の要配慮者に対する安全対策	[p112]
	3.2 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策	[p116]
	3.3 外国人に対する安全対策	[p118]
<b>第4 ボランティアとの連携</b>	4.1 連携体制の整備	[p119]
	4.2 県災害ボランティア登録制度の周知	[p120]

\*\*\*\*\*

## 第1 防災意識の高揚

本市は、市民の世代に応じた体系的な防災教育を実施し、市民の災害対応力を高めるとともに、市民自らが、地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を行うための環境を整備する。

### 1.1 啓発活動の推進

【 危機管理室、シティプロモーション課 】

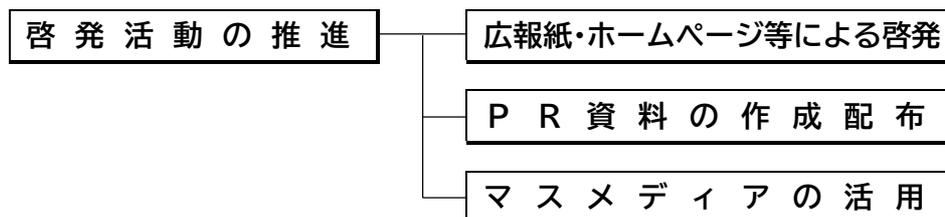
#### 【目標】

市民を対象に、防災知識の普及、PR資料の作成配布、防災教育用設備・資機材の貸出し、講演会・研修会の開催等を行い、また、マスメディア等も活用して、防災広報の充実を図り、地震災害に対する知識の普及や防災意識の高揚、災害教訓の伝承の重要性の啓発に努める。

#### 【方策】

本市の啓発活動の推進は、以下の方策をもって実施する。

— 《 方 策 》 —



#### (1) 広報紙・ホームページ等による啓発

本市の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、以下に挙げる項目を中心に、広く市民に防災知識の普及啓発を図る。

- ・ 毎年9月第一日曜日の「新座市家族防災会議の日」における、家族での防災についての話合いの実施
- ・ 災害教訓を広く伝えることの重要性についての啓発
- ・ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含めた、緊急地震速報についての普及・啓発
- ・ 特別警報発表時の適切な対応行動を含めた、特別警報についての普及・啓発

#### (2) PR資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料を作成・配布し、防災知識の普及啓発を図る。

(3) マスメディアの活用

本市は、テレビ、ラジオ、新聞等の各種マスメディアを通じた広報活動を行い、市民の防災意識の高揚を図る。

1.2 防災教育の推進

---

【危機管理室、生涯学習スポーツ課、教育支援課】

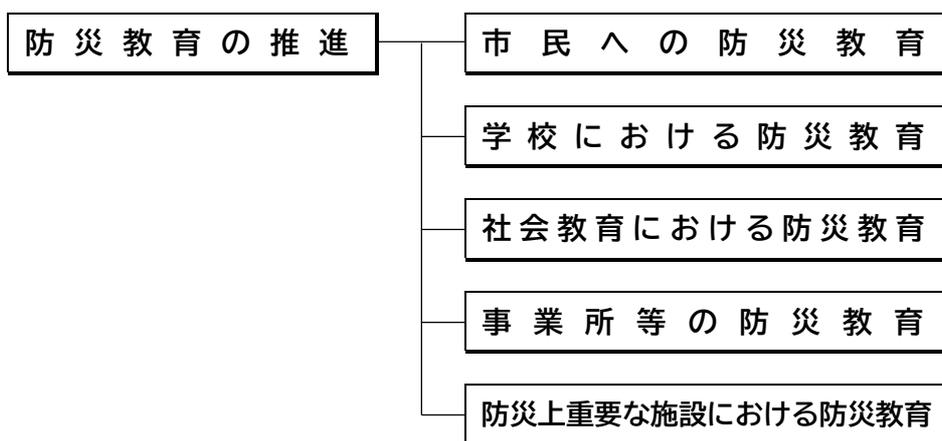
【目標】

本市は、児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上、市民が行う災害教訓の伝承の支援に努める。

【方策】

本市の防災教育の推進は、以下の方策をもって実施する。

— 《 方 策 》 —



(1) 市民への防災教育

本市は、火災予防運動、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、危険物安全週間等の機会を捉え、市ホームページへの掲載やリーフレットの配布等を行うとともに、出前講座や自主防災会等が主催する防災訓練において、防災知識を市民に広く普及する。

また、自主防災会の活動の活性化を図るため、大規模災害に関する資料などの防災意識の高揚に有効なDVDの貸出しを行い、防災知識を広く普及させるとともに、市民が災害教訓を伝承するための支援を行う。

あわせて、市民に対し、災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されることを伝えるなどして、防災意識の高揚を図り、自主防災会や家庭における備蓄の促進を図ると同時に、災害時の混乱を助長する買占め行為を行わないよう呼び掛ける。

## (2) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の学年に即した指導を行う。

### ① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上げを図るため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施する。

### ② 教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

### ③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に特に留意する事項について研修を深め、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

## (3) 社会教育における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、PTA・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

## (4) 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、本市は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

## (5) 防災上重要な施設における防災教育

### ① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育及び訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者及び通所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

### ② その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店、レクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理

者は、災害時に、避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

### 1.3 防災訓練の充実

【各課共通】

#### 【目標】

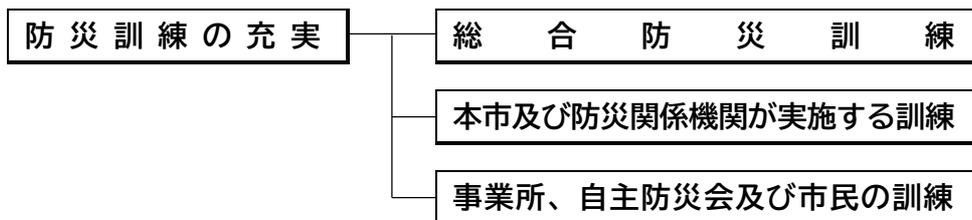
震災時の応急復旧対策が円滑に実施されるためには、平常時から防災訓練を実施し、地震災害に備えておく必要がある。

このため、本市は、防災業務従事者の実務の習熟と実践的能力を養い、防災関係機関、市民の連携と防災体制の強化を目指して、防災訓練を継続的に実施する。

#### 【方策】

本市の防災訓練の充実は、以下の方策をもって実施する。

#### — 《 方 策 》 —



#### (1) 総合防災訓練

本市は、大規模な地震の発生を想定して、地震災害時の応急復旧対策を含む総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

##### ① 訓練の実施の時期及び回数

防災の日等、訓練効果のある日を選び、実施する。

##### ② 訓練の実施方法

本市の主催又は県並びに他市区町との共催により、防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て以下のような内容で実施する。

#### □防災訓練の内容（本市が主とするもの）

- |                                      |                                     |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> 災害対策本部等の設置運営訓練 | <input type="radio"/> 応援派遣訓練        |
| <input type="radio"/> 災害情報の伝達収集・広報訓練 | <input type="radio"/> 道路応急復旧訓練      |
| <input type="radio"/> 災害現地調査訓練       | <input type="radio"/> 水防訓練          |
| <input type="radio"/> 避難誘導訓練         | <input type="radio"/> 自主防災会等の活動支援訓練 |
| <input type="radio"/> 避難所・救護所運営訓練    | <input type="radio"/> その他           |

**□防災訓練の内容（防災関係機関が主とするもの）**

- |  |  |
|--|--|
| <input type="radio"/> 消火訓練、救出救助訓練                | <input type="radio"/> 災害医療訓練               |
| <input type="radio"/> 救急救護訓練                     | <input type="radio"/> 救援物資輸送訓練等            |
| <input type="radio"/> 交通規制訓練                     | <input type="radio"/> ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 |
| <input type="radio"/> 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練 |  |
| <input type="radio"/> がれき撤去訓練                    | <input type="radio"/> その他                  |

**□防災訓練の内容（自主防災会・市民が主とするもの）**

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 初期消火訓練 | <input type="radio"/> 高齢者・障がい者等の安全確保訓練 |
| <input type="radio"/> 応急救護訓練 | <input type="radio"/> 避難訓練             |
| <input type="radio"/> 炊き出し訓練 | <input type="radio"/> 避難誘導訓練           |
| <input type="radio"/> 巡回点検訓練 | <input type="radio"/> その他              |

**(2) 本市及び防災関係機関が実施する訓練**

本市及び防災関係機関は、震災時の対策活動の中心的役割を迅速に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、実施する。

**① 消防訓練**

消防機関は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、消防職員、消防団員を中心として、必要に応じて、関係機関の協力を得て実施する。

**② 水防訓練**

台風や集中豪雨等による浸水被害や堤防の決壊による洪水の発生に備えるため、関係機関と協力して水防訓練を実施する。

**③ 避難救助訓練**

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、本市が中心となり警察、消防及びその他関係機関の参加の下、自主防災会及び住民の協力を得て実施する。

実施場所は、学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所又は訓練効果のある場所とする。

**④ 災害通信連絡訓練**

震災時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期すため、災害に関する警報の通知及び伝達、被害状況報告及び災害応急措置についての報告及び連絡等について通信連絡訓練、非常無線通信訓練等の災害通信連絡訓練を行う。

**⑤ 非常招集訓練**

防災関係機関は、災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常招集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

### (3) 事業所、自主防災会及び市民の訓練

地震災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要であり、事業所、自主防災会及び市民は、平常時から訓練を実施し、地震災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

#### ① 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

#### ② 自主防災会等の訓練

各自主防災会等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、本市及び消防機関の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。

また、自主防災会等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災会等の活動を支援する。

#### ③ 市民の訓練

市民一人ひとりの地震災害時の行動の重要性に鑑み、本市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

## 第2 自主防災組織の育成強化

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されたりすることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自らの安全は自らが守る」をスローガンに、市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災会の充実、強化が必要である。また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災会等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、本市は地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努める。

### 2.1 自主防災会の育成

【 危機管理室、消防局 】

#### 【目標】

本市は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

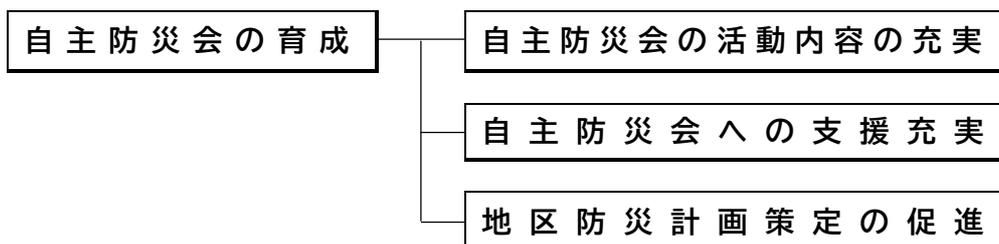
このことにより、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要なときは、迅速な判断ができる体制を本市と市民が連携し構築する。

なお、本市では、61 町内会全てに自主防災会が結成されており、高い組織化率を示している。

#### 【方策】

本市の自主防災会の育成は、以下の方策をもって実施する。

— 《 方 策 》 —

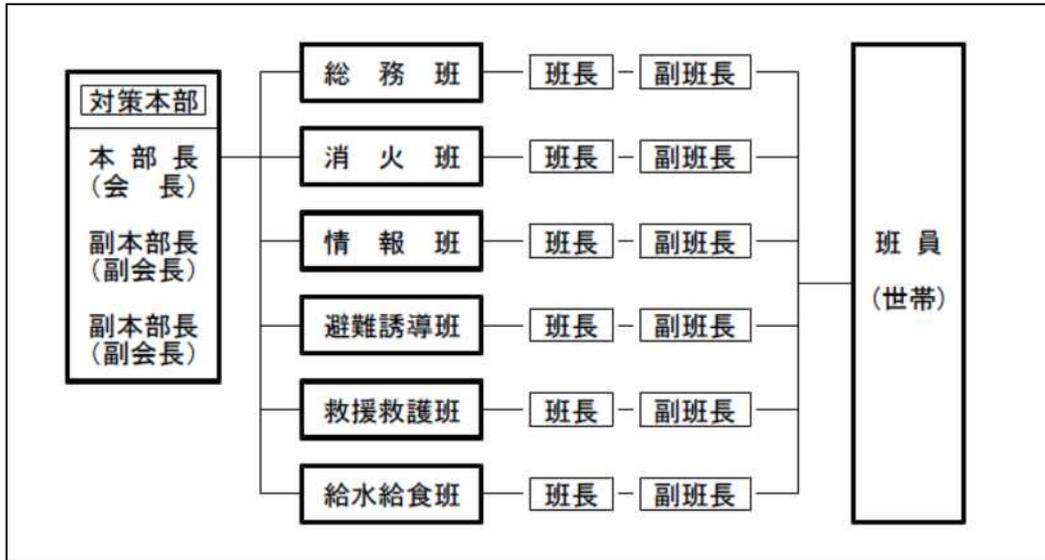


(1) 自主防災会の活動内容の充実

① 組織編成

標準的な自主防災会の組織編成はおおむね次のとおりである。

■ 自主防災会の組織編成



② 活動内容

自主防災会の活動内容の基本はおおむね次のとおりである。

□ 活動内容（班別事項）

班区分	平常時	災害時
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災知識の普及、啓発</li> <li>・ 会の庶務及び経理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の設置及び運営</li> <li>・ 各班との連絡、調整</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災の初期消火</li> <li>・ 火災情報の連絡</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関連情報の収集、記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況、災害情報の収集、報告、広報</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員の確認、地域住民の避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設・運営協力</li> </ul>
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援救護訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者の保護、安全確保</li> <li>・ 負傷者の救護、医療機関との連携</li> <li>・ 救援物資の受入れ、配分</li> </ul>
給水給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炊き出し訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、飲料水の調達、配分</li> </ul>

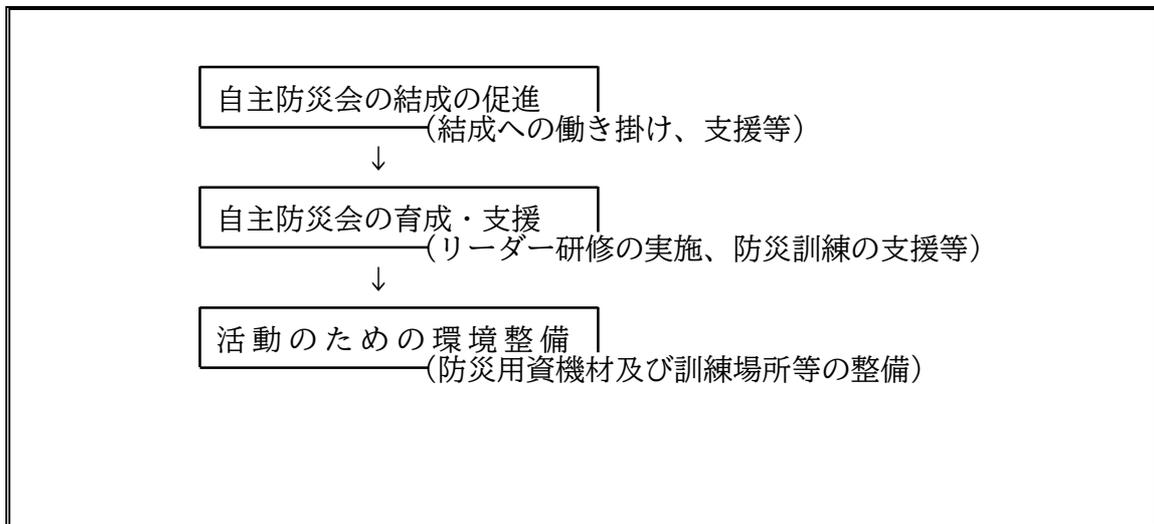
□活動内容（共通事項）

- 地区防災計画の策定
- 防災訓練の実施
- 関係資機材等必要物資の調達及び管理
- 災害時は、各班とも協力し合い連携をとりながら臨機応変な措置を実施する
- 区域内及び周辺の防災マップの作成
- 区域内の人員名簿の作成

(2) 自主防災会への支援充実

自主防災会に対する支援は次のとおりである。

■自主防災会の支援、整備手順



① 技術的指導の実施

自主防災会は、地域住民によって自発的に結成される組織である。

本市及び防災関係機関は、自主防災会のリーダーに対する教育、研修や、防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。その際、女性の参画を推進し、女性のリーダーの育成に努める。

② 自主防災会の育成促進

本市は、自主防災会の育成の促進を目的として、防災講演会や研修会を開催するとともに、「自主防災会の手引き」等のパンフレットを配布し、自主防災会の活動の重要性や役割を啓発する。また、自主防災会の活動が有効に機能するように、防災組織連絡協議会を組織し、各防災関連組織との連携を強化する。

③ 自主防災会への支援

本市は自主防災会の活動及び資機材等の整備に対し補助金の交付を行う。

また、原則として、自主防災会の活動拠点として、本市の集会所等が活用できるものとし、その活用体制について検討する。

『【資料編】第2.12「自主防災会」』参照

**(3) 地区防災計画策定の促進**

地区防災計画は、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が、各地区の特性に応じて、自らが行う防災活動を定めるものであり、地域コミュニティにおける自発的な防災活動を促進するとともに、この地区防災計画を市の地域防災計画に定めることにより、共助及び公助の連携を図り、地域防災力の向上を図ることを目指すものである。

**① 地区防災計画に定める内容**

地区居住者等が地区防災計画の策定に当たり、計画に盛り込む主な項目は次のとおりである。

**■地区防災計画に盛り込む主な項目**

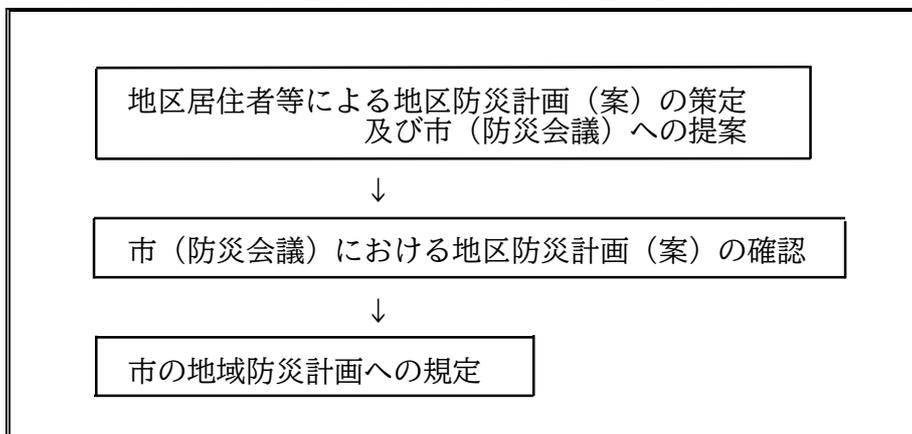
平常時	発災直後	災害時	復旧・復興期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む）</li> <li>・活動体制の整備</li> <li>・連絡体制の整備</li> <li>・防災マップ作成</li> <li>・避難路の確認</li> <li>・指定緊急避難場所、指定避難所等の確認</li> <li>・要配慮者の保護等地域で大切なことの整理</li> <li>・食料等の備蓄</li> <li>・救助技術の取得</li> <li>・防災教育等の普及啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・共有・伝達</li> <li>・連絡体制の整備</li> <li>・状況把握（見回り・住民の所在確認等）</li> <li>・防災気象情報の確認</li> <li>・避難判断、避難行動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身の安全の確保</li> <li>・出火防止、初期消火</li> <li>・住民間の助け合い</li> <li>・救出及び救助</li> <li>・率先避難、避難誘導、避難の支援</li> <li>・情報収集・共有・伝達</li> <li>・物資の仕分け・炊き出し</li> <li>・避難所運営、在宅避難者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援</li> <li>・行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進</li> </ul>
<small>・消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携</small>			

資料) 内閣府防災担当「地区防災計画ガイドライン（概要）」（平成26年3月）

**② 地区防災計画を地域防災計画へ定める手順**

地区防災計画が地区居住者等により策定され、市（防災会議）に対して提案された場合、市（防災会議）は、当該地区防災計画の活動主体及び対象範囲、内容等を確認し、地区防災計画としてふさわしいと判断した場合には、当該地区防災計画の策定団体名及び概要等について、本市地域防災計画に規定する。

**■地区防災計画の策定及び地域防災計画に定める手順**



**③ 地区防災計画に基づく防災活動に対する支援**

本市は、地区防災計画に基づく防災活動が、地区居住者等の主体性を損なうことなく実効性のあるものとなるよう適切な支援を行うよう努める。

**④ 地区防災計画の見直し**

本市は、毎年度、市の地域防災計画について検討を行うに当たり、地区防災計画についても、地区の特性、地区防災計画の運用状況等を踏まえて適切に見直しを行うよう地区居住者等へ働きかけを行う。

『【資料編】第2.13「地区防災計画一覧」』参照

## 2.2 企業等の自主防災組織の育成

【 消防局、危機管理室 】

### 【目標】

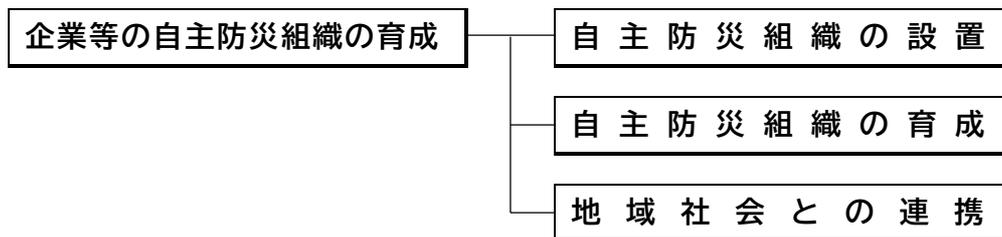
大規模な地震災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等は防災組織を結成し、地域と密着した組織的な対応が被害の拡大を防止する上で重要である。

このため、本市は消防局と協力して市内の事業所等の防災組織の育成指導に努める。

### 【方策】

本市の企業等の自主防災組織の育成は、以下の方策をもって実施する。

— 《 方 策 》 —



#### (1) 自主防災組織の設置

本市は、事業所に対して、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の設置を指導する。

特に、多数の人が利用する事業所については、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている、いわゆる雑居ビル等については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導する。

#### (2) 自主防災組織の育成

本市は、事業所等の自主防災組織に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、事業所の管理者は、防災活動に関する技術の向上のための講習会等を行い、自主防災組織の育成強化を図る。

#### (3) 地域社会との連携

関係地域の住民、自主防災会、社会福祉施設等と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように要請する。

特に、勤労者が市外へ出ている昼間においては、市内の自主防災体制が希薄になることが予想されるため、これらを想定した訓練や本市との協議、連携によりの確な体制づくりを構築する。

### 第3 要配慮者の安全確保

災害が発生した場合、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、適切な避難行動をとることが難しく、実際に、過去の災害においては要配慮者が多数の被害を受けている例がある。

このため、超高齢社会、国際化社会に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策について、デジタル技術を活用し、積極的に推進する。

#### 3.1 在宅の要配慮者に対する安全対策

【障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課、危機管理室】

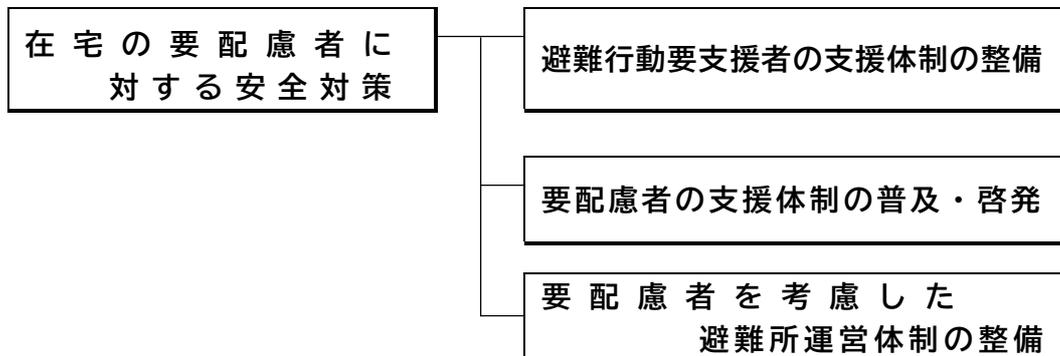
##### 【目標】

本市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て適切な行動をとるために必要な対策を講じるとともに、自主防災会や地域住民による協力、連帯の体制を確立する。

##### 【方策】

本市の在宅の要配慮者に対する安全対策は、以下の方策をもって実施する。

##### — 《 方 策 》 —



#### (1) 避難行動要支援者の支援体制の整備

##### ① 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）について、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

なお、名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、本市で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報の集約に努めるとともに、本市が把握していない情報については、県等に情報の提供を求め、必要な情報の取得に努める。

**ア 避難行動要支援者の範囲**

避難行動要支援者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

なお、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であることから、名簿の対象は、在宅者（一時的に入所、入院している者を含む。）とする。

**□避難行動要支援者の範囲に係る要件**

対 象	要 件
要介護高齢者	75歳以上の者のみの世帯かつ要介護1以上の者
障がい・認知症高齢者	① 障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がA1、A2、B1、B2、C1又はC2の者 ② 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMの者 ③ 認定調査項目「視力」が「3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える」以上の者 ④ 認定調査項目「聴力」が「1. 普通」以外の者
障がい者	① 身体障がい者手帳の交付を受けている者で、等級が1級又は2級の者 ② 療育手帳の交付を受けている者で、A又はAに該当する者 ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者で、等級が1級の者
難病患者	① 障害者総合支援法による支援を受けている難病患者 ② 障がい児通所支援施設に通所している難病児
その他支援を必要とする者	市長が特に必要と認めた者

**イ 名簿の記載事項**

名簿の記載事項は、次のとおりとする。

**□名簿の記載事項**

区 分	記 載 事 項
災対法で定める事項 （同法第49条の10第2項第1号から第6号）	避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由

**ウ 名簿の更新**

名簿は、年1回以上、避難行動要支援者に係る転居、転出・転入、死亡、介護・障がい認定の有無等について把握し、最新の状態を保つように更新を行う。

**② 名簿情報の提供**

**ア 平常時の名簿情報の提供**

名簿情報は、平常時から避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係

者」という。)に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等に結びつく。

そこで、本市は、避難行動要支援者の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に対して、事前に名簿情報を提供する。

#### □名簿情報の提供先（避難支援等関係者）

新座市内の町内会及び自主防災組織\*、新座市の民生委員・児童委員\*、  
新座市消防団、新座消防署、新座警察署

(ただし、\*印への名簿情報の提供は、管理・担当する地域に限る。)

#### イ 災害発生に備えた名簿情報の提供体制の整備

本市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、避難行動要支援者の同意の有無に関らず、避難支援等関係者に加えて、自衛隊の部隊や他の都道府県警からの応援部隊等に対しても名簿情報を提供できる。

そこで、本市は、災害発生時等に即時に名簿情報を提供できる体制を平常時から整備しておく。

さらに、福祉事業者、障がい者団体等にも安否確認の協力を求められるように、あらかじめ協定を締結しておくなどの体制を整えるよう努める。

### ③ 名簿の適正管理

名簿は、秘匿性の高い個人情報が含まれているため、本市は、次のとおり名簿の適正な管理を行う。

ア 名簿に係るデータを扱うパソコンについては、セキュリティワイヤー等で盗難防止を図るとともに、取り扱う者を限定するなどして、データの紛失がないように十分注意する。

イ 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

ウ 本市は、名簿の提供を受ける避難支援等関係者に、次のことを要請する。

- a 災対法第49条の13の規定により、名簿情報を受けた者及び受けたことがある者には守秘義務が課されていることから、名簿の取扱いには十分注意すること。
- b 第三者に知られないように名簿の保管を行うこと。
- c 名簿の提供が個人ではなく団体である場合、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること。
- d 名簿情報を目的外に利用しないこと。
- e 原則として、名簿の複製を行わないこと。
- f 名簿の取扱状況について定期的に報告すること。また、名簿を紛失した場合は、直ちに市へ連絡すること。

### ④ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定及び運用

本市は、自主防災組織、町内会等による避難行動要支援者の個別避難計画（平常時の名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者の個々人の支援方法を定める計画）の策定を支援する。なお、個別避難計画の策定に当たっては、発災時に避難支援を行う者（地域支援者）を記載する。

また、自主防災組織等で実施する防災訓練の際は、個別避難計画に基づく避難行動要支援者に対する支援が実際に機能するか検証を行う。

**□個別避難計画に定める内容**

- 避難支援を行うに当たっての留意点
- 避難支援の方法、避難場所、避難経路
- 避難行動要支援者本人が不在で連絡がとれない時の対応 等

**⑤ 個別避難計画の実効性確保**

本市は、避難支援等関係者などの協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制を整備し、要支援者と具体的な打合せをするなど、個別避難計画の実効性の確保に努める。

**⑥ 避難支援等関係者の役割**

本支援制度は、避難支援等関係者に対し義務を課すものではなく、可能な範囲での支援を行っていただくことを前提としている。

ア 新座市内の自主防災組織及び町内会、民生委員・児童委員

a 災害時における避難誘導、救助活動、安否確認、避難情報の伝達等

b aに規定する支援を容易にするための日常生活において行う見守り等

イ 新座警察署、新座消防署及び新座市消防団

a 災害時における避難誘導、救助活動、安否確認、避難情報の伝達等

**(2) 要配慮者の支援体制の普及・啓発**

本市が作成した「新座市避難行動要支援者支援ガイド（令和7年4月改訂）」を活用し、避難行動要支援者の支援体制について、普及・啓発を図る。

特に、避難行動要支援者に対しては、防災訓練、出前講座等を通じて支援体制について十分な説明を行い、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意を得るよう努める。

**(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備**

本市は、要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備を図る。

**□要配慮者に配慮した避難所の体制（例）**

- 聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置
- 携帯電話の文字メールの活用
- 手話通訳者や要約筆記者の確保
- 要配慮者に配慮した生活援助物資の備蓄及び調達先の確保
- 避難所となる施設のバリアフリー化
- 精神障がい者、知的障がい者、認知症患者等、環境の変化に順応することが困難な方に対する専門職（相談員）の配置体制の整備
- 必要に応じて別途、避難スペースの確保

## 3.2 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

【 障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課 】

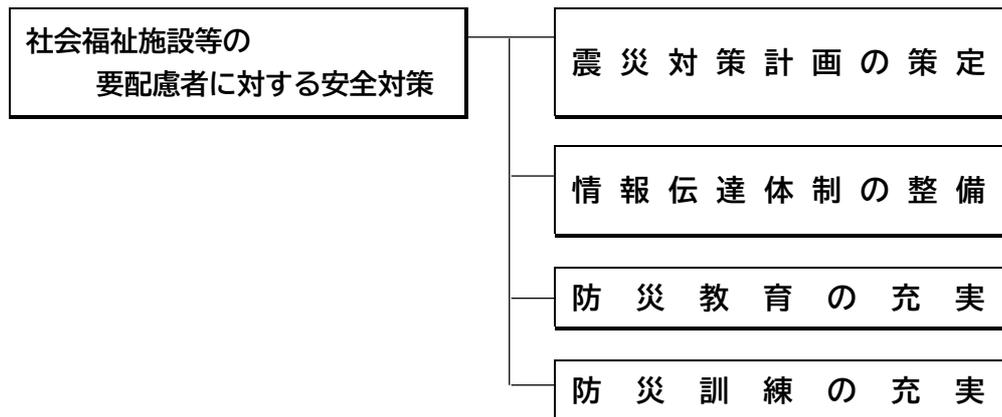
### 【目標】

本市は、社会福祉施設等における防災力の向上に必要な対策について助言する。

### 【方策】

本市の社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策は、以下の方策をもって実施する。

— 《 方 策 》 —



#### (1) 震災対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員、入所者及び通所者への周知徹底を図るものとし、本市は、これを助言する。

##### ① 緊急連絡体制の整備

###### □職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、火災発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

###### □安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者及び通所者の安否を確認し、職員、入所者及び通所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

##### ② 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者及び通所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

**③ 施設間の相互支援システムの確立**

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合には、入所者及び通所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員をサポートさせるなど、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

**④ 社会福祉施設等の耐震性の確保**

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修に努める。

**⑤ 食料、防災用資機材等の備蓄**

施設管理者は、以下に示す物資等を3日間程度備蓄しておく。

**□備蓄品リスト**

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・非常用食料（特別食を含む。）</li><li>・飲料水</li><li>・常備薬</li><li>・介護用品</li><li>・照明器具</li><li>・熱源</li><li>・移送用具（担架、ストレッチャー等）</li><li>・ラジオ</li></ul> |
|---|

**(2) 情報伝達体制の整備**

市は、社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

**(3) 防災教育の充実**

施設管理者は、職員、入所者及び通所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

**(4) 防災訓練の充実**

施設管理者は、職員、入所者及び通所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。

### 3.3 外国人に対する安全対策

【 危機管理室、地域活動推進課 】

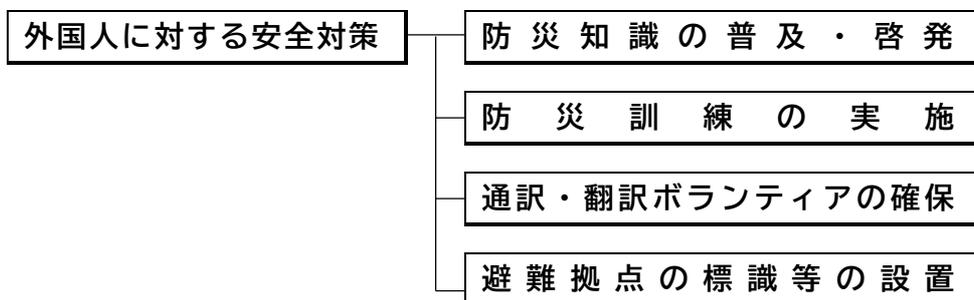
#### 【目標】

本市には、令和7年8月1日現在5,300人の外国人が居住しているため、市内に在住する外国人の安全確保に必要な対策の推進に努めるとともに、外国人旅行者の安全確保にも努める。

#### 【方策】

本市の外国人（以下、外国人旅行者を含む。）に対する安全対策は、以下の方策をもって実施する。

— 《 方 策 》 —



#### (1) 防災知識の普及・啓発

日本語を十分に理解できない外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙、ホームページ等を利用し、生活情報や防災情報など日常生活に関わる行政情報について、外国語による情報提供に努める。

#### (2) 防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

#### (3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

#### (4) 避難拠点の標識等の設置

外国人は、日本語が十分に理解できないことがあることに加えて、外国人旅行者は、土地勘がないことがあるため、安全な避難ができるように、避難拠点の標識等について、外国語表示を併記するよう努める。

## 第4 ボランティアとの連携

地震災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築する必要がある。

### 4.1 連携体制の整備

【 危機管理室、福祉政策課 】

#### 【目標】

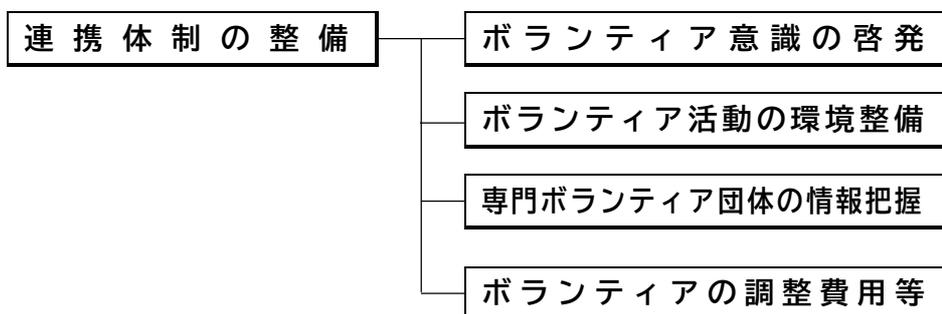
大災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくないと思われる。

そのため、本市は、市民に対しボランティア意識の啓発を行うとともに、災害発生時にボランティアと適切な連携・協力が得られるよう、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制の整備を推進する。

#### 【方策】

本市のボランティアとの連携体制の整備は、以下の方策をもって実施する。

#### — 《 方 策 》 —



#### (1) ボランティア意識の啓発

本市は、関係機関・団体と連携して、市民に対してボランティア意識の啓発に努める。

特に、「防災とボランティアの日」や「防災ボランティア週間」を中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求める。

#### (2) ボランティア活動の環境整備

現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、本市はこれらボランティア団体との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を推進する。

### (3) 専門ボランティア団体の情報把握

災害時は、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、本市は、災害時に援助の申出があった場合、これら団体と円滑に連携できるように、専門ボランティア団体の情報を事前に把握しておく。

## 4.2 ボランティア登録制度等の周知

【 県、危機管理室 】

### 【目標】

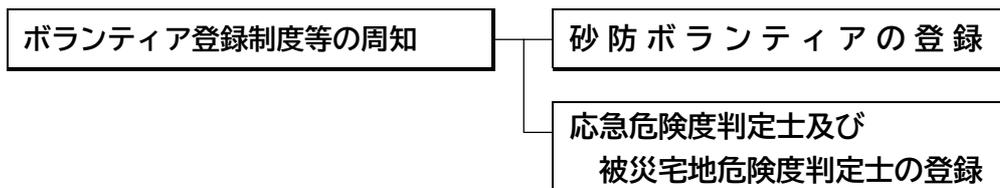
県は、災害時にボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、ボランティア活動を支援している。

本市は、市民・事業所等に対し、ボランティア登録制度等の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。

### 【方策】

本市のボランティア登録制度等の周知は、以下の方策をもって実施する。

— 《 方 策 》 —



### (1) 砂防ボランティアの登録

地震による土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

砂防ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

#### □砂防ボランティアの活動内容

- 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- 土砂災害に関する知識の普及活動
- 土砂災害時の被災者の援助活動

### (2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録

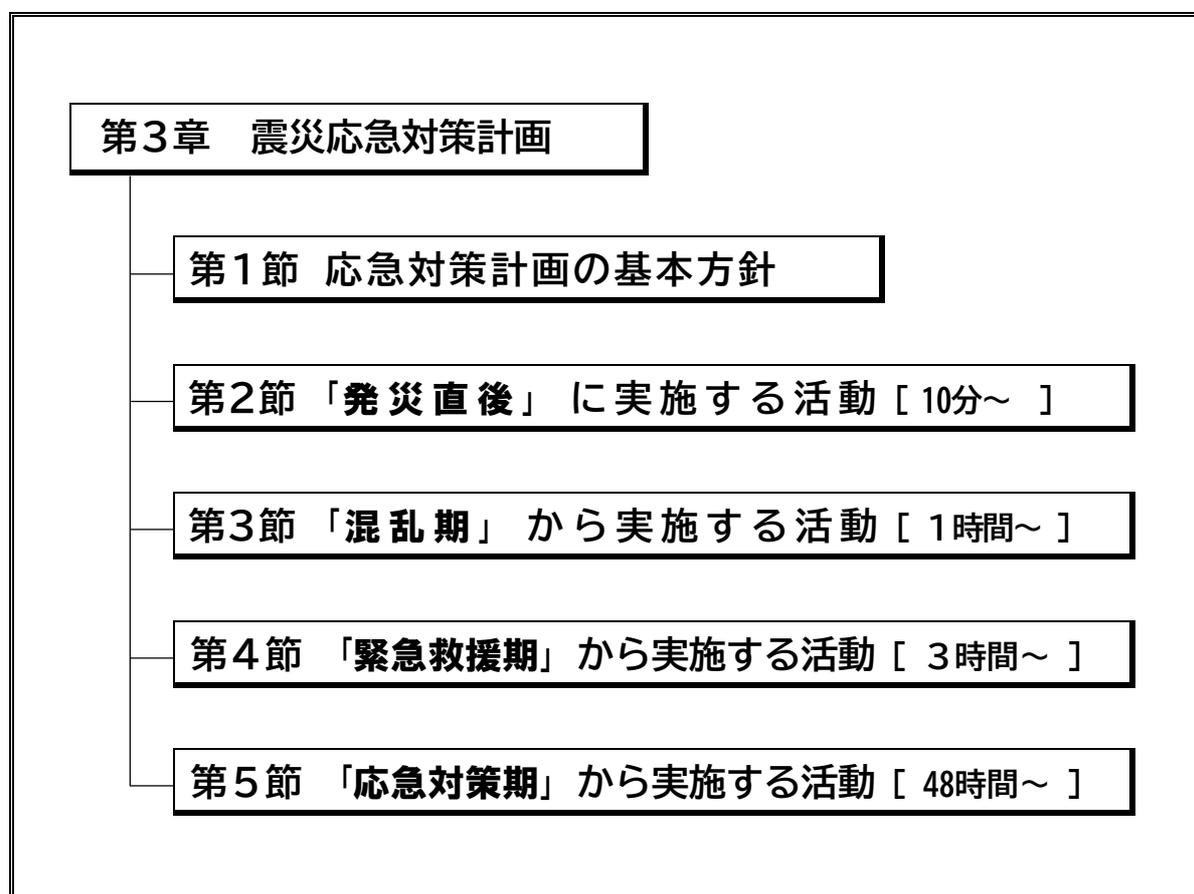
県は、ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、震災時には市町村の要請に基づいて応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

## 第3章 震災応急対策計画

大地震災害の特徴は、その広域性及び同時多発性にある。災害対策の最前線に立つ本市としては、多岐・広範囲にわたる応急対策活動を、迅速かつ効率的に実施する必要がある。

さらに、このような応急対策活動は、組織体制の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、避難収容、給水、給食等の被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策活動に分けられる。

そのため、大地震発生後の応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するためには、災害の特徴に応じたきめ細かな応急対策計画を策定する必要がある。



\*\*\*\*\* 《 震災応急対策計画の構成 》 \*\*\*\*\*

第1節 応急対策計画の基本方針

- 第1 初動対応の時間区分
- 第2 活動体制と配備基準
- 第3 非常体制と組織図
- 第4 非常体制と事務分掌
- 第5 動員配備体制
- 第6 緊急初動体制の編成

第2節 「発災直後」に実施する活動（10分～）

- 第1 地震情報の収集
- 第2 災害対策本部の設置
- 第3 指定緊急避難場所の開設
- 第4 道路交通の安全確保
- 第5 閉庁時の初動体制

情報の収集、災害  
対策本部体制の確  
立、避難所の開設  
等の初動活動

第3節 「混乱期」から実施する活動（1時間～）

- 第1 行政機能報告（総務省報告）
- 第2 消防活動
- 第3 水防活動
- 第4 避難対策
- 第5 人命に係る災害情報等の収集・報告
- 第6 人命に係る広報活動
- 第7 広域応援要請
- 第8 自主防災会の活動

人命の救出・救助  
を最優先とした  
活動

第4節 「緊急救援期」から実施する活動（3時間～）

- 第1 緊急輸送体制の確立
- 第2 医療救護
- 第3 緊急給水体制の確立
- 第4 緊急食料供給体制の確立
- 第5 緊急生活必需品供給体制の確立
- 第6 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧
- 第7 二次災害防止活動
- 第8 帰宅困難者対策
- 第9 行方不明者及び遺体の搜索、遺体の収容処理、埋葬
- 第10 ボランティア・労務者の確保・供給
- 第11 災害救助法の適用
- 第12 防疫・保健衛生活動
- 第13 要配慮者への支援

被災者の生命の  
維持、生活確保に  
必要な緊急活動

第5節 「応急対策期」から実施する活動（48時間～）

- 第1 応急対策に係る広報活動
- 第2 住家の被害認定調査
- 第3 土木施設の応急復旧
- 第4 災害廃棄物等の処理
- 第5 住宅対策
- 第6 農業対策
- 第7 文教対策
- 第8 義援金品の受付・配分
- 第9 ライフライン施設の応急復旧

被災者の生活  
支援に必要な  
応急活動

\*\*\*\*\*

## 第1節 応急対策計画の基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速な応急対策を行うため、本市の活動体制を整えるとともに、県、近隣市区町、常備消防、警察、自衛隊等との相互協力体制を整え、被害の軽減や被災者の救助に努める。そのため、本市では「発災直後」、「混乱期」、「緊急救援期」、「応急対策期」の4段階の時期区分を設定し、それぞれの活動目的を明確にするとともに、初動体制の迅速な立ち上げのための配備体制等について応急対策に係る計画を策定する。

\*\*\*\*\* 《 応急対策計画の基本方針の構成 》 \*\*\*\*\*

第1節 応急対策計画の基本方針	第1 初動対応の時間区分	[p124]
	第2 活動体制と配備基準	[p125]
	第3 非常体制と組織図	[p125]
	第4 非常体制と事務分掌	[p127]
	第5 動員配備体制	[p131]
	第6 緊急初動体制の編成	[p135]

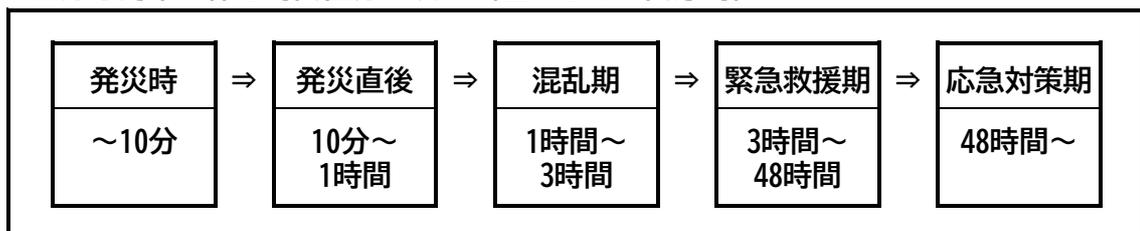
\*\*\*\*\*

### 第1 初動対応の時間区分

【全職員】

災害発生に伴う応急対策の実施に際しては、以下に示す時間区分を目安として、被災状況に応じた応急活動を、きめ細かく適切に行う。

#### ■応急対策に係る時間区分の流れ（主として、開庁時）



注）開庁時に災害が発生した場合等は、この時間区分の流れは変動することから、この時間区分は、あくまでも活動の目安とし、災害状況に応じて弾力的な対応をとる。

## 第2 活動体制と配備基準

【 全職員 】

応急対策活動に当たって本市のとるべき体制の種別、配備基準は以下のとおりである。

### □活動体制と配備基準

活動体制	配備基準	活動内容	配備人員	警戒本部	災対本部
警戒体制	1号配備 ○原則として市域に震度5弱の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害の要因が発生した場合、主に情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	・指定する幹部職員 ・各班の中で指定する所属の職員	×	×
	2号配備 ○原則として市域に震度5強の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害が発生した場合に、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・幹部職員全員 ・1号配備人員に加えて、各所属においてあらかじめ指定する職員	○	×
非常体制	○原則として市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	対策本部の全職員を動員し、本市の組織及び機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策を推進する体制	全職員	×	○

### 《 注意 》

- ・震度4の地震及び長周期地震動階級3以上の発生に際しては、「特別待機班※」が対応する。「特別待機班」は、市役所庁舎に自主参集し、県災害オペレーション支援システム等から防災情報の確認、消防局、警察等の関係機関から被災情報の有無の確認を行う。
- ・なお、長周期地震動階級3以上の発生時には、被害状況に応じ、活動体制への移行を検討する。
- ・※「特別待機班」は危機管理室で組織し、情報収集を目的とする。
- ・閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、緊急時初動マニュアルに基づき、市職員はあらかじめ指定された指定緊急避難場所、市役所庁舎又は施設に自主参集する。

『【 本文 】本編 第3章 第1節 「第5 動員配備体制」』参照

## 第3 非常体制と組織図

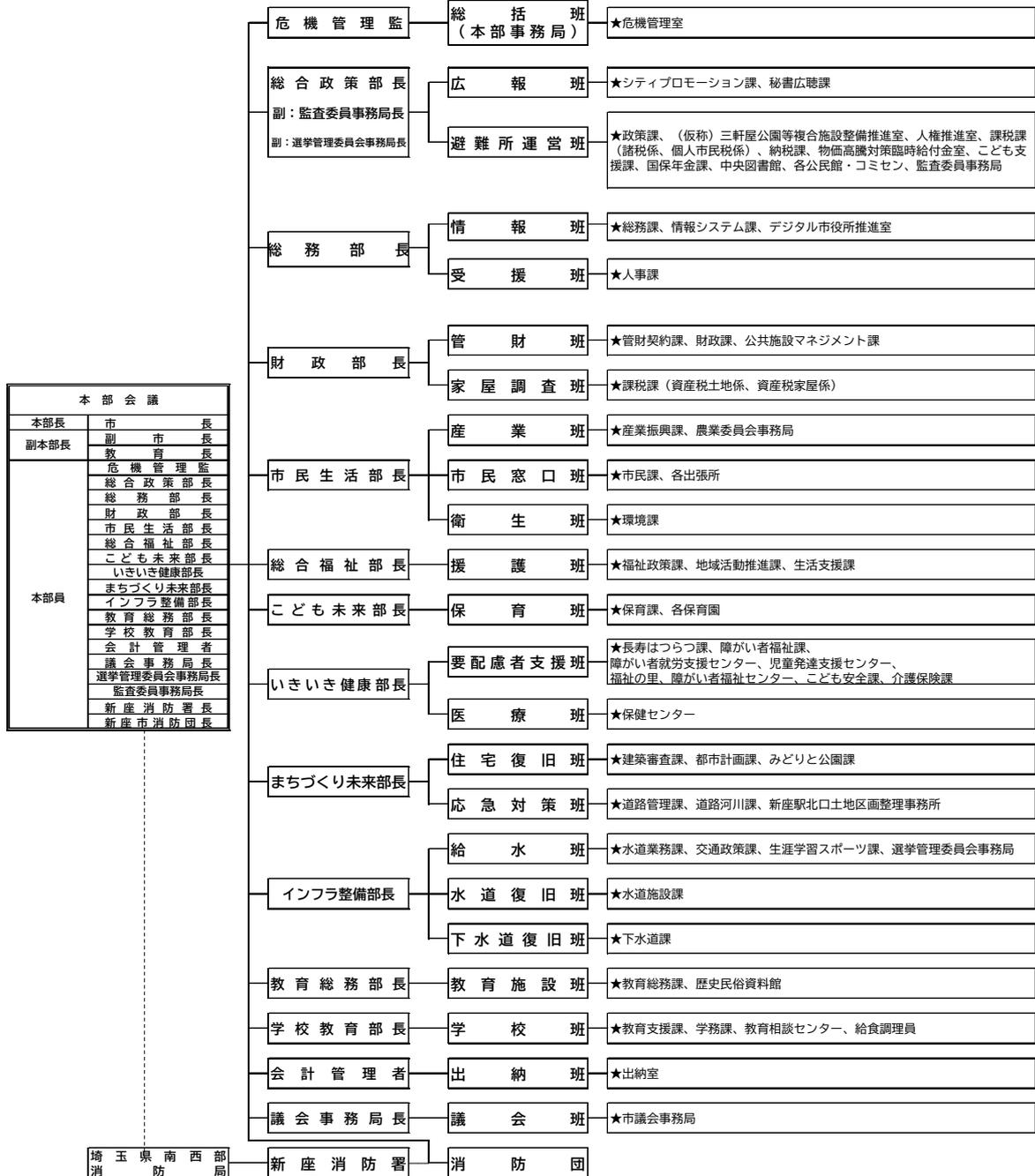
【 全職員 】

本市は、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、速やかに以下に示す非常体制をとり、応急対策活動を実施する。

■非常体制（災害対策本部事務局）組織表

各班の業務状況に応じて、班間で相互応援体制をとる。

非常体制（災害対策本部事務局）組織表 ★印は、班長課を示す。



- ・各部長は、所属班の業務を総括し、職員の指揮監督を行う。
- ・住宅復旧班の危険度判定担当は、全職員の中から有資格者により編成する。
- ・市立小中学校の教職員は、本市の災害対策本部の活動に協力する。

## 第4 非常体制と事務分掌

【 全職員 】

非常体制下における各班及び各班の応急活動内容を以下に示す。

### □災害対策本部員会議の審議・決定事項

- 本部の設置及び廃止に関する事。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 避難の指示等に関する事。
- 「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。
- 自衛隊への災害派遣要請に関する事。
- 県及び公共機関に対する応援要請に関する事。
- 広域応援要請に関する事。
- 防災対策に要する経費の支弁に関する事。
- 市としての目標設定及び各班の当面の対応計画の承認

震災対策編

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急対策計画の基本方針

□災害対策本部事務局の事務分掌（その1）

[令和7年4月現在]

		職名	事務分掌
本部長		市長	1 防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2 災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3 本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員指揮監督
副本部長		副市長 教育長	1 本部長の補佐 2 本部長に事故があるときの職務の代理
本部員		危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 教育総務部長 学校教育部長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1 収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2 本部員会議における決定事項の命令指揮 3 現地等における指揮監督
班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1 防災体制の検討 2 本部員会議及び災害対策本部事務局の設置検討及び設置 3 本部員会議の運営 4 各班の総合調整及び連絡 5 気象情報の収集伝達 6 避難情報発令の検討 7 避難場所の開設・統廃合の検討 8 防災行政無線等の運用・管理 9 消防団への出動要請及び状況の把握 10 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 11 災害情報・被害状況の総括取りまとめ 12 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 13 県災対本部への報告 14 県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15 自衛隊への災害派遣要請 16 災害救助法の適用申請
	広報班	シティプロモーション課 秘書広報課	1 市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2 市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3 被災者への生活再建に関する情報の広報 4 報道機関に対する発表 5 報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6 関係防災機関との広報調整 7 被害写真の取りまとめ 8 視察者及び見舞いの応接
副 副 総 合 選 監 政 策 管 査 部 長 理 委 員 長 委 員 事 務 局 長 事 務 局 長	避難所運営班	政策課 （仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室 人権推進室 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 こども支援課 国保年金課 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1 避難場所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2 統廃合決定後の撤収 3 地区防災拠点活動
	情報班	総務課 情報システム課 デジタル市役所推進室	1 災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2 各班からの情報集約 3 情報の分類・整理・周知 4 災害対策本部員会議及び災害対策本部事務局の活動の記録 5 情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6 通信連絡体制の確保
総 務 部 長	受援班	人事課	1 市職員及びその家族の安否確認 2 市職員の参集状況の管理 3 各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4 県受援本部及び県朝霞支部等との調整 5 応援団体との調整 6 応援団体への支援 7 各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ

震災対策編  
第3章 震災応急対策計画  
第1節 応急対策計画の基本方針

□災害対策本部事務局の事務分掌 (その2)

[令和7年4月現在]

班名		担当部署	事務分掌
財政部長	管財班	管財契約課 財政課 公共施設マネジメント課	1 本部員会議及び災害対策本部事務局の設置 2 救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 3 車両の管理、調達及び配車 4 市有建築物等の被害状況把握及び応急修理 5 ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6 災害対策関係予算及び資金の管理 7 国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 (資産税土地係、資産税家屋係)	1 住家等の被害概況確認 2 住家等の被害認定調査
市民生活部長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1 帰宅困難者対策 2 農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 3 商工業関係の被害状況把握、復旧対策 4 市内パトロール 5 被災農家及び中小企業関係の融資 6 家畜の防疫
	市民窓口班	市民課 各出張所	1 市民の相談対応 2 来庁者の対応、誘導 3 安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4 電話交換業務 5 被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6 罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課	1 し尿処理 2 ごみ処理 3 災害廃棄物処理 4 動物愛護対策 5 そ族昆虫駆除
総合福祉部長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1 食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2 遺体(死体)の捜索、収容及び埋葬(火葬) 3 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 4 ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5 ボランティア、労務者の受入れ体制の整備 6 ボランティア、労務者の派遣状況の把握 7 外国人への支援 8 被災者の生活再建
未来部長	保育班	保育課 各保育園	1 避難、救護及び保護者引渡し 2 被害状況の把握、応急復旧 3 園児・職員の健康管理 4 応急保育 5 保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 こども安全課 介護保険課	1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2 被災者の避難場所への誘導 3 要配慮者利用施設の被害状況の把握 4 福祉避難所の開設・運営 5 福祉避難所への移送
	医療班	保健センター	1 医療救護状況の把握 2 医療関係機関の被害状況の把握 3 医療救護所の設置 4 関係医療機関との連絡調整 5 防疫、保健衛生 6 食品衛生 7 要配慮者への医療支援 8 医療相談対応

震災対策編

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急対策計画の基本方針

□災害対策本部事務局の事務分掌（その3）

[令和7年4月現在]

班名		担当部署	事務分掌
まちづくり未来部長	住宅復旧班	建築審査課 都市計画課 みどり公園課	1 公園の被害状況の把握、応急復旧 2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 4 住家の応急修理 5 住家内外の障害物の除去 6 野外避難所の設営及び管理 7 応急仮設住宅に関する国、県との調整 8 応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9 応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10 復興まちづくりに関すること
	応急対策班	道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所	1 道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2 市街地の排水対策 3 警戒区域の設定 4 緊急輸送道路の確保 5 土木建設業者等との連絡調整
インフラ整備部長	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 選挙管理委員会事務局	1 応急給水 2 飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1 水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 給水源の確保 3 水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1 下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 市街地の排水対策 3 土木建設業者等との連絡調整 4 下水道工事店等との連絡調整
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 歴史民俗資料館	1 教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2 文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課 教育相談センター 給食調理員	1 児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 2 児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 3 学校再開に向けた対応 4 応急教育 5 避難場所運営支援 6 教育相談と健康管理 7 被災児童、生徒への学用品等の支給 8 炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1 災害対策関係予算に関する出納 2 義援金品の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1 新座市議会議員の安否確認 2 新座市議会議員からの情報集約 3 新座市議会議員への情報提供 4 新座市議会災害対策支援本部の事務補助

□災害対策本部事務局の事務分掌（その4）

[令和7年4月現在]

班名等	事務分掌
消防団	1 管轄区域又は隣接地区における災害防衛活動 2 人命の救出及び救助 3 被災者の避難誘導 4 避難経路等の障害物の除去 5 危険物等の措置 6 排水活動並びに給水活動の協力 7 被災者の救出、安否不明者等の捜索 8 被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9 その他災害防衛に必要な活動
埼玉県南西部消防局	1 庁舎の保全 2 本部の設置・運営 3 市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4 情報の収集・伝達 5 警防活動方針の決定 6 消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7 消火活動の実施 8 救急・救助活動の実施 9 消防隊等の補強及び編成 10 警戒区域の設定 11 応急救護所の設置

## 第5 動員配備体制

---

【 本部長等、総括班 】

本部長等は「本編 第3章 第1節『第2 活動体制と配備基準』」に示す配備基準に応じた活動体制をとり、以下に示す職員の動員配備を行う。

なお、本部長不在の場合の意思決定の方法については、「本編 第3章 第2節『第2 災害対策本部の設置』」による。

震災対策編

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急対策計画の基本方針

□配備体制別動員計画表（その1）

[令和7年4月現在]

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制		非常体制
			1号配備 (震度5弱)	2号配備 (震度5強)	(震度6弱以上)
本部長	市長			1	1
副本部長	副市長		1	1	1
	教育長			1	1
本部員	危機管理監		1	1	1
	総合政策部長		1	1	1
	総務部長		1	1	1
	財政部長		1	1	1
	市民生活部長		1	1	1
	総合福祉部長		1	1	1
	こども未来部長		1	1	1
	いきいき健康部長		1	1	1
	まちづくり未来部長		1	1	1
	インフラ整備部長		1	1	1
	会計管理者		1	1	1
	教育総務部長		1	1	1
	学校教育部長		1	1	1
	議会事務局長			1	1
	選挙管理委員会事務局長			1	1
	監査委員事務局長			1	1
	新座消防署長		1	1	1
	新座市消防団長		1	1	1
小 計			16	21	21
総括班	危機管理室	□	◎	◎	◎
広報班	シティプロモーション課	□	◎	◎	◎
	秘書広聴課			○	◎
避難所運営班	政策課	□	◎	◎	◎
	(仮称)三軒屋公園等複合施設整備推進室			○	◎
	人権推進室			○	◎
	課税課(諸税係、個人市民税係)			○	◎
	納税課			○	◎
	物価高騰対策臨時給付金室			○	◎
	こども支援課			○	◎
	国保年金課			○	◎
	中央図書館			○	◎
	各公民館・コミセン(●)			○	◎
監査委員事務局			○	◎	

注1) 「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。また、所属名の横にある●印は、市役所ではなく所属の施設に参集することを示す。

注2) 「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。

注3) 動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。

注4) 本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

□配備体制別動員計画表（その2）

[令和7年4月現在]

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制		非常体制
			1号配備 (震度5弱)	2号配備 (震度5強)	(震度6弱以上)
情報班	総務課	□	◎	◎	◎
	情報システム課、デジタル市役所推進室			○	◎
受援班	人事課	□	◎	◎	◎
管財班	管財契約課	□	◎	◎	◎
	財政課			○	◎
	公共施設マネジメント課			○	◎
家屋調査班	課税課（資産税土地係、資産税家屋係）	□	◎	◎	◎
産業班	産業振興課	□	◎	◎	◎
	農業委員会事務局			○	◎
市民窓口班	市民課	□	◎	◎	◎
	各出張所（●）			○	◎
衛生班	環境課	□	◎	◎	◎
援護班	福祉政策課	□	◎	◎	◎
	地域活動推進課			○	◎
	生活支援課			○	◎
保育班	保育課	□	◎	◎	◎
	各保育園（●）		○	○	◎
要配慮者支援班	長寿はつらつ課	□	◎	◎	◎
	障がい者福祉課			○	◎
	こども安全課			○	◎
	介護保険課			○	◎
	障がい者就労支援センター			○	◎
	児童発達支援センター（●）			○	◎
	福祉の里			○	◎
障がい者福祉センター			○	◎	
医療班	保健センター	□	◎	◎	◎

- 注1) 「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。また、所属名の横にある●印は、市役所ではなく所属の施設に参集することを示す。
- 注2) 「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
- 注3) 動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
- 注4) 本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

震災対策編

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急対策計画の基本方針

□配備体制別動員計画表（その3）

[令和7年4月現在]

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制		非常体制
			1号配備 (震度5弱)	2号配備 (震度5強)	(震度6弱以上)
住宅復旧班	建築審査課	□	◎	◎	◎
	都市計画課			○	◎
	みどりと公園課			○	◎
応急対策班	道路管理課	□	◎	◎	◎
	道路河川課		◎	◎	◎
	新座駅北口土地区画整理事務所			○	◎
給水班	水道業務課	□	◎	◎	◎
	交通政策課			○	◎
	生涯学習スポーツ課			○	◎
	選挙管理委員会事務局			○	◎
水道復旧班	水道施設課	□	◎	◎	◎
下水道復旧班	下水道課	□	◎	◎	◎
教育施設班	教育総務課	□	◎	◎	◎
	歴史民俗資料館			○	◎
学校班	教育支援課	□	◎	◎	◎
	学務課			○	◎
	教育相談センター			○	◎
	市立小中学校		-	-	-
出納班	出納室	□	◎	◎	◎
議会班	市議会事務局	□	◎	◎	◎
消防団			◎	◎	◎

注1) 「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。

注2) 「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。

注3) 動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。

注4) 本部長が出席できない場合は、代理者が出席する。

## 第6 緊急初動体制の編成

【 全職員、総括班 】

閉庁時に、市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、電話のふくそうや道路・公共交通機関が遮断され、非常体制の動員計画に基づく職員の参集は困難と考えられる。

しかし、甚大な被害の発生が予想されるため、人命に関わる応急対策（救出・救助、情報収集、医療救護、広報、給水、物資供給、ライフライン復旧等）を緊急かつ優先的に実施することが求められる。

そこで、本市は、閉庁時の職員の参集体制及び初期の行動体制を規定する「新座市緊急時初動マニュアル」に基づき、人命に関わる応急対策を限りある職員で确实かつ迅速に行う緊急初動体制によって対応する。

## 第2節 発災直後に実施する活動

地震発生直後において、本市が総力体制で行う初動活動を以下に示す。

\*\*\*\*\* 《 発災直後に実施する活動の構成 》 \*\*\*\*\*

<b>第2節 発災直後に実施する活動</b>	
第1 地震情報の収集	[p136]
第2 災害対策本部の設置	
2.1 災害対策本部の設置	[p137]
2.2 重要事項の決定	[p137]
2.3 本部員・班長合同会議の開催	[p137]
第3 指定緊急避難場所の開設	[p138]
第4 道路交通の安全確保	[p138]
第5 閉庁時の初動体制	
5.1 職員の参集	[p139]
5.2 参集途上における被害状況の把握及び救助活動	[p139]
5.3 緊急初動体制時の応急対策活動の分担	[p140]
5.4 非常体制への移行	[p140]

\*\*\*\*\*

### 第1 地震情報の収集

【 全職員 】

職員は、日頃から地震を感知したら、勤務時間内外を問わずテレビやラジオ、スマートフォン等で震度情報を得るように努める。

## 第2 災害対策本部の設置

### 2.1 災害対策本部の設置

【 本部長、総括班、管財班、情報班、広報班 】

「管財班」は、災害対策本部を「市役所本庁舎3階」に設置するため、庁舎等の被害状況を確認し、「総括班」へ状況報告を行う。これを受けて、「総括班」は、災害対策本部の設置の可否を判断する。市役所本庁舎3階の設置が難しい場合には、市役所第二庁舎、新座消防署への設置を順次、検討する。

災害対策本部の設置場所が決定したら、「管財班」は、本部の活動に必要な物品等を準備し、電話回線（一般電話及び災害時優先電話）を確保する。

また、災害対策本部の設置に係る連絡として、本部長（不在の場合は代理者）は新座市議会議長へ通知し、「総括班」が県災害対策本部、防災関係機関へ、「情報班」が災害対策本部の各班へ、「広報班」が報道機関、住民へ分担して行う。

『【資料編】第1.9「新座市災害対策本部条例」』参照  
『【資料編】第2.19「防災関係機関」』参照

### 2.2 重要事項の決定

【 本部長等、総括班 】

本部長、副本部長、本部員（以下「本部長等」という。）は、以下の重要事項について迅速に意思決定を行う。

なお、本部長等が欠ける場合は、「総括班」（又は最上級の職員）が本部長等に連絡し協議の上で決定するか、又は、参集している最上級の職員の判断に基づき決定する。

- 避難の指示等
- 広域応援要請
- 自衛隊への災害派遣要請
- 災害救助法の適用
- その他、応急対策計画の基本方針、災害対策に要する経費等

### 2.3 本部員・班長合同会議の開催

【 本部員、各班長、総括班、情報班 】

災害対策本部を設置すると同時に、参集している本部員及び各班長（不在の場合は代理者）による本部員・班長合同会議を開催し、各班から、把握している情報を報告するとともに、当面の活動方針を提案し、本部長の承認によってこれを決定する。

なお、本部員・班長合同会議を開催する時間的余裕がないときは、参集している（又は連絡可能な）最上級職員の意思決定により専決する。

会議内容については、情報班による文書管理を基本とし、決定事項等については、本部員及び班長を通じて全職員に対して速やかに周知を図る。

### 第3 指定緊急避難場所の開設

【 避難所運営班、要配慮者支援班 】

「避難所運営班」は、地域住民、町内会及び自主防災会等と協力し、必要に応じて指定緊急避難場所を開設し、「要配慮者支援班」、消防団等の協力を得て、市民を適切に指定緊急避難場所へ誘導する。

開設後、「避難所運営班」及び「要配慮者支援班」は、「総括班」と連絡調整を図りながら指定避難所の運営体制の確立に努めるとともに、「医療班」と協力して医療救護所等の設置を行う。

なお、指定避難所、医療救護所等が建物倒壊等の理由で開設できない場合は、その旨を「情報班」に連絡するとともに、代替場所（近隣避難場所、公共施設等）の確保に努める。

### 第4 道路交通の安全確保

【 総括班、応急対策班、広報班 】

道路管理者は、道路法第46条に基づき、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができることから、「応急対策班」は、地震発生後の道路の状況等に応じて、通行の禁止等の適切な措置を行う。また、措置を行った場合、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける（道路法第47条の5）とともに、新座警察署長及び関係機関に報告する。また、災対法第76条の4及び第76条の6の規定についても留意する。

「広報班」は、市民が避難等に際して自動車を利用しないように呼び掛けるとともに、交通規制の状況について周知を図る。また、「総括班」は、交通の混乱を防止し、市民の避難を迅速かつ安全に行うため、新座警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。

『【 本文 】本編 第2章 第2節 第8「〇本市指定の緊急輸送道路」』参照

## 第5 閉庁時の初動体制

閉庁時に地震が発生した場合には、職員は、迅速な参集と応急対策活動の実施が求められる。

特に、震度6弱以上の地震が発生した場合は、「新座市緊急時初動マニュアル」に基づき、緊急初動体制を始動する。ただし、震度6弱に満たない地震が発生した場合も、必要に応じて同様の体制をとる。

### 5.1 職員の参集

【 全職員 】

地震発生後、職員はテレビ、ラジオ等（停電等により使用できない場合は、体感で判断する。）により、速やかに本市の震度、交通機関の運行状況等の情報収集を行う。

本市域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、動員計画に基づき、所定の職員は次のとおり参集する。

○ 震度6弱以上の場合

「新座市緊急時初動マニュアル」に基づき、市役所庁舎又は指定緊急避難場所へ参集する。

なお、指定緊急避難場所に参集する職員は、指定緊急避難場所を開設する。

○ 震度5弱又は5強の場合

原則として、「自らの勤務場所」へ参集する。

参集時は、徒歩、自転車、バイクを基本とし、活動しやすく安全な服装で、食料、衣類、カメラ、現金等必要なものを各自携行する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急対策活動を実施することが困難である者、その他各班長が認める者は参集の対象から除外する。

また、全職員は、一斉情報伝達・収集システムを介して「受援班」から発信された安否確認に対して回答する。

参集後、各職員は参集した旨及び家族の状況について各班長に報告し、班長より報告を受けた「受援班」は取りまとめて対策本部に報告する。

『【 本文 】本編 第3章 第1節「第5 動員配備体制」』参照

### 5.2 参集途上における被害状況の把握及び救助活動

【 全職員 】

参集時には、「情報班」以外の職員も、参集途上において、可能な限り被害状況の収集に努める。

なお、この業務は、調査をしながら参集することを意味するものではなく、迅速な参集を第一として、その範囲で情報を収集するものである。

また、参集途上において、火災、要救助者等を発見した場合には、迅速な参集よりも救助活動等を優先する。

『【 本文 】本編 第3章 第3節「第5 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

### 5.3 緊急初動体制時の応急対策活動の分担

【 全職員 】

緊急初動体制時は、参集できた職員が人命に関わる応急対策活動を确实かつ迅速に行う。

#### □活動分担表

	参集先	参集者	業務内容
①	市役所庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長（市長）</li> <li>・副本部長（副市長及び教育長）</li> <li>・危機管理室、総務課、情報システム課、デジタル市役所推進室、人事課、シティプロモーション課、管財契約課、保健センター、道路管理課、道路河川課、建築審査課及び応急危険度判定士の有資格者※、新座駅北口土地区画整理事務所、みどりと公園課、水道業務課、水道施設課、下水道課、教育総務課、市議会事務局の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・情報システムの復旧</li> <li>・道路、上下水道の復旧</li> <li>・情報の収集・整理</li> <li>・職員参集状況の整理</li> <li>・応急給水</li> </ul>
②	指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①③以外の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者支援</li> </ul>
③	児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの職員※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全確認</li> <li>・利用者の安全確保</li> </ul>

※地震時のみ

### 5.4 非常体制への移行

【 総括班 】

緊急初動体制については、最大3日間程度とし、可能な限り速やかに非常体制へ移行し、班体制による応急対策業務を開始しなければならない。

「総括班」は、職員の参集状況や避難場所運営状況を考慮し、新座市大規模災害業務継続計画に基づく非常時優先業務の開始に支障がないよう、順次、避難所運営班を避難所へ配置し、緊急初動要員を市役所へ回収することで、班体制構築を行う。なお、必要に応じて本部員会議にて協議を行う。

## 第3節 混乱期から実施する活動

地震発生後1時間程度を目安に、「人的被害の防止・軽減」を図るため、総力体制で行う人命の救出・救助を最優先とした活動を以下に示す。

\*\*\*\*\* 《 混乱期から実施する活動の構成 》 \*\*\*\*\*

<b>第3節 混乱期から実施する活動</b>	
<b>第1 行政機能報告 (総務省報告)</b>	[p143]
<b>第2 消防活動</b>	
2.1 消防局による消防活動	[p144]
2.2 消防団による消防活動	[p148]
2.3 他消防機関に対する応援の要請	[p149]
2.4 救出活動	[p153]
<b>第3 水防活動</b>	[p155]
<b>第4 避難対策</b>	
4.1 要避難状況の把握	[p157]
4.2 避難の指示等	[p157]
4.3 警戒区域の設定	[p159]
4.4 避難誘導及び移送	[p159]
4.5 指定緊急避難場所の開設	[p160]
4.6 指定避難所の運営	[p160]
4.7 避難者名簿及び被災者台帳の作成	[p163]
4.8 普通生活への復帰・避難所の縮小	[p163]

(次頁へ)

第3節 混乱期から実施する活動

第5 人命に係る災害  
情報等の収集・報告

5.1 異常現象の収集報告 [p164]

5.2 人命に係る災害情報等の収集 [p164]

5.3 人命に係る災害情報の報告 [p166]

5.4 通信連絡体制の確立 [p167]

5.5 被害写真の撮影 [p168]

第6 人命に係る広報活動

6.1 実施機関とその役割 [p170]

6.2 広報の手段 [p171]

6.3 広報の方法 [p171]

6.4 報道機関に対する発表  
及び依頼 [p172]

6.5 電話問合せ者・来庁者  
に対する対応 [p172]

第7 広域応援要請

7.1 応援要請の基本的な考え方 [p173]

7.2 埼玉県に対する要請 [p174]

7.3 自衛隊への災害派遣要請 [p176]

7.4 他市町村、指定地方行政  
機関等への要請 [p177]

7.5 民間団体等への要請 [p178]

7.6 応援部隊の受入れ [p179]

第8 自主防災会の活動

8.1 自主防災会の活動 [p180]

\*\*\*\*\*

---

## 第1 行政機能報告（総務省報告）

---

【 総括班 】

平成29年4月11日付け総行市第26号及び消防災第51号「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（通知）」に基づき、市町村行政機能報告チェックリストについて、市の行政機能を確認し、県災害対策課へ報告する。

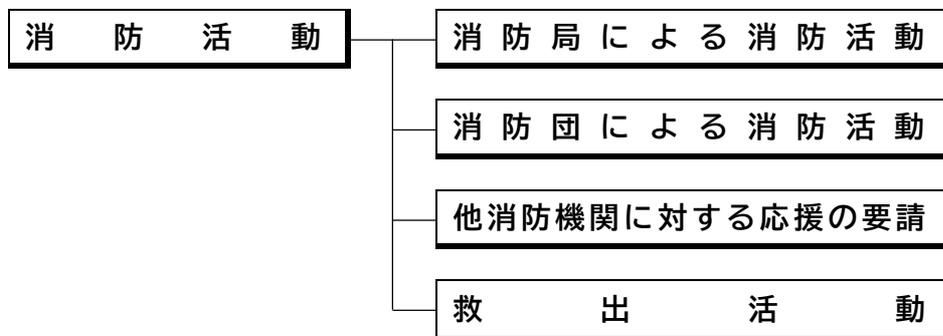
## 第2 消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、消防局は、平常時から住民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼び掛けを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大地震時の火災から住民の生命及び財産を守らなければならない。

以下に、埼玉県南西部消防局及び消防団による地震災害時における消防・救出活動を示す。

### 《 記載事項 》



### 2.1 消防局による消防活動

【 消防局 】

大規模地震の発生に伴い、埼玉県南西部消防局は、直ちに以下の消防活動に当たる。

#### (1) 情報収集及び伝達

##### ① 災害情報の把握

災害通報や活動中の消防部隊等からの現場情報に基づき、消防局内部及び関係機関等へ速やかに通報、伝達することを念頭に迅速、的確に災害情報収集を行う。

□災害情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	ア 火災の発生状況 イ 延焼地域の状況 ウ 消防水利施設の被害状況 エ 危険物の流出等の状況 オ 道路の被害状況	・庁舎等の高所からの警戒 ・消防署 ・本市の各機関 ・警察署 ・消防団
救急救助活動	ア 救急救助事案の発生状況 イ 病院等医療施設の被害状況 ウ 道路の被害状況 エ 建物の倒壊状況	・自主防災会 ・市民からの通報、駆け込み ・参集職員 ・テレビ等の映像情報

② 情報の伝達

消防局は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れないよう対処する。

(2) 初期活動

- ① 初動体制の強化を図るとともに、災害状況の把握に努める。
- ② 庁舎及び車両の被害状況の調査と応急復旧に当たる。
- ③ 119番が途絶した場合は、高所見張りを行い、署所への駆け付けに対応する職員の配置、消防隊等による巡回等により災害の拡大防止に努める。特に避難施設等の重要施設周辺の警戒に重点を置く。
- ④ 気象、消防水利、交通、ライフライン、医療機関などの災害対応に必要な情報収集に努めるとともに、情報通信手段の確保に努める。

(3) 消火活動

消防機関における消火活動は、消防局において別に定める「消防計画」等により、消防局と消防団が連携して消火活動を行う。

なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

○火災対応の優先

火災の早期発見と一挙鎮圧に向け、初動段階においては、一箇所集中配備や1火災1隊出動など即応し、総力を挙げて消火活動に着手することを最優先とする。

○市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の消防隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼措置を優先した消火活動を行う。

○避難場所、避難道路確保の優先

延焼火災が多発し、火災が拡大する局面においては、人命を優先し、避難誘導を行うとともに避難場所や避難道路の確保を優先した活動を行う。

○重要防御地域の優先

危険物施設等の重要対象物をあらかじめ定め、災害の状況から総合的に判断して重点的に防御すべき地域へ部隊を投入する。

○応援要請

消防力が劣勢になるおそれがあるときは、速やかに応援要請を行うとともに、人員配置などの受入体制を整える。

(4) 救助及び救急活動

① 活動方針

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

② 事前措置

消防局長は、救助・救急業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関と常に必要事項について研究検討し、災害発生時の積極的活動の方策を講じるとともにその徹底に努める。

③ 活動要領

□基本方針

○重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

○幼児・高齢者優先の原則

傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。

○火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

○救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。

○大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

□活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は次のとおりとする。

○傷病者の救出作業

○傷病者の応急処置

○傷病者の担架搬送及び輸送

○救急医薬品、資器材及び医療救護班（医師、看護師）等の緊急輸送

○仮設救護所より常設医療機関への搬送

○重傷病者等の緊急搬送

□活動体制

○発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救助・救急活動を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入体制を把握し、広域救助・救急体制に移行する。

○火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助・救急体制を確保する。

○消防局長は、災害発生状況によって現場に指揮本部を設置し、災害現場における救助・救急体制の確立を図る。

④ 実施要領

ア 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、警戒派遣署隊、参集職員、消防団員、自主防災会、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

イ 救出

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資機材及び人員を活用し、その危険を排除し、生命及び身体の安全を確保する。

ウ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸並びに緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

エ 応急救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、応急救護所を設置して救護活動を行う。応急救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

オ 担架搬送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散搬送を行う。また、傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者等の割込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

なお、混乱を避けるために、現場の警察官等に協力を依頼する。

カ 医療救護班及び医療品資材等の緊急輸送

被災傷病者の収容施設において、医師、看護師等の不足が生じたとき、又は手術上必要な医薬品資器材、輸血用血液、血清等の緊急配備要請があったときは、緊急輸送を行う。

**キ 消防団員、自主防災会、一般住民への協力要請**

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災会及び付近住民に協力依頼し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

---

**2.2 消防団による消防活動**

---

【 消防団 】

消防団は、災害時には新座消防署と連携し、次の消防活動を行う。

**(1) 初期活動**

- ① 各分団は、地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホース、可搬ポンプ、必要な資機材等を積載して出動準備を行う。
- ② 高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

**(2) 消防活動**

**① 出火防止**

地震の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

**② 消火活動**

地域における消火活動や主要な避難経路確保のための消火活動を、単独若しくは消防局、市民、自主防災会等と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火防止等の警戒活動を行う。

**(3) 救急救助**

消防局による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

**(4) 避難誘導**

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

**(5) 情報の収集**

消防局による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

**(6) 応援隊の受入準備**

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防局と協力して行う。

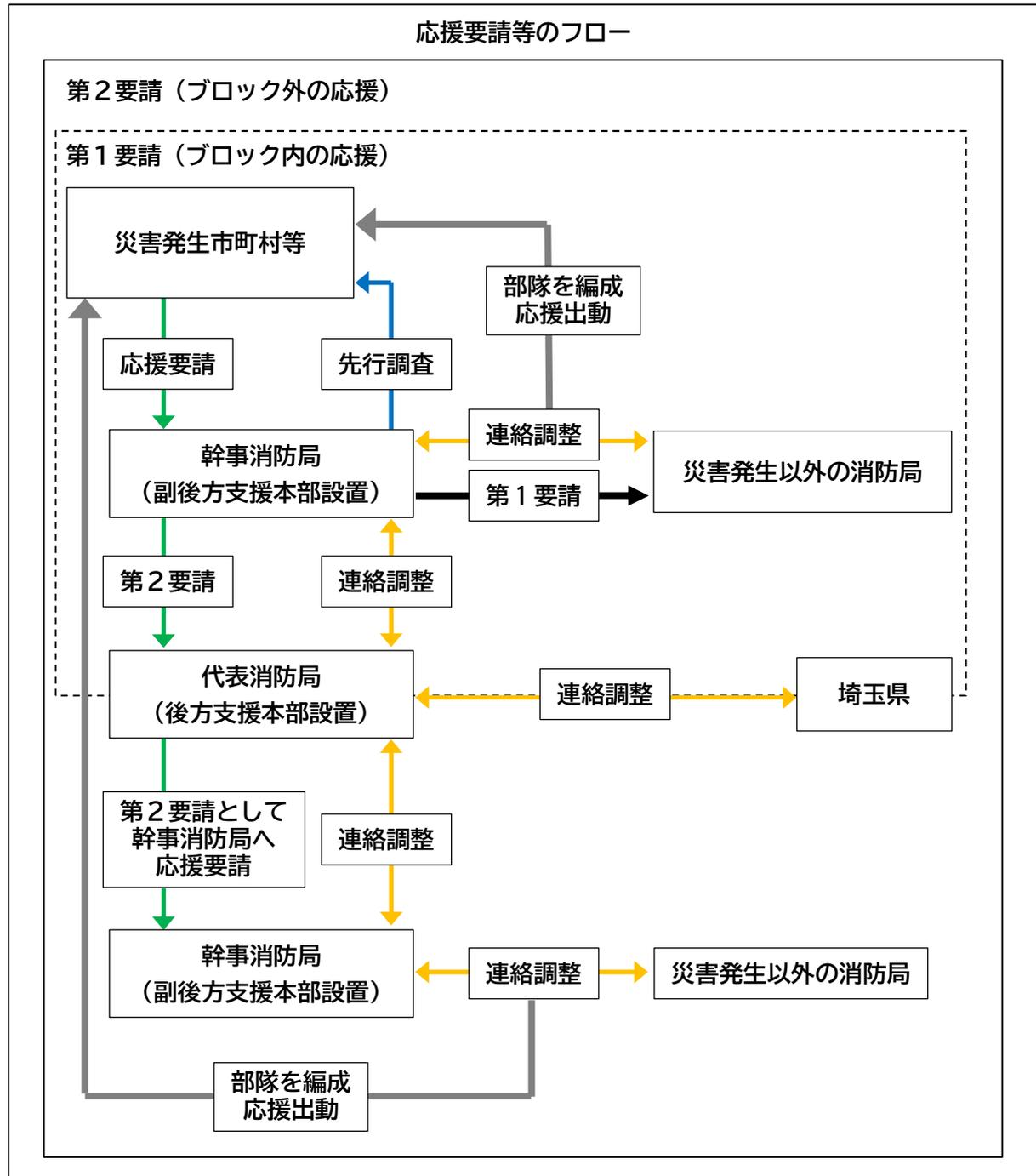
## 2.3 他消防機関に対する応援の要請

### 【 消防局 】

本部長又は消防局長は、被害その他の状況により必要があると認めるときは、隣接市及び県並びにその他関係機関に対し、応援を要請する。応援を要請する際は、次の事項を明らかにして要請する。

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

以下に、県下における消防機関の応援要請手順及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順を示す。



□緊急消防援助隊に係る各部隊の概要

部隊名	活動支援内容
指揮支援部隊	統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成し、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行う。
都道府県大隊指揮隊	主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行う。
統合機動部隊指揮隊	指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う。
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う。
NBC災害即応部隊 指揮隊	NBC災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う。
土砂・風水害機動支援 部隊指揮隊	指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う。
消 火 小 隊	主として被災地の消火活動を行う。
救 助 小 隊	主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行う。
救 急 小 隊	主として被災地の救急活動を行う。
後方支援小隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動を行う。
通信支援小隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行う。
水 上 小 隊	主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行う。
航 空 小 隊	主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行う。
航空後方支援小隊	主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う。
統合機動部隊	消防庁長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行う。
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。
NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。
土砂・風水害機動支援 部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行う。
情報統括支援隊	膨大な災害情報の収集・整理・共有を専門に行う。
安全管理部隊	二次災害の防止のため、活動現場の監視（土砂の状況変化等）や活動中止基準等の作成、隊員の健康面のケアを専任で行う。
救急特別編成部隊	多数の傷病者が発生する事故や大人数の転院搬送など、一時的に多数の救急車が必要となる場合に、救急隊のみで構成する部隊を創設できるようにするもの。



## 2.4 救出活動

【 消防局、消防団、総括班、応急対策班、広報班、管財班 】

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察その他の防災関係機関は連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していく。

また、本計画における想定地震では、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、付近住民、自主防災会、企業等からのマンパワーの協力及び土木業者等からの重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

### (1) 救出活動の基本方針

救出活動の成功の鍵は、以下の4点である。

- ① 要救助現場の早期把握
- ② 要救助現場に対する人員の確保
- ③ 要救助現場に対する救助用資機材の投入
- ④ 救出従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

### (2) 要救出現場に対する人員の確保

#### ① 消防職員の確保

『【本文】本編 第3章 第3節 第2「2.1 消防局による消防活動」』参照

#### ② 消防団員の確保

『【本文】本編 第3章 第3節 第2「2.2 消防団による消防活動」』参照

#### ③ 警察及び自衛隊の派遣要請

緊急に救出を要する住民が多数発生し、救出隊において救出困難と認められる時は、警察や自衛隊の派遣要請を市災害対策本部「総括班」に依頼する。

『【本文】本編 第3章 第3節 第7「7.3 自衛隊への災害派遣要請」』参照

#### ④ 緊急消防援助隊の受入れ

『【本文】本編 第3章 第3節 第2「2.3 他消防機関に対する応援の要請」』参照

#### ⑤ その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「応急対策班」は、土木建設業者等に協力の呼び掛けを行う。

「広報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼び掛けを行う。

⑥ 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、朝霞地区医師会新座支部を通じて消防署ごとに随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期する。

『【本文】本編 第2章 第2節 第5「□救急告示医療機関」』参照

『【本文】本編 第2章 第2節 第5「□災害拠点病院」』参照

(3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「管財班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与を依頼し、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておく。

『【資料編】第2.14「新座市建設業防災協力会連絡先」』参照

(4) 救出従事機関間の連絡調整・地域分担・役割分担

- ① 消防局及び新座警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
- ② 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通し合うとともに、「総括班」に提供要請を行う。
- ③ 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていく。
- ④ 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。  
ただし、特殊技術を要する場合は、消防局に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- ⑤ 救出活動の重複を避けるため搜索済みのところは分かるように印をつけておく。
- ⑥ 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

(5) その他注意事項

- ① 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。  
負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するが、救急車の派遣が得られないときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等、適宜臨機応変に対応する。

『【本文】本編 第3章 第4節「第1 緊急輸送体制の確立」』参照

- ② 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、別災害地への出動体制を速やかにとる。

## 第3 水防活動

本市域には柳瀬川・黒目川といった2つの県管理河川を有しているが、昭和40年から50年代における河川改修以降、外水による氾濫実績はない。

しかし、新座市洪水・土砂災害ハザードマップのとおり、荒川本流が氾濫した場合の柳瀬川の浸水想定や、柳瀬川及び黒目川の浸水想定が予測されている。

そのため、気象状況から市域内に浸水被害の発生が予想される場合、本市は関係機関と協力し、水防上の監視警戒や県への報告等を行うとともに、避難情報の発令を検討し、被害の軽減を図る。

### 《 記載事項 》

水 防 活 動 混乱期（1時間～）

### 【 対策の内容 】

第3編 風水害対策計画  
第3章 風水害応急対策計画  
第3節 水防活動  
を準用する。

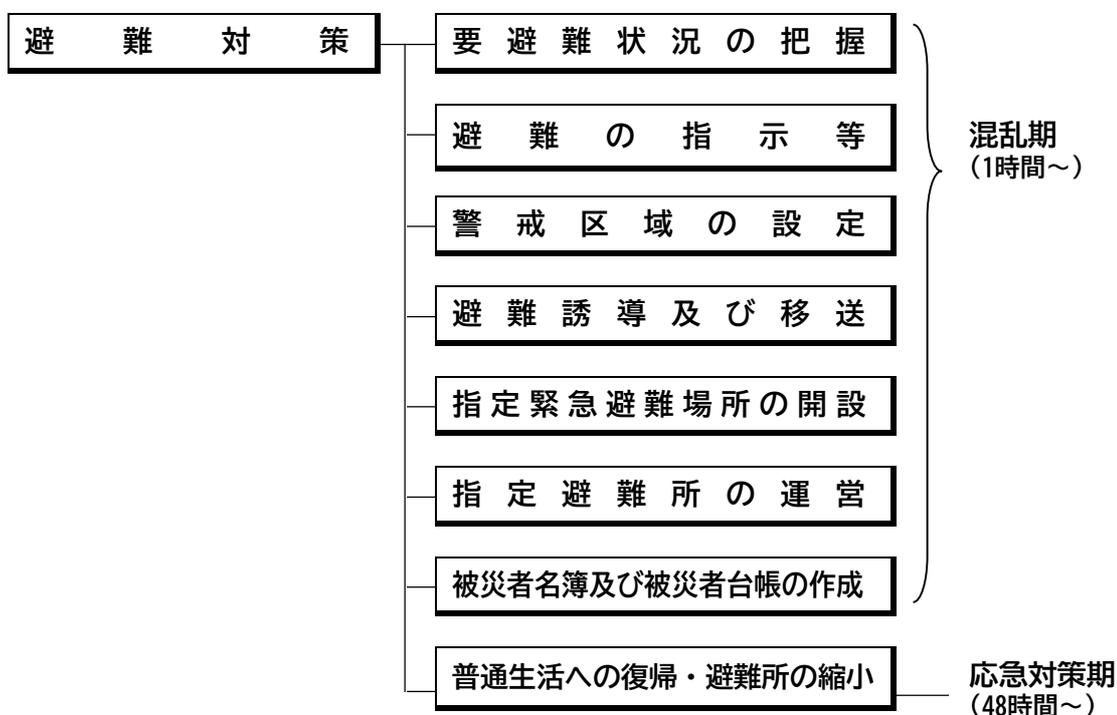
## 第4 避難対策

大地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、市民の人命及び身体の保護、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、市民に対して避難の指示等を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難場所まで誘導しなくてはならない。

また、指定緊急避難場所は、いち早く開設を行い、避難者の安全を確保する必要がある。

### 《 記載事項 》



## 4.1 要避難状況の把握

【 情報班、消防局 】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難情報等の発信ができるようにしておく。

『【 本文 】本編 第3章 第3節「第5 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

## 4.2 避難の指示等

【 総括班、広報班、消防局 】

### (1) 避難の指示等の発令

火災、崖崩れ、ガス等の流失拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、本部長は、避難を要する地区の住民に対して避難の指示等を行う。

#### □避難の指示等の発令権者及び要件

機関の名称	指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長(市長) 市長が事務を行う ことができない場 合は知事	①市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めると き、指示を行う。	災対法第60条
警察官	①市長が避難の指示ができないと認められ、しかも 指示が急を要するとき。 ②市長から要求があったとき。	災対法第61条
自衛官	①災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事 態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条
知事、その命を受 けた職員、水防管 理者	①洪水により著しい危険が切迫していると認めら れるとき、必要と認める区域の住民に対して避難 の指示を実施	水防法第29条 地すべり等防止法 第25条

(2) 避難の指示等の内容及び伝達

① 内容

避難の指示等は、避難対象地域、避難の理由、避難先、避難経路、その他避難に当たっての注意事項等を明示して行う。

② 伝達・報告

本部長が避難の指示等を行った場合、県知事へ速やかにその旨を報告する。

また、警察官又は自衛官が避難の指示等を行った場合、その旨を本部長に報告し、報告を受けた本部長は県知事へ報告する。

なお、報道機関に対してもファクシミリ及びメールで情報提供を行う。

③ 住民への周知

本市は、避難の指示等を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線や広報車、ホームページ等を活用して、速やかにその内容を住民に対して周知する。

また、必要に応じて隣接市にも併せて連絡を行う。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様に周知を図る。

『【本文】本編 第3章 第3節「第6 人命に係る広報活動」』参照

(3) 避難の指示等の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められる時には、避難の指示等の解除を行う。

### 4.3 警戒区域の設定

【 応急対策班、住宅復旧班、消防局 】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限し、又は禁止するとともに、その区域から退去を命ずることができる。

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

□警戒区域の設定権者及びその要件

設定権者	警戒区域を設定する要件	根拠法令
市長	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災対法第63条第1項
警察官	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた吏員がそばにいないとき、又は市長若しくは委任を受けた吏員から要求があったとき。	災対法第63条第2項
自衛官	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた吏員がそばにいないとき。	災対法第63条第3項
消防局長又は消防署長	ガス等の漏えい等の事故により、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防活動、火災調査等を十分に行うことを主目的として設定する。	消防法第28条
	火災及び水災を除く他の災害現場において、消防活動、調査等を十分に行うことを主目的として設定する。	消防法第36条第8項

なお、警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難の指示等の伝達方法を準用する。  
また、「住宅復旧班」は、警戒区域内での災害の発生や人の立入りを警戒するために巡視を行う。

### 4.4 避難誘導及び移送

【 避難所運営班、要配慮者支援班、消防局、消防団 】

「避難所運営班」、「要配慮者支援班」、警察官、消防職員、消防団員等は協力して指定緊急避難場所へ市民を避難誘導及び移送する。

避難誘導は、緊急避難の必要がある地域から優先して行うものとし、避難行動要支援者及びその支援者、一般市民、防災従事者の順に誘導を行う。

避難行動要支援者の誘導に当たっては、避難行動要支援者支援制度により、事前に把握した避難行動要支援者の居住地情報等に基づき、地域支援者（近隣住民、自主防災会、民生委員・児童委員等）の協力を得て、迅速かつ適切に行う。

『【 本文 】本編 第3章 第4節「第13 要配慮者への支援」』参照

学校、施設、病院等において、各施設は、避難誘導責任者、避難誘導の要領、避難の順位等の避難対策をあらかじめ定めておき、適切かつ迅速な避難誘導を行う。

## 4.5 指定緊急避難場所の開設

【 避難所運営班、教育施設班 】

避難の必要が生じた場合、指定緊急避難場所の施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員若しくは本市が事前に依頼している地域住民は、指定緊急避難場所の開設を行う。

指定緊急避難場所は、原則としてあらかじめ本市が指定している施設を利用する。教育施設班は必要に応じて、住宅復旧班と連携し、避難施設の応急危険度判定を実施する。

また、災害の状況や必要に応じて、自衛隊等の協力を得て、野外避難所等を仮設する。

なお、市域で震度6弱以上の地震発生時については、避難場所の開設を前提に活動を開始するものとし、開庁時は避難所運営班、閉庁時は緊急初動マニュアルにより、あらかじめ指定緊急避難場所の参集先を定められた職員が開設する。指定緊急避難場所の開設後、「避難所運営班」、「教育施設班」は、災害時活動マニュアル及び避難所運営マニュアルに基づき設営を進める。また、「総括班」は、指定緊急避難場所を開設後、直ちに開設目的、日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み等を県へ報告する。

## 4.6 指定避難所の運営

【 避難所運営班、要配慮者支援班 】

### (1) 指定避難所の運営に関する重要事項

指定避難所の開設時においては、避難所運営班が緊急時初動マニュアルや災害時活動マニュアル、避難所運営マニュアルに基づいた対応を行う。避難所運営については、発災当初は市が主体となって実施し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行う。避難所運営班は、総括班と連携しながら住民自治組織のサポートを行う。運営に当たっては、男女共同参画の観点から、複数の女性を参加させるよう配慮するとともに、以下の点にも考慮する。

#### ① 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

「避難所運営班」又は住民自治組織は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、共同生活スペースでの共同生活が困難な避難者を把握した場合、同敷地内に別スペースを確保することに努め、その際、施設管理者及び「要配慮者支援班」と連携・調整を行う。

また、男女別更衣室、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）、女性専用の物干し場所等を避難所開設当初から設置するよう努める。

トイレについては、高齢者等に配慮した段差の少ない洋式トイレの確保に努め、女性トイレの割合を多くするとともに、性的少数者に配慮したバリアフリートイレの設置に努める。

さらに、女性の相談員等を配置し、又は巡回させ、ニーズ把握に努めるとともに、女性に必要な物資については、女性が配付するよう配慮する。

## ② 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる紙おむつや下着類などの物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

## ③ 福祉避難所への移送

「要配慮者支援班」は、対象の避難者の状況から福祉避難スペースとしての体制強化又は福祉避難所への移送を検討し、移送する場合、原則として家族等により行うが、困難な場合、「要配慮者支援班」は公用車による移送の他、自主防災会や協定締結団体等の協力を得て対応する。なお、酸素吸引、透析等、重度の治療が必要な場合、原則、病院へ移送する。

## ④ 避難者と共に避難した動物の取扱い

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況の把握に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることを検討する。

動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負う。

## ⑤ 在宅避難者及び車中泊避難者の取扱い

大規模災害時には、自宅で生活できるものの、物資や情報のみを求める在宅避難者や、避難所での共同生活ではなく、車中泊を選択する避難者が、避難所等に来訪することが想定される。

在宅避難者への支援については、避難所を拠点とした支援を基本とし、可能な限り、需要の把握に努めるとともに、必要に応じて支援を行う拠点を増やすことを検討する。

また、車中泊については、災害発生前の平常時から想定しておくとともに、実際に避難所等に来訪してきた避難者に対しては、様々な事情を配慮し、可能な限り柔軟な対応が必要である。車で避難した避難者が、避難所生活を行う場合には、災害収束後、車両を自宅に戻すよう要請する。また、避難所敷地内で車中泊を行う避難者に対しては、駐車スペース等、避難所のルールを遵守するよう促す。

## ⑥ 避難所の混雑状況の把握及び周知

特定の避難所に避難者が集中することを避けるため、混雑状況を適宜把握するとともに、避難所の混雑状況を知らせるシステム等の活用により情報を発信する。

⑦ 避難所での熱中症対策

気温や湿度が高い夏場だけでなく、避難生活が続くことによる疲れや睡眠不足等により、春や秋でも熱中症となる危険性があると考えられる。

避難所ではエアコンや送風機等を適切に活用し、また、塩分や水分の補給を行う等により、適切に熱中症対策を行う。

⑧ その他

指定避難所以外に避難している住民についても同様とする。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握にも努める。

なお、避難所に避難したホームレスについて、他の避難者の心情等を勘案しながら、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

(2) 感染症対策

感染症流行下においても、災害の危険性が高まった際に、避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるように、主に以下の対策を取る（「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所・避難場所運営方針（令和2年5月危機管理課作成）」参照）。

- ① 避難者の過密状態の防止（スペースの確保）
- ② 衛生管理及び避難者の健康管理
- ③ 避難者自身による感染予防・感染拡大防止への理解と協力の呼びかけ

(3) 避難所運営の長期化対策

避難生活の長期化に備えて、以下の対策の実施を検討する。

なお、避難者の良好な生活環境を保持するため、「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」（内閣府）を参考とする。

□避難生活の長期化対策

- 適温食（温かいご飯、汁物等）の提供、食事メニューの多様化、栄養バランスの確保
- 入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、銭湯情報の提供、障がい者等に対する移動入浴車の巡回等）
- 燃料の確保（ボンベ、コンロの調達）
- 下着類の洗濯
- 食品衛生対策（保健所による巡回指導）
- 心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等）
- 要配慮者への配慮  
（医療・福祉施設への移送、情報提供、アレルギー対応食・軟らかい食品提供等）
- 性別やジェンダーによるニーズの違いに対する配慮
- 防犯対策（パトロール、ガードマンの雇上げ）
- 医療相談、健康・栄養相談、診療
- ボランティア活動に対する支援
- 避難住民の要望把握、要望への対応方策の検討

(4) 被災者の移送

① 他市区町村への移送

「避難所運営班」は、被害が甚大なため市内の指定避難所に被災者を収容できな

いときは、「総括班」へその旨報告し、他市区町村への移送を要請する。

「総括班」は移送について、県災害対策本部と協議する。

## ② 他市区町村からの受入れ

県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県の広域応援計画の定めるところにより積極的に協力する。

「避難所運営班」は、他市区町村からの被災者の受入れを指示された場合は、速やかに必要な措置を講じる。

## (5) 指定避難所の開設期間

指定避難所は、災害が収まり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建のめどが立った時点で閉鎖する。

なお、指定避難所を閉鎖した場合は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により指定避難所の開設期間は、7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は県知事の事前承認を受ける必要がある。

## (6) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

避難所開設に伴う費用は、人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずる。

## 4.7 避難者名簿及び被災者台帳の作成

【 情報班、避難所運営班、市民窓口班 】

「避難所運営班」又は住民自治組織は、避難者名簿を作成し、定期的に「情報班」へ報告する。「市民窓口班」は「情報班」の協力を得て、被災者支援システムを活用し、被災者台帳を作成する。

なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネットワークの事前整備を図る。

## 4.8 普通生活への復帰・避難所の縮小

【 総括班、避難所運営班 】

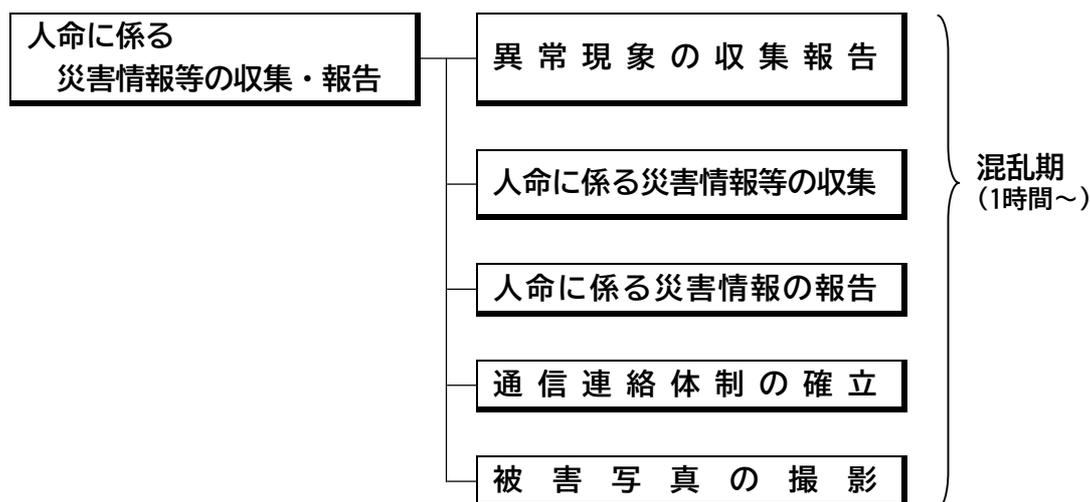
指定避難所の多くは学校施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。

そのため、本市は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して指定避難所を縮小していく。

## 第5 人命に係る災害情報等の収集・報告

初動時において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・報告を円滑に行う。

### 《 記載事項 》



### 5.1 異常現象の収集報告

【 全職員 】

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに「情報班」、警察署又は消防局に通報する。

異常現象の通報を受けた「情報班」は「総括班」に連絡し、速やかに県及び関係機関に通報する。

なお、その現象が自然現象である場合は、熊谷地方気象台にも通報する。

### 5.2 人命に係る災害情報等の収集

【 情報班 】

#### (1) 「情報班（情報収集班）」による情報収集

初動期において通信網の途絶により被災現場からの情報を得ることができない場合、「情報班」は、「情報収集班」を組織し、被災現場で人命に係る災害情報等の収集を行う。

「情報収集班」が収集すべき情報は、倒壊家屋軒数（生き埋め者等のいる要救助現場数）、出火件数、二次災害危険箇所、医療施設の被害状況等であり、完全に正確な報告よりも迅速な報告を重視する。

**(2) 参集途上時の職員による情報収集**

「情報収集班」以外の職員も、参集途上又は応急対策活動中において人命に係る災害情報を収集するよう努める。

**(3) 自主防災会による災害情報の収集**

自主防災会においては、自主防災活動を行う中で、災害情報を収集する体制を速やかに設ける。収集すべき情報は、(1)「情報班（情報収集班）」による情報収集を参照する。

収集した情報は、市災害対策本部と連絡がとれる場合は、「情報班」へ報告し、連絡がとれない場合は、情報収集班や消防団へ伝達する。

**(4) 消防団による災害情報の収集**

消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動について、全機能を挙げて行う。それとともに可能な限り災害情報の収集を行い、電話又は無線を用い「情報班」へ連絡する。通信手段が途絶しているときには、「情報収集班」へ伝達する。

**(5) 市内パトロールによる情報収集**

「産業班」はパトロール班を編制し、市内パトロールを実施する。パトロールにより得た情報については、「情報班」に伝達する。

**(6) 初動中期における被害情報の収集**

「情報班」は、引き続き災害対策本部各班から情報収集を行うとともに、消防局、警察署、危険物施設管理者、ライフライン関係者、住民等からの電話連絡や駆け込み等による、被害情報の収集も併せて行う。

『【資料編】第2.19「防災関係機関」』参照

## 5.3 人命に係る災害情報の報告

【 総括班、情報班 】

「情報収集班」、自主防災会、消防団、参集した職員、防災関係機関等によって収集された人命に係る災害情報は、自衛隊の派遣要請、広域応援要請のために重要な情報であるため、「情報班」が速やかに集約し、「総括班」へ報告する。

「総括班」は、「情報班」からの情報を受けて、県へ速やかに報告を行う。

なお、閉庁時に大規模地震等が発生した場合、本市の近くに居住する県職員（市町村情報連絡員）が、情報収集及び県への報告のため本市へ参集することから、「総括班」は、県職員の協力を得て、県への報告を速やかに行う。

### (1) 報告の種別及び方法

「総括班」は、県災害オペレーション支援システムを使い、以下の報告種別に応じて段階的に報告を行う。

なお、人命に係る災害情報の報告は、地震発生後1時間（遅くても2時間）以内をめどに行う。

#### ① 発生速報

被害の発生直後に県災害オペレーション支援システムで報告する。

#### ② 災害概況即報（火災・災害等即報要領に基づく消防庁報告第4-1）

被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について逐次県災害オペレーション支援システムで報告する。

#### ③ 被害状況即報（火災・災害等即報要領に基づく消防庁報告第4-2）

県災害オペレーション支援システムで報告する。

### (2) 報告事項

本市が、県などの防災関係機関に報告する事項は以下のとおりである。

#### □報告事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後の措置予定
  - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - ・主な応急措置の実施状況
  - ・その他必要事項
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

## 5.4 通信連絡体制の確立

【 情報班 】

本市及び防災関係機関は、情報連絡を迅速かつ的確に行うために、県災害オペレーション支援システム、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、IP無線、電話及びファクシミリ等の通信連絡体制を速やかに確保する。

### (1) 情報関連システムの復旧

情報関連システムについて、速やかに障害状況を把握するとともに、システムベンダー等と連携してシステムの応急復旧を行う。

### (2) 通信連絡窓口の一本化

災害時における通信の錯そうを避けるために窓口の一本化を図る。

#### □通信連絡窓口

- 県 . . . . . 県災害対策本部
- 市 . . . . . 「情報班」
- 防災関係機関 . . . . . 防災関係機関（【資料編】第2.19「防災関係機関」参照）

### (3) 有線通信途絶の場合の措置

地震災害時においては、有線通信施設の被災等によって、通信連絡が困難になることが予想されるので、無線設備又は伝令等によって通信連絡を確保する。

#### ① 県との通信連絡

地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線を利用し交信を行う。

これらのルートが使用できない場合には、県朝霞支部（南西部地域振興センター）へ伝令によって状況を報告する他、他団体・他機関の通信回線を利用し、情報伝達体制を確保する。

#### ② 各班との連絡

災害現場等に出動している各班員との連絡は、IP無線によって行う。また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車、バイク又は自動車を利用する。

#### ③ アマチュア無線等の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線やタクシー無線等を活用する。

### (4) 通信設備等の優先利用

災害時には、通信のふくそうが予想されるため、内容に応じて優先順位を定めて通信を行う。また、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話は、非常又は緊急通話として取り扱い、あらかじめNTT東日本(株)埼玉事業部の承認を受けた災害

時優先電話を利用し、他に優先する。

**□通信の優先順位**

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 住民に対する避難の指示等、人命に関わる事項</li><li>② 応急措置の実施に必要な事項</li><li>③ 災害注意報・警報に関する事項</li><li>④ その他予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項</li></ul> |
|--|

『【資料編】第2.20「防災行政無線（固定系）」』参照

## 5.5 被害写真の撮影

---

【 広報班 】

被害写真の撮影は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要である。

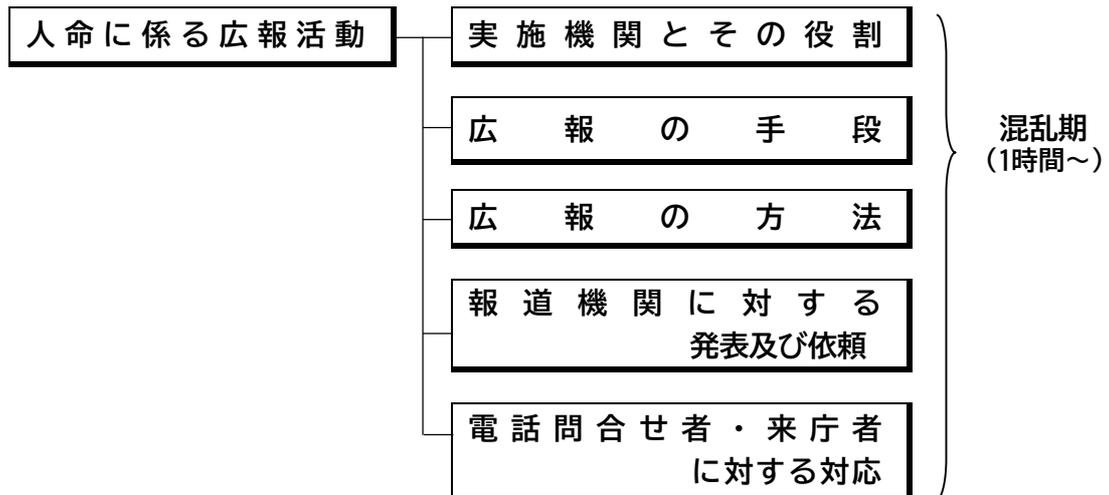
各班において、また、災害全般にわたっては、「広報班」において被害写真を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期する。

なお、必要に応じて協定によるドローンでの撮影も検討する。

## 第6 人命に係る広報活動

本市及び防災関係機関は、地震発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、市民が適切な行動をとれるようにし、混乱の発生を未然に防止する。

### 《 記載事項 》



6.1 実施機関とその役割

【 広報班 】

広報の実施機関と役割を以下に示す。

□混乱期（1時間～3時間）から広報・報道する事項

機関名	広報・報道内容
<p>新座市 「広報班」</p>	<p>①災害による被害を最小限にとどめるための事前対策                  ②災害対策本部の設置又は解散                  ③気象情報                  ④火災状況（発生箇所、被害状況等）                  ⑤市民への避難情報等（避難の指示、避難所の位置、経路等）                  ⑥避難情報の報道機関・県への伝達                  『【本文】本編 第3章 第3節 第4「4.2 避難の指示等」』参照                  ⑦住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項                  ⑧二次災害危険情報                  ⑨河川、橋梁等土木施設情報（被害、復旧状況）                  ⑩交通状況                  （交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）                  ⑪電気、水道、ガス等事業施設被害状況（被害状況、注意事項）                  ⑫医療救護所開設状況                  ⑬給食、給水実施状況（給水日時、量、対象者）                  ⑭スーパーマーケット・ガソリンスタンド情報                  ⑮道路障害物、し尿処理の状況                  ⑯衣料、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）                  ⑰NTT東日本「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」                  ⑱防疫状況と注意事項                  ⑲要配慮者に向けた情報                  『【本文】本編 第3章 第4節「第13 要配慮者への支援」』参照                  ⑳被災地域外住民へのお願い                  （例）・被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしない。                  ・救援物資ではなく、義援金による支援をお願いする。</p>
<p>消防局</p>	<p>①火災の発生防止、初期消火に関すること                  ②火災の発生状況に関すること                  ③避難に関すること</p>
<p>防災関係 機関</p>	<p>①活動体制に関すること                  ②電気、ガス、危険物流出等の二次災害の防止に関すること                  ③所管業務の被害状況、復旧状況に関すること</p>

## 6.2 広報の手段

【 広報班 】

本市が住民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線や広報車等による。また、必要に応じて職員が現場で指示を行ったり、ビラ、広告等の配布・掲示を行ったりするとともに、自主防災会や自衛隊（航空機による広報）に広報の協力依頼を行う。

さらに、市ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、エリアメール／緊急速報メールを活用するほか、コミュニティ FM、ケーブルテレビに市民への情報提供を要請する。

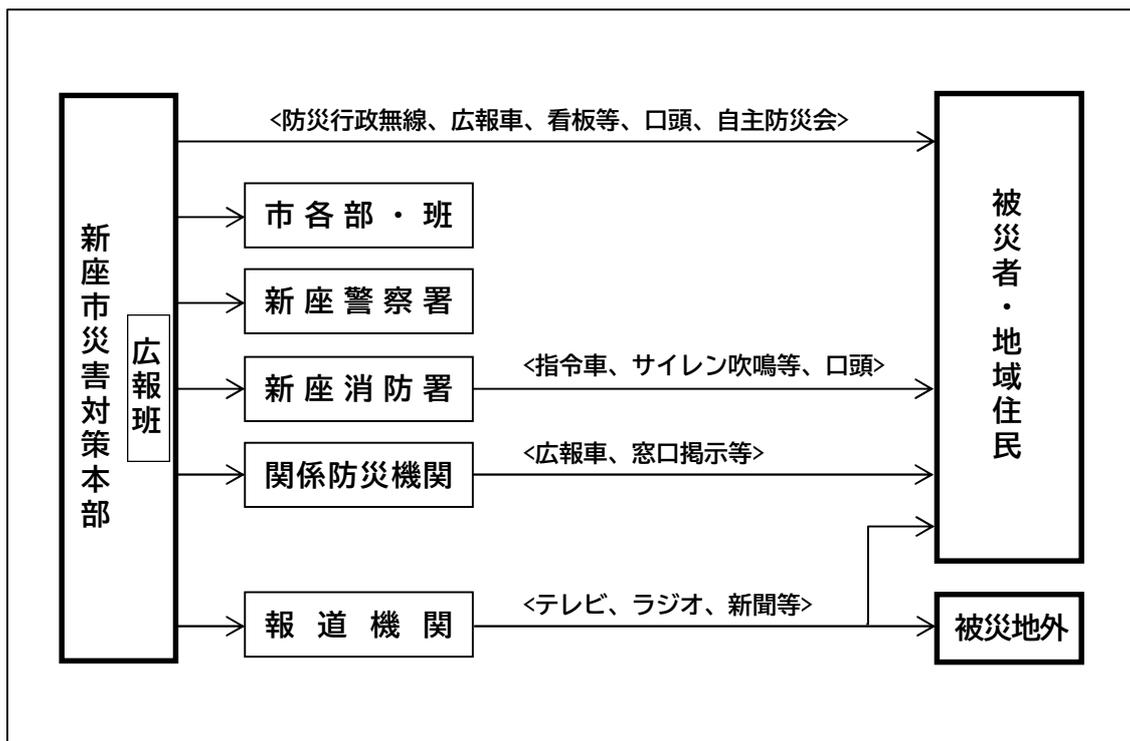
広報の手段（媒体）の選定は、特に指示された場合を除き、「広報班」が状況を判断の上で適切な手段を選定する。

## 6.3 広報の方法

【 広報班 】

広報の方法は、以下の伝達経路のとおりとする。

### ■広報の伝達経路



---

## 6.4 報道機関に対する発表及び依頼

---

【 広報班 】

市災害対策本部は、「広報班」を窓口として発表する部屋を設け、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表する。

### (1) 報道機関への要請

「広報班」は、被害状況等により広域的な広報等が必要なときは、県災害対策本部統括部に、ヘリコプターの利用、活字媒体、放送媒体、ホームページによる広報活動を要請する。

また、「広報班」は、報道機関に対し、避難所などにおいてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

避難指示等の情報の伝達については「本編 第3章 第3節 第4『4.2 避難の指示等』」を参照のこと。

### (2) 記者発表の実施

「広報班」は、記者会見場や必要な設備の準備を行う。また、記者発表に際しては、あらかじめ発表者を決め、その後の本市から報道機関への発表についてもできるだけ発表者を固定して行う。

また、発表内容については、本部員会議に諮る。

---

## 6.5 電話問合せ者・来庁者に対する対応

---

【 市民窓口班 】

「市民窓口班」は、初動活動の円滑な遂行のために、住民からの被害通報、要望、安否確認等の電話問合せ等に対応する。

また、問合せのために来庁した市民に対しても、掲示板、庁内放送等を活用して適切に対応する。

なお、発災直後は、多数の住民が市役所庁舎に避難してくることも予想されるため、適宜、指定緊急避難場所を案内する。

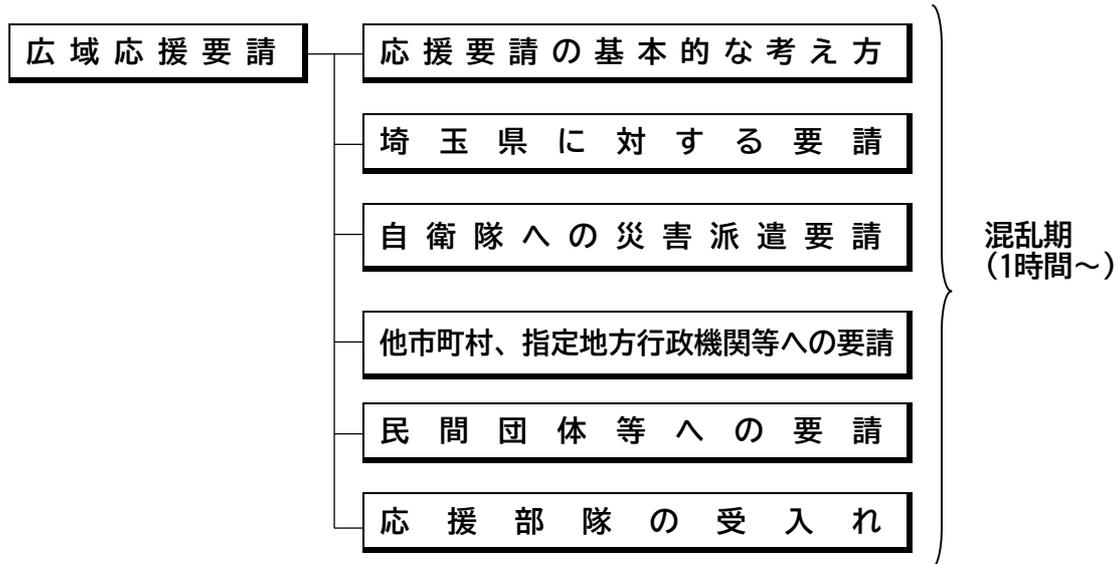
安否確認等への対応については、個人情報保護の観点に留意しつつ、被災者支援システムを活用した被災者台帳を基に対応を図る。

『【 本文 】本編 第3章 第3節 第4『4.7 避難者名簿及び被災者台帳の作成』』参照

## 第7 広域応援要請

災害時において、本市の防災機関のみでは対処できないと判断した場合は、速やかに県、近隣市町その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を実施する。

### 《 記載事項 》



### 7.1 応援要請の基本的な考え方

【 受援班、管財班、総括班 】

各班における不足する人員、物資、資材等の取りまとめ及び調整を、「受援班」で行う。

受援に際しては、具体的な手続きを事前に定めた「新座市受援計画」を適用する。

応援要請の対象は、災害対策本部事務局運営・避難所運営・物資搬出入・被害調査・応急復旧・住家被害認定・罹災証明書交付・生活再建各種相談・ボランティア受付支援等の人的支援業務や、食料・水・生活必需品・資機材等の物的支援業務が想定される。

受援班及び応援を要する班は、総括班と調整の上、本部員会議に応援要請について上申する。

応援要請から受援までの基本的な流れとして、要請は「総括班」が行う。

受入以降の総合調整、受入状況取りまとめ、災害対策本部設置施設内の事務スペース（本庁舎3階の会議室又は本庁舎4階のスペースを想定）や資機材等の確保・支援については「管財班」、「受援班」が行う。

ただし、応援部隊との調整のうち、発災初期の救急・救助・捜索等といった消防・警察・自衛隊等の活動に関する調整のみ、「総括班」が行うこととする。「総括班」は、現場での活動・指揮を円滑に実施するため、必要に応じて調整会議を主催し、応援部隊の地域割り、役割分担を行い、それぞれに権限を与えて作業を依頼するなどして、指揮命

令系統を確保する。

受入後、各班への応援段階における個別の業務調整については、各班が直接行う。

また、必要に応じて災害対策本部員会議への応援者の参加を要請する。

なお、原則、自己完結型の応援受入を想定するが、「受援班」は必要に応じて、宿泊施設の提供を行う等、協議・調整を行う。なお、応援団体の休憩場所は、本庁舎3階ふるさとハローワークや庁舎内の空き会議室とするほか、近隣の公共施設の活用を検討する。

本市のみで受入体制を整えることが困難な場合は、県災害対策本部へ受入調整を依頼する。

また、本市が激甚被災地となった場合等、市内における応援部隊の受入れや、応援拠点となる施設等の確保が困難な場合、県に対して、周辺市町村における広域応援拠点施設の開設とその運営を要請し、市職員を連絡要員として派遣する。逆に、本市の被害が相対的に軽い場合、激甚被災地となった市町村に対して、県の指示等により応援体制を確保する。

## 7.2 埼玉県に対する要請

【 総括班 】

地震発生時において、市内の防災関係機関のみでは対応が不可能と判断したときは、「総括班」は、県災害対策本部へ文書で応援又は応援のあっせん等を要請する。

なお、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後、速やかに文書を送付する。

### (1) 要請の事項（災対法第68条）

要請は、以下の事項を明確にして行う。

- 災害の状況
- 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- その他必要な事項

### (2) 他都県、他市町村又は指定地方行政機関の職員のあっせんを求める場合

（災対法第30条）

要請は、以下の事項を明確にして行う。

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
- 派遣を必要とする時期
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他参考となるべき事項

**(3) 緊急放送の要請（災対法第57条）**

要請は、以下の事項を明確にして行う。

- 放送要請の理由
- 放送事項
- 希望する放送日時・送信系統
- その他必要な事項

**(4) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援職員の派遣要請**

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し要請を行うことで、県及び県内市町村から市に、応援職員（彩の国災害派遣チーム）が派遣される。

なお、派遣対象となる業務は、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の業務であり、国や関係団体等が関与して全国的に行われる仕組の業務は含まれない。

**(5) 応急対策職員派遣制度**

県内市町村の相互応援だけでは、県内の被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、県は、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

本制度では、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により、災害対応業務の支援を行う。

### 7.3 自衛隊への災害派遣要請

【 総括班、受援班 】

自衛隊の災害派遣要請が必要と判断された時は、「総括班」は本部会議で協議の上、県災害対策本部を通じて、県知事に災害派遣を要請する。

なお、通信途絶等により県知事へ要請できないときは、陸上自衛隊第32普通科連隊へ直接要望し、事後、速やかに県知事に通知する。

#### (1) 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊に要請できる範囲は、おおむね以下のとおりである。

- 被害状況の把握
- 避難者の誘導、輸送、捜索、救助
- 消防活動
- 水防活動
- 道路等交通路上の障害物の除去
- 診療、防疫、病虫害防除等の支援
- 通信支援
- 人員及び物資の緊急輸送
- 炊事及び給水支援
- 救援物資の無償貸付又は贈与
- 交通規制の支援
- 危険物の保安及び除去
- 予防派遣
- その他

#### (2) 災害派遣部隊の受入体制の確保

受援班は、自衛隊の活動に必要な施設、資機材等について、管財班と連携し、確保に努める。

なお、原則、活動拠点として、朝霞駐屯地の使用を打診することとする。

#### (3) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

## 7.4 他市町村、指定地方行政機関等への要請

【総括班】

「総括班」は、必要と認められるときは、他の市町村に対し応援を要請する。

### (1) 協定締結自治体への要請

#### □災害時相互応援協定の締結状況

- 朝霞市、志木市、和光市との相互応援協定
- 埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市との相互応援協定
- 東京都西東京市との相互応援協定
- 東京都練馬区との相互応援協定
- 栃木県那須塩原市との災害時相互応援協定
- 新潟県十日町市との災害時相互応援協定
- 茨城県日立市、栃木県小山市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、東京都東村山市、愛知県安城市との災害時相互応援協定

#### □応援要請の内容

- ①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- ②救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ④被災児童、生徒の一時受入れ
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ⑦ボランティアのあっせん
- ⑧前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

### (2) その他市町村、指定地方行政機関への要請

(地方自治法第252条17、災対法第29条2項)

「総括班」は、協定締結自治体の応援だけでは対応が困難であると判断した場合、その他の市町村や指定地方行政機関に対して、地域衛星通信ネットワーク又は電話をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

### (3) 地方公共機関、指定地方公共機関への要請

「総括班」は、本市域の電気、ガス、輸送、通信等の被災状況に応じ、地方公共機関、指定地方公共機関に対し、速やかな対応を要請する。

## 7.5 民間団体等への要請

【 総括班 】

「総括班」は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するために、防災関係機関のみならず、本市の区域における民間団体へ協力を要請する。

『【 本文 】本編 第3章 第4節「第10 ボランティア・労務者の確保・供給」』参照

### (1) 協力団体

#### ① 公共的団体

医師会、歯科医師会、助産師会、薬剤師会、防火安全協会、交通安全協会、安全運転管理者協会、婦人会、市指定水道工事店防災協力会、市指定下水道工事店、建設業防災協力会、建設業防災協会、造園業防災協力会、電設防災協力会、清掃業者衛生組合、金融団、農協、市社会福祉協議会、シルバー人材センター、日赤新座市地区、大学・高校奉仕団、トラック協会、災害ボランティアバイクネットワーク関東（埼玉支部）等

#### ② 住民の自発的組織

自治会、町内会、自主防災会等

#### ③ 市民ボランティア等

### (2) 協力業務

協力を得る主要業務内容は以下のとおりである。

- 異常現象、危険箇所等を発見した時の災害対策本部への通報
- 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- 被害状況の調査補助業務
- 被災地域内の秩序維持活動
- 道路、公共施設等の応急復旧作業活動
- 応急仮設住宅の建設業務
- 生活必需品の調達業務
- その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

## 7.6 応援部隊の受入れ

【 総括班、受援班 】

内閣府・中央防災会議では、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の中で、首都直下地震が起こった際の災害応急対策活動の具体的な内容を定めている。その中で、物資に関する支援は、発災直後には、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する、プッシュ型支援を実施することとなっている。

プッシュ型支援は、マグニチュード7クラスの首都直下地震が発生し、東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測された場合には、被害全容の把握を待つことなく開始される。ただし、東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、状況に応じて実施される。

プッシュ型支援により被災都県に供給される品目は、食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易・携帯トイレ、トイレトーパー、生理用品の8品目である。飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。

首都直下地震の際には、物資支援に加えて、全国から、救助・救急、消火活動、医療活動等のために応援部隊が派遣される。被災都県では、応援部隊のための活動拠点をあらかじめ想定して候補地として定め、発災後には速やかに確保することになる。本市内では、以下に挙げる施設が救助活動拠点候補地となっている。

### □救助活動拠点（候補地）

名称	活動主体
総合運動公園（多目的広場、少年サッカー場、こもれび広場、はらっぱ広場）	消防又は警察
馬場運動場	消防又は警察
朝霞駐屯地	自衛隊
新座防災基地	広域物資輸送拠点代替地

## 第8 自主防災会の活動

阪神淡路大震災や東日本大震災に際して、行政の救急活動が十分に機能しない中、人命救助活動等に威力を発揮したのは「顔見知り」という地域コミュニティであった。本市は、阪神淡路大震災や東日本大震災で得られた教訓を生かし、市民による地域の自主防災会の活動を支援する。

《 記載事項 》

自主防災会の活動 — 混乱期 (1時間～)

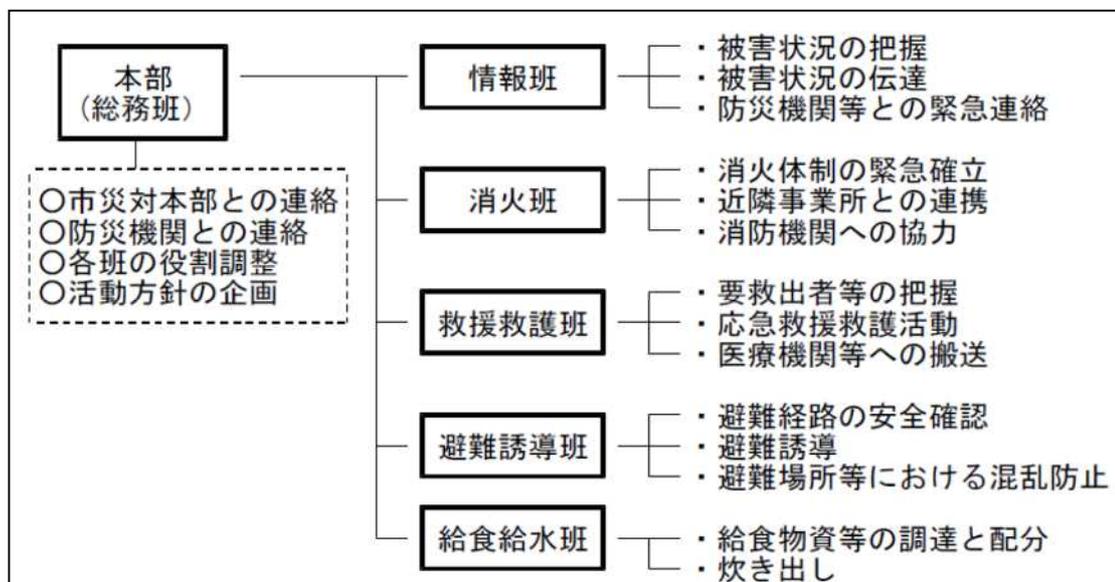
### 8.1 自主防災会の活動

【 総括班、自主防災会 】

自主防災活動は、最も早く災害に対応できる防災力であり、地域ごとに団結し組織的に行動することによって、その効果を最大限に発揮することができる。

#### (1) 自主防災会の活動体制

自主防災会は、迅速かつ効率的な応急対策活動を実施するために、基本的に以下の班編成にて活動する。



#### (2) 自主防災会の活動

##### ① 情報班の活動

情報班は、被害状況等を迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・分析・伝達を行う。

**ア 情報の収集・伝達**

地域内の被害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民及び防災関係機関へ伝達する。

**イ 情報の収集・伝達の方法**

情報の収集・伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令、市職員に対する口頭伝達等による。

**② 消火班の活動**

発災時において、速やかに消火体制を確立するなど、次のような行動をとる。

**ア 格納庫への参集**

消火班員は、家族の安全対策を講じた後、速やかに格納庫に参集する。また、参集に際しては、次のような状況の把握に努める。

- ・参集途上における火災の有無
- ・道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無
- ・危険物、可燃ガス等の流出の状況等
- ・電線の切断の有無

**イ 防火の呼び掛け**

情報班と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止、初期消火行動について呼び掛けを行う。

**ウ 防火パトロールと初期消火**

防火パトロールを実施して、火災を発見した場合には、消防団と協力し、消火活動を行う。

**エ 消火の協力要請**

地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所に協力を求める。

**オ 消火活動の応援**

消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して軽可搬消防ポンプ等を活用しながら消火活動を行う。

**③ 救援救護班の役割**

**ア 要救出・救護者の把握**

建物倒壊による要救出者及び家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。

**イ 応急救出活動**

倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動を行う。

大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保を行う。

**ウ 応急救護活動**

かすり傷程度の軽傷の場合には、各家庭で処置することになるが、負傷者が多数発生した場合等には、自主防災会が、小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、切り傷、打撲等によ

る軽症者を対象に治療を行い、重症者については、簡単な応急処置を行うとともに、医師又は防災関係機関等の指示を受ける。

#### エ 後方医療機関等への搬送

災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症者については、速やかに本市が開設する医療救護所又は後方医療機関等へ搬送する。この場合、あらかじめ医療救護所や医療機関の受入体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。

#### オ 防災関係機関への協力

発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の医療救護所等への搬送、その他防災関係機関からの指示及び要請に協力する。

### ④ 避難誘導班

#### ア 避難誘導

避難誘導班員は、市災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

#### イ 避難行動要支援者の緊急避難

避難行動要支援者については、平常時からよく把握しておき、地震発生時には、いち早く安全な場所に避難させる。

#### ウ 避難所における混乱防止

避難所における混乱防止のため、避難所の職員と協力して、人心の安定に努める。

#### エ 秩序維持協力

避難後における市街地の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒に当たらせる。

### ⑤ 給食給水班

#### ア 給食の実施

本市から提供された食料、地域内の家庭又は販売業者等から提供を受けた食料等の配分及び炊き出し等により給食活動を行う。

#### イ 給水の実施

本市から提供された飲料水、水道・井戸等によって確保した飲料水によって給水活動を行う。

#### ウ その他

その他物資の配付があった場合には、円滑・迅速に処理する。

### ⑥ 避難所の主体的な運営

避難所の運営は、原則、当該避難所のある地域を活動拠点としている自主防災会を中心とした住民自治組織が主体となり、ボランティアや避難者自身と協力しながら行う。その際、市災害対策本部との連絡や必要な物資の要請等、適宜、避難所運営班の市職員のサポートを得ながら実施する。

『【本文】本編 第3章 第3節 第4「4.6 指定避難所の運営」』参照

## 第4節 緊急救援期から実施する活動

地震発生後3時間程度を目安に、総力体制で行う被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動を以下に示す。

\*\*\*\*\* 《 緊急救援期から実施する活動の構成 》 \*\*\*\*\*

### 第4節 緊急救援期から実施する活動

第1 緊急輸送体制の確立	1.1 緊急輸送体制の確立	[p185]
	1.2 緊急輸送用手段の確保	[p187]
	1.3 交通規制の要請	[p187]
	1.4 緊急輸送	[p187]
第2 医療救護	2.1 医療救護需要の把握	[p189]
	2.2 医療救護	[p189]
	2.3 負傷者の搬送	[p191]
第3 緊急給水体制の確立	3.1 給水需要の把握	[p192]
	3.2 給水方針の決定	[p193]
	3.3 給水	[p194]
	3.4 給水施設の応急復旧	[p194]
第4 緊急食料供給体制の確立	4.1 給食需要の把握	[p195]
	4.2 給食能力の把握	[p195]
	4.3 給食方針の決定	[p196]
	4.4 給食	[p196]
第5 緊急生活必需品 供給体制の確立	5.1 生活必需品需要の把握	[p198]
	5.2 公的備蓄、業者調達可能量の把握	[p198]
	5.3 生活必需品供給方針の決定	[p198]
	5.4 生活必需品の供給	[p199]
第6 防災拠点施設における 通信、電力、ガスの応急復旧	6.1 防災拠点施設における 通信、電力、ガスの応急復旧	[p200]

(次頁へ)

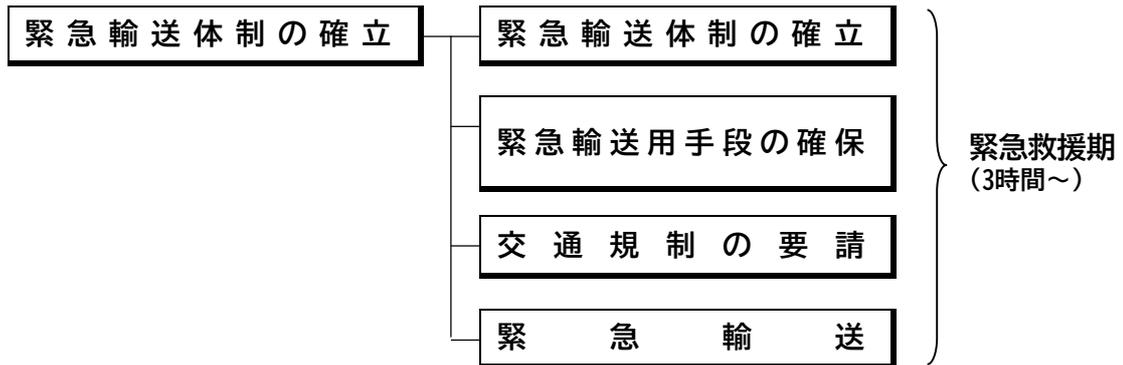
第4節 緊急救援期から実施する活動		
第7 二次災害防止活動	7.1 危険物等による二次災害の防止	[p201]
	7.2 土砂崩壊による二次災害の防止	[p203]
	7.3 応急危険度判定	[p203]
第8 帰宅困難者対策	8.1 帰宅困難者への情報提供	[p205]
	8.2 帰宅活動への支援	[p206]
	8.3 企業・学校等における帰宅困難者対策	[p207]
第9 行方不明者の搜索、 遺体の収容処理、埋葬	9.1 行方不明者の搜索	[p208]
	9.2 遺体の収容処理	[p208]
	9.3 遺体の埋葬	[p209]
第10 ボランティア・ 労務者の確保・供給	10.1 ボランティアの活動体制の確立	[p210]
	10.2 労務者の雇上げ	[p211]
	10.3 労務応援要請	[p211]
第11 災害救助法の適用	11.1 災害救助法適用に関する 被害情報の収集	[p212]
	11.2 災害救助法の適用	[p212]
	11.3 災害救助法が適用されない場合の措置	[p215]
第12 防疫・保健衛生活動	12.1 需要把握	[p222]
	12.2 防疫・保健衛生活動	[p222]
	12.3 食品衛生活動	[p224]
	12.4 動物愛護	[p224]
第13 要配慮者への支援	13.1 避難行動要支援者に対する避難支援	[p226]
	13.2 医療・福祉サービスの継続体制の確保	[p227]
	13.3 要配慮者に対する支援	[p229]
第14 新座市議会との情報共有	14.1 新座市議会議員からの情報集約	[p230]
	14.2 新座市議会への情報提供	[p230]

\*\*\*\*\*

## 第1 緊急輸送体制の確立

災害時における被災者、災害対策要員、災害対策用資機材及び救援物資の緊急輸送体制を速やかに確立する。

### 《 記載事項 》



### 1.1 緊急輸送体制の確立

【 情報班、応急対策班 】

市民の安全確保、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るため、被災者、災害対策要員、災害対策用資機材及び救援物資を輸送する緊急輸送道路を確保する。輸送道路の確保に際しては、あらかじめ本市で指定した緊急輸送道路を優先する。

本市で対応できない場合には、県災害対策本部に輸送内容、その他必要条件を明示して応援又はあっせんを要請する。

『【 本文 】本編 第2章 第2節「第8 緊急輸送体制の整備」』参照

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、おおむね次のとおりとする。

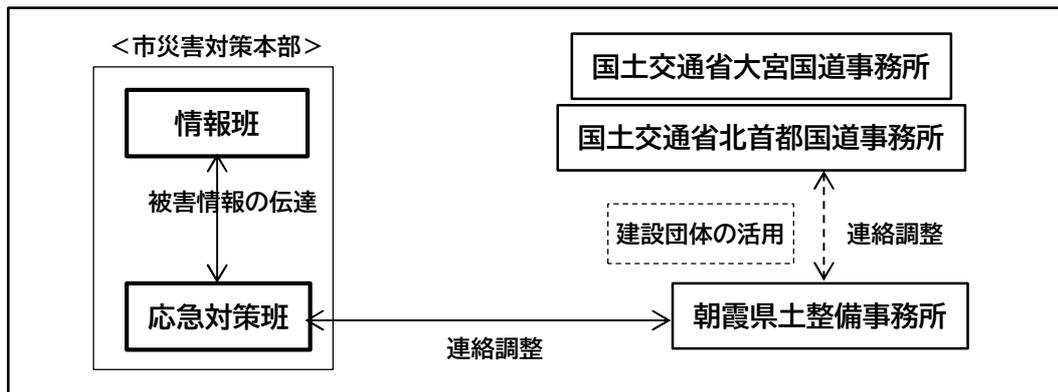
□第1段階

- 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
- 災害対策要員、通信・電力・ガス・水道施設の保安要員等応急対策に必要な人員及び物資等
- 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧・交通規制等に必要な人員及び物資

□第2段階

- 第1段階の続行
- 食料・水等の生命の維持に必要な物資
- 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- 生活必需品

(2) 緊急輸送道路の確保



(3) 放置車両等への対応

本市は、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、緊急車両の通行ルートを確認するため緊急の必要があるときは、災対法第76条の6に基づき、運転者等に対して車両の移動の命令を行う。また、運転者等がない場合においては、災害時における車両の移動等に関する協定などにより、車両の移動等を行う。

なお、放置車両等の移動等のためにやむを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を可能とする。

## 1.2 緊急輸送用手段の確保

【 管財班 】

緊急輸送を行うため、本市が保有する車両を中心に輸送用車両を確保し、燃料の調達、配車を行う。

本市の保有車両のみでは不足する場合は、トラック協会、バス協会等に、車両の借上げ等の応援を要請する。また、ヘリコプターの調達については、県災害対策本部又は自衛隊に要請する。

『【資料編】第2.21「市各部保有車両台数」』参照

『【資料編】第2.22「燃料調達先」』参照

## 1.3 交通規制の要請

【 総括班 】

緊急輸送道路の確保のために、新座警察署に道路交通規制を要請する。

『【本文】本編 第3章 第2節「第4 道路交通の安全確保」』参照

## 1.4 緊急輸送

【 援護班 】

緊急輸送を効率的に行うために輸送拠点及び集積場所を設定し、関係機関と協力の上緊急輸送を実施する。

### (1) 車両による輸送

本市保有車両又は直接調達できる車両等で輸送を行うことを基本とする。

また、輸送拠点等における受入れ、配付等の作業は、ボランティア等の協力を得る。

#### ① 輸送ルートの検討

緊急輸送ルートの被害状況を確認して、使用不可能な時は、新座警察署、県災害対策本部と協議して代替輸送ルートを決める。

#### ② 輸送拠点の設定

市内に、中継物流施設として以下の施設を物資の輸送拠点とする。輸送拠点では、市街からの救援物資の受入れ・一時保管を行う。物流企業と締結している協定に基づき、被災状況を確認の上、積極的な応援要請を行う。

□輸送拠点施設

名称	所在地	備考
新座市民総合体育館 サブアリーナ	本多2-1-20	指定避難所

□物流企業等との協定締結状況

No	協定事項	締結企業等	締結日
1	物資の輸送	埼玉県トラック協会朝霞支部	平成24年3月2日
2	物資の輸送及び物資拠点の運営	佐川急便株式会社	平成28年11月28日
3	物資の輸送及び物資拠点の運営	ヤマト運輸株式会社	平成28年11月30日

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

(2) 鉄道輸送

被災者又は物資輸送のため、車両の増結、臨時列車の増発などを必要とする場合は、以下の機関と協議して適切な処置を講じる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本旅客鉄道(株)東所沢駅</li> <li>○日本貨物鉄道(株)新座貨物ターミナル駅</li> <li>○東武鉄道(株)志木駅</li> </ul> |
|--|

(3) 航空輸送

被害状況及び道路交通状況によっては、県災害対策本部又は自衛隊に対しヘリコプター等の出動を要請する。

なお、ヘリポートの開設が可能であるか予定地の状況を早急に把握する。

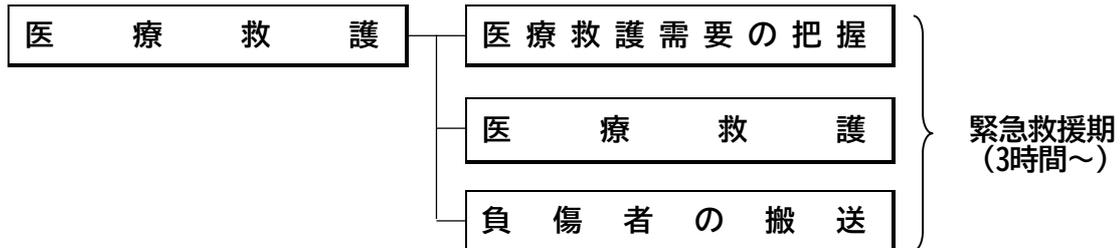
(4) 費用負担

応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

## 第2 医療救護

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。

### 《 記載事項 》



### 2.1 医療救護需要の把握

【 医療班 】

医療機関の機能が停止し、若しくは不足した地区について、医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。

『【 本文 】本編 第3章 第3節「第5 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

### 2.2 医療救護

【 医療班 】

医療救護活動に際しては、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、医療機関等と密接な連携を保ち、救急救護、医療、助産を実施し、被災者の迅速な救護を図る。

#### (1) 医療救護の流れ

『【 本文 】本編 第2章 第2節「第5 災害時医療体制の整備」』参照

#### (2) 医療救護班の編成

『【 本文 】本編 第2章 第2節「第5 災害時医療体制の整備」』参照

**(3) 医療機関の確保**

医療機関の被害状況及び患者の収容状況を把握し、1つの病院への過剰集中が起こらないようにする。ライフラインが被災している場合には、早期復旧を関係機関に依頼する。

なお、被害が甚大な場合は、県災害対策本部に被災地外の医療機関の手配を依頼する。

**(4) 透析医療の確保**

建物倒壊等により身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫され、その後、救助等により圧迫から解放されたときには、クラッシュシンドローム（挫滅症候群）を発症するおそれがある。

クラッシュシンドロームは、早期に透析治療を行う必要があることから、本市は、本市及び周辺市町村の透析医療施設の被災状況及び透析患者の受入可能状況を把握し、被災した透析医療施設に情報を提供する。また、透析施設へ優先的に給水を行う。

**(5) 精神科救急医療の確保**

本市は、県と協力して被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

**(6) 医薬品等の確保**

医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院において備蓄しているものを使用するものとし、不足するときは、協定等により市内の医薬品取扱業者（主に薬局）から調達する。

また、状況によっては県災害対策本部、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会等に調達について応援を要請する。

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

**(7) 臨時の医療施設に関する特例**

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に適用することが特に必要と認められるものとして当該災害を政令で指定したときは、迅速な医療施設の開設が可能となるよう、消防法及び医療法の適用が除外となる。

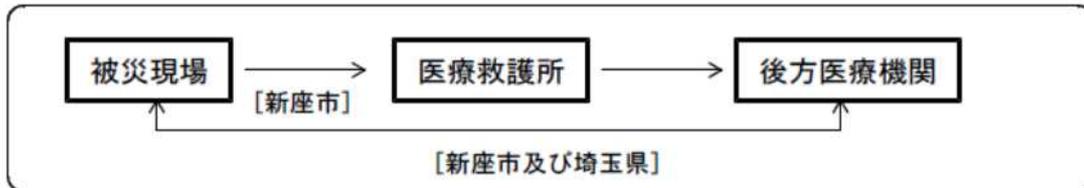
## 2.3 負傷者の搬送

【 消防局、医療班 】

消防局は、医療班と連携し、関係医療機関と調整の上、被災者の救命のために、トリアージと負傷者の搬送を実施する。

### (1) 搬送体制

搬送体制は、原則として次のように実施する。



### (2) トリアージの実施

各医療機関の協力を得て、トリアージを実施する。

### (3) 重傷者の搬送

#### ① 搬送内容

消防局は医療班と連携し、自主防災会、地域住民等の協力を得て、後方医療機関等の被害状況や空床情報を把握し、重傷者を被災現場から医療救護所又は後方医療機関へ搬送する。

『【本文】本編 第2章 第2節 第5「□救急告示医療機関」』参照  
『【本文】本編 第2章 第2節 第5「□災害拠点病院」』参照

#### ② 搬送

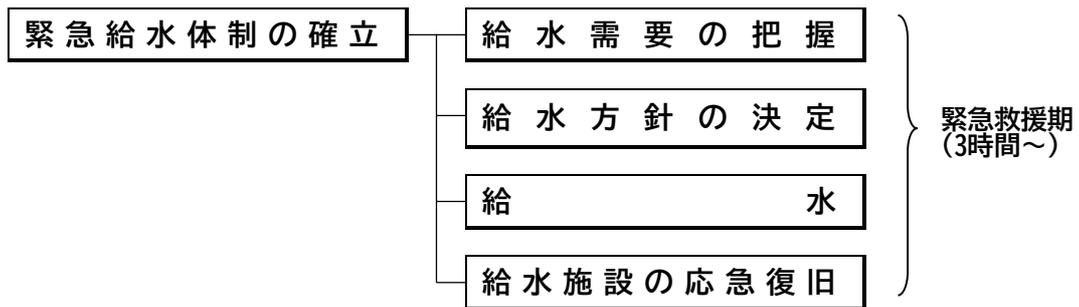
医療班は必要に応じて、消防局の救急車、本市及び輸送業者の車両、自衛隊の車両及びヘリコプターを利用するとともに、県災害対策本部に救急車及びヘリコプターの派遣要請を行う。

『【本文】本編 第3章 第4節「第1 緊急輸送体制の確立」』参照

### 第3 緊急給水体制の確立

災害のため飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給するとともに給水施設の早期復旧を図る。

《 記載事項 》



#### 3.1 給水需要の把握

【 給水班 】

災害により、飲料水を得ることのできない者等の数を把握する。

『【 本文 】本編 第3章 第3節「第5 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

## 3.2 給水方針の決定

### 【 給水班 】

給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込みを参考に、給水方針を決定する。  
ただし、本市で対応が困難な場合は、給水需要の把握については、新座市指定水道工事店防災協力会に応援要請を行い、給水方針の決定による給水手段の確保については、県災害対策本部に応援要請及び資機材等の借入あっせんを行う。

#### (1) 給水対象者

災害により飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。  
なお、要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

#### (2) 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする。

『【本文】本編 第2章 第2節 第3 「□一日当たりの目標水量」』参照

#### (3) 給水方法

給水は、浄水場から給水車や給水タンクを使い搬送し、各応急給水地点において行う。  
また、衛生面を確認の上、災害用指定井戸、プール、貯水塔等を活用する。

□給水機器一覧表（市保有分）

[令和7年7月1日現在]

給水機器	保有数量
給水タンク車	2台（2t）
給水タンク	2基（1t） 1基（0.5t）
給水コンテナ	4基（1t）
ポリ容器	580個（20リットル容器）
ポリ袋	25,000枚（6リットル袋）

『【資料編】第2.6「災害用指定井戸」』参照

#### (4) 応急給水拠点

市内全域が断水した場合、西堀浄水場、片山浄水場、野火止浄水場、新座団地給水所、新座市役所、福祉の里、西堀・新堀コミュニティセンターでの給水とする。ただし、被災状況によっては代替箇所を検討する。また、断水が限定的である場合、断水している地域への応急給水拠点の増設を検討する。

### 3.3 給水

【 給水班 】

3.2の給水方針に基づき、給水を行う。

本市のみでは給水が困難な場合は、県災害対策本部、自衛隊、近隣市、新座市指定水道工事店防災協力会、公益社団法人日本水道協会に応援を要請する。

給水拠点を設定した際は、住民に対して広報するとともに、設定した地及びその周辺に「給水所」と記載した掲示物を表示する。

#### (1) 周知・広報

給水拠点を設定した際は、住民に速やかに周知を図る。

#### (2) 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

### 3.4 給水施設の応急復旧

【 水道復旧班 】

災害時活動マニュアルに基づき、県災害対策本部を通じて全国の自治体、新座市指定水道工事店防災協力会、公益社団法人日本水道協会の協力を得て復旧する。

#### □浄水場施設

【令和7年4月1日現在】

名称	取水能力 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	受・配水池	
		数	容量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )
西堀浄水場	9,400	4	15,000
片山浄水場	6,200	4	9,130
野火止浄水場	4,900	2	4,800
新座団地給水場	600	1	980
計	21,100	11	29,910

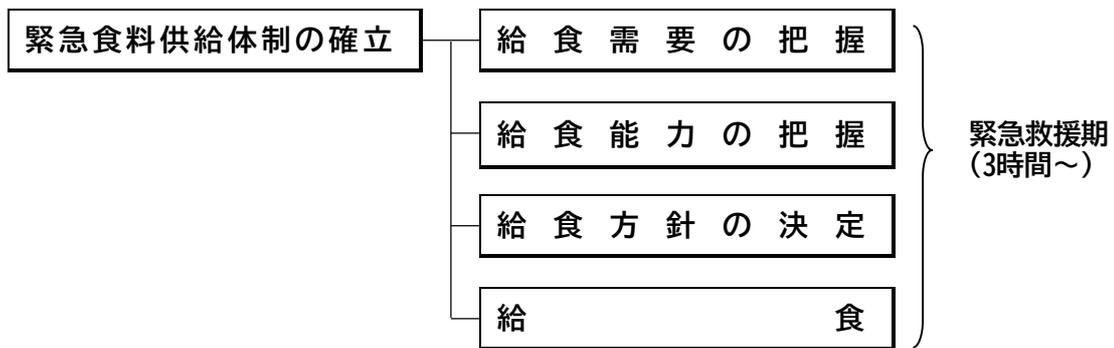
『【資料編】第2.5「浄水場施設（貯水能力）」』参照

『【資料編】第2.23「新座市指定給水装置工事事業者一覧」』参照

## 第4 緊急食料供給体制の確立

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

### 《 記載事項 》



### 4.1 給食需要の把握

【 援護班、避難所運営班 】

下表を参考に、避難者数、調理不能施設（ガス供給停止等による）数、防災要員数を早期に把握する。

また、食事の提供に当たり、特別な配慮を要する者（乳幼児、高齢者、慢性疾患のある者、食物アレルギーのある者等）の人数についても把握する。

#### □供給対象者

- 避難所に収容された者
- 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- 通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給が受けられない者
- 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 応急活動に従事する者

### 4.2 給食能力の把握

【 学校班、教育施設班 】

市内の小、中学校等の給食能力を有する施設（給食室、家庭科室）の被害状況を把握する。

### 4.3 給食方針の決定

【 学校班、医療班 】

給食需要の程度や給食施設の被害状況・復旧見込み等を参考に、給食方針を決定する。

給食方針については、供給対象者の年齢等に応じて適切な給与量を決定するとともに、給食内容については、行政栄養士の協力を得て、要配慮者に配慮するなど供給対象者のニーズに応じた給食となるよう努める。

### 4.4 給食

【 援護班、学校班 】

4.3の給食方針に基づき、給食を行う。

本市のみでは給食が困難な場合は、県災害対策本部に食料品のあっせん要請を行う。

#### (1) 食料等の調達

米穀等は、応急配給の必要があると認めた場合は県知事に申請し、指定米穀販売業者から調達する。その他の副食品や生鮮野菜、調理に必要な機器等は、販売業者から購入する。

#### (2) 食料の輸送

本市において調達した食料及び県から支給を受けた食品について、輸送拠点から避難所、被災地等へ輸送する。本市での搬送が難しいときは、配送業者への委託を検討する。

『【 本文 】本編 第3章 第4節「第1 緊急輸送体制の確立」』参照

#### (3) 食事の配付

避難者等への食事の配付を行う。

食事の配付に当たっては、慢性疾患のある者、食物アレルギーのある者が、食事の内容・量を調整できるよう、食事のカロリーや原材料を示したり、選択メニューを導入したりするなど、できる限り配慮する。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

#### (4) 炊き出し（温かい食事の提供）

炊き出しについては、被災者の健康維持と精神安定の観点からも、簡易キッチンによる避難所での調理や食事の献立化を図る。

また、作業の担い手としては、地域団体、ボランティア及び避難者の協力を得る。

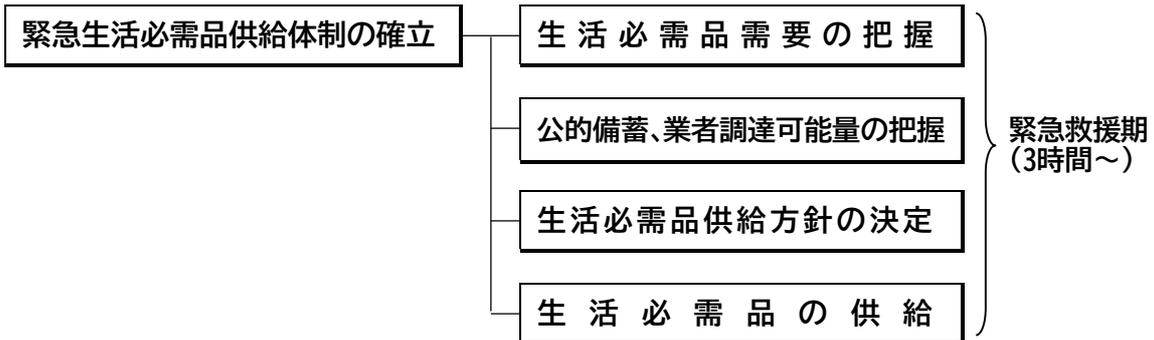
(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

## 第5 緊急生活必需品供給体制の確立

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日常用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する。

### 《 記載事項 》



### 5.1 生活必需品需要の把握

【 援護班 】

「避難所運営班」等から生活必需品の供給対象者数を把握する。  
なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被害者数を把握する。

### 5.2 公的備蓄、業者調達可能量の把握

【 援護班 】

本市の備蓄倉庫及び市内業者の被災状況を確認し、生活必需品の調達可能量を確認する。

『【資料編】第2.3「新座市の防災備蓄品」』参照

### 5.3 生活必需品供給方針の決定

【 援護班 】

生活必需品需要の程度、公的備蓄量、業者等からの調達可能量を参考に、生活必需品の供給方針を決定する。

なお、被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じる。

**(1) 供給する物資**

被害の実情に応じて、定められた品目の範囲内において現物をもって行う。

**(2) 供給方法**

被害の程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区民生委員・児童委員や町内会、自主防災会、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

---

**5.4 生活必需品の供給**

【 援護班 】

5.3の生活必需品供給方針に基づき、供給を行う。

本市のみでは供給が困難な場合は、県災害対策本部に生活必需品のあっせん要請を行う。

**(1) 生活必需品の調達**

本市の備蓄物資で対応し、不足するときは速やかに業者等から調達することに努め、状況により県等へ応援を要請する。

**(2) 生活必需品の輸送**

本市において調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品について、輸送拠点から避難所、被災地等へ輸送する。

『【 本文 】本編 第3章 第4節「第1 緊急輸送体制の確立」』参照

**(3) 生活必需品の配付**

供給方針に基づき配付する。

**(4) 災害救助法が適用された場合の費用等**

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

## 第6 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧

迅速かつ的確な初動活動を実施するため、防災拠点施設においては、優先的に通信、電力、ガスの応急復旧を行う。

### 《 記載事項 》

防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧 — 緊急救援期  
(3時間～)

### 6.1 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧

【 NTT東日本(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、東京ガスグループ  
(東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株))、管財班、教育施設班 】

NTT 東日本(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、東京ガスグループ(東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株))は、「管財班」及び「教育施設班」による被害状況調査等により、防災拠点施設の被害状況を把握し、優先的に復旧を行う。

#### □防災拠点施設

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| ①市役所   | ⑤避難拠点                     |
| ②新座警察署 | ⑥輸送拠点                     |
| ③各消防署  | ⑦その他「総括班」(又は「管財班」)が要請する施設 |
| ④医療施設  |                           |

#### □通信 (NTT東日本(株)埼玉事業部)

- |   |
|---|
| <input type="radio"/> 回線の応急復旧                           |
| <input type="radio"/> 特設公衆電話の設置                         |
| <input type="radio"/> 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の提供 |

#### □電力 (東京電力パワーグリッド(株)志木支社)

- |                                 |
|---------------------------------|
| <input type="radio"/> 送電設備の応急復旧 |
| <input type="radio"/> 変電設備の応急復旧 |
| <input type="radio"/> 配電設備の応急復旧 |

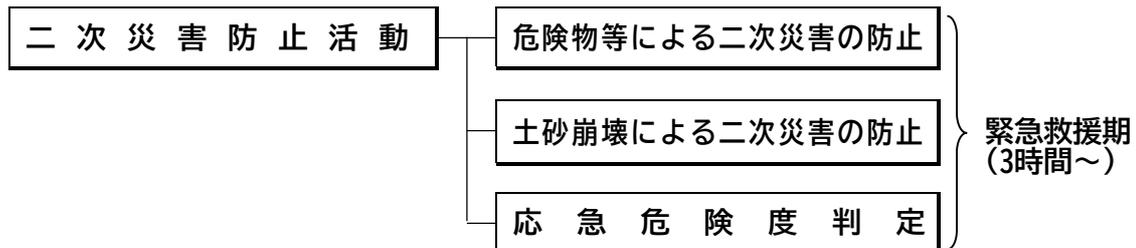
#### □ガス (東京ガスグループ(東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)))

- |   |
|---|
| <input type="radio"/> ガス施設の応急復旧         |
| <input type="radio"/> 移動式ガス発生設備等による臨時供給 |

## 第7 二次災害防止活動

消防局をはじめ各機関は、危険物漏えい、土砂崩壊等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

### 《 記載事項 》



### 7.1 危険物等による二次災害の防止

【 消防局、危険物等施設管理者、保健所 】

危険物等施設管理者、付近住民等は、災害の発生又は危険を察知したら、速やかに消防局、本市、新座警察署に連絡するとともに、周辺住民に広報し、避難を呼び掛ける。

『【 本文 】本編 第3章 第3節「第4 避難対策」』参照

また、危険物等施設管理者は、消防局、新座警察署、本市、朝霞保健所等と連携して、応急復旧活動を実施する。

危険物等施設の種別ごとの応急対策は以下のとおりである。

#### (1) 危険物保管施設応急対策計画

##### □消防局

必要に応じ、緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動及び搬出の準備のための防護、その他自主的応急体制の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、危険物排除作業を実施する。

#### (2) 火薬類保管施設応急対策計画

##### □消防局

火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

(3) 放射線施設応急対策計画

□消防局

- 警防計画を樹立の上、火災に際しては施設の延焼を防止する消防活動を行い汚染区域の拡大防止に努める。
- 放出に際しては、警察と連絡を取り、危険区域内の避難誘導に努める。

□放射線施設管理者

- 放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じておおむね次の事項を実施する。
- 応急的危険場所の設定
  - 関係機関等への連絡
  - 危険場所の設定と放射線量の測定
  - 被災者の救出救護
  - 危険原因の応急的排除
  - 危険場所内所在者の避難誘導
  - 汚染の拡大防止
  - 必要な広報活動の実施
  - その他

(4) 高圧ガス保管施設応急対策計画

□消防局

- 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を防止する。
- 関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

□施設管理者

- 災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、消防隊の責任者と連絡を密にして機敏な措置をとる。
- 爆発、火災若しくは可燃性ガスの漏出に際しては、状況に応じて次の措置を講じる。
  - ・ 負傷者の救出救護
  - ・ 避難の指示
  - ・ 引火性、爆発性物品の移動
  - ・ 漏出防止措置
  - ・ 火気厳禁の広報

## (5) 毒物劇物保管施設応急対策計画

### □朝霞保健所

毒物劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について、特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

- 市、保健所、警察署、消防等関係機関等への届出
- 毒物劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置
- 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
- 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携を取り、状況に即した活動体制の確立

### □消防局

火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼防止及び汚染区域の拡大を防止する。

## 7.2 土砂崩壊による二次災害の防止

【 消防局、応急対策班 】

土砂崩壊の危険を発見した者は、本市、新座警察署、消防機関、土木関係機関に連絡するとともに、周辺住民に避難を呼び掛ける。

土木関係機関は、他の土木施設との優先順位を考慮して、応急復旧活動を行う。

本市は、第3編風水害対策編を準用しつつ、避難情報の発令を検討し、発令する場合についても第3編風水害対策編を準用する。

『【 本文 】本編 第3章 第3節「第4 避難対策」』参照

### □土木関係機関

- 国土交通省北首都国道事務所
- 朝霞県土整備事務所
- 熊谷地方气象台
- 県河川砂防課

## 7.3 応急危険度判定

【 住宅復旧班 】

「住宅復旧班」の中に、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士による「危険度判定担当」を編成し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査を実施する。

また、必要に応じて、県に対して登録ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地

## 震災対策編

### 第3章 震災応急対策計画

#### 第4節 緊急救援期から実施する活動

---

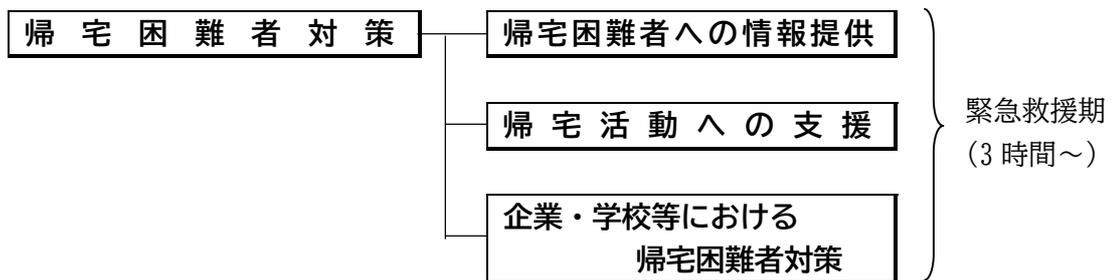
危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定等の結果に基づき、本市は、被災建築物及び宅地に対して、応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第8 帰宅困難者対策

本市から県外に就業、通学をしている市民は、毎日約3万4千人にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの市民が東京などで帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

### 《 記載事項 》



### 8.1 帰宅困難者への情報提供

【 広報班 】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

□帰宅困難者への情報提供

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、 広報	○災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ○テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ○危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ○駅前の大型ビジョンによる情報提供 ○エリアメール／緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
市（新座市）	誘導	○徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ○エリアメール／緊急速報メールによる情報提供
鉄道機関	情報の提供、 広報	○鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
NTT東日本(株)	安否確認手段 の提供	○災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171） ○特設公衆電話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段 の提供	○災害用伝言板
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	○帰宅困難者向けの情報の提供 （県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

8.2 帰宅活動への支援

【 産業班 】

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施、徒歩帰宅者への休憩所の提供、利用可能な一時滞在施設（公共又は民間）の提供等を行う。また、一時滞在施設等においては、必要に応じて飲料水、食料等を提供する。

なお、徒歩帰宅者だけでなく、駅前に滞留している帰宅困難者に対しても、同様の支援を実施する。

帰宅支援を実施するに当たり、平時からバス事業者との協定締結を検討する。

□帰宅困難者への支援

実施機関	項目	対策内容
県、市（新座市）	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請等	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	一時滞在施設の提供	施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布

### 8.3 企業・学校等における帰宅困難者対策

【 総括班、情報班、学校班、企業等 】

#### (1) 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、平常時から飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアルの作成を行い、発災時には自社従業員、訪問者、利用者等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する。

さらに、自社従業員は、可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

#### (2) 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間、校舎内に児童・生徒等をとどめ置く。

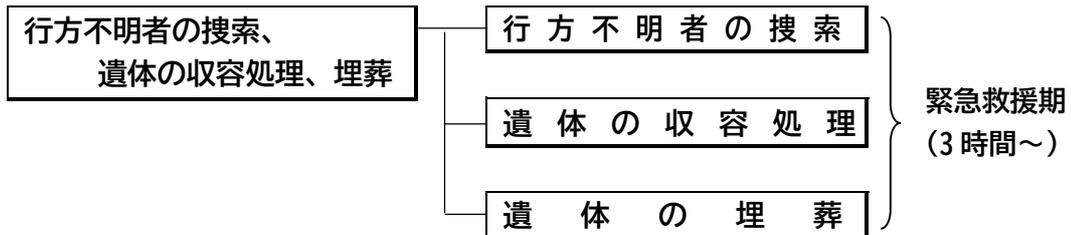
小学校においては、平常時に引取調査票を作成しておき、発災時にはその情報に基づき児童を保護者へ引き渡す。中学校においては、安全を確認した後、集団下校を行うことで安全に自宅まで送り届ける。

また、小中学校は、保護者に対して、ホームページへの情報掲載、メールによる一斉配信、引取調査票に基づく電話連絡、校門への情報掲示といった連絡方法を活用して、適切に情報発信を行う。

## 第9 行方不明者の搜索、遺体の收容処理、埋葬

災害によって行方不明になった者の搜索、遺体の收容処理、埋葬（火葬）を実施する。

### 《 記載事項 》



### 9.1 行方不明者の搜索

【 警察署、消防局、援護班 】

行方不明者の搜索は、警察署が消防、自衛隊、「援護班」、自主防災会、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て実施する。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努める。

#### (1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者※とする。

※ここでいう「行方不明者」は、安否不明者を含む。

#### (2) 方法

行方不明者の搜索依頼の受付窓口を開設し、行方不明者の詳細情報の聞き取りを行い、その情報を基に、避難所の避難者名簿の確認を行う。

避難者名簿に該当者がいない場合は、警察署が消防、自衛隊、自主防災会、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て、行方不明者の搜索活動を実施する。

### 9.2 遺体の收容処理

【 援護班 】

遺体の收容及び処理を以下のとおり実施する。

**(1) 対象者**

災害により死亡し、警察による検視（見分）及び医師による検案が終了した遺体とする。

**(2) 方法**

朝霞地区医師会の協力を得て、遺体の識別、確認のための撮影等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、本市が遺体処理台帳により整理し、事後の確認のために遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置を行い、身元の発見に努める。

遺体の収容は原則、新座市営墓園を活用する。

---

**9.3 遺体の埋葬**

【 市民窓口班、援護班 】

遺体の埋葬（火葬）を以下のとおり実施する。

**(1) 対象**

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱状態のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者に遺族がない場合とする。

**(2) 方法**

埋火葬許可証を発行し、埋火葬台帳を作成後、火葬を行う。

この際、多数の死者の発生により、本市が日常使用している火葬場の能力を超えたときには、地域外の火葬場へ移送するための処置をとる。

仮埋葬については、適切な時期に発掘して火葬に付し、正規の墓地に改葬する。

**(3) 埋葬（火葬）に関する特例**

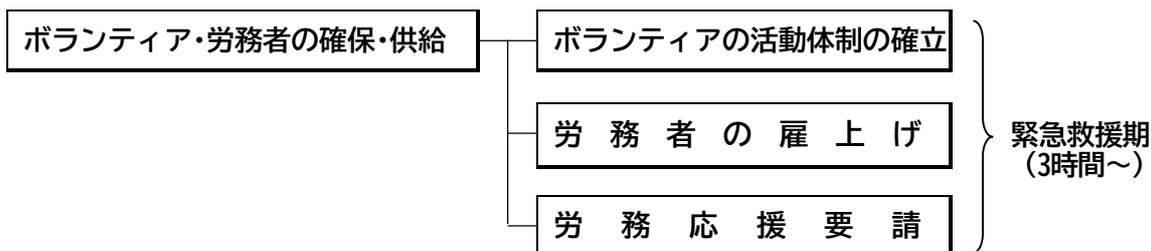
著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害により埋火葬を円滑に行うことが困難になり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害を政令で指定したときは、厚生労働大臣は、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例を定めることができるものとされている。

『【資料編】第2.24「遺体の収容施設」』参照  
『【資料編】第2.25「火葬場」』参照  
『【資料編】第2.26「市民葬の市指定委託葬儀社」』参照

## 第10 ボランティア・労務者の確保・供給

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

### 《 記載事項 》



### 10.1 ボランティアの活動体制の確立

#### 【 援護班 】

新座市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの選任を行う。ボランティアセンターは、新座市社会福祉協議会内（第三庁舎）に設置する。

なお、ボランティアセンター活動に必要な経費については、災害救助法の適用対象になるものがあることに留意し、活用する。

避難所、被災現場等からボランティアのニーズを適切に把握し、県ボランティアセンター、民間ボランティア団体と連携を図りながら必要なボランティアを募集する。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入手続、事務用品の提供等の支援を行う。

#### 実施事項

- ・ ボランティアセンターの設置
- ・ ボランティアの募集
- ・ 市災害対策本部事務局との連絡調整
- ・ ボランティア保険の加入手続
- ・ ボランティアが使用する事務用品の提供 等

市と社会福祉協議会は、平時の業務やつながりを活かして、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定の締結に向け連携を図る。

## 10.2 労務者の雇上げ

【 援護班 】

応急対策活動人員やボランティア人員が不足し、又は特殊作業のための人員が必要なときは、県を通じて職業安定所に労務者の雇用を要請する。

雇上げた労務者関連費のうち、応急救助のための人件費として要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

## 10.3 労務応援要請

【 援護班 】

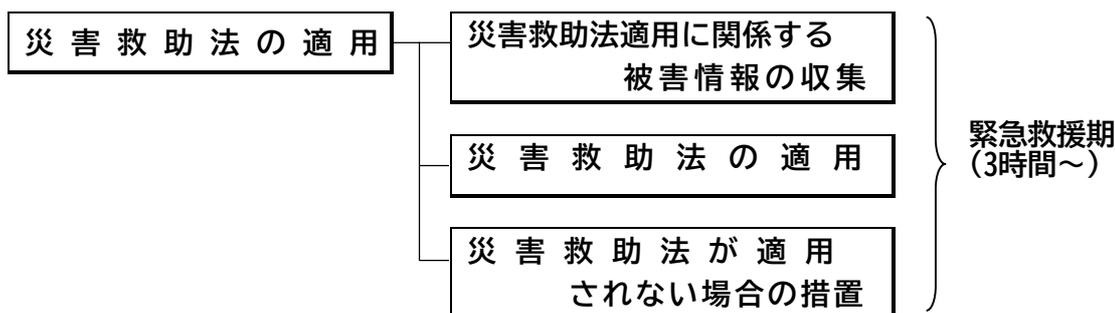
ボランティアの募集、労務者の雇上げによってもなお人員が不足する場合は、以下の事項を示して、県に応援を要請する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 応援を必要とする理由</li><li>② 作業場所</li><li>③ 作業内容</li><li>④ 人員</li><li>⑤ 従事期間</li><li>⑥ 集合場所</li><li>⑦ その他参考事項</li></ul> |
|---|

## 第11 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、速やかに災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

### 《 記載事項 》



### 11.1 災害救助法適用に関する被害情報の収集

【 総括班 】

「総括班」は、「情報班」や応急危険度判定を行う「住宅復旧班」と連携し、災害救助法適用に関する住家被害の状況を把握する。

なお、滅失住家の定義は、本来、住家の被害認定調査基準に基づくものであるが、大災害時における災害救助法の適用は、迅速な救助に必要不可欠であるため、住家の被害認定調査の結果を待たず、概況を報告し、県と協議を行う。

『【 本文 】本編 第3章 第3節「第5 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

### 11.2 災害救助法の適用

【 総括班 】

11.1で得られた被害状況が以下の基準を超えれば、県知事に災害救助法の適用申請をする。これによって、罹災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

(1) 本市における災害救助法の適用基準 (R7)

- ①市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- ②県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- ③県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ④多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

出典) 災害救助法施行令第1条第1項

(2) 滅失世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数（棟数でないことに注意）を基準とする。  
ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住出来なくなった世帯については3世帯をもって1世帯と見なす。

(3) 滅失住家の判定基準

被害の程度	認定基準
<p>住家全壊 (全焼・全流出)</p>	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので</p>
<p>住家半壊 (半焼)</p>	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので</p>
	<p>大規模半壊</p> <p>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもので</p>
	<p>中規模半壊</p> <p>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもので</p>
	<p>半壊</p> <p>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもので</p>
<p>準半壊</p>	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもので</p>
<p>(備考)</p> <p>世帯：生計を一にしている実際の生活の単位をいう。</p> <p>住家：現実に居住のため使用している建物をいう。</p> <p>ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。</p>	

参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和7年7月 内閣府)

#### (4) 災害救助法の適用申請

① (1) の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

ただし、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関し指示を受ける。

② 災害救助法の適用を県知事に要請する場合は、県災害対策本部に対し、申請に必要な事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書によって改めて処理する。

#### (5) 災害救助法に基づく救助の実施

##### ① 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

##### ② 救助の種類及び職権の委任

災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であり、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

災害救助法に定める救助の種類は、次頁の表に示すとおりである。

なお、知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市町村長に委任することができ（災害救助法第13条）、県では、救助に関する一部の職権を、市町村長にあらかじめ委任している。

『【本文】本編 第3章 第4節 第11「令和7年度 災害救助基準  
「救助の方法、程度、期間早見表」』参照

##### ③ 費用

救助に係る費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

### 11.3 災害救助法が適用されない場合の措置

【 援護班 】

災害救助法による救助の対象とならない規模の災害の場合においても、罹災の状況により、市長の責任において救助を実施する。

□救助の種類と実施者

救助の種類	救助期間	実施者
避難所・福祉避難所の設置	7日以内	市長（委任） 「避難所運営班・要配慮者支援班」
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 最長2年	対象者、設置箇所の選定：市長 設置：知事 (知事が委任したときは市長) 「住宅復旧班」
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市長（委任） 「学校班・援護班」
飲料水の供給	7日以内	市長（委任） 「給水班」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市長（委任） 「援護班」
医療及び助産	14日以内 (ただし、助産は分娩した日から7日以内)	医療班派遣：知事及び日赤県支部 (知事が委任したときは市長) 「医療班」
被災者の救出	3日以内	市長（委任） 消防局
住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	10日以内	市長（委任） 「住宅復旧班」
住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限の部分の修理)	3か月(国の災害対策本部が設置された場合6か月)以内に完了	市長（委任） 「住宅復旧班」
学用品の供与	教科書 1か月以内 その他 15日以内	市長（委任） 「学校班」
埋葬	10日以内	市長（委任） 「援護班」
死体の搜索	10日以内	市長（委任） 「援護班」
死体の処理	10日以内	市長（委任） 「援護班」
障害物の除去	10日以内	市長（委任） 「住宅復旧班」

注1) 期間については、全て災害救助法の適用日から起算する。

ただし、県知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

注2) 「実施者」欄の「」内の名称は、市長が委任された救助事項の担当部署名を示す。

震災対策編  
第3章 震災応急対策計画  
第4節 緊急救援期から実施する活動

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」(1/4)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に依りて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

震災対策編

第3章 震災応急対策計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」(2/4)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900		
冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物からの使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から10 日以内						

<p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p>	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり</p> <p>① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内</p> <p>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内</p>	<p>災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6か月以内）</p>	
---------------------------	---	--	--	--

震災対策編

第3章 震災応急対策計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」(3/4)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 (一時保存) ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス等の購入費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」(4/4)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃貸料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

出典) 災害救助事務取扱要領(令和7年7月・内閣府政策統括官(防災担当))

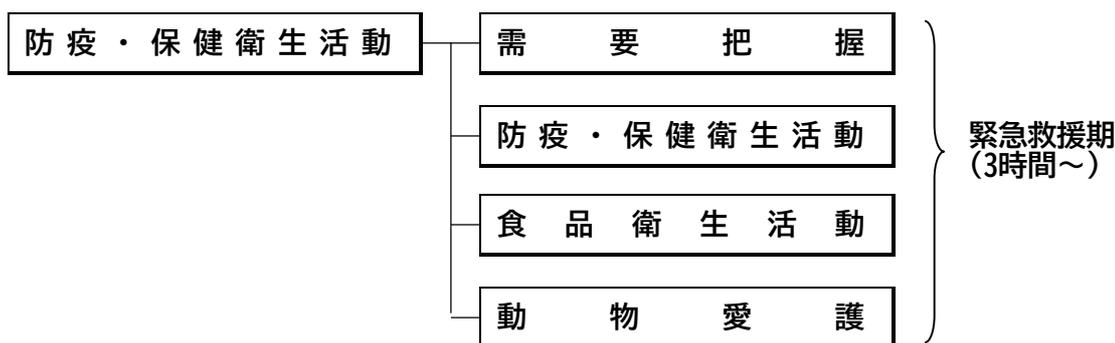
注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第12 防疫・保健衛生活動

被災地域においては、衛生条件が悪化し、感染症等の疾病の発生が予想されることから、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。

### 《 記載事項 》



### 12.1 需要把握

【 医療班 】

「情報班」、「避難所運営班」、ボランティア等からの通報等によって、感染症その他の疾病の発生又は発生が予想される被災地域、被災状況を迅速に把握する。

また、感染症が発生した場合における受入病院となっている第2種感染症指定医療機関（第2種指定医療機関は二類感染症の治療を行う。）の被害状況も併せて把握する。

### 12.2 防疫・保健衛生活動

【 医療班、衛生班 】

12.1の需要把握に基づいて、防疫班を編成して、順次消毒等の防疫活動を実施する。

#### (1) 防疫・保健衛生班の編成

防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、「医療班」は、朝霞保健所、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、ボランティア等の協力を得て、防疫・保健衛生班を編成する。

防疫・保健衛生班の構成人員数は、下表を基準とし、人員に不足が生じたら、県災害対策本部に応援を要請する。

□防疫・保健衛生班の構成表

区 分	1 班の所要人員				備 考
	保健所	市町村	その他	計	
検病疫学調査	1	1	1	3	
健 康 診 断	2	1	1	4	医師1、看護師1
清 掃	-	3	2	5	
消 毒	-	3	2	5	
そ族昆虫の駆除	-	3	2	5	
予 防 接 種	2	2	-	4	

(2) 防疫・保健衛生各班の活動業務

① 検病疫学調査班

- 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
- 感染症予防に必要な防疫指導等の実施

② 健康診断班

- 被災地及び避難所における胸部レントゲン、心電図、検尿、血液検査等
- クラッシュシンドローム患者の発見及び医療機関への搬送
- 風邪等にかかった被災住民に対する「医療班」等への受診指導  
(特に、高齢者、障がい者、幼児は、被災直後は抵抗力が弱まっており、手当ての遅れが肺炎や死亡につながるおそれがある。)
- 被災住民に対する、身体の保温、うがいや手洗いの励行、マスクの着用、エコノミークラス症候群の予防等の保健指導
- 避難所における巡回健康・栄養相談

③ 清掃班

- 避難所等における清掃
- 上記地域住民に対する清潔保持についての指導

④ 消毒班

- 感染症患者等が発生し、又は発生するおそれのある地域に対する重点消毒
- 応急給水活動に伴う衛生検査・消毒
- 飲用井戸の検査・消毒
- 仮設トイレの消毒

⑤ そ族昆虫の駆除班

- 感染症患者等が発生し、又は発生するおそれのある地域に対するねずみ・昆虫駆除の実施

⑥ 予防接種班

○感染症等の疾病の予防接種

(3) 防疫・保健衛生薬剤及び資機材の確保

防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び資機材は、保健センターの現有する資材薬品等を優先的に使用し、不足した場合には速やかに調達する。

更に不足する場合は、県災害対策本部に依頼して、被災地域外市区町村、他都県、自衛隊等からの資材薬品等の調達及び搬送を要請する。

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

---

12.3 食品衛生活動

【医療班】

飲食による食中毒を防止する必要があると認めた場合は、朝霞保健所その他衛生関係機関と協力して、食品取扱施設の監視、食品等の検査、食中毒の検査等を行う。

---

12.4 動物愛護

【衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難してくることが予想される。

県、獣医師会、その他関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努める。

(1) 動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師会、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送するとともに、負傷動物の治療を行う。

本市は、公益社団法人埼玉県獣医師会南支部及び新座動物総合医療センターと災害時における動物救護活動について協定を締結している。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

県、獣医師会と協力して、飼い主と共に避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる

ことができる。

動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負う。

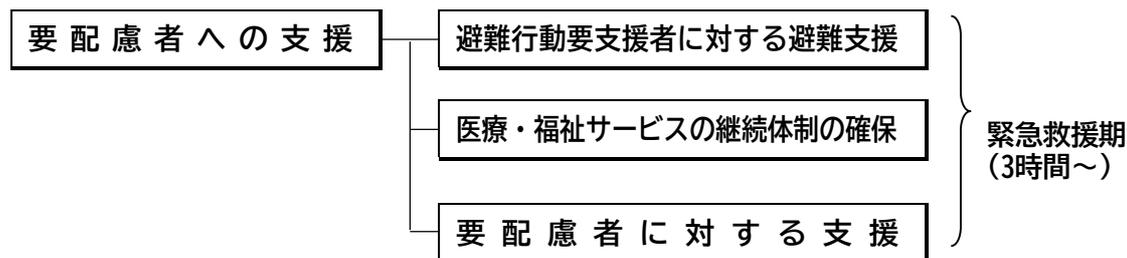
### (3) 危険動物等への対応

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

## 第13 要配慮者への支援

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、本市、防災関係機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

### 《 記載事項 》



### 13.1 避難行動要支援者に対する避難支援

#### 【 要配慮者支援班 】

#### (1) 避難のための情報伝達

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、X（旧ツイッター）等多数の広報手段を用いて、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）への情報伝達を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を活用し、避難行動要支援者に対して、情報伝達を行う。なお、自主防災会等、避難支援等関係者に対し、義務を課すものではなく、避難等関係者は、自身の安全が確保されていることを前提に『可能な範囲で』行うものであることに留意が必要である。

避難行動要支援者への情報伝達については、高齢者、障がい者等にも分かりやすい言葉や表現になるよう十分配慮する。

#### (2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

「要配慮者支援班」は、避難できていない避難行動要支援者を把握するため、避難支援等関係者の協力を得て、迅速に安否確認を行う。その際、各避難場所を拠点に活動し、被災者支援システム又は避難所の避難者名簿を活用する。

また、避難行動要支援者を発見した場合は、適切な避難場所へ誘導し、「避難所運営班」へその後の適切な対応を引き継ぐ。

『【 本文 】本編 第3章 第3節 第4「4.4 避難誘導及び移送」』参照

## 13.2 医療・福祉サービスの継続体制の確保

【 医療班 】

### (1) 社会福祉施設等の被害状況等の把握及び避難支援

市は、「情報班」を通して、社会福祉施設等の施設・設備の被害状況、施設入所者の負傷状況、ライフラインの状況、他施設からの被災者の受入可能数等の把握に努める。

なお、各社会福祉施設等の管理者は、本市へ被害情報等を提供する。

また、施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により、社会福祉施設等の機能がまひしている状況を把握した場合、本市は、食料・飲料水の確保、近隣施設及び県災害対策本部への人員派遣の要請、電気、ガス、水道事業者等への優先復旧の要請、入所者の他の施設への受入調整及び移送等、必要な支援を行う。

### (2) 医療機関の被害状況等の把握

市は、施設の損壊、ライフラインの途絶等により、診療機能がまひ又は低下している病院を確認し、医療、助産活動が可能な医療機関の把握に努める。なお、各医療機関は、本市へ被害情報等を提供する。

#### ① 医療、助産活動が可能な病院の確認事項

- 重症及び人工透析等継続治療を要する患者の受入可能数
- 患者受入れに当たっての不足医療資機材、不足医療従事者(医師・看護師)等
- 医療救護班の派遣体制
  - ・派遣可能医療救護班数
  - ・派遣可能医療従事者数
  - ・救護活動のために必要な医療資機材及び医療従事者(医師・看護師)数

#### ② 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能がまひ又は低下している病院の確認事項

- 復旧の可能性、復旧に必要な修繕内容等
- 入院患者の実態

**(3) 医療機関による要配慮者への対応**

市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、朝霞保健所、社会福祉協議会等は協力して、避難所、自宅等を巡回し、要配慮者の健康状態の把握に努め、必要に応じて治療、入院等の適切な措置を採る。併せて、精神医療、内部障がい、難病、てんかん症に対する医療についても十分配慮する。

**① 医療、助産活動が可能な医療機関の役割**

- 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受入体制を整備する。
- 医療救護班を編成する。
- 救護活動用医療セット及び資機材を準備する。
- 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を本市又は朝霞保健所へ供給要請する。
- 本市又は朝霞保健所からの派遣要請あるいは自らの判断で救護活動を行う。

**② 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能がまひ又は低下している医療機関の役割**

- 簡易な修繕等により原状復旧が可能な医療機関の場合
  - ・重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復旧するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防局、本市、朝霞保健所等へ協力要請する。
  - ・原状復旧に必要な修繕、不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者等を本市、朝霞保健所等へ供給要請する。
  - ・原状復旧後は、本市及び朝霞保健所に報告するとともに、①の活動を行う。
- 修繕不可能な医療機関の場合（当分の間、診療機能の回復のめどがたたない病院等）
  - ・入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防局、本市、朝霞保健所等へ協力要請する。

### 13.3 要配慮者に対する支援

【 要配慮者支援班、広報班、避難所運営班、援護班 】

#### (1) 避難所の運営における配慮

避難所においては、要配慮者に配慮した運営を行う。

また、避難所における生活が困難な者については、福祉避難所への移送等を行う。

『【本文】本編 第3章 第3節 第4「4.6 指定避難所の運営」』参照

#### (2) 要配慮者への生活支援

##### ① 生活支援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

配付を行う際には、配付場所や配付時間を別に設けるなど配慮する。

##### ② 巡回サービスの実施

職員、民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、在宅で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

#### (3) 広報体制における配慮

要配慮者に配慮して、文字放送テレビ、ファクシミリ、ホームページ等により情報提供を行う。

また、手話通訳者、民生委員・児童委員、福祉団体等の人材を確保し、避難所や自宅等にいる要配慮者に的確に情報提供を行う。

#### (4) 外国人に対する支援

市内に在住する外国人及び外国人旅行者は、日本語が十分に理解できないことがあることに加えて、土地鑑がないことがあるため、避難誘導、情報提供等を次のとおり適切に行う。

##### ① 安否確認の実施

職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人の安否確認に努めるとともに、その調査結果を県に報告する。

##### ② 避難誘導の実施

広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

##### ③ 情報提供

県、語学ボランティアと協力し、テレビ、ラジオ、ホームページ、チラシ、情報誌等を活用して外国語による情報提供を行う。

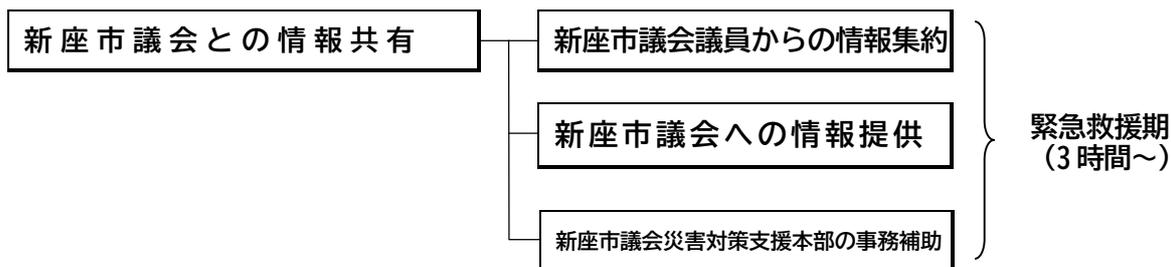
##### ④ 相談窓口の開設

県、語学ボランティアと協力の上、外国人の相談窓口を開設し、必要な人材を配置する。

## 第14 新座市議会との情報共有

災害発生時に迅速かつ的確な災害対応を実施するため、新座市議会との情報共有を図る。

### 《 記載事項 》



災害対策本部の設置に係る連絡として、本部長（不在の場合は代理者）が新座市議会議長へ通知する。

### 14.1 新座市議会議員からの情報集約

【 議会班 】

支援本部の事務を補助し、市議会議員からの情報集約等を実施し、本部員会議へ報告する。

### 14.2 新座市議会議員への情報提供

【 議会班 】

市災害対策本部における情報について、市議会議員へ情報提供を行う。

### 14.3 新座市議会災害対策支援本部の事務補助

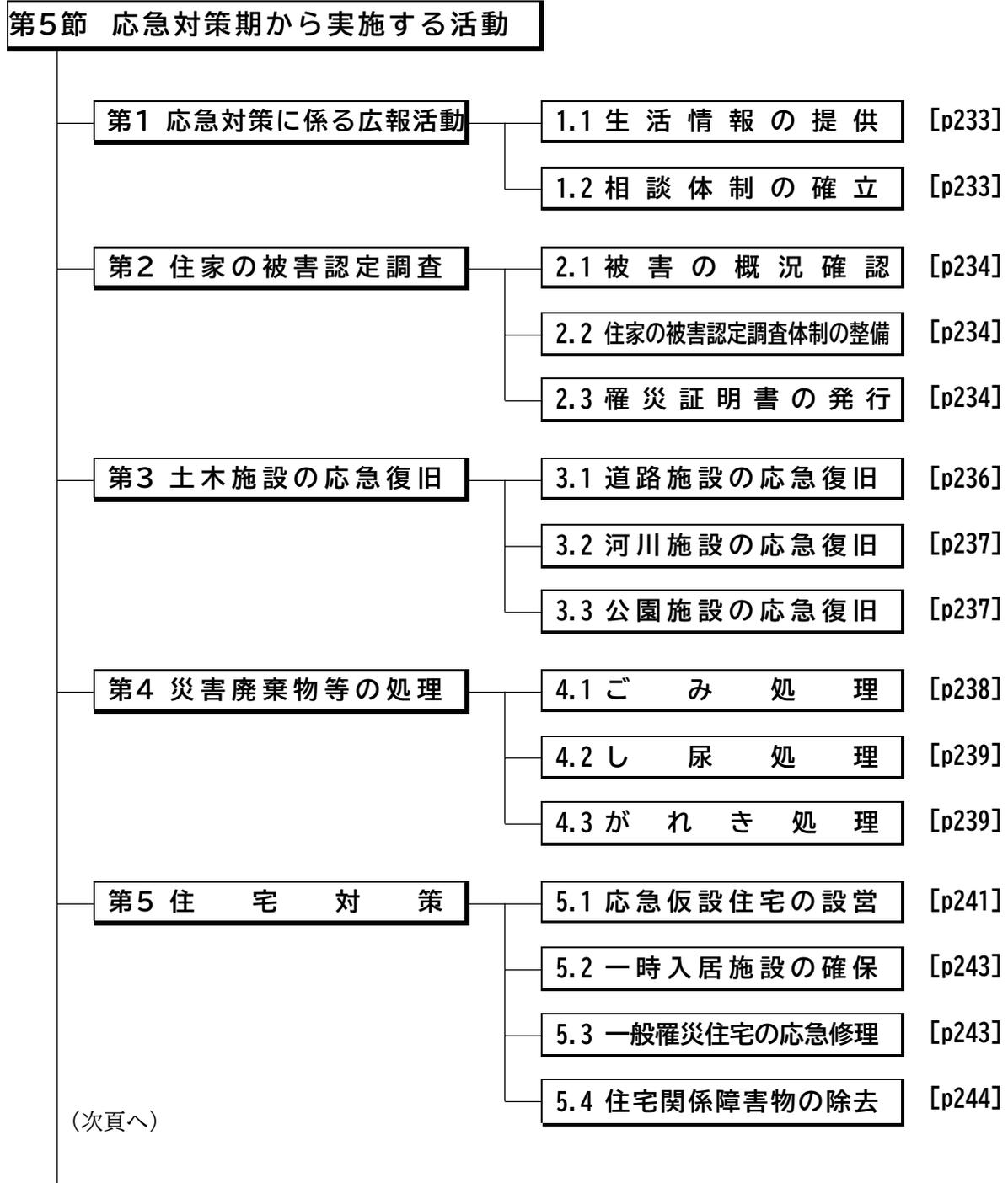
【 議会班 】

新座市議会業務継続計画に基づき、市議会災害支援本部の補助を行う。

## 第5節 応急対策期から実施する活動

地震発生後 48 時間程度を目安に実施する被災者の生活支援に必要な応急活動を以下に示す。

\*\*\*\*\* 《 応急対策期から実施する活動の構成 》 \*\*\*\*\*



**第5節 応急対策期から実施する活動**

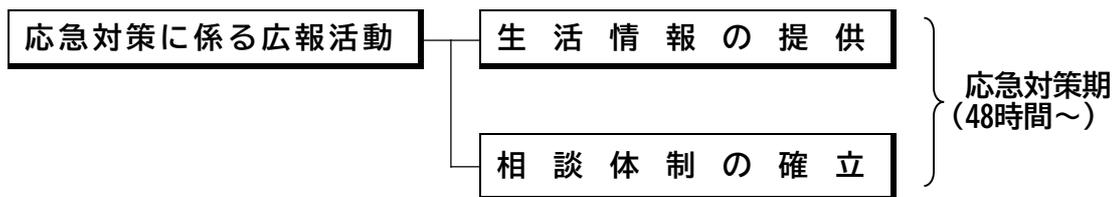
<b>第6 農 業 対 策</b>	<b>6.1 農 業 対 策</b>	[p245]
<b>第7 文 教 対 策</b>	<b>7.1 文教施設の応急復旧</b>	[p246]
	<b>7.2 応 急 教 育</b>	[p245]
	<b>7.3 応 急 保 育</b>	[p248]
	<b>7.4 被災児童・生徒への支援</b>	[p248]
	<b>7.5 文 化 財 の 保 護</b>	[p249]
<b>第8 義援金品の受付・管理</b>	<b>8.1 義 援 金 品 の 募 集</b>	[p250]
	<b>8.2 義 援 金 品 の 受 付</b>	[p250]
	<b>8.3 義 援 金 品 の 配 分</b>	[p250]
	<b>8.4 義 援 金 品 の 管 理</b>	[p251]
<b>第9 ライフライン施設の応急復旧</b>	<b>9.1 上水道、下水道の応急対策</b>	[p253]
	<b>9.2 電 気 施 設 応 急 対 策</b>	[p254]
	<b>9.3 都市ガス施設応急対策</b>	[p257]
	<b>9.4 L P ガス施設応急対策</b>	[p260]
	<b>9.5 電 信 電 話 施 設 応 急 対 策</b>	[p261]
	<b>9.6 交 通 施 設 応 急 対 策</b>	[p262]

\*\*\*\*\*

## 第1 応急対策に係る広報活動

応急対策期に入ると、被害情報、応急対策情報に加えて生活情報も提供する。  
また、市役所内に「市民サポートセンター」を設置して窓口を一本化することによって、市民からの各種相談に的確に対応できる体制を構築する。

### 《 記載事項 》



### 1.1 生活情報の提供

【 広報班、避難所運営班 】

各班からの報告、避難所からの報告、ボランティアからの連絡等を通じて広報ニーズを把握し、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM）、紙媒体、広報車、ホームページ等の適切な方法により、衣食住に係る情報、避難所の収容者、救援物資の配付場所、ライフライン情報、道路等の通行情報、罹災証明書等の手続窓口に関する情報等、被災者救援活動を中心とした広報を行う。

また、避難所運営班においては、避難所に設置する掲示板等により、生活情報を周知する。

### 1.2 相談体制の確立

【 市民窓口班 】

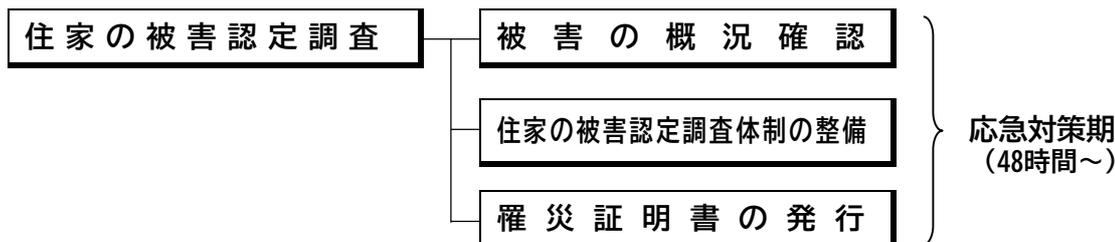
総合的な情報提供・相談窓口として「市民サポートセンター」を開設する。

『【 本文 】本編 第4章 第3節「第1 被災市民相談」』参照

## 第2 住家の被害認定調査

被災者支援の際に必要な罹災証明書を発行するための住家の被害認定調査を実施する。

### 《 記載事項 》



### 2.1 被害の概況確認

【 家屋調査班 】

災害救助法の適用を検討するために収集した住家被害情報や応急危険度判定結果の情報等を参考に、住家被害の概況を把握する。

### 2.2 住家の被害認定調査体制の整備

【 家屋調査班、総括班、受援班 】

住家被害の概況に基づき、住家被害認定調査計画を策定する。計画には、住家被害認定調査を実施するに当たり、家屋調査班員が直接調査を実施するのか、コーディネートに徹すべきかといった体制整備を記載するとともに、罹災証明書発行の受付開始日、必要人員を記載する。

計画に基づき、人員及び資機材の確保を行う。人員が不足する場合、受援班へ報告の上、本部員会議に受援要請を上申する。本部員会議にて受援要請を決定した場合、埼玉県、協定締結団体等に対し、総括班を通じて受援要請を行う。

### 2.3 罹災証明書の発行

【 家屋調査班、広報班、市民窓口班、住宅復旧班 】

罹災証明書発行の受付開始日及び受付場所を決定し、広報班による「応急対策に係る広報活動」を行う。

罹災証明書の受付事務は市民窓口班が行い、受付後、被災者支援システム等を通じた

情報連携の上、家屋調査班は1次調査を開始する。1次調査の結果は、被災者支援システム等を通じて市民窓口班へ回答し、市民窓口班は、罹災証明書の発行・交付を行う。交付の際、不服申し立てとして2次調査が可能であることを教示し、申請があった場合、2次調査を受け付け、1次調査と同様の流れにて調査・発行・交付を行う。

また、市民窓口班は、被災者支援システムを活用した罹災台帳を作成する。

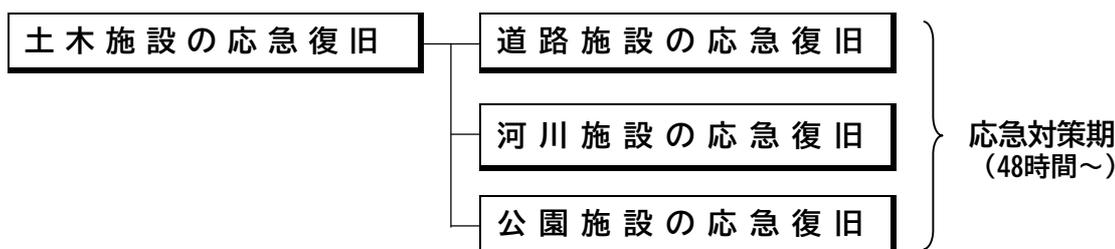
住宅復旧班は、主に2次調査以降、住家の被害認定調査を応援する。

なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネットワークの事前整備を図る。

### 第3 土木施設の応急復旧

災害によって被害を受けた土木施設を把握し、倒壊、破損等で利用不能となった土木施設の応急復旧を実施する。

《 記載事項 》



#### 3.1 道路施設の応急復旧

【 応急対策班 】

災害によって道路施設の決壊、障害物の占用等のため交通が途絶した道路の応急復旧を実施する。

##### (1) 道路のパトロール、道路被害状況の把握

市内の建設業防災協力会等の協力を得て、道路パトロールを実施し、道路の被害状況を把握する。

なお、被害状況の調査方法、判定基準については、県と調整する。

##### (2) 技術者派遣の要請（災対法 29 条）

指定地方行政機関に対し、橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。

##### (3) 復旧の基本方針

- ① 管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
- ② 救助活動のための道路及び避難者の通路に当たる道路は、優先的に復旧する。
- ③ 道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

また被害の状況により応急措置ができない場合は、警察署関係機関と連絡の上、通行止め若しくは、標示等の必要な措置を講じる。

- ④ 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。

緊急のため、時間的余裕がない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措

置を講じ、事後連絡する。

- ⑤ 復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保する。

### 3.2 河川施設の応急復旧

【 応急対策班 】

災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

#### (1) 河川施設のパトロール、河川被害状況の把握

市内の建設業防災協力会等の協力を得て、パトロールを実施し、河川施設の被害状況を把握する。

なお、被害状況の調査方法、判定基準については、県と調整する。

#### (2) 復旧の基本方針

- ① 黒目川、柳瀬川及び工事中の箇所を重点的に巡視・警戒し、被害発生の際は水防計画に基づき必要な措置を実施するとともに、朝霞県土整備事務所に報告する。
- ② 朝霞県土整備事務所は、本市から報告を受けたときは、応急措置に関し技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関し相互判断の下に実施計画を策定する。
- ③ 復旧資機材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保する。

### 3.3 公園施設の応急復旧

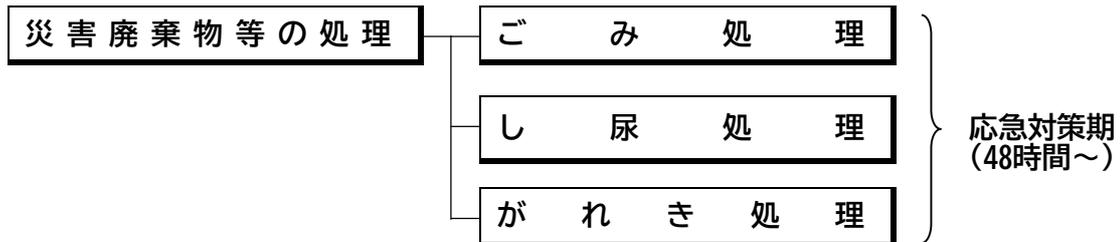
【 応急対策班、住宅復旧班 】

公園施設は、災害時の一時的な退避場所、地震による火災の延焼防止のための空間として防災上重要な役割を有しており、後の仮設住宅建設の用地としても利用されるため、被害が生じたら早急に応急復旧を実施する。

## 第4 災害廃棄物等の処理

災害によって排出され又は処理量の増加したごみ、し尿、がれき等を迅速かつ確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

### 《 記載事項 》



### 4.1 ごみ処理

【 衛生班 】

建物等の倒壊、破損、焼失等によって発生するがれき類以外の大量のごみを効率的に収集し、焼却・埋め立て等の処理を実施する。

#### (1) 排出量の把握（推定）

被害状況を基に、ごみの排出量を見積もり、ごみの収集・処理計画を作成する。

#### (2) 人員及びごみ収集車の調達

本市の人員及び委託事業者が保有するごみ収集車だけでは不足するときは、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

また、環境衛生上の見地から必要と判断したら、県を通して自衛隊に災害廃棄物処理活動を依頼する。

#### (3) 仮置場及び焼却場の確保

短期間でごみの焼却処分及び最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を指定し、被災地域から搬出を行う。市内において仮置場が不足するときは、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

また、ライフラインの停止等で焼却場が利用不能のときは、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

なお、ごみの焼却については、志木地区衛生組合に全面的な協力を依頼する。

#### (4) 廃棄物処理に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害を政令で指定したときは、環境大臣は、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定することができ、当該地域では、特例的な廃棄物処理（委託）基準が規定される。

## 4.2 し尿処理

【 衛生班 】

収集許可業者とともに必要な体制を確立し、防疫上の観点から、迅速にし尿処理を実施する。

#### (1) 排出量の把握（推定）

被害状況を基に、し尿排出量を見積もり、し尿の収集・処理計画を作成する。

#### (2) 仮設トイレの設置

備蓄している仮設トイレを適宜設置するとともに、不足する場合には、県、朝霞地区一部事務組合及び仮設トイレの製造・レンタル会社に応援要請を行う。

また、必要に応じて県を通して自衛隊に設置依頼を行う。

設置に当たっては、女性や要配慮者等に配慮し、適当な仮設トイレを設置するとともに、プライバシーの保護にも努める。

仮設トイレは、ボランティア等の協力を得て、適切な維持管理を行う。

#### (3) 処理の基本方針

- ① し尿処理は、原則として許可業者の作業員をもって編成し、一斉収集する。
- ② 被災地域、避難所を優先的に収集する。
- ③ 市内の人員、処理施設での対応が不可能なときは、県に応援要請を行う。
- ④ し尿処理に当たっては、朝霞地区一部事務組合に全面的な協力を依頼する。

## 4.3 がれき処理

【 衛生班 】

倒壊建物等による大量のがれき処理については、衛生管理を十分に行った上で、迅速にがれきの処理を実施する。

#### (1) 排出量の把握（推定）

被害状況を詳細に把握し、公費負担で処理する範囲を定め、処理計画を作成する。

#### (2) がれき処理体制の確立

がれき処理に当たっては、原則として、家屋、事業所等の解体は所有者が行い、が

れきの収集処理は本市が行う。

ただし、社会的、経済的影響を考慮し、早急な復旧・復興を促進するため、家屋等の解体を本市が行うことも検討する。

また、がれき処理における人員、資機材及び仮置場が不足する場合、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

**□基本方針**

がれきは、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集する。運搬に当たっては、道路管理者及び新座警察署と協議する。

また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分場までの処理ルート確保を図る。

応急活動後、本市は県と協力してがれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

なお、作業に当たっては、自衛隊の積極的な協力を得る。

**□仮置場、最終処分場の確保**

本市の仮置場の予定地は、以下のとおりである。

○市の施設

名称	所在地	面積 (㎡)
殿山運動場	堀ノ内3-4-16	約10,200
大和田運動場 (STECフィールド大和田)	大和田3-8	約 5,200
野火止運動場	野火止4-2-5	約10,000

○協定による民間の施設

名称	所在地	面積 (㎡)
株式会社ホープ 第2資材置場	馬場1-1	約9,000

ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を、予定された市内の仮置場で処理することが困難な場合は、仮置場、最終処分場の確保について、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

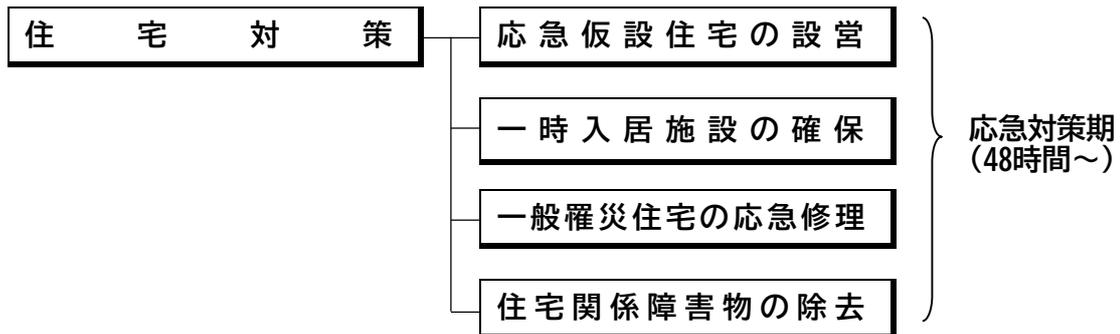
**(3) その他注意事項**

がれきの処理に当たっては、倒壊建物の解体に伴う粉じん・アスベスト対策、不法投棄対策、冷蔵庫等のフロン回収方法等について十分に検討を行う。

## 第5 住宅対策

災害によって住家に被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

### 《 記載事項 》



### 5.1 応急仮設住宅の設営

【 住宅復旧班 】

災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家を得られない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

#### (1) 供給対象世帯数の把握

応急仮設住宅の供給対象となる者は、以下のとおりである。

- ① 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
  - ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
  - ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
  - ・前各号に準ずる者
- ④ 災害時、現実に法適用市町村に居住していることが明らかであれば、住民登録の有無を問わない。

住宅復旧班は需要数量を把握するため、避難所運営班と連携し、避難所における被災者の意向確認に努める。また、災害救助法適用下で実施する場合、需要数量の他、公的住宅や民間住宅を活用した借り上げ型応急仮設住宅の確保数、建設用地等について、県へ報告し、必要に応じて協議や現地立ち会いを実施する。

#### (2) 設営主体

応急仮設住宅の建設は、災害救助法適用後は県が行い、本市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長（市長）が特に必要と認めた場合において建設する。

### (3) 設営地の選定

本市における応急仮設住宅の候補地は、以下のとおりである。

#### □応急仮設住宅用地の候補地

名称	所在地	面積(㎡)	備考
総合運動公園	本多2-8-16	8,454	120戸
栄緑道	新塚5061-2	11,840	169戸

注) 「備考」欄の戸数は、1戸当たりの面積を70㎡として推定した。

### (4) 入居者の選定

本市が入居者の選定を行う場合には、災害の状況に応じて選考基準を定め、供給対象者の中から、被害の程度、住宅困窮の状況、資金その他を審査の上選考する。

### (5) 住宅の管理

- ① 県が管理するものについては、本市はこれに協力する。
- ② 本市が管理する場合には、入居の期間、使用条件その他必要な事項を定め、ボランティア等の協力を得て管理する。

### (6) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅に入居する要配慮者への支援として、民生委員・児童委員等による巡回相談や情報提供、医師や保健所職員による巡回健康診断等を実施する。

### (7) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

## 5.2 一時入居施設の確保

【 住宅復旧班 】

被災者のための一時入居施設を確保するため、以下の項目について県に応援要請を行う。

なお、要請から実施までの間に時間を要す可能性があることから、早急的な対応を必要とする場合には、使用可能な集会所などを一時的入居施設として活用する。

- (1) 公営住宅のあっせんと受付要員の派遣
- (2) 民間賃貸アパートの提供（仮設住宅として）
- (3) 企業等の社宅の提供

## 5.3 一般罹災住宅の応急修理

【 住宅復旧班 】

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。

### (1) 要修理対象住宅の把握

住民からの申込み、又は「情報班」等が収集した情報により修理対象住宅数を把握する。

### (2) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、本市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長（市長）が特に必要と認めた場合は、本市において実施する。

### (3) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自己の資力では、応急修理をすることができない者とする。

また、日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行う。

### (4) 修理の方法

住宅の応急修理は、民間事業者等に依頼して実施する。

また、応急修理を実施する場合は、その責任者を定め、本市は、必要な帳簿類を整備、保管する。

### (5) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において本市が県に請求できる。

## 5.4 住宅関係障害物の除去

【住宅復旧班】

地震による浸水等により住宅に運び込まれた障害物を除去し、住宅の応急復旧に努める。

### (1) 活動方針

- ① 障害物の除去は、市が行う。
- ② 一時的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ③ 労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- ④ 労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。
- ⑤ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。
- ⑥ 障害物の除去はできるだけ早い時期に完了するものとし、本市は、その結果を県へ報告する。

### (2) 対象の選定

障害物除去対象の住宅は、本市が選定する。

本市は、以下の条件に該当する住家を早急に調査し、障害物の除去を行う。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの</li><li>② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの</li><li>③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの</li><li>④ 住家が半壊又は床上浸水したもの</li><li>⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの</li></ol> |
|--|

## 第6 農業対策

災害によって被害を受けた農作物、農業用施設の応急対策を実施する。

《 記載事項 》

農 業 対 策

—— 応急対策期（48時間～）

### 6.1 農業対策

【 産業班 】

農作物及び農業用施設の応急対策を実施する。

#### (1) 被害状況の把握

農作物及び農業用施設の被害状況について、「パトロール班」、「情報収集班」等が収集した情報や農協等からの情報により把握する。

#### (2) 農作物対策

被害を受けた農作物の回復に必要な対策の指導を行うとともに、必要に応じて、病害虫予防対策、土壌消毒対策を講じるよう指導する。

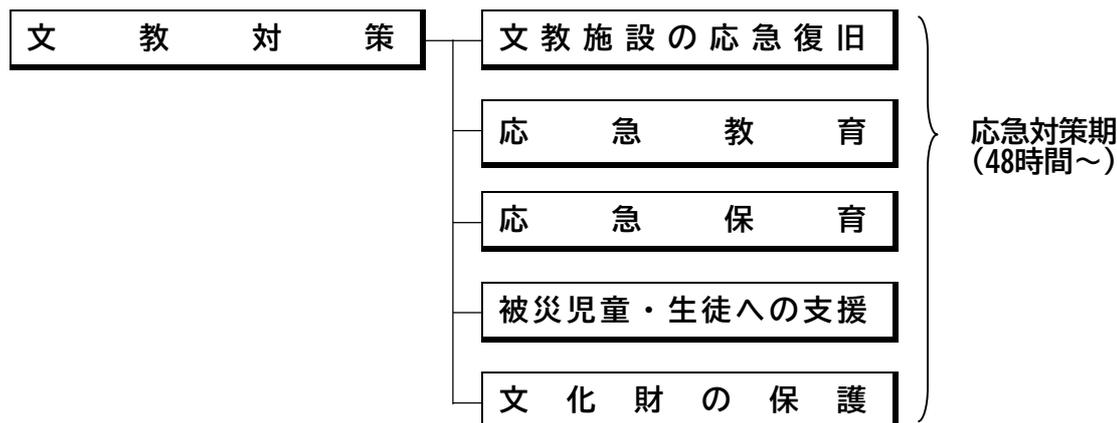
#### (3) 農業用施設

ビニールハウス、鉄骨ハウス、作業場、倉庫、農産物直売所等の農業用施設が被災した場合には、応急対策を速やかに実施する。

## 第7 文教対策

本市は、市立小・中学校及び保育園における災害応急対策を迅速に実施し、児童・生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保について万全を期す。

### 《 記載事項 》



### 7.1 文教施設の応急復旧

【 教育施設班 】

建物全壊、半壊を問わず重大な被害を受けた場合は、県に技術職員の応援要請を行い、建物の応急危険度調査を実施した上で、校舎再建・仮校舎建設等の計画を立てる。

なお、二次災害を防止するため、状況に応じて使用禁止等の措置を行うとともに、修繕可能な場合は、早急に応急整備を実施する。

## 7.2 応急教育

【 学校班 】

児童・生徒を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から応急教育を実施する。

### (1) 事前準備

学校長は、学校の立地条件等を考慮した上で災害時における「応急教育計画」を樹立しておくとともに、指導方法等について明確な計画を立てておく。

### (2) 応急教育の実施

#### ① 児童・生徒の安否確認

教職員は避難者の受入れとともに児童・生徒の安否確認を実施し、学校班に報告する。

#### ② 授業再開

学校長は、児童・生徒やその家族の被災状況、校舎の損壊状況、交通機関や水道・ガス等の復旧状況等を考慮して、適切な方法で授業を再開させる。

再開が決定したら、報道機関等を利用して広報を実施する。

#### ③ 転校手続

災害発生後は、全国各地へ転校する児童・生徒が相次ぐことが予想されることから、転校手続の円滑化のために、県に手続の簡素化、弾力化を要請する。

#### ④ 避難拠点となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

発災後しばらくは、教職員は「避難所運営班」やボランティア等と連携を図りながら避難所の運営に当たるが、一定時期からは、学校運営と避難所運営の役割分担を明確にしていく。社会教育施設においても同様とする。

避難者数が減少してきたら、授業再開に向けた教室の確保・整備を行う。

### (3) 給食等の措置

- ① 学校給食施設が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
- ② 給食用の食材については、応急調達の措置を講じる。
- ③ 学校が住民の避難所として利用される場合は、当該学校給食施設は被災者用炊き出しにも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
- ④ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

### 7.3 応急保育

---

【 保育班 】

保育園長（民間保育園長を含む。）は、地震発生時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示す応急措置を講じる。

#### (1) 地震災害直後の対応

園長は、まず、園児・職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「保育班」へ連絡する。

#### (2) 応急保育の実施

- ① 園長は、園児の被災状況を調査する。
- ② 園長は、応急保育計画に基づき、受入可能な園児を、保育園において保育する。
- ③ 保育園を応急的に避難所等として提供したことにより、長期間保育園として使用できないときは、「保育班」と協議して早急に保育ができるよう措置する。
- ④ 園長は、災害の推移を把握し、「保育班」と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

#### (3) 育児用品の確保

関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。

また、県及び国を通じて、関係業者に供出等を要請する。

### 7.4 被災児童・生徒への支援

---

【 学校班 】

被災児童・生徒等への支援として以下の対策の実施を検討する。

#### (1) 学用品の調達及び支給

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、又はき損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じ教科書(教材を含む。)文房具及び通学用品を支給する。災害救助法の適用に至らない災害の場合は、本市が実施するものとし、災害救助法適用後は県が実施し、本市は、これに協力する。

また、被災児童・生徒への配付は、本市と学校が協力して行う。

なお、学用品の支給は、災害発生の日から15日以内に行う。

ただし、交通、通信の途絶等により学用品の調達及び輸送が困難な場合は、必要な期間を延長できる。

#### (2) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

### (3) 相談体制

#### ① 被災者電話教育相談の開設

被災児童・生徒やその保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、電話相談窓口を開設して、指導主事等が相談に当たる。

#### ② 被災児童・生徒の心のケア事業の実施

市立各小・中学校と連携を取り、心のケアが必要な児童・生徒について把握し、スクールカウンセラー等を派遣する。

また、支援活動を行っている教職員への心的支援を行う。

## 7.5 文化財の保護

---

【 教育施設班 】

文化財の被害状況の把握と記録をし、被害拡大阻止のための応急対策を実施する。

### (1) 現地調査の実施

市教育委員会は、県や大学等研究機関に専門職員の応援要請を行った上で、現地調査を実施し、被害状況を把握する。

### (2) 被害状況の報告

所有者又は管理者が文化財の被害を発見した場合は、速やかに被害状況を市教育委員会に報告するとともに、国指定や県指定の文化財にあっては、本市を經由して県教育委員会に報告する。

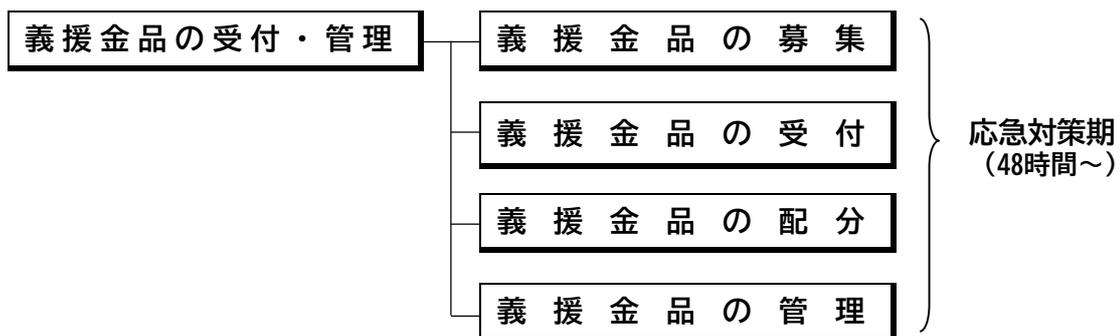
### (3) 応急処置

防災関係機関は、ボランティアの協力を得て、罹災文化財の応急対策あるいは公共施設等への一時保管を行う。また、倒壊等の二次災害が予想される文化財にあっては、その危険性の周知を行う。

## 第8 義援金品の受付・管理

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分等を適切に実施する。

### 《 記載事項 》



### 8.1 義援金品の募集

【 出納班 】

災害の状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、広報誌、ホームページ等のほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、義援金品を募集する。

義援金品については、各機関を通じて広報する。

なお、義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からのみ受け入れることとし、個人からの義援品は原則受け付けしない。

### 8.2 義援金品の受付

【 出納班 】

義援金品を受け付けるための窓口を設置する。

義援金品を受け付けた際は、寄託者に受領書を発行する。

なお、県から寄託された義援金品の受領も併せて行う。

### 8.3 義援金品の配分

【 援護班 】

市内の被害状況を把握し、被災地区、被災人員及び世帯数、被災の状況等に応じて、義援金品の配分数等を決定する。

---

## 8.4 義援金品の管理

---

【 出納班、援護班 】

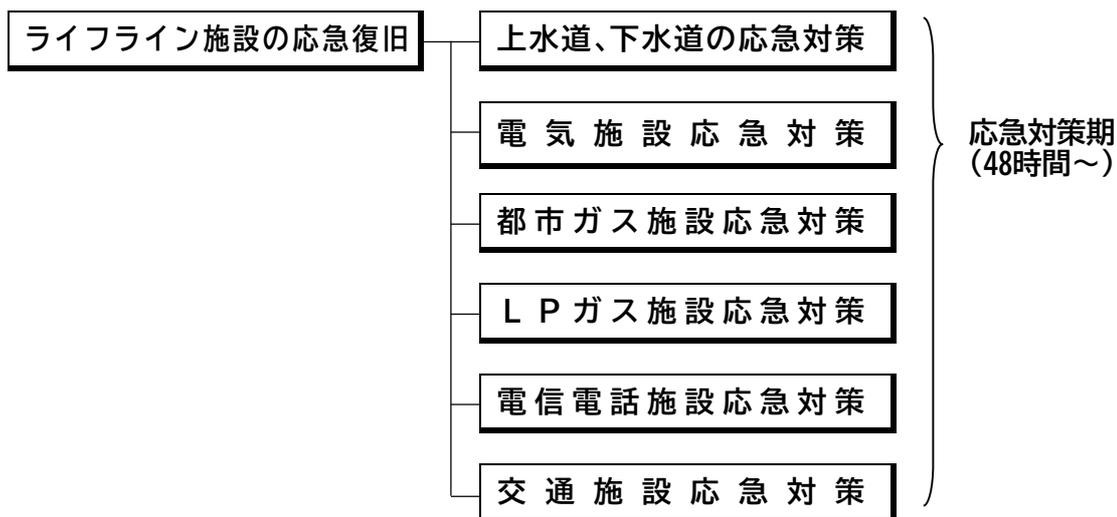
義援金は、被災者に配付されるまでの間、会計管理者名義の普通預金口座に預金する。  
義援品は、市役所第二庁舎（ギャラリー等）やその他の臨時集積所を定めて援護班が保管する。

『【本文】本編 第3章 第4節「第1 緊急輸送体制の確立」』参照

## 第9 ライフライン施設の応急復旧

災害時におけるライフラインの復旧は、社会的に多大の影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確かつ慎重に応急復旧を実施する。

《 記載事項 》



## 9.1 上水道、下水道の応急対策

【 水道復旧班、下水道復旧班 】

### (1) 上水道施設の応急対策計画

#### ① 施設別応急対策

施設別応急対策の順序は次のとおりとする。

- ア 浄水場施設の復旧
- イ 配水施設の復旧
- ウ 臨時給水栓等の設置
- エ 給水装置の復旧

#### ② 浄水場施設

火災による施設への類焼等を防止するため、消火器材を整備し、また、危険物等による被害の防止に努める。その上で、配水池及びポンプ施設等の応急復旧を行う。

#### ③ 配水施設及び臨時給水

配水施設は特に地震による被害が多いと思われるので、応急復旧工事用資材を西堀浄水場内に備蓄しておくものとし、復旧は次の順序により行う。

- ア 災害発生時、被害の状況を調査し、復旧計画を適正に定め、技術者及び労務者の配分、各作業の責任者の配置、復旧工事用資材の確保と輸送の敏速化を図る。応援員がある場合は受入れと計画への組入れ、宿舍、食料、寝具などの手配を行う。また請負工事と直営工事の区別をし、作業の記録、被害写真の撮影を行う。
- イ 配水管は幹線の復旧を先に行い、次に罹災者、避難所、学校、病院などの公共水道施設及びその他の配水管の復旧を行う。
- ウ 配水管の復旧に際しては、通水と修理を繰返しつつ作業を進め、必要箇所に臨時給水栓を設置し、又は消火栓よりホースを利用して臨時給水を行う。このため、ホースを各所に備蓄する。
- エ 給水開始の際には、水質の保全に注意し、管内の清掃及び塩素滅菌を十分に行う。
- オ 水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

### (2) 下水道施設応急対策計画

- ① 下水道管渠の破損に対しては、汚水、雨水の流下に支障のないように応急措置を講じ、万全を期するとともに、雨水による内水の排除を実施するため、これに必要な設備、職員の配置等を定め、被害を最小限度に止めるよう努める。  
特に、緊急輸送道路の通行確保のため、下水道管渠破損による道路陥没、液状化に伴うマンホール浮上等の対応に努める。
- ② 枝線・幹線を含め、重要な管きよの流下能力の回復を図る。
- ③ 下水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

## 9.2 電気施設応急対策

【 東京電力パワーグリッド(株)志木支社 】

### (1) 平常時の対策

#### ① 設備強化対策

- 法令、基準等の規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。
- 平常時の設備巡視・点検等を通じて電力設備の維持、管理に努めるものとする。

#### ② 要員の確保対策

- 非常災害対策本(支)部組織構成表に基づき、あらかじめ個々の要員を定め、いつでも要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておくこととする。
- 社外者に応援を求める場合は、連絡体制を確立しておくこととする。

#### ③ 資材等の確保対策

- 平常時から復旧用資材、工具、消耗品、車両、舟艇、無線局等の確保又は整備に努めるものとする。
- 宿泊施設、食料の確保対策等非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めるものとする。

#### ④ 広報活動

- 平常時から新聞、テレビ、ラジオ、広報車、パンフレットその他適切な方法をもって一般公衆に対し、事故防止に関する事項を周知徹底し事故防止に努めるものとする。

#### ⑤ 非常対策災害訓練

- 非常災害時の円滑なる対応を図るため情報連絡、復旧及び災害用資材の整備、点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全社的に実施するものとする。
- 国、地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

#### ⑥ 社外機関、他企業等の協調

- 非常災害対策に関する諸計画の円滑、かつ的確な運用を図るため、国、地方自治体等の防災会議と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力するものとする。
- 官公署、他電力会社、請負先と平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化、充実に努めるものとする。

## (2) 非常災害対策活動

### ① 設備の運転保守

- 電力は、社会秩序の維持と復旧活動の推進に欠くべからざるものであるため、非常災害発生時においても、原則として供給を継続することとする。
- 浸水、建物倒壊等のため電力の供給を継続することが危険であり、また事故を誘発するおそれのあると認められる場合若しくは運転不能の予測される場合は運転を停止し、その旨を関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに報告するものとする。

### ② 要員の確保

- 非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、「(1)の「② 要員の確保対策」」に基づき速やかに要員の確保に努めるものとする。

### ③ 被害状況等の把握

- 非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種の情報を迅速・的確に収集集約し、総合的被害状況の把握に努めるものとする。

#### ア 一般被害情報等

- ・ 気象、地象情報
- ・ 一般被害情報
- ・ 停電による主な影響状況
- ・ 対外対応状況  
(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客様への対応状況)
- ・ その他災害に関する情報 (交通状況等)

#### イ 東京電力パワーグリッド(株)関連被害情報等

- ・ 東京電力パワーグリッド(株)被害情報
- ・ 復旧資材、応援隊、食料等の要望事項
- ・ 人身災害、その他の災害発生情報
- ・ その他災害に関する情報

### ④ 復旧計画

- 非常災害対策本部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し復旧計画を樹立するものとする。
- 各設備の復旧順位は、あらかじめ定められたものによることを原則とするが災害状況各設備の被害状況、各設備の復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うこととする。

### ⑤ 復旧応援隊

- 被害が多で当該店所並びに当該現業機関等のみの工事力では早期復旧が困難である場合には、本店本部は他電力会社に対して応援要請を行うこととする。

⑥ 広報活動

- 非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、事故防止に関する事項を中心にお客様に対し十分な広報を行うこととする。
- 広範囲にわたる停電事故等が発生した場合は、報道機関を通じ、電力施設の被害状況、復旧予定等を迅速、適切に広報することとする。
- 非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、国、地方自治体等の災害対策本部にあらかじめ定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図るものとする。

## 9.3 都市ガス施設応急対策

【東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））】

### (1) 通報・連絡

#### ① 通報・連絡の経路

- ア 社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- イ 社内及び外部機関に対する通報・連絡の経路は、社内作成の防災業務計画のとおりとする。

#### ② 通報・連絡の方法

- ア 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
- イ 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

### (2) 災害時における情報の収集・連絡

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査により迅速、的確に把握する。

#### ① 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

#### ② 被害情報

- ア 一般情報  
一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
- イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）
- ウ 出社途上における収集情報
- エ その他災害に関する情報（交通状況等）

#### ③ ガス施設等被害の状況及び復旧状況

#### ④ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報

#### ⑤ 社員の被災状況

#### ⑥ その他被害に関する情報

### (3) 災害時における情報の収集・連絡

#### ① 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

#### ② 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ、直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

### (4) 対策要員の確保

#### ① 対策要員の確保

ア 勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。

イ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき、速やかに所属する本（支）部に出動する。

ウ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

#### ② 他会社等との協力

ア 協力会社等とは、災害発生後、直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき、他ガス事業者からの応援を要請する。

### (5) 事業継続計画の策定・発動

#### ① 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務

ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

#### ② 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

**(6) 災害時における復旧用資機材の確保**

**① 調達**

各班長、各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ア 取引先・メーカー等からの調達
- イ 被災していない他地域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

**② 復旧用資機材置場等の確保**

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

**(7) 非常事態発生時の安全確保**

ガスの漏えいにより、被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

**(8) 災害時における応急工事**

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

## 9.4 LPガス施設応急対策

【(社)埼玉県LPガス協会】

地震によりLPガス施設に被害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合において、LPガス施設の防護措置又は応急措置を講じる必要がある場合には、市長（「情報班」）は、(社)埼玉県LPガス協会に連絡し、その速やかな措置について協力する。

(社)埼玉県LPガス協会が実施する応急復旧対策は次のとおりである。

### (1) 対策本部の設置

埼玉県内に地震により重大な災害が発生した場合に、埼玉県内のLPガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、(社)埼玉県LPガス協会会長は、(社)埼玉県LPガス災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、本部長、副本部長並びに協会員をもって構成される。

また、本部長は、現地で災害対策を円滑にするため、局地的被害を受けた地域に現地災害対策本部を設置する。

### (2) 災害対策本部及び現地災害対策本部の職務

災害対策本部及び現地災害対策本部の職務は次のとおりとする。

#### ① 災害対策本部の職務

- ・被災情報の収集、分析、伝達
- ・応急・復旧応援要員の調整・要請
- ・マスコミに対する広報活動
- ・LPガス支援資機材等の調整・調達
- ・官庁の要請に対する連絡調整
- ・その他の必要な事項

#### ② 現地災害対策本部の職務

- ・販売店からの被害情報の収集、現地調査を行い対策本部への報告
- ・被害状況に応じた応急・復旧措置
- ・二次災害防止のための広報活動の実施
- ・支部、地区会館との連絡調整
- ・LPガス支援資機材等の受入れ・要請
- ・応援要員の要請・調整・受入れ
- ・その他必要な事項

### (3) 応急復旧体制のあり方

突発的な地震発生における様々な状況を想定し、LPガス販売業者及び地域の実情に即した応急復旧体制を整備するものとする。

#### ① 応急復旧体制の整備

LPガス販売業者は、地震に関する状況を「地震発生時」、「発生直後」、「発生後」

等に区分し、これらの状況に応じ対応できるよう事前に応急復旧体制を整備するとともに応急復旧時の行動基準を整備するものとする。

また、販売事業者は大規模な地震が発生した場合、LPガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策及び応援受入体制の整備に協力するものとする。

## ② 円滑な応急復旧のための啓発活動

### ア 仮設住宅入居者への啓発活動

LPガスを使用していない消費者は、LPガスに対する理解について必ずしも十分でないので、LPガス販売業者は、このような仮設住宅等の入居者に対し本市と連携しつつ、速やかに安全使用のための周知を行うものとする。

### イ 臨時供給容器の回収等

大規模地震において救援活動により持ち込まれ不要となったLPガス容器による二次災害を防止するため、当該容器の供給者が責任を持って回収できる体制をとるものとする。

なお、使い切ったカセットボンベの回収については、一般のごみ処理と同様とし、LPガス容器については、当該容器の供給者が責任を持って回収する。

## (4) 広報活動のあり方

LPガス販売事業者は、大規模地震発生の場合にLPガス消費者が適切に対応できるよう日頃から広報活動を行い、その徹底を図ることが重要である。また、業界として各事業者及び業界で作成するチラシやパンフレット、日頃の業務、展示会、各種講習会及び学校教育、各市町村の広報誌等を積極的に活用する等、あらゆる機会を利用して地震時の対応について周知することが必要である。

特に、大規模地震時においては、LPガス消費者に対する情報提供のため埼玉県LPガス災害対策本部に電話相談窓口を設ける等、また速やかにラジオや本市を通じて周知を図るものとする。

また、平常時からLPガス消費者に対し、非常時のLPガスに係る情報提供の方法について周知を図るものとする。

## 9.5 電信電話施設応急対策

【 NTT東日本(株)埼玉事業部 】

通信施設応急対策については、社内規定及びその他による。

## 9.6 交通施設応急対策

---

【 日本貨物鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武バス(株)、国際興業(株)、東武バスウエスト(株) 】

### (1) 基本方針

天災地変等による災害に対し被害を最小限度にとどめて輸送の安全を確保し、輸送に支障を来す被害に対しては総力を挙げて復旧に努め速やかに輸送を再開する。

### (2) 応急対策

#### ① 応急対策本部の設置

組織復旧日時を要する事故が発生した場合は、事故現場、又は本社に応急対策本部を設置して復旧作業を計画推進するとともに、復旧作業は、工務・電気・車両の部ごとに作業班をなして従事する。

#### ② 復旧計画

災害を想定して復旧計画を立てておき、実施の被害に対しては、直ちに現地を調査して人員及び資材を手配する。

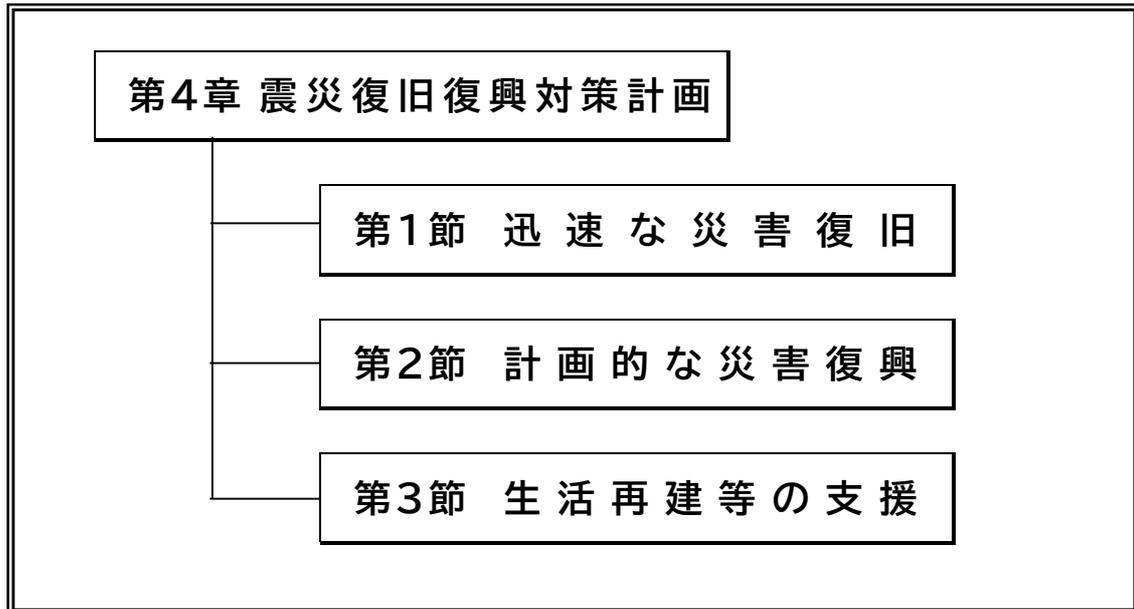
#### ③ 復旧資材の準備

- 応急復旧に要する最小限度の資材は、災害が予想される箇所に常時配置する。現場に配置できない資材は、最寄りの駅構内におく。
- 復旧に要する器具及び応急資材のほかの資材は、工場、各区及び倉庫に整備して置く。
- 復旧用の資材及び器具輸送のための自動車等は、担任管理所長が常備計画しておく。

## 第4章 震災復旧復興対策計画

地震災害により多くの住民が負傷したり、住居や家財を失ったりすることによる社会的混乱の発生が予想される。

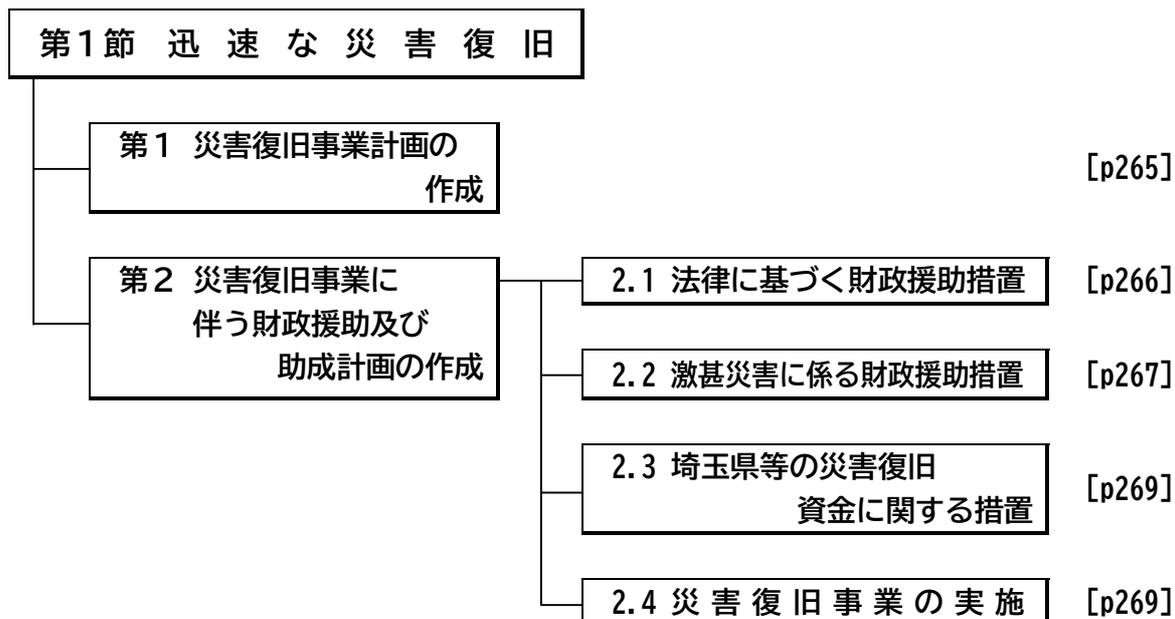
この計画は、人心の安定と社会的秩序の維持を図るため、本市及び防災関係機関がとるべき措置の基本的事項について定めたものである。



## 第1節 迅速な災害復旧

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再び同様の被害を受けることのないよう、また、将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を作成し、迅速にその実施を図る。

\*\*\*\*\* 《 迅速な災害復旧の構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

## 第1 災害復旧事業計画の作成

【 関係各課 】

本市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、本市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再び同様の被害を受けることのないよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

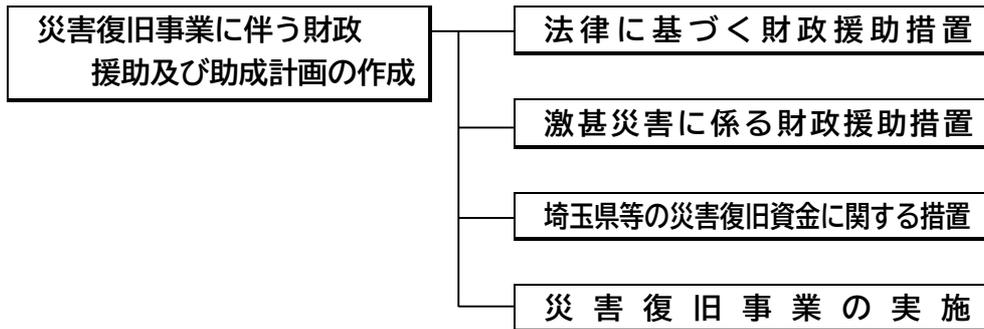
- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他の資金計画
- (11) その他の計画

出典) 埼玉県地域防災計画(震災対策編) 令和7年5月

## 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

本市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

### 《 記載事項 》



### 2.1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

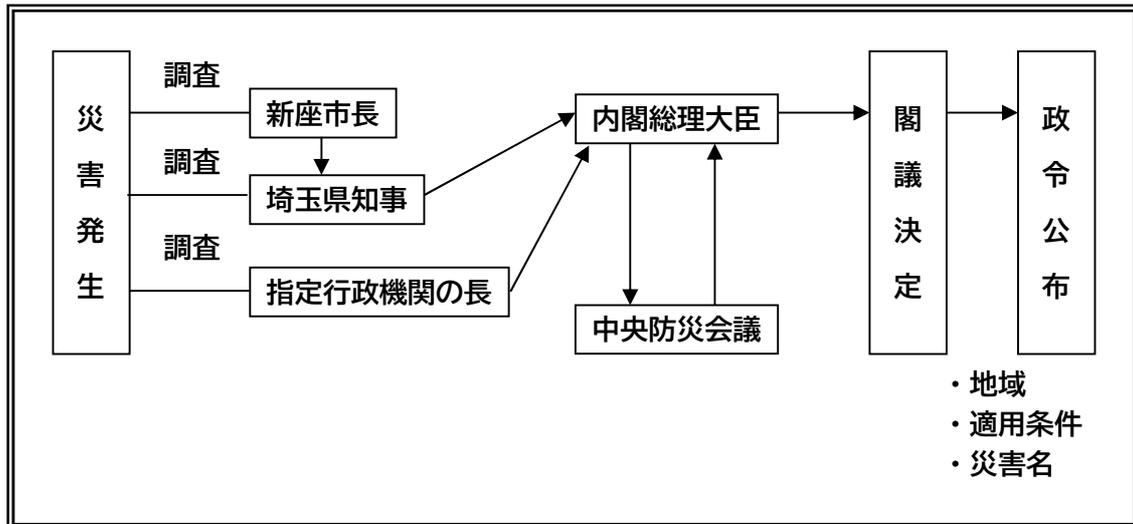
出典) 埼玉県地域防災計画(震災対策編) 令和7年5月

## 2.2 激甚災害に係る財政援助措置

【 関係各課 】

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、本市は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるようにすることで、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



### (1) 財政援助措置の対象

激甚災害に係る財政援助措置の対象は以下のとおりである。

#### ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設復旧事業関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ たん水排除事業

**② 農林水産業に関する特別の助成**

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

**③ 中小企業に関する特別の助成**

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

**④ その他の財政援助及び助成**

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 日本私学振興財団の業務の特例
- エ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- オ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- カ 水防資材費の補助の特例
- キ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ク 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ケ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- コ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- サ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

**(2) 激甚災害に関する調査**

本市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 2.3 埼玉県等の災害復旧資金に関する措置

【 県等 】

災害復旧計画の実施に必要な資金に対する県及び関東財務局の措置は次のとおりである。

### (1) 県

- ① 災害復旧経費の資金需要額の把握
- ② 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- ③ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- ④ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係経費を確保する。

### (2) 関東財務局

- ① 県、市町村等の必要資金を把握し、その確保の措置を講じる。
- ② 県、市町村等を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として起こす地方債の額を把握する。

## 2.4 災害復旧事業の実施

【 関係各課 】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、本市は、職員の配備、職員の応援及び派遣体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

### (1) 公共土木施設の復旧

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努める。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。

#### ① 河川 【 応急対策班 】

河川管理者は河川が災害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- 護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- 護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの。
- 河川の護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの。
- 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの。

## ② 道路施設 【 応急対策班 】

道路管理者は、道路、橋梁、道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- 道路の埋没又は決壊により交通が不可能又は著しく困難であるもの。
- 道路の埋没又は決壊で、これを放置することにより、二次災害を生じるおそれのあるもの。

## (2) 都市施設の復旧

災害時には、上下水道施設、電気施設、電話通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。

これらの施設は、住民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設の機能を一刻も早く復旧することが必要である。

### ① 水道施設 【 水道復旧班 】

復旧に際しては、配水調整等により順次給水区域を拡大しつつ速やかに復旧に努める。

#### ア 施設復旧の優先順位

- (ア) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水管（特に重要と認められる管路）
- (イ) 一般管路（配水管等）
- (ウ) 給水装置

#### イ 管路における復旧順位

##### (ア) 送配水本管復旧

- <第1段階> 送水管及び給水上重要な主要配水幹線
- <第2段階> 主要配水幹線に準じる管路及び必要と認められる管路

##### (イ) 配水小管復旧

重要と認められる管路を優先し、順次復旧に努める。

### ② 下水道施設 【 下水道復旧班 】

流域下水道幹線及び処理場等の復旧状況を荒川右岸下水道事務所と調整しつつ、枝線・幹線を含め、重要な管きよの流下能力を順次速やかに復旧し処理可能区域の拡大に努める。

### ③ 電気施設 【 東京電力パワーグリッド(株)志木支社 】

復旧の順位は、原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、民生安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度を考慮し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

④ 電話通信施設 【 NTT 東日本(株)埼玉事業部 】

ア 電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

イ 前項の場合において、重要通信の確保に留意して、災害状況、電気通信設備の被災状況に応じ、NTT 東日本(株)埼玉事業部の社内規定に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

⑤ 都市ガス施設 【 東京ガスグループ(東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)) 】

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次にあげる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア 復旧計画の策定

- (ア) 復旧手順及び方法
- (イ) 復旧要員の確保及び配置
- (ウ) 復旧用資機材の調達
- (エ) 復旧作業の期間
- (オ) 供給停止需要家等への支援
- (カ) 宿泊施設の手配、食料等の調達
- (キ) その他必要な対策

イ 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画する。

なお、臨時供給に当たっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

⑥ 交通施設 【 日本貨物鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武バス(株)、国際興業(株)、東武バスウエスト(株) 】

交通施設は、被災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから早急な復旧が望まれる。

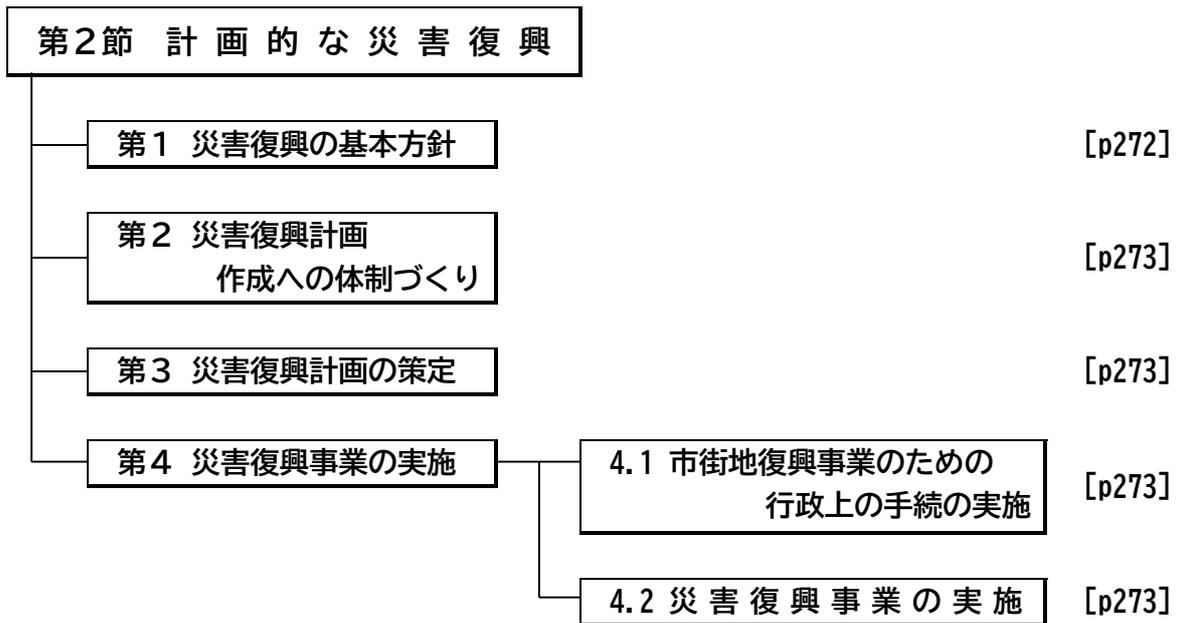
このため、各機関は、応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないように本復旧計画を立てる。

なお、復旧作業は計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

## 第2節 計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する災害復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。そのため、事前に復興プランを策定し、災害復興が速やかに行われるよう準備する。

\*\*\*\*\* 《 計画的な災害復興の構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

### 第1 災害復興の基本方針

本市は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の基本理念に則り、国との適切な役割分担の下、将来発生する災害に備えて、また、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した「防災まちづくり」を実施する。

「防災まちづくり」を実施するために、災害復興計画では、現在の住民のみならず将来の住民のためにという理念の下に、「市のあるべき姿」を明確に表し、将来に悔いのないまちづくりを進めていく。

このためには、災害復興計画の作成は、市民の理解を得ることを大前提とし、「安全で災害に強い」、「要配慮者に優しく安心して住める」、「互いに協力し、助け合う防災活動システムが整った」まちづくりを目指す方針の下に作成しなければならない。

## 第2 災害復興計画作成への体制づくり

本市の「災害復興ビジョン」をいち早く示すことは、被災住民に未来への夢をもたらし、復興への目標とエネルギーを生み出す原動力となり、個々の復興事業を円滑に推進することが可能となる。

発災後、できるだけ早い時期に都市計画作成部門や企画部門等を含めた災害復興計画の専門チームを編成し、「災害復興ビジョン」の速やかな公表を目指す。

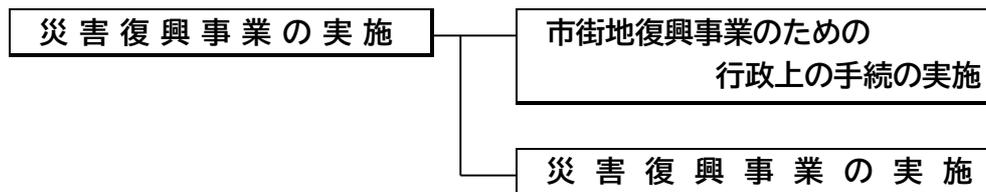
## 第3 災害復興計画の策定

本市は、災害復興の基本方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画及び生活復興に関する計画並びにその事業手法、財源確保及び推進体制に関する事項について定める。

## 第4 災害復興事業の実施

### 《 記載事項 》



### 4.1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

#### (1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

本市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

#### (2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

本市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

### 4.2 災害復興事業の実施

本市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

## 第3節 生活再建等の支援

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について以下の計画を定めるものである。

\*\*\*\*\* 《 生活再建等の支援の構成 》 \*\*\*\*\*

<b>第3節 生活再建等の支援</b>		
<b>第1 被災市民相談</b>	<b>1.1 市民サポートセンターの開設</b>	[p275]
	<b>1.2 罹災証明書の発行</b>	[p276]
<b>第2 罹災者のメンタルケア</b>	<b>2.1 メンタルケア対策</b>	[p278]
	<b>2.2 災害対策要員のメンタルケア</b>	[p279]
	<b>2.3 子どもたちのメンタルケア</b>	[p279]
<b>第3 被災者の生活確保</b>	<b>3.1 職業のあっせん</b>	[p280]
	<b>3.2 市税等の徴収猶予及び減免の措置</b>	[p281]
	<b>3.3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策</b>	[p281]
	<b>3.4 生活必需品の安定供給の確保</b>	[p282]
	<b>3.5 生活福祉資金</b>	[p282]
	<b>3.6 災害復興融資</b>	[p282]
	<b>3.7 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</b>	[p282]
	<b>3.8 被災者生活再建支援制度</b>	[p283]
	<b>3.9 借地借家の特例の適用に関する計画</b>	[p284]
	<b>3.10 住宅の建設等</b>	[p284]
<b>第4 地域経済の復旧支援</b>	<b>4.1 被災中小企業への融資等</b>	[p285]
	<b>4.2 被災農林漁業関係者への融資等</b>	[p286]

\*\*\*\*\*

## 第1 被災市民相談

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。

### 《 記載事項 》

被災市民相談

市民サポートセンターの開設

罹災証明書の発行

### 1.1 市民サポートセンターの開設

【 市民窓口班、各班 】

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、本市は「市民窓口班」を中心に、「市民サポートセンター」を開設し、必要に応じて各班が応援する体制を整備する。なお、業務においては、最大限、被災者台帳を活用する。

市民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

#### (1) 各種手続の総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続及び各種相談を一元的に処理する。

#### (2) 各専門分野での相談

- ① 医療、保健（精神保健含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける。
- ② 相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家を派遣してもらえるようにする。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。

#### (3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

#### (4) 情報の提供

被災者が自立を図る上で必要な情報を収集し、電話による照会への対応及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって情報を提供する。

#### (5) その他

- ① 被災者からの要望を「聞きっぱなし」のままで終わらせることのないようにする。

- ② 必要に応じて指定避難所の巡回相談を行う。
- ③ 要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

## 1.2 罹災証明書等の発行

【 市民窓口班 】

### (1) 罹災証明等の実施

罹災証明書の交付は、災対法第90条の2に規定され、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明する。

### (2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた以下に示すものを対象とする。なお、人的被害については、被災証明とする。

#### ① 人的被害

・死亡	・行方不明	・負傷
-----	-------	-----

#### ② 物的被害

・全壊又は全焼	・その他の物的被害
・半壊*又は半焼	・床上浸水
・一部損壊	・床下浸水

※半壊には、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」がある。

『【 本文 】本編 第3章 第5節 第2「2.3 罹災証明書の発行」』参照

### (3) 罹災証明書の発行手順

#### ① 被害認定調査の準備

家屋調査班は、遅滞なく罹災証明書を発行するため、「情報班」の協力を得て、市内家屋の被災状況の把握や調査員の確保等、被害認定調査のための事前準備を行う。

『【 本文 】本編 第3章 第5節 第2「2.3 罹災証明書の発行」』参照

#### ② 被害認定調査の実施

家屋調査班は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、調査を実施する。

『【 本文 】本編 第3章 第5節「第2 住家の被害認定調査」』参照

#### ③ 罹災台帳の作成

被害認定調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「罹災台帳」を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネット

ワークの事前整備を図る。

「罹災台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、罹災証明書を発行する。

#### ④ 罹災証明書等の発行

罹災証明書等は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長若しくは消防局長（火災の証明に限る。）が作成し、これらの者に発行する。なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネットワークの事前整備を図る。

ただし、証明手数料については徴収しない。

#### (4) 広報と相談窓口の設置

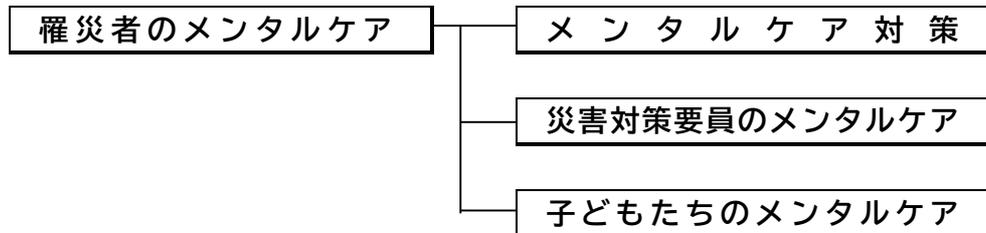
罹災証明書に関する広報を「広報班」に依頼し、広報紙や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。

『【本文】本編 第3章 第5節「第1 応急対策に係る広報活動」』参照

## 第2 罹災者のメンタルケア

災害によって深く心が傷ついた心理状態の治療又は症状を軽減するための対策を講じる。

### 《 記載事項 》



### 2.1 メンタルケア対策

【 医療班 】

被災者個人及び行政が実施するメンタルケア対策として以下の方法がある。

#### (1) 被災者個人の対策

- ① 被災者は、誰もが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないということ認識する。
- ② 誰でも無関心や無感動になることを自覚し、そうした気持ちを否定しない。
- ③ できるだけ活動的にしている。
- ④ 現実から逃げない（葬儀に参列する、損失を調べる、被災現場に戻る等）。
- ⑤ どういう災害であったかを本気になって考える。
- ⑥ 善意を素直に受け入れる。
- ⑦ 一人になれる時間を持つ。

#### (2) 行政の対応

##### ① 「心のケアセンター」の開設

医師、臨床心理士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、次の対策を実施する。

- 住民からの電話及びファクシミリによる相談を受ける「震災ストレスほっとライン24時間」の開設
- 指定避難所、仮設住宅等を含む家庭訪問による巡回相談の実施

##### ② 精神衛生ボランティアによる仮設住宅、福祉施設等への巡回

精神衛生ボランティアを活用し、仮設住宅や福祉施設を巡回し、相談等を実施する。

---

## 2.2 災害対策要員のメンタルケア

---

【 医療班、受援班 】

災害対策要員は、精神的にも肉体的にも過度の疲労を抱えることになるが、職員の心身の健康の維持こそが災害対策を進める原動力であり、そのためには、交替に休みを取りながら、お互いに助け合い、労りあって、ストレスをうまく軽減していくことが重要である。

受援班は、必要に応じて医療班と連携し、災害対策要員の相談体制を整備する。

---

## 2.3 子どもたちのメンタルケア

---

【 保育班、学校班 】

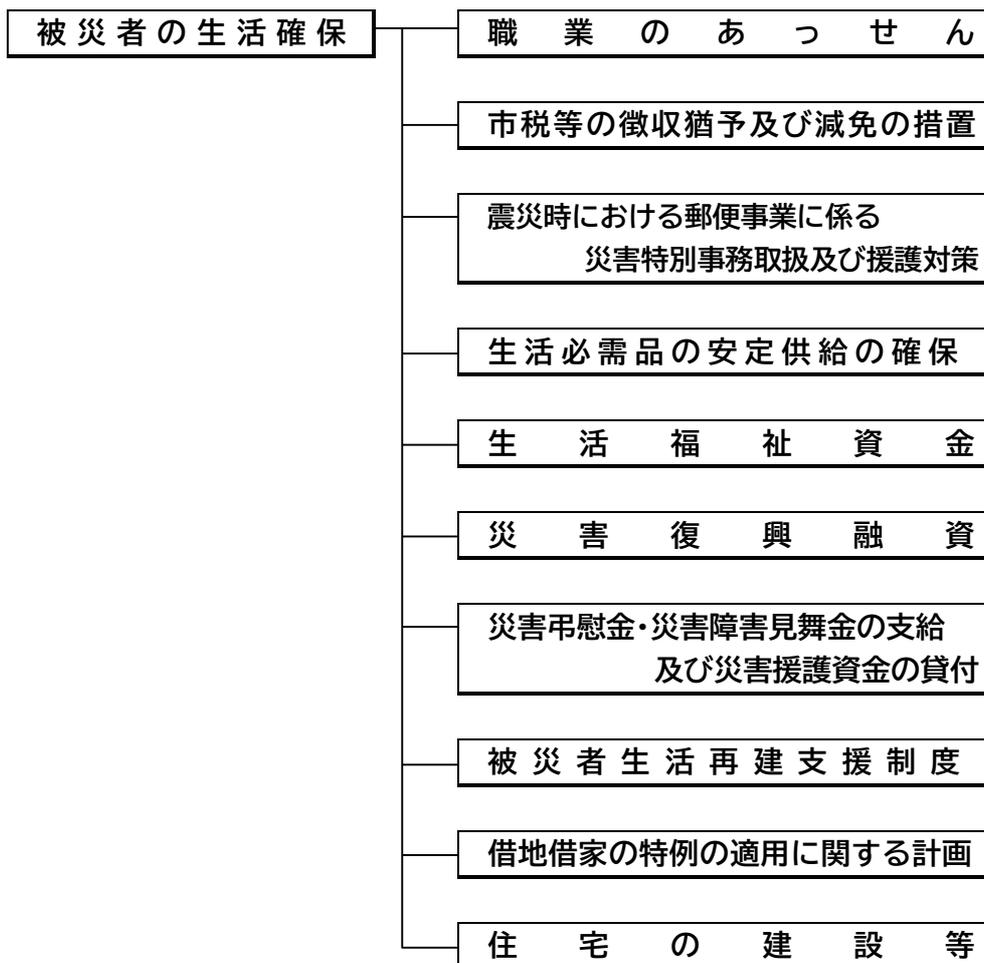
子どもたちのメンタルケアを考え、実行する場合、次の5つのことに配慮して行う。

- (1) 何が起こったのか、正しく理解させる。
- (2) 子どもは強い恐怖感を持っていることを知っておく。
- (3) 無力感に対処する。
- (4) 人間関係に変化があらわれることを知っておく。
- (5) 人間観や、人生観に影響を受けることを知っておく。

### 第3 被災者の生活確保

地震により被害を受けた市民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講じる。

《 記載事項 》



#### 3.1 職業のあっせん

【 産業班 】

国（埼玉労働局）や県が行う、災害により離職を余儀なくされた被災者への措置等について、被災者に情報提供する。

## 3.2 市税等の徴収猶予及び減免の措置

【 関係各課 】

災害により被災者の納付すべき市税等について、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。特に住家の被害認定調査結果（罹災証明書の内容）に留意する。

『【 本文 】本編 第3章 第5節 第2「2.3 罹災証明書の発行」』参照

## 3.3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【 日本郵便(株) 】

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

### (1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

### (2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す次に掲げる条件に該当する第一種郵便物、通常葉書及び盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物の料金又は特殊取扱いの料金免除を実施する。

- ① 天災その他非常の災害を受けたことに伴って差し出すものであること。
- ② 特殊取扱いとする場合は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）第十四条の規定による改正前の法第六十条に規定する速達に相当するもの又はこれに準じた取扱いとするものであること。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

### (3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

### (4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

### 3.4 生活必需品の安定供給の確保

---

【 県 】

県は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努め、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

本市は、県の活動に協力する。

### 3.5 生活福祉資金

---

【 援護班 】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して速やかに自立更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び本市の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

ただし、生活福祉資金と災害援護資金とを同一世帯に重複貸付することができないことに留意する。

### 3.6 災害復興融資

---

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

### 3.7 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

---

【 援護班 】

災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、本市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

ただし、生活福祉資金と災害援護資金とを同一世帯に重複貸付することができないことに留意する。

### 3.8 被災者生活再建支援制度

【 市民窓口班、総括班 】

#### (1) 被災者生活再建支援制度の概要

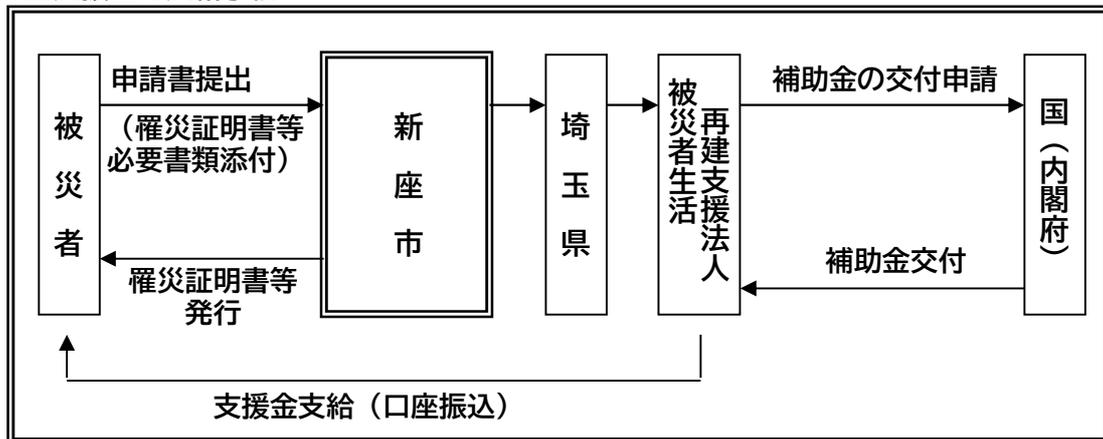
地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。

さらに、平成19年度に、住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。また、所得・年齢等の要件、用途制限の撤廃等の改正が行われた。

なお、県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

#### ■支援金の支給手続



#### (2) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の自治体では、自治体ごとの適用基準を満たさず、支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行うものとしている（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

##### ① 埼玉県・市町村生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、住宅が全壊、大規模半壊、又は中規模半壊した世帯に、住宅の被害程度や再建方法に応じて最高300万円を給付（やむを得ず解体した半壊世帯を含む・複数世帯の場合）もの

##### ② 埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、住宅が半壊し、自ら住宅を補修又は賃借した世帯に、最高50万円（複数世帯の場合）を給付するもの

### (3) 地震保険の活用

地震保険は地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、本市及び県は、その制度の普及促進に努める。

## 3.9 借地借家の特例の適用に関する計画

---

【 関係各課 】

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれがあるときは、本部長（市長）は、迅速適切に罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）の適用を図る。

本部長（市長）は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときは、所定の申請書を用いて、国土交通大臣宛てに申請する。

## 3.10 住宅の建設等

---

【 県、住宅復旧班 】

災害により住宅を滅失した被災者の住居の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き住戸等の活用を図る。

### (1) 災害公営住宅の建設等

自己の資金では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建築若しくは買取又は被災者へ転貸するため借り上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行う。

### (2) 公営住宅の空き住戸等の活用

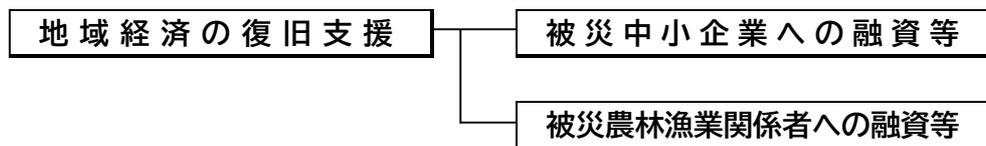
公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き住戸等を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

## 第4 地域経済の復旧支援

地震により被害を受けた農林漁業者又は団体及び中小企業に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

### 《 記載事項 》



### 4.1 被災中小企業への融資等

【 県、産業班 】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

本市は、被災者等にこれらの情報を提供する。

#### (1) 県制度融資の貸付

県は、経営安定資金（災害復旧貸付）の融資を行う。

#### (2) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

#### (3) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

#### (4) 中小企業者に対する周知

本市及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

## 4.2 被災農林漁業関係者への融資等

---

【 県、産業班 】

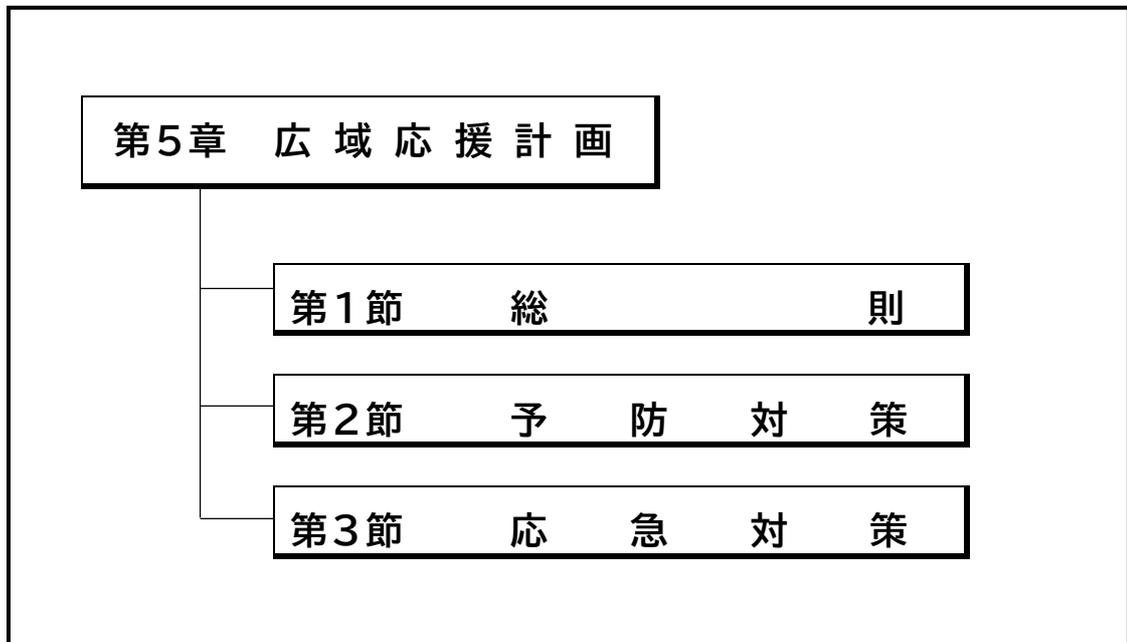
県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。

本市は、被災者等にこれらの情報を提供する。

- ① 天災融資法に基づく資金融資
- ② 株式会社日本政策金融公庫法による資金貸付
- ③ 埼玉県農業災害対策特別措置条例及び新座市農業災害対策要綱に基づく資金融資
- ④ 農業災害補償法に基づく農業災害補償

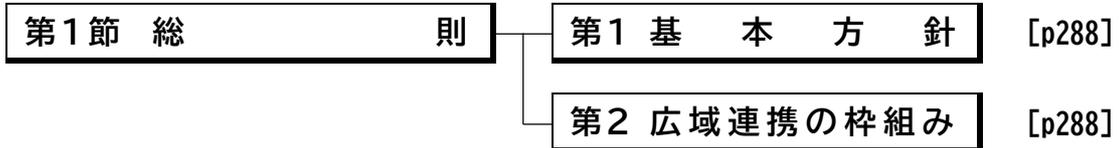
## 第5章 広域応援計画

この計画は、大規模な災害が発生した場合に、本市として市域内の災害対応を迅速に行うとともに、県の広域応援体制への協力について定めたものである。



## 第1節 総則

\*\*\*\*\* 《 総則の構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

### 第1 基本方針

南関東圏で発生する地震は、どこで発生するかは定かではないため、震源が埼玉県から離れている場合、埼玉県の被害は近隣都県に比べて相対的に少ないこと、優れた交通網を有すること、人口・経済規模が大きいこと、国の機関が集積していることから、甚大な被害を被った首都圏に対して、全国から集まる救援・支援を速やかに首都圏に受け入れる役割を果たすのに適している。

そこで、県では、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとしている。

これを受けて、本市としては、市域内の災害対応を迅速に行うとともに、県の広域応援体制に協力する。

### 第2 広域連携の枠組み

埼玉県では、災害時において他の地方自治体との協力の下、迅速な災害対応が行えるよう相互応援協定を締結している。

#### ① 九都県市

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を作成するなど、平時から実動・図上訓練の実施等により発災時に備えている。

#### ② 全国知事会

全国の都道府県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、各ブロック知事会における支援体制の枠組構築を推進している。

③ 関東地方知事会

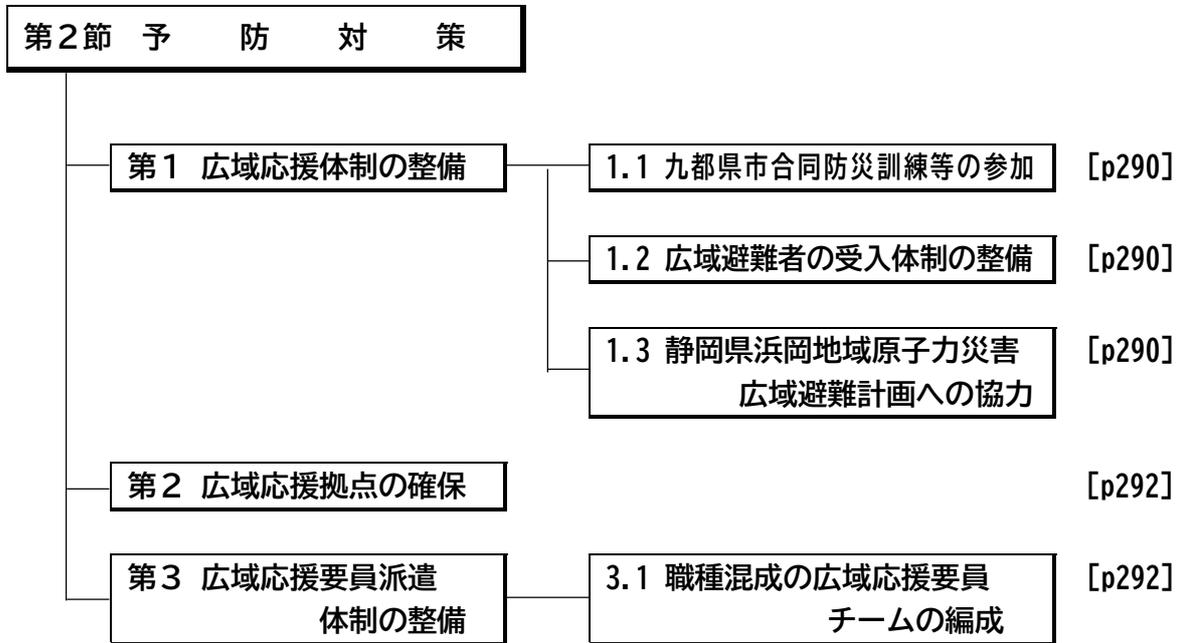
関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）では、「1都9県における震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、カバー（支援）体制の構築を進めている。

④ 三県知事会

三県知事会（群馬県、埼玉県、新潟県）では、「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結し、平時における防災体制の共同研究及び連携事業を行っている。

## 第2節 予防対策

\*\*\*\*\* 《 予防対策の構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

### 第1 広域応援体制の整備

#### 1.1 九都県市合同防災訓練等の参加

本市は、県が関係都県市とともに実施する九都県市合同防災訓練等に参加し、又は協力する。

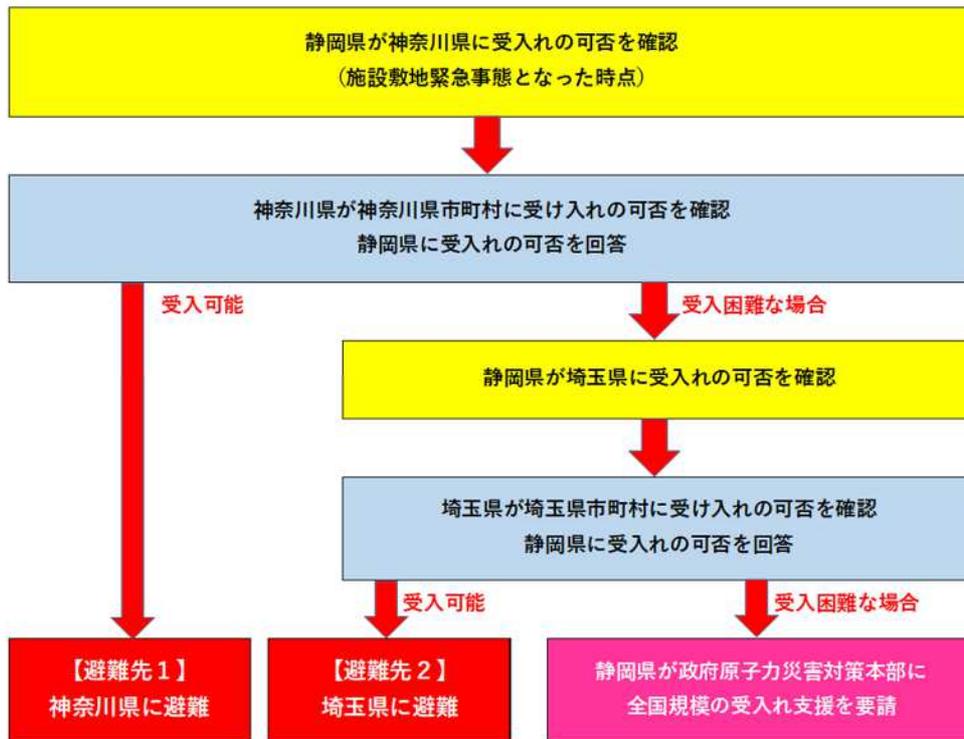
#### 1.2 広域避難者の受入体制の整備

本市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

#### 1.3 静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画への協力

静岡県御前崎市の中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、大規模地震との複合災害時などで静岡県内市町、神奈川県に避難できない場合、本市が被災し

ていないことを条件に、「藤枝市原子力災害広域避難計画」に基づき、静岡県藤枝市民の広域避難先として協力するものである。



出典) 「藤枝市原子力災害広域避難計画」令和4年3月、藤枝市

### (1) 本市の留意点

- ① 避難所は、原則、本市が指定する避難所とする。
- ② 避難者の受入期間は、原則、1か月程度とする。
- ③ 避難所開設等の初動対応（3日間程度）は本市が対応することとし、可能な限り速やかに避難元市町へ引き継ぐ。
- ④ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行う。
- ⑤ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する。なお、初動対応時において、避難者のために食糧や資機材等の協力した場合の費用については、避難元が費用の負担を行う。

### (2) 本市の対応

南海トラフ地震が発生した場合、本市においても、震度5強の想定となっているため、その場合、警戒体制2号配備となり、全所属にわたる対応を行う。本市域における被害状況の把握を行い、埼玉県へ報告を行う。その後、埼玉県を通じた協議を行い、受入れが決定した場合、避難所運営については緊急初動職員が行う。

なお、本市域で震度4以下の地震が発生した場合、総括班を中心に被害状況の把握を行い、受入れが決定した際、避難所運営については、避難所運営班を招集し、対応する。

また、避難者が避難する際に、第一目的地となり、かつ、避難者に避難所を案内する場所として、「避難経由所」を設置する。本市の避難経由所は総合運動公園とする。

## 第2 広域応援拠点の確保

---

県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点を確保するため、拠点候補地を選定する。

### □広域応援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、埼玉県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。
---

## 第3 広域応援要員派遣体制の整備

---

### 3.1 職種混成の広域応援要員チームの編成

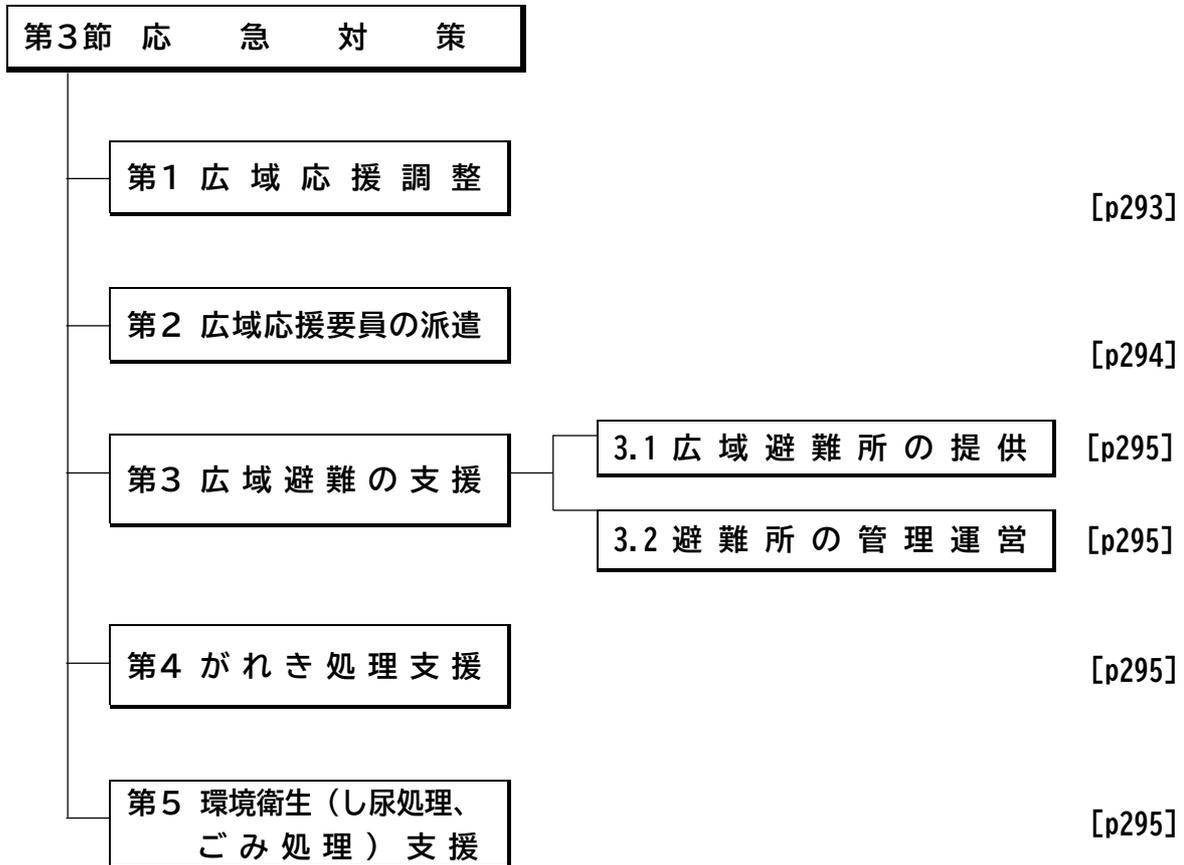
---

県は、市町村とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整えるものとしている。

そこで、本市は、応援要員として、市町村業務を熟知する市町村職員の派遣について協力する。

## 第3節 応急対策

\*\*\*\*\* 《 応急対策の構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

### 第1 広域応援調整

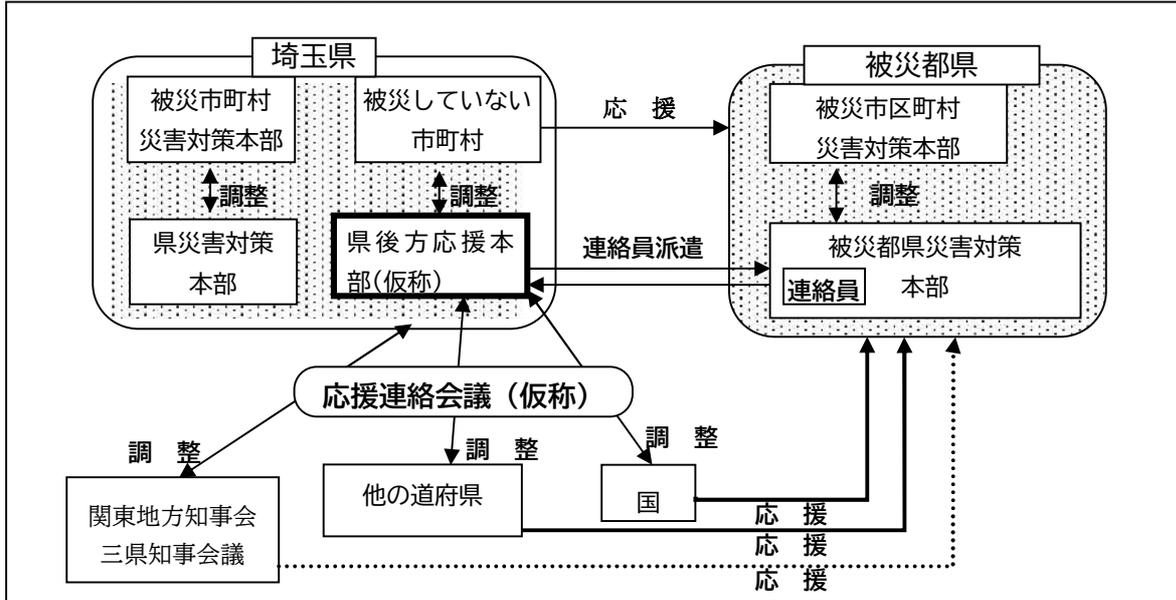
県は、首都圏広域災害が発生した場合、広域応援調整のための県後方応援本部（仮称）を設置し、被災地への支援を実施するものとしている。

そこで、本市は、被災の程度が軽微又は被災していない場合、県後方応援本部（仮称）が実施する応援活動に協力する。

#### □後方応援本部の主な業務

- 被災都県の応援ニーズの把握
- 全国からの応援活動に関する情報の取りまとめ
- 応援ニーズの応援道府県への伝達、応援道府県との調整
- 国や他の都道府県が情報共有する「応援連絡会議（仮称）」の事務局業務

□広域応援体制の関係図



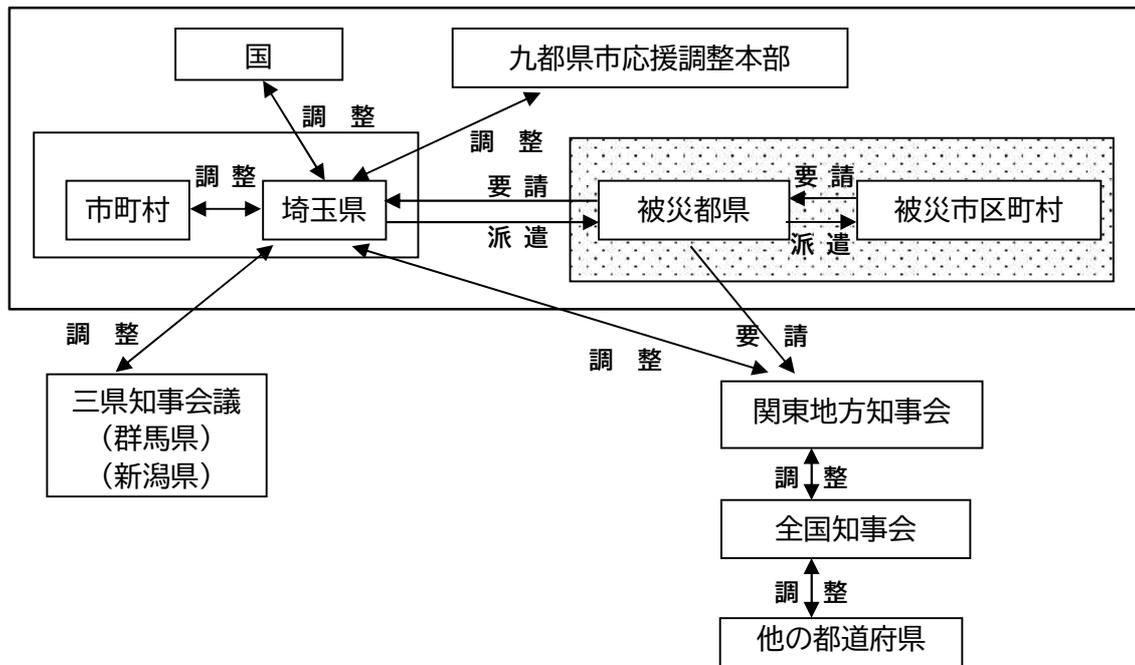
出典) 埼玉県地域防災計画(広域応援編) 令和7年5月

第2 広域応援要員の派遣

県は、市町村とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施するものとしている。

そこで、本市は、県の編成する職種混成の応援要員のチームに対する市職員の派遣に協力する。

□広域応援体制の関係図



出典) 埼玉県地域防災計画(広域応援編) 令和7年5月

---

## 第3 広域避難の支援

---

### 3.1 広域避難所の提供

---

県から広域避難者の受入れについて要請があった場合には、本市は、市内の避難状況を踏まえ、広域避難者を受け入れるための避難所の開設について検討を行う。

本市は、広域避難者を受け入れるための避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、緊急初動職員が収容すべき者を誘導して保護する。

なお、公示については危機管理室が、避難所の運営管理については緊急初動職員が実施する。

### 3.2 避難所の運営管理

---

「第2編－第3章 震災応急対策計画－第3節－第4 避難対策－4.6 指定避難所の運営」を準用する。

---

## 第4 がれき処理支援

---

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

---

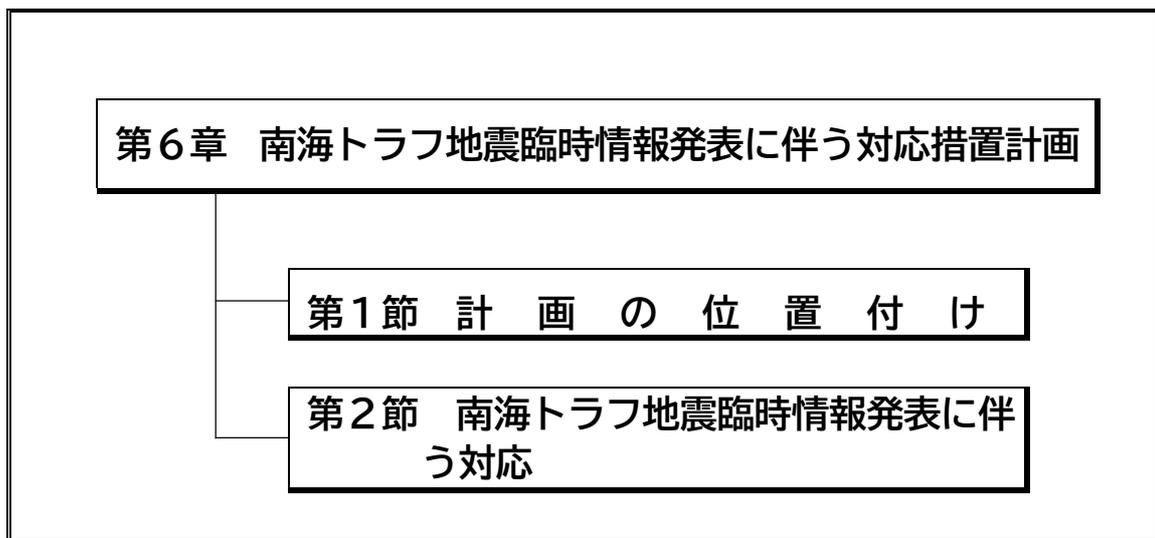
## 第5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

---

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のし尿及びごみについて、その処理を支援する。

## 第6章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく、南海トラフ地震による本市及び防災関係機関のとりべき事前措置の基本的事項について定めたものである。



## 第1節 計画の位置付け

\*\*\*\*\* 《 計画の位置付けの構成 》 \*\*\*\*\*

第1節 計画の位置付け

第1 策 定 の 趣 旨

[p297]

\*\*\*\*\*

### 第1 策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第29号)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定や南海トラフ地震防災対策基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定された。

埼玉県及び本市は、推進地域には指定されていないが、南海トラフで発生しうる最大規模の地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、東京都と隣接する本市においては、被害の発生が予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱の発生が懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

なお、令和6年8月8日には、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことから、市は平時から市民及び事業者等にホームページ等で臨時情報の意味や日頃からの備え等について周知する。

<参考:「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度と予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、これまで本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

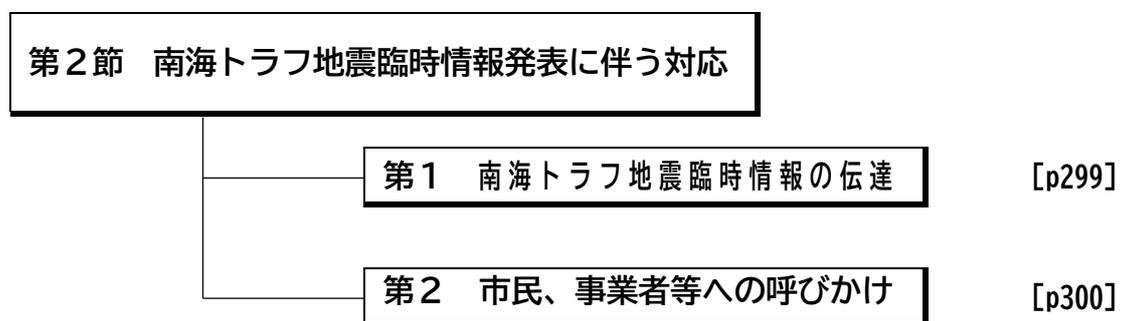
平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、この運用に伴い、現在、「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。そのため、警戒宣言が発令される見込みがないことから、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については掲載しない。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

気象庁は、南海トラフ沿いの強化地域等で大規模な地震の可能性が相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

このため、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

\*\*\*\*\* 《 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応の構成 》 \*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

## 第1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

【 危機管理室 】

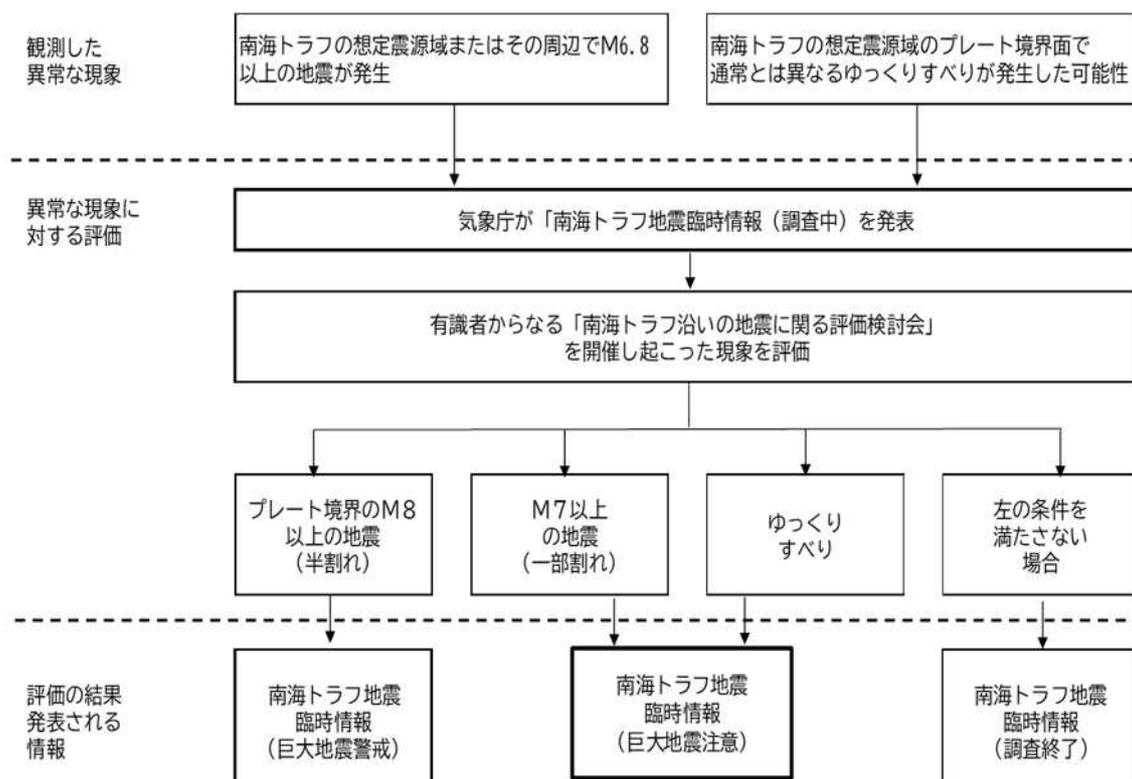
### (1) 伝達

本市は、県や気象庁等から南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等の「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けたときは、直ちにその旨を庁内及び防災対策上重要な機関等に伝達する。

なお、南海トラフ地震に関する情報は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

### □南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



## 第2 市民、事業者等への呼びかけ

【 危機管理室 】

市は、「南海トラフ地震臨時情報」の連絡を受けた場合には、市民に対して、日頃からの地震の備えの再確認をするとともに、一定期間できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、事業者等に対しても同様に、適切な防災対応をとるよう呼びかける。

### □住民への防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところできるだけ近づかない 等

### □事業者等への防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

### □各ケースと気象庁発表、警戒及び注意をする期間

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

出典) 埼玉県地域防災計画(震災対策編)令和7年5月